

平成22年第 1 回壱岐市議会定例会 会議録目次

会期日程	1
上程案件及び処理結果	2
一般質問通告者及び質問事項一覧	6
第 1 日 (3 月 5 日 金曜日)	
議事日程表 (第 1 号)	7
出席議員及び説明のために出席した者	9
開 会 (開議)	1 0
会議録署名議員の指名	1 0
会期の決定	1 1
諸般の報告	1 2
施政方針の説明	1 3
議案説明	
承認第 1 号 損害賠償額の決定についての専決処分を報告し、承認を求めることについて	3 3
議案第 6 号 長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について	3 3
議案第 7 号 長崎県市町村総合事務組合の規約変更について	3 4
議案第 8 号 長崎県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について	3 5
議案第 9 号 壱岐市行政組織条例の一部改正について	3 5
議案第 1 0 号 壱岐市個人情報保護条例の一部改正について	3 6
議案第 1 1 号 壱岐市附属機関設置条例の一部改正について	3 6
議案第 1 2 号 壱岐市職員定数条例の一部改正について	3 7
議案第 1 3 号 壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	3 7
議案第 1 4 号 壱岐市嘱託職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定について	3 7
議案第 1 5 号 壱岐市三島航路事業条例の制定について	3 9
議案第 1 6 号 壱岐文化ホール条例の一部改正について	3 9

議案第 17 号	壱岐市文化財展示施設条例の制定について	40
議案第 18 号	壱岐市地域福祉活動拠点施設条例の制定について	41
議案第 19 号	壱岐市国民健康保険出産費貸付基金条例の廃止について	42
議案第 20 号	壱岐市ペット霊園条例の制定について	42
議案第 21 号	壱岐市農業機械銀行条例の一部改正について	44
議案第 22 号	壱岐市死亡獣畜取扱場条例の一部改正について	44
議案第 23 号	壱岐市堆肥センター条例の制定について	45
議案第 24 号	壱岐市火災予防条例の一部改正について	45
議案第 25 号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市郷ノ浦町デイサービスセンター）	46
議案第 26 号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市勝本町ふれあいセンターかざはや）	46
議案第 27 号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市芦辺町クオリティーライフセンターつばさ）	47
議案第 28 号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市石田町総合福祉センター）	47
議案第 29 号	公の施設の指定管理者の指定について（勝本総合運動公園）	47
議案第 30 号	市道路線の廃止について	48
議案第 31 号	市道路線の認定について	49
議案第 32 号	平成 21 年度壱岐市一般会計補正予算（第 10 号）	49
議案第 33 号	平成 21 年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	53
議案第 34 号	平成 21 年度壱岐市老人保健特別会計補正予算（第 2 号） ...	54
議案第 35 号	平成 21 年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）	54
議案第 36 号	平成 21 年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第 7 号）	55
議案第 37 号	平成 21 年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）	56
議案第 38 号	平成 21 年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第 4 号）	57

議案第 3 9 号	平成 2 1 年度沓崎市農業機械銀行特別会計補正予算（第 3 号）	5 8
議案第 4 0 号	平成 2 1 年度沓崎市病院事業会計補正予算（第 4 号）	5 8
議案第 4 1 号	平成 2 1 年度沓崎市水道事業会計補正予算（第 2 号）	5 9
議案第 4 2 号	平成 2 2 年度沓崎市一般会計予算	6 0
議案第 4 3 号	平成 2 2 年度沓崎市国民健康保険事業特別会計予算	6 9
議案第 4 4 号	平成 2 2 年度沓崎市老人保健特別会計予算	7 1
議案第 4 5 号	平成 2 2 年度沓崎市後期高齢者医療事業特別会計予算	7 2
議案第 4 6 号	平成 2 2 年度沓崎市介護保険事業特別会計予算	7 2
議案第 4 7 号	平成 2 2 年度沓崎市簡易水道事業特別会計予算	7 4
議案第 4 8 号	平成 2 2 年度沓崎市下水道事業特別会計予算	7 5
議案第 4 9 号	平成 2 2 年度沓崎市特別養護老人ホーム事業特別会計予算	7 7
議案第 5 0 号	平成 2 2 年度沓崎市三島航路事業特別会計予算	7 8
議案第 5 1 号	平成 2 2 年度沓崎市農業機械銀行特別会計予算	7 9
議案第 5 2 号	平成 2 2 年度沓崎市病院事業会計予算	7 9
議案第 5 3 号	平成 2 2 年度沓崎市水道事業会計予算	8 1

第 2 日（ 3 月 1 0 日 水曜日）

議事日程表（第 2 号）	8 5
出席議員及び説明のために出席した者	8 7
発言の申し出（市長の報告）	8 8
議案審議（質疑、委員会付託省略、討論、採決）	
承認第 1 号 損害賠償額の決定についての専決処分を報告し、承認を求めることについて	8 9
議案に対する質疑	
議案第 6 号 長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について	9 0
議案第 7 号 長崎県市町村総合事務組合の規約変更について	9 0
議案第 8 号 長崎県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について	9 0
議案第 9 号 沓崎市行政組織条例の一部改正について	9 0

議案第 1 0 号	壱岐市個人情報保護条例の一部改正について	9 1
議案第 1 1 号	壱岐市附属機関設置条例の一部改正について	9 2
議案第 1 2 号	壱岐市職員定数条例の一部改正について	9 5
議案第 1 3 号	壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	9 6
議案第 1 4 号	壱岐市嘱託職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定について	9 9
議案第 1 5 号	壱岐市三島航路事業条例の制定について	9 9
議案第 1 6 号	壱岐文化ホール条例の一部改正について	9 9
議案第 1 7 号	壱岐市文化財展示施設条例の制定について	1 0 1
議案第 1 8 号	壱岐市地域福祉活動拠点施設条例の制定について	1 0 4
議案第 1 9 号	壱岐市国民健康保険出産費貸付基金条例の廃止について	1 0 6
議案第 2 0 号	壱岐市ペット霊園条例の制定について	1 0 6
議案第 2 1 号	壱岐市農業機械銀行条例の一部改正について	1 0 6
議案第 2 2 号	壱岐市死亡獣畜取扱場条例の一部改正について	1 0 6
議案第 2 3 号	壱岐市堆肥センター条例の制定について	1 0 8
議案第 2 4 号	壱岐市火災予防条例の一部改正について	1 0 8
議案第 2 5 号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市郷ノ浦町デイサービスセンター）	1 0 8
議案第 2 6 号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市勝本町ふれあいセンターかざはや）	1 0 8
議案第 2 7 号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市芦辺町クオリティーライフセンターつばさ）	1 0 8
議案第 2 8 号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市石田町総合福祉センター）	1 0 8
議案第 2 9 号	公の施設の指定管理者の指定について（勝本総合運動公園）	1 0 8
議案第 3 0 号	市道路線の廃止について	1 0 8
議案第 3 1 号	市道路線の認定について	1 0 8
議案第 3 2 号	平成 2 1 年度壱岐市一般会計補正予算（第 1 0 号）	1 0 9
議案第 3 3 号	平成 2 1 年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	1 1 3

議案第 3 4 号	平成 2 1 年度沓崎市老人保健特別会計補正予算（第 2 号）	...	1 1 3
議案第 3 5 号	平成 2 1 年度沓崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）		1 1 3
議案第 3 6 号	平成 2 1 年度沓崎市簡易水道事業特別会計補正予算（第 7 号）		1 1 3
議案第 3 7 号	平成 2 1 年度沓崎市下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）		1 1 3
議案第 3 8 号	平成 2 1 年度沓崎市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第 4 号）		1 1 3
議案第 3 9 号	平成 2 1 年度沓崎市農業機械銀行特別会計補正予算（第 3 号）		1 1 3
議案第 4 0 号	平成 2 1 年度沓崎市病院事業会計補正予算（第 4 号）		1 1 4
議案第 4 1 号	平成 2 1 年度沓崎市水道事業会計補正予算（第 2 号）		1 1 4
議案第 4 2 号	平成 2 2 年度沓崎市一般会計予算		1 1 4
議案第 4 3 号	平成 2 2 年度沓崎市国民健康保険事業特別会計予算		1 3 5
議案第 4 4 号	平成 2 2 年度沓崎市老人保健特別会計予算		1 3 5
議案第 4 5 号	平成 2 2 年度沓崎市後期高齢者医療事業特別会計予算		1 3 5
議案第 4 6 号	平成 2 2 年度沓崎市介護保険事業特別会計予算		1 3 5
議案第 4 7 号	平成 2 2 年度沓崎市簡易水道事業特別会計予算		1 3 5
議案第 4 8 号	平成 2 2 年度沓崎市下水道事業特別会計予算		1 3 5
議案第 4 9 号	平成 2 2 年度沓崎市特別養護老人ホーム事業特別会計予算	...	1 3 6
議案第 5 0 号	平成 2 2 年度沓崎市三島航路事業特別会計予算		1 3 6
議案第 5 1 号	平成 2 2 年度沓崎市農業機械銀行特別会計予算		1 3 6
議案第 5 2 号	平成 2 2 年度沓崎市病院事業会計予算		1 3 6
議案第 5 3 号	平成 2 2 年度沓崎市水道事業会計予算		1 3 7
委員会付託（議案）			1 3 7
予算特別委員会の設置			1 3 7
市長提出追加議案の説明			
議案第 5 4 号	一般廃棄物最終処分場（本体）建設工事請負契約の締結について		1 3 8
議案第 5 5 号	財産の無償譲渡について		1 3 9
市長提出追加議案に対する質疑			

議案第 5 4 号 一般廃棄物最終処分場（本体）建設工事請負契約の締結について	1 4 0
議案第 5 5 号 財産の無償譲渡について	1 4 4
委員会付託（追加議案）	1 4 4

第 3 日（ 3 月 1 1 日 木曜日）

議事日程表（第 3 号）	1 4 7
出席議員及び説明のために出席した者	1 4 7
一般質問	1 4 8
1 1 番 中村出征雄 議員	1 4 8
6 番 町田 正一 議員	1 5 9
2 番 呼子 好 議員	1 7 1
9 番 田原 輝男 議員	1 8 4
1 2 番 鵜瀬 和博 議員	1 9 6
1 3 番 中田 恭一 議員	2 0 8

第 4 日（ 3 月 1 2 日 金曜日）

議事日程表（第 4 号）	2 1 7
出席議員及び説明のために出席した者	2 1 7
一般質問	2 1 8
7 番 今西 菊乃 議員	2 1 8
1 6 番 大久保洪昭 議員	2 3 1
1 0 番 豊坂 敏文 議員	2 4 0
1 番 久保田恒憲 議員	2 4 9
8 番 市山 和幸 議員	2 5 9

第 5 日（ 3 月 2 3 日 火曜日）

議事日程表（第 5 号）	2 6 9
出席議員及び説明のために出席した者	2 7 2
委員長報告、委員長に対する質疑	2 7 3
討論、採決	

議案第 6 号 長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に

について	2 7 9
議案第 7 号 長崎県市町村総合事務組合の規約変更について	2 7 9
議案第 8 号 長崎県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について	2 8 0
議案第 9 号 壱岐市行政組織条例の一部改正について	2 8 0
議案第 1 0 号 壱岐市個人情報保護条例の一部改正について	2 8 0
議案第 1 1 号 壱岐市附属機関設置条例の一部改正について	2 8 1
議案第 1 2 号 壱岐市職員定数条例の一部改正について	2 8 1
議案第 1 3 号 壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	2 8 1
議案第 1 4 号 壱岐市嘱託職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定について	2 8 1
議案第 1 5 号 壱岐市三島航路事業条例の制定について	2 8 2
議案第 1 6 号 壱岐文化ホール条例の一部改正について	2 8 2
議案第 1 7 号 壱岐市文化財展示施設条例の制定について	2 8 2
議案第 1 8 号 壱岐市地域福祉活動拠点施設条例の制定について	2 8 3
議案第 1 9 号 壱岐市国民健康保険出産費貸付基金条例の廃止について	2 8 3
議案第 2 0 号 壱岐市ペット霊園条例の制定について	2 8 3
議案第 2 1 号 壱岐市農業機械銀行条例の一部改正について	2 8 3
議案第 2 2 号 壱岐市死亡獣畜取扱場条例の一部改正について	2 8 4
議案第 2 3 号 壱岐市堆肥センター条例の制定について	2 8 4
議案第 2 4 号 壱岐市火災予防条例の一部改正について	2 8 4
議案第 2 5 号 公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市郷ノ浦町デイサービスセンター）	2 8 5
議案第 2 6 号 公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市勝本町ふれあいセンターかざはや）	2 8 5
議案第 2 7 号 公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市芦辺町クオリティーライフセンターつばさ）	2 8 5
議案第 2 8 号 公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市石田町総合福祉センター）	2 8 5
議案第 2 9 号 公の施設の指定管理者の指定について（勝本総合運動公園）	

.....	2 8 6
議案第 3 0 号 市道路線の廃止について	2 8 6
議案第 3 1 号 市道路線の認定について	2 8 6
議案第 3 2 号 平成 2 1 年度沓崎市一般会計補正予算（第 1 0 号）	2 8 6
議案第 3 3 号 平成 2 1 年度沓崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	2 8 7
議案第 3 4 号 平成 2 1 年度沓崎市老人保健特別会計補正予算（第 2 号） ...	2 8 7
議案第 3 5 号 平成 2 1 年度沓崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）	2 8 7
議案第 3 6 号 平成 2 1 年度沓崎市簡易水道事業特別会計補正予算（第 7 号）	2 8 8
議案第 3 7 号 平成 2 1 年度沓崎市下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）	2 8 8
議案第 3 8 号 平成 2 1 年度沓崎市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算 （第 4 号）	2 8 8
議案第 3 9 号 平成 2 1 年度沓崎市農業機械銀行特別会計補正予算（第 3 号）	2 8 8
議案第 4 0 号 平成 2 1 年度沓崎市病院事業会計補正予算（第 4 号）	2 8 9
議案第 4 1 号 平成 2 1 年度沓崎市水道事業会計補正予算（第 2 号）	2 8 9
議案第 4 2 号 平成 2 2 年度沓崎市一般会計予算	2 8 9
議案第 4 3 号 平成 2 2 年度沓崎市国民健康保険事業特別会計予算	2 9 0
議案第 4 4 号 平成 2 2 年度沓崎市老人保健特別会計予算	2 9 0
議案第 4 5 号 平成 2 2 年度沓崎市後期高齢者医療事業特別会計予算	2 9 0
議案第 4 6 号 平成 2 2 年度沓崎市介護保険事業特別会計予算	2 9 1
議案第 4 7 号 平成 2 2 年度沓崎市簡易水道事業特別会計予算	2 9 1
議案第 4 8 号 平成 2 2 年度沓崎市下水道事業特別会計予算	2 9 1
議案第 4 9 号 平成 2 2 年度沓崎市特別養護老人ホーム事業特別会計予算 ...	2 9 1
議案第 5 0 号 平成 2 2 年度沓崎市三島航路事業特別会計予算	2 9 2
議案第 5 1 号 平成 2 2 年度沓崎市農業機械銀行特別会計予算	2 9 2
議案第 5 2 号 平成 2 2 年度沓崎市病院事業会計予算	2 9 2
議案第 5 3 号 平成 2 2 年度沓崎市水道事業会計予算	2 9 3
議案第 5 4 号 一般廃棄物最終処分場（本体）建設工事請負契約の締結につい	

て	2 9 3
議案第 5 5 号 財産の無償譲渡について	2 9 3
平成 2 1 年請願第 2 号 定置漁業の生産力維持、雇用対策、地域活性化に関する請願	2 9 3
市長提出追加議案の審議（説明、質疑、委員付託省略、討論、採決）	
承認第 2 号 損害賠償額の決定についての専決処分を報告し、承認を求めることについて	2 9 4
同意第 1 号 沓崎市教育委員会委員の任命について	2 9 7
同意第 2 号 沓崎市固定資産評価審査委員会委員の選任について	2 9 9
同意第 3 号 沓崎市固定資産評価審査委員会委員の選任について	2 9 9
同意第 4 号 沓崎市固定資産評価審査委員会委員の選任について	2 9 9
同意第 5 号 沓崎市固定資産評価審査委員会委員の選任について	2 9 9
議員提出議案の審議（説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決）	
発議第 1 号 「ヒロシマ・ナガサキ議定書」の N P T 再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書の提出について	3 0 1
発議第 2 号 永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書の提出について	3 0 3
発議第 3 号 離島の燃油に係る税とする法律制定を求める意見書の提出について	3 0 5
市長提出追加議案の審議（説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決）	
議案第 5 6 号 平成 2 1 年度沓崎市一般会計補正予算（第 1 1 号）	3 0 7
委員会の閉会中の継続審査及び継続調査申し出の件	3 0 9
市長の挨拶	3 1 0
閉 会	3 1 3
資料	
閉会中委員会継続審査及び調査申し出の件	3 1 5

壱岐市告示第10号

平成22年第 1 回壱岐市議会定例会を、次のとおり招集する

平成22年 2 月26日

壱岐市長 白川 博一

1 期 日 平成22年 3 月 5 日（金）

2 場 所 壱岐市議会議場（壱岐西部開発総合センター 2 F ）

平成22年第 1 回壱岐市議会定例会 会期日程

日次	月 日	曜日	会議の種類	摘 要
1	3 月 5 日 （招集日）	金	本会議	○開会 ○会期の決定 ○諸般の報告 ○施政方針の説明 ○議案の上程、説明
2	3 月 6 日	土	休 会	（閉庁日）
3	3 月 7 日	日		
4	3 月 8 日	月	休 会	○質疑・一般質問通告書提出期限（正午まで） ○議会運営委員会（午後 3 時～）
5	3 月 9 日	火		（議案調査）
6	3 月10日	水	本会議	○議案審議（質疑、委員会付託）
7	3 月11日	木	本会議	○一般質問（ 6 人）
8	3 月12日	金	本会議	○一般質問（ 5 人）
9	3 月13日	土	休 会	（閉庁日）
10	3 月14日	日		（閉庁日）一支国博物館開館記念式典10：00～
11	3 月15日	月	委員会	○常任委員会（総務文教、厚生、産業建設）
12	3 月16日	火	委員会 （午後～）	市内中学校卒業式 ○常任委員会（総務文教、厚生、産業建設）
13	3 月17日	水	委員会	○予算特別委員会（一般会計予算）
14	3 月18日	木	休 会	市内小学校卒業式 （予算特別委員会の審査終了により）
15	3 月19日	金	休 会	（議事整理）
16	3 月20日	土	休 会	（閉庁日）
17	3 月21日	日		（春分の日）
18	3 月22日	月		（振替休日）
19	3 月23日	火	本会議	○議案審議（委員長報告、討論、採決） ○追加議案審議（説明、質疑、委員会付託省略 討論、採決） ○閉会

平成22年第1回壱岐市議会定例会 上程案件及び議決結果一覧(1/4)

番 号	件 名	結 果	
		審査付託	本会議
承認第1号	損害賠償額の決定についての専決処分を報告し、承認を求めることについて	省 略	承 認 (3/10)
承認第2号	損害賠償額の決定についての専決処分を報告し、承認を求めることについて	省 略	承 認 (3/23)
議案第6号	長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について	総務文教常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第7号	長崎県市町村総合事務組合の規約変更について	総務文教常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第8号	長崎県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について	厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第9号	壱岐市行政組織条例の一部改正について	総務文教常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第10号	壱岐市個人情報保護条例の一部改正について	総務文教常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第11号	壱岐市附属機関設置条例の一部改正について	総務文教常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第12号	壱岐市職員定数条例の一部改正について	総務文教常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第13号	壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	総務文教常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第14号	壱岐市嘱託職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定について	総務文教常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第15号	壱岐市三島航路事業条例の制定について	総務文教常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第16号	壱岐文化ホール条例の一部改正について	総務文教常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第17号	壱岐市文化財展示施設条例の制定について	総務文教常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第18号	壱岐市地域福祉活動拠点施設条例の制定について	厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第19号	壱岐市国民健康保険出産費貸付基金条例の廃止について	厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第20号	壱岐市ペット霊園条例の制定について	厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第21号	壱岐市農業機械銀行条例の一部改正について	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第22号	壱岐市死亡獣畜取扱場条例の一部改正について	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第23号	壱岐市堆肥センター条例の制定について	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)

平成22年第1回壱岐市議会定例会 上程案件及び議決結果一覧(2/4)

番 号	件 名	結 果	
		審査付託	本会議
議案第24号	壱岐市火災予防条例の一部改正について	総務文教常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第25号	公の施設の指定管理者の指定について(壱岐市郷ノ浦町デイサービスセンター)	厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第26号	公の施設の指定管理者の指定について(壱岐市勝本町ふれあいセンターかざはや)	厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第27号	公の施設の指定管理者の指定について(壱岐市芦辺町クオリティーライフセンターつばさ)	厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第28号	公の施設の指定管理者の指定について(壱岐市石田町総合福祉センター)	厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第29号	公の施設の指定管理者の指定について(勝本総合運動公園)	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第30号	市道路線の廃止について	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第31号	市道路線の認定について	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第32号	平成21年度壱岐市一般会計補正予算(第10号)	予算特別委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第33号	平成21年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第34号	平成21年度壱岐市老人保健特別会計補正予算(第2号)	厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第35号	平成21年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)	厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第36号	平成21年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算(第7号)	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第37号	平成21年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第5号)	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第38号	平成21年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算(第4号)	厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第39号	平成21年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算(第3号)	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第40号	平成21年度壱岐市病院事業会計補正予算(第4号)	厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第41号	平成21年度壱岐市水道事業会計補正予算(第2号)	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第42号	平成22年度壱岐市一般会計予算	予算特別委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第43号	平成22年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算	厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)

平成22年第 1 回壱岐市議会定例会 上程案件及び議決結果一覧 (3 / 4)

番 号	件 名	結 果	
		審査付託	本会議
議案第44号	平成 2 2 年度壱岐市老人保健特別会計予算	厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3 / 23)
議案第45号	平成 2 2 年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算	厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3 / 23)
議案第46号	平成 2 2 年度壱岐市介護保険事業特別会計予算	厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3 / 23)
議案第47号	平成 2 2 年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3 / 23)
議案第48号	平成 2 2 年度壱岐市下水道事業特別会計予算	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3 / 23)
議案第49号	平成 2 2 年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計 予算	厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3 / 23)
議案第50号	平成 2 2 年度壱岐市三島航路事業特別会計予算	総務文教常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3 / 23)
議案第51号	平成 2 2 年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3 / 23)
議案第52号	平成 2 2 年度壱岐市病院事業会計予算	厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3 / 23)
議案第53号	平成 2 2 年度壱岐市水道事業会計予算	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3 / 23)
議案第54号	一般廃棄物最終処分場（本体）建設工事請負契約の締 結について	厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3 / 23)
議案第55号	財産の無償譲渡について	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3 / 23)
議案第56号	平成 2 1 年度壱岐市一般会計補正予算（第 1 1 号）	省 略	原案のとおり可決 (3 / 23)
同意第 1 号	壱岐市教育委員会委員の任命について	省 略	同 意 (3 / 23)
同意第 2 号	壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任について	省 略	同 意 (3 / 23)
同意第 3 号	壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任について	省 略	同 意 (3 / 23)
同意第 4 号	壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任について	省 略	同 意 (3 / 23)
同意第 5 号	壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任について	省 略	同 意 (3 / 23)
発議第 1 号	「ヒロシマ・ナガサキ議定書」の N P T 再検討会議で の採択に向けた取り組みを求める意見書の提出につい て	省 略	原案のとおり可決 (3 / 23)
発議第 2 号	永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意 見書の提出について	省 略	原案のとおり可決 (3 / 23)

平成22年第1回壱岐市議会定例会 上程案件及び議決結果一覧（4 / 4）

番 号	件 名	結 果	
		審査付託	本会議
発議第3号	離島の燃油に係る税とする法律制定を求める意見書の提出について	省 略	原案のとおり可決 (3 / 23)
(平成21年) 請願第2号	定置漁業の生産力維持、雇用対策、地域活性化に関する請願	産業建設常任委員会 採 択	採 択 (3 / 23)

平成22年第1回壱岐市議会定例会 上程及び議決件数

市長提出	上程	可決	否決	撤回	継続	議員発議	上程	可決	否決	継続
条例制定、一部改正、廃止	16	16				発議(条例制定) (一部改正)				
予算	23	23				発議(意見書)	3	3		
その他	19	19				決議・その他				
報告						計	3	3		
決算認定 (内前回継続)						請願・陳情等 (内前回継続)	1 (1)	1 (1)		
計	58	58				計	1	1		

平成22年第 1 回吉岐市議会定例会 一般質問一覧表

月日	順序	議 員 氏 名	質 問 事 項	質問の相手	ページ
3 月 11 日 木	1	中村出征雄	吉岐市嘱託職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例について ----- 廃棄物処理施設及び給食センターの集約による余剰人員とその対応について	市 長 ----- 市 長	148 ~ 158
	2	町田 正一	市民病院改革の現状について ----- 特養ホームのたてかえについて	市 長 ----- 市 長	159 ~ 171
	3	呼子 好	肉用牛振興について ----- 観光と地産地消について	市 長 ----- 市 長	171 ~ 183
	4	田原 輝男	大谷ゲートボール場付近の整備について ----- 吉岐市ケーブルテレビ整備事業について ----- 郷ノ浦港の駐車場について	市 長 ----- 市 長 ----- 市 長	184 ~ 195
	5	鵜瀬 和博	定住促進支援について ----- 交流人口拡大について	市 長 ----- 市 長	196 ~ 207
	6	中田 恭一	中学校統廃合あとの施設の利用計画は ----- 行方不明者の搜索は ----- エコに対する市としての補助を	市 長 ----- 市 長 ----- 市 長	208 ~ 215
3 月 12 日 金	7	今西 菊乃	障害者支援について ----- イベントの周知を ----- 社会教育と生涯学習のあり方について	市 長 ----- 市 長 ----- 教育長	218 ~ 231
	8	大久保洪昭	水産業振興基本計画の検証について ----- 漁業後継者対策について ----- 認定漁業者制度について	市 長 ----- 市 長 ----- 市 長	231 ~ 240
	9	豊坂 敏文	政策評価について ----- 死亡牛一時保管施設の運営方針について ----- 嘱託職員の雇用方策について	市 長 ----- 市 長 ----- 市 長	240 ~ 249
	10	久保田恒憲	施政方針の中での観光振興の取り組み、主に博物館と原の辻を活かした観光客の誘致について ----- 税金の有効活用の徹底を目的として立上げた無駄遣いストップ本部の現状について	市 長 ----- 市 長	249 ~ 259
	11	市山 和幸	特別養護老人ホーム施設建設について ----- 雇用対策について ----- 消費者相談室の設置について	市 長 ----- 市 長 ----- 市 長	259 ~ 266

平成22年第1回定例会 壱岐市議会 会議録(第1日)

議事日程(第1号)

平成22年3月5日 午前10時00分開会、開議

日程第1	会議録署名議員の指名	17番 瀬戸口和幸 18番 市山 繁
日程第2	会期の決定	19日間 決定
日程第3	諸般の報告	議長 報告
日程第4	施政方針の説明	市長 説明
日程第5	承認第1号	損害賠償額の決定についての専決処分を報告し、承認を求めることについて 総務課長 説明
日程第6	議案第6号	長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について 総務課長 説明
日程第7	議案第7号	長崎県市町村総合事務組合の規約変更について 総務課長 説明
日程第8	議案第8号	長崎県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について 保健環境担当理事 説明
日程第9	議案第9号	壱岐市行政組織条例の一部改正について 総務課長 説明
日程第10	議案第10号	壱岐市個人情報保護条例の一部改正について 総務課長 説明
日程第11	議案第11号	壱岐市附属機関設置条例の一部改正について 総務課長 説明
日程第12	議案第12号	壱岐市職員定数条例の一部改正について 総務課長 説明
日程第13	議案第13号	壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について 総務課長 説明
日程第14	議案第14号	壱岐市嘱託職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定について 総務課長 説明
日程第15	議案第15号	壱岐市三島航路事業条例の制定について 総務課長 説明
日程第16	議案第16号	壱岐文化ホール条例の一部改正について 教育次長 説明
日程第17	議案第17号	壱岐市文化財展示施設条例の制定について 教育次長 説明

日程第18	議案第18号	壱岐市地域福祉活動拠点施設条例の制定について	市民生活担当理事	説明
日程第19	議案第19号	壱岐市国民健康保険出産費貸付基金条例の廃止について	保健環境担当理事	説明
日程第20	議案第20号	壱岐市ペット霊園条例の制定について	保健環境担当理事	説明
日程第21	議案第21号	壱岐市農業機械銀行条例の一部改正について	産業経済担当理事	説明
日程第22	議案第22号	壱岐市死亡獣畜取扱場条例の一部改正について	産業経済担当理事	説明
日程第23	議案第23号	壱岐市堆肥センター条例の制定について	産業経済担当理事	説明
日程第24	議案第24号	壱岐市火災予防条例の一部改正について	消防長（松本 力）	
日程第25	議案第25号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市郷ノ浦町デイサービスセンター）	市民生活担当理事	説明
日程第26	議案第26号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市勝本町ふれあいセンターかざはや）	市民生活担当理事	説明
日程第27	議案第27号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市芦辺町クオリティーライフセンターつばさ）	市民生活担当理事	説明
日程第28	議案第28号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市石田町総合福祉センター）	市民生活担当理事	説明
日程第29	議案第29号	公の施設の指定管理者の指定について（勝本総合運動公園）	建設担当理事	説明
日程第30	議案第30号	市道路線の廃止について	建設担当理事	説明
日程第31	議案第31号	市道路線の認定について	建設担当理事	説明
日程第32	議案第32号	平成21年度壱岐市一般会計補正予算（第10号）	財政課長	説明
日程第33	議案第33号	平成21年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	保健環境担当理事	説明
日程第34	議案第34号	平成21年度壱岐市老人保健特別会計補正予算（第2号）	保健環境担当理事	説明
日程第35	議案第35号	平成21年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）	保健環境担当理事	説明
日程第36	議案第36号	平成21年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第7号）	建設担当理事	説明
日程第37	議案第37号	平成21年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第5号）	建設担当理事	説明
日程第38	議案第38号	平成21年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第4号）	市民生活担当理事	説明

日程第39	議案第39号	平成21年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算(第3号)	産業経済担当理事 説明
日程第40	議案第40号	平成21年度壱岐市病院事業会計補正予算(第4号)	病院事業管理監 説明
日程第41	議案第41号	平成21年度壱岐市水道事業会計補正予算(第2号)	建設担当理事 説明
日程第42	議案第42号	平成22年度壱岐市一般会計予算	財政課長 説明
日程第43	議案第43号	平成22年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算	保健環境担当理事 説明
日程第44	議案第44号	平成22年度壱岐市老人保健特別会計予算	保健環境担当理事 説明
日程第45	議案第45号	平成22年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算	保健環境担当理事 説明
日程第46	議案第46号	平成22年度壱岐市介護保険事業特別会計予算	保健環境担当理事 説明
日程第47	議案第47号	平成22年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算	建設担当理事 説明
日程第48	議案第48号	平成22年度壱岐市下水道事業特別会計予算	建設担当理事 説明
日程第49	議案第49号	平成22年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算	市民生活担当理事 説明
日程第50	議案第50号	平成22年度壱岐市三島航路事業特別会計予算	総務課長 説明
日程第51	議案第51号	平成22年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算	産業経済担当理事 説明
日程第52	議案第52号	平成22年度壱岐市病院事業会計予算	病院事業管理監 説明
日程第53	議案第53号	平成22年度壱岐市水道事業会計予算	建設担当理事 説明

本日の会議に付した事件
(議事日程第1号に同じ)

出席議員(20名)

1番 久保田恒憲君	2番 呼子 好君
3番 音嶋 正吾君	4番 町田 光浩君
5番 深見 義輝君	6番 町田 正一君
7番 今西 菊乃君	8番 市山 和幸君
9番 田原 輝男君	10番 豊坂 敏文君

11番 中村出征雄君

12番 鷗瀬 和博君

13番 中田 恭一君

14番 榊原 伸君

15番 久間 進君

16番 大久保洪昭君

17番 瀬戸口和幸君

18番 市山 繁君

19番 小金丸益明君

20番 牧永 護君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 松本 陽治君 事務局次長 加藤 弘安君
事務局係長 瀬口 卓也君 事務局書記 村部 茂君

説明のため出席した者の職氏名

市長 白川 博一君 副市長 久田 賢一君
教育長 須藤 正人君
壱岐島振興推進本部理事 松尾 剛君
市民生活担当理事 山内 達君 保健環境担当理事 山口 壽美君
産業経済担当理事 牧山 清明君 建設担当理事 中原 康壽君
消防本部消防長 松本 力君 病院事業管理監 市山 勝彦君
総務課長 堤 賢治君 財政課長 浦 哲郎君
政策企画課長 山川 修君 管財課長 中永 勝巳君
会計管理者 目良 強君 教育次長 白石 廣信君

午前10時00分開会

○議長（牧永 護君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であり、定足数に達しております。ただいまから平成22年第1回市議会定例会を開会いたします。

これから議事日程表（第1号）により、本日の会議を開きます。

-----・-----
日程第1．会議録署名議員の指名

- 議長（牧永 護君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第８１条の規定により１７番、瀬戸口和幸議員、１８番、市山繁議員を指名いたします。

-----・-----・-----

日程第２．会期の決定

- 議長（牧永 護君） 日程第２、会期の決定を議題とします。

本定例会の会期につきましては、去る２月２５日に議会運営委員会が開催され協議をされておりますので、議会運営委員長に対し協議結果の報告を求めます。豊坂議会運営委員長。

〔議会運営委員長（豊坂 敏文君） 登壇〕

- 議会運営委員長（豊坂 敏文君） おはようございます。議会運営委員会の報告をいたします。

平成２２年第１回壱岐市議会定例会の議事運営について協議のため、去る２月２５日、議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について報告をします。

会期の日程案につきましては、各議員のお手元に配付をしておりますが、本日から３月２３日までの１９日間と申し合わせをいたしました。

本定例議会に提案されます案件は、条例制定６件、条例改正９件、条例の廃止１件、平成２１年度補正予算１０件、平成２２年度予算１２件、その他１１件の合計４９件となっております。また、陳情１件を受理しておりますが、お手元に配付のとおりであります。

本日は会期の決定、議長の報告、市長の施政方針説明を受け、その後、本日送付された議案の上程説明を行います。

３月６日から９日まで休会といたしておりますが、一般質問並びに質疑についての通告をされる方は、３月の８日正午までに提出をお願いいたします。

３月１０日は、議案に対する質疑を行い、質疑終了後、所管の委員会へ審査付託を行います。質疑をされる場合は、明確な答弁を求める意味からできる限り事前通告をされるようお願いをします。

また、上程議案のうち平成２１年度一般会計補正予算並びに平成２２年度一般会計予算につきましては、特別委員会を設置して審査すべきということを確認いたしましたのでよろしくお願いをいたします。

３月１１日、１２日の２日間で一般質問を行います。質問の順序は受付順のくじにより、番号の若い順とし、質問時間については答弁を含め５０分の制限とします。また、質問回数については制限をしないこととします。なお、同一趣旨の質問につきましては、質問者間でぜひ調整をお願いをしたいと思います。また、通告書についても、市長の適切な答弁を求める意味から、質問の趣旨を明確に記載されるようにあえてお願いをしておきます。

3月15日から18日の4日間を委員会開催日としております。

3月23日、本会議を開催し、委員長報告を受けた後、議案等の審議・採決を行い、全日程を終了したいと思います。

なお、本定例議会会期中、契約案件1件、財産の譲渡案件1件、人事案件5件が追加議案として提出される予定ですが、契約案件及び財産の譲渡案件は所管の委員会へ審査付託を行い、人事案件は委員会付託を省略し、全員審査を予定しております。

以上が、第1回定例会の会期日程案でございます。円滑な運営に御協力を賜りますようお願いを申し上げます。報告といたします。

〔議会運営委員長（豊坂 敏文君） 降壇〕

- 議長（牧永 護君） お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から3月23日までの19日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日から3月23日までの19日間と決定いたしました。

-----・-----・-----

日程第3．諸般の報告

- 議長（牧永 護君） 日程第3、諸般の報告を行います。

平成22年第1回壱岐市議会定例会に提出され、受理した議案は49件、陳情1件であります。

次に、監査委員より、例月出納検査及び定期監査の報告書が提出されており、その写しをお手元に配付しておりますので御高覧を願います。

次に、系統議長会であります。

まず、1月27日「長崎県市議会議長会の行政調査」が奈良県天理市において行われ、主として議会運営と議会活性化についての調査で、特に議会活性化については、議員定数・報酬・政務調査費を協議する検討委員会の設置、その後、議会基本条例を含めて審査・協議する特別委員会の設置について、その経過、内容等について調査を行いました。

次に、2月4日、北九州市において「九州市議会議長会理事会」が開催され、役員の補欠選任の後、平成22年度における定期総会や各種会議の内容について協議がなされました。

翌2月5日には佐世保市において「長崎県市議会議長会・町村議会議長会合同協議会」が開催され、議会基本条例と議会運営等についての検証を行うとともに、今後の市議会議長会と町村議会議長会の共同事業等について協議がなされたところであります。

次に、2月15日、長崎市において開催された「長崎県離島振興市町村議会議長会定期総会」に出席いたしました。会務の報告の後、平成22年度事業計画及び歳入歳出予算案が審議され、

それぞれ可決・決定されたところであります。

以上のとおり、系統議長会に関する報告を終わりますが、詳しい資料等については事務局に保管しておりますので、必要な方は御高覧を願いたいと思います。

次に、本定例会において議案等説明のため、白川市長初め、教育委員会委員長等に説明員として出席を要請しておりますので、御了承願います。

以上で、私からの報告を終わります。

-----・-----・-----

日程第４．施政方針の説明

- 議長（牧永 護君） 日程第４、施政方針の説明を行います。

白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

- 市長（白川 博一君） おはようございます。本日ここに、平成２２年第１回市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、御健勝にて御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

開会にあたり、市政運営についての所信を申し述べますとともに、平成２２年度当初予算案等について、その概要を御説明申し上げ、議員各位並びに市民皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

まず、２月２１日執行の長崎県知事選挙において、県民皆様の絶大な支持を受け、見事御当選され、３月２日御着任されました中村新知事には、心からお喜び申し上げますとともに、今後の県政発展、また壱岐市発展に御指導、御支援賜りますよう心からお願いするものであります。

さて、壱岐市が誕生いたしまして、いよいよ７年目に入り、また、私が市長に就任いたしまして３年目を迎えることとなります。これまで議員各位、市民皆様の絶大な御理解、御協力をいただきながら、私の公約であります「市民病院改革」、「税金の無駄遣いストップ」、「ごみ・し尿処理計画の見直し」の実現と山積する諸問題の解決に全力で取り組んでまいりました。市長就任から３年目を迎える平成２２年度は、こうした多くの課題・問題の方向性を見出す勝負の年であると考えております。議員各位におかれましては、壱岐市発展のため、今後も御指導、御協力賜りますようお願いするものであります。

来る３月１４日、いよいよ「市立一支国博物館・長崎県埋蔵文化財センター」がオープンします。これまで議員各位、市民皆様を初め、多くの関係機関・団体と数多くの協議を重ね、オープンを迎えるに至ったところございまして、関係各位の御支援、御協力に対し、ここに改めて感謝申し上げる次第であります。今後、島内外から多くの皆様の御来館をいただき、壱岐市のシンボルとして大いに活用してまいりたいと考えておりますので、今後も御協力いただきますようお

願いたします。

それでは、私の市政運営に関します基本的な考え方と厳しい経済状況に対応した緊急の対策と市勢浮揚を図る観点からの取り組みについて、所信の一端を申し述べさせていただきます。

まず、１．効率的な行財政運営についてでございます。行財政改革につきましては、税金の無駄遣いを徹底してやめるため、就任後直ちに無駄遣いストップ本部を立ち上げ、市一丸となって取り組んでおります。平成２１年度実績につきましては、決算終了後、精査をいたしまして、その結果を広報紙等でお知らせをすることといたします。さらなる無駄遣いストップ推進のため、小さなところにも目を光らせ、徹底した無駄の排除に努めてまいります。

また、集中改革プランにつきましては、現在、取り組んでいる内容を含めて、平成２３年度までの計画を策定中であり、策定後、広報紙等でお知らせしたいと考えております。

特に、総人件費の圧縮につきましては、現在、特別職を含めた給与の削減を行っておりますが、総人件費の１割削減の公約実現に向けて取り組んでまいります。

次に、壱岐市総合計画基本計画の見直しについてでございます。平成１７年３月に「海とみどり、歴史を活かす癒しのしま壱岐」を将来像とし、「自ら関わり、共に創る自然の島づくり」を基本理念に、市政の運営指針をお示した「壱岐市総合計画基本計画」が本年度で策定後５年目を迎えております。よって、その後の社会経済環境の変化に対応するため、現在、基本計画の見直し作業を進めております。

去る２月３日に第１回の壱岐市総合計画審議会が開催され、見直し案の諮問を行い、２月２４日に第２回が開催されております。今後、数回の審議会を重ね、３月中旬に答申をいただく予定となっております。

新たな壱岐市総合計画基本計画が決定しました時点で御報告を申し上げたいと考えております。

組織の見直しについてでございます。これまで一支国博物館の整備に携わってまいりました壱岐島振興推進本部の原の辻プロジェクト室を一支国博物館の完成に伴い廃止し、一支国博物館を核とした観光振興を図るため、分掌事務を観光商工課に移管することの組織改正を行うための条例改正を提案しております。

今後も最少の職員数で効率的な行政運営ができる組織を目指し、かつ迅速な対応、スピーディーな意思決定を進めるため研究を重ねてまいります。

次に、指定管理者の指定見直しについてでございます。指定管理者の指定につきましては、平成１８年７月に１０施設の指定を行ってから、現在では１３の施設で指定管理者の導入を行っております。

また、これに続く導入の推進を図ってまいりましたが、離島という特殊事情もありまして広がりを見出せなかったことは残念に思うところでありますが、今後とも導入推進に努力してまいり

たいと考えております。

現在、指定を行っている１３施設のうち５の施設が平成２１年度末をもちまして指定期間満了となりますので、このたび再指定を行うこととし、関連の議案を提出しております。

次に、遊休財産の処分についてでございますが、現在、勝本地区の遊休地の売却手続を進めております。また、各種事業用の取得用地は、不用部分の処分として関係所管と連携し、できるだけ地権者に払い下げを行い、遊休財産として残らないよう努めております。

今後とも遊休地処分については、各界からの御意見を伺いながら、さまざまな角度から検討し、推進してまいります。

次に、ふるさと応援寄附金についてでございます。平成２０年７月から実施しております「壱岐市ふるさと応援寄附金制度」につきましては、延べ６６人の皆様から総額１，４４１万４千円の浄財を御寄附いただいております。心から感謝申し上げますとともに、今後さらに多くの皆様にふるさと壱岐へ温かい御支援を賜りますようＰＲに努めてまいります。

御寄附いただきました浄財につきましては、ふるさと応援基金を設置いたしまして、御指定の各種事業に活用させていただくこととなりますが、平成２２年度は乳幼児医療無料化及び島外通勤通学者交通費助成事業の経費の一部として４００万円を基金より活用させていただくこととしております。

２番目といたしまして、２．産業振興で活力あふれるまちづくりでございます。

交流人口・定住人口の拡大についてでございますけれども、まず、（１）「市立一支国博物館・長崎県埋蔵文化財センター」についてでございます。冒頭申し上げました「市立一支国博物館・長崎県埋蔵文化財センター」について、３月１４日オープン当日は、午前中に多くの御来賓をお招きし、開館記念式典を開催し、その後、午後１時にグランドオープンすることといたしております。市民皆様を初め、多くの皆様の御来館を心からお待ちいたしております。

また、オープンを記念し、３月２９日には一支国博物館開館記念「藤井フミヤスペシャルコンサート」が開催され、市民皆様とともに気運を盛り上げてまいりたいと考えております。

本博物館につきましては、これまで自治公民館代表の方、議員各位、さらにマスコミ等への内覧会を実施してまいりましたが、大変好評を得ておりまして、連日、マスメディアにも取り上げていただき、大変心強く感じているところであります。

今後、本市の地域振興の核として機能させ、市内に残る歴史遺産などと有機的な連携を図り、研究・学習・体験・観光などあらゆる分野とタイアップした取り組みをさらに充実させてまいります。

また、平成２２年度まで予定しております原の辻遺跡の復元整備につきましては、調査を終え、土中に埋まり、実際に見ることができない遺跡に見える形で表現した野外展示施設であり、博物

館と連携することでより効果的に活用していくこととしております。

このほか、10月には「開運！なんでも鑑定団」出張鑑定in 壱岐を開催する予定にしております。今後あらゆる機会を利用し、PRに努めてまいります。

次に、(2)観光振興についてでございますが、長引く経済の低迷は長崎県の基幹産業である観光事業にも大きな影を落とし、平成21年の宿泊動向を例に見ましても、暫定値ではありますが、県全体で上期は対前年比がマイナス14%と著しく減少し、下期につきましても減少傾向が続いているものと予想されております。

本市におきましても、観光客数の著しい減少傾向が続く、観光を取り巻く情勢は予断を許さない厳しい状況となっています。要因といたしましては、厳しい経済情勢に加え、昨年3月からの土日祝日の高速道路料金的大幅割引が実施されたこと、また梅雨明けが約1カ月遅い8月上旬にずれ込み、梅雨明け後も晴天に恵まれず、海水浴客の動きが不調だったこと、さらに、新型インフルエンザの流行などが考えられます。

今後、一支国博物館・長崎県埋蔵文化財センターのオープンを契機に、原の辻遺跡を核とした市内の貴重な歴史資産、豊かな自然景観、新鮮な農水産物、それらを活かした魅力あるイベントや体験メニューを効果的に結びつけ、壱岐にしかない・オンリーワンの魅力を島外に強力に情報発信し、東アジアも視野に入れた、さらなる交流人口の拡大と壱岐の活性化につなげてまいり所存であります。

本市といたしましては、「古代史ぎっしり・壱岐」をキャッチコピーとして、海水浴を初めとした従来の自然系観光に、古墳・神社など島内の貴重な歴史遺産を活かした文化系観光を加え、二本立ての観光地づくりを進めてまいります。

また、さらなる交流人口の拡大に向けて、壱岐市・唐津市・福岡市・糸島市・玄海町による4市1町の枠組みによる「観光圏」に係る圏域指定に向けた動きも進んでおります。壱岐市観光協会を初めとした観光関係者各位のより一層の御努力を期待するものであります。

次に、教育旅行の誘致につきましては、平成21年度は53校、約5,500人(子ども農山漁村交流プロジェクトを含む)、の児童・生徒が本市を訪れました。これは過去5年間で最も多い人数で、関係各位の長年の努力が実ったものと認識しております。また、来る3月9日に東京で開催されます「第2回子ども農山漁村交流プロジェクト普及フォーラム」におきまして、全国の受入地の代表として壱岐市が選ばれ、パネルディスカッションのパネラーとして壱岐体験型観光受入協議会が、活動の取り組みを発表することとなっております。これは本市と壱岐体験型観光受入協議会が協同で進める活動が全国に認められた素晴らしいことであると考えております。

本市といたしましては、平成22年度も引き続き、壱岐体験型観光受入協議会並びに壱岐市観光協会と強固に連携を図りながら、壱岐ならではの農業・漁業体験、そして歴史体験を核として、

ますますの誘致に努めてまいる所存であります。

また、交流人口の拡大を図る観点から会議等コンベンション開催を誘致するため、要件を満たした主催者に対し、開催の助成を行うこととしております。

市内各地の観光・交流施設につきましては、限られた予算で効果的、効率的な執行を行い、常に安全・安心の基本理念で機能整備・維持管理に努めてまいります。

次に、（３）雇用対策についてでございます。

雇用については、昨年に引き続き、国の「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」と「ふるさと雇用再生特別交付金」を効果的に活用することにより、緊急・短期的な就業機会と継続的な雇用機会の事業を展開することにより、地域の雇用を支えてまいります。平成２２年度は７件の事業に取り組み、３６人の雇用を確保してまいります。

企業誘致の推進につきましては、働く場の確保と地域活性化の観点から本市の重要な課題であります。景気の低迷も重なり、新たな企業誘致は困難を極めております。既に誘致している企業に対するフォローアップと輸送コストの少ないＩＴ関連業種を中心に、県と連携して企業誘致に努めてまいります。

（４）島外通勤・通学者交通費助成につきましては、昨年３月に検討委員会を設置し、７月に提言をいただきました。その提言を受けまして、内部検討を重ね、平成２２年度から福岡市など島外へ通勤・通学にかかる壱岐島と本土間の船舶費等の交通費を助成することとし、新年度予算に所要の経費を計上しております。

内容といたしましては、市民皆様が通勤・通学する場合、年額５０万円を限度に、また市民皆様が島外に勤務し、月に２回以上帰島される場合、年額２０万円を限度に壱岐島と本土間の公共交通機関の運賃を助成するものであります。この事業によりまして、失業者や島に残りたいと望む子どもたちが島外に就労の場を求めて通勤することも一つの選択肢となり、また、Ｕ・Ｉターン者の促進策ともなるもので、定住人口減少の歯どめになることを期待しているところであります。

なお、本事業の実施とあわせ、通勤・通学しやすいダイヤの設定につきまして、関係機関へ強く申し入れをしてまいります。

次に、産業の振興でございますが、まず（１）農業の振興についてでございます。

本市の農業が持続的に発展していくためには、農業者が効率的かつ安定的な農業経営ができる人づくりや組織づくりが重要であるとの認識のもと、さらなる農業振興を促すための各種施策を講じてまいります。

担い手対策でございますが、担い手につきましては、壱岐地域担い手育成総合支援協議会が中心になって、新規就農者・農業後継者や女性農業者が担い手を目指すために必要とする支援を行

っているところであります。特に、認定農業者には、これからの壱岐市の農業を支える担い手の核として大きな期待を寄せております。このような中、平成 17 年 3 月に策定された新たな食料・農業・基本計画において、担い手の明確化と支援の集中化・重点化の方向性が示され、本市におきましても壱岐地域担い手育成総合支援協議会を主体に講演会や集落説明会等を開催し、地域内の話し合いによる誘導を行ってまいりました。この結果、35 の特定農業団体と 2 団体の特定農業法人が設立され、長崎県内の約半数を占める組織数を有するに至りました。しかし、現行の担い手対策に係る支援事業が昨年の行政刷新会議の事業仕分けにおいて「廃止」の評価を受けておりますが、担い手協議会の必要性和重要性は何ら変わるものでありませんので、今後も引き続き担い手協議会を中心として、地域の担い手の育成・確保に継続して取り組んでまいります。

米政策でございますけれども、農業施策の根幹をなす水田農業につきましては、意欲ある農家が水田農業を継続できる環境を整えることを目的に、恒常的に生産に要する費用が販売価格を上回る米に対して、所得補償を直接支払いにより実施する「米戸別所得補償モデル事業」が平成 22 年度からスタートします。また、水田を有効活用して麦、大豆、米粉、飼料用米等の生産を行う販売農家に対し、主食用米並みの所得を確保し得る水準を国から直接支払いにより実施する「水田利活用自給率向上事業」があわせて実施されます。これら事業の取り組みにつきましては、農家や生産組合が効果的に交付金を受けられるよう、壱岐地域水田農業推進協議会で決定された米の生産数量目標に沿った米の作付計画にあわせ、転作及び二毛作の推進を図ってまいります。

次に、施設園芸でございますけれども、複合部門の重要な作物である野菜、花卉、果樹等は、高生産性・高収益を望める作物でありますので、ながさき食と農支援事業及び園芸ビジョン 21 の県補助事業と国の強い農業づくり交付金事業等を活用し、施設整備や機械導入に対する各種支援を講じながら規模拡大と産地化形成を図ってまいります。特に、アスパラガスにつきましては、単価・収量とも県下トップの成績を維持しており、面積の拡大とともに着実に産地形成が進みつつあります。本年度の施設整備は、全体で 95 アール計画しております。内訳は、新規就農者が 1 人で 14 アール、規模拡大が 8 人で 81 アールとなっております。また、現有のアスパラ自動選別切りそろえ機が生産量の拡大に伴い処理能力を超え、出荷体制に支障を来す状況にありますので、効率化を図るための支援を講じてまいります。

次に、畜産振興についてでございます。肉用牛振興につきましては、「壱岐市肉用牛改良対策会議」の改良方針に基づき、繁殖経営におきましては、優良系統牛の保留を継続して推進してきたことにより、優良血統の子牛生産が肥育農家から高い評価をいただいております。平成 21 年度における 1,000 頭以上の取引頭数を対象とした全国 68 カ所の子牛市場の取引結果で第 10 位にランクされるなど、子牛生産基地としての産地形成が確立されております。また、肥育経営におきましても、壱岐生まれの壱岐育ちに限定し、壱岐のハイレベルな肥育技術をもって生

産された「壱岐牛」ブランドが人気を博しております。しかし、長引く景気低迷により枝肉消費が伸び悩み傾向にあり、経営的には厳しい状況が続いております。肥育経営では、低コスト生産が難しい環境にありますが、今後とも地域内一貫経営の拡大を推進するとともに、育種価の検証とブランド化の確立を目指してまいります。

畜産振興を図る上で環境対策が重要な課題となっています。平成１９年度から壱岐第２地区堆肥センターの建設及び平成２１年度から死亡牛一時保管施設の建設に取り組み、本年６月に完成予定となっております。今後、製品化された有機堆肥を耕地還元することで耕畜連携による地力向上が図られること及び死廃事故に対する農家の適正処理が図られることを期待しております。また、本年１０月に開催される「ながさき牛づくり振興大会」は、平成２４年１０月に開催される「第１０回全国和牛能力共進会長崎県大会」に向けた「プレ全共」として重要な大会になりますので、壱岐牛の名声を高めるための支援を講じてまいります。

次に、農村整備事業でございますが、農業農村の持つ多面的機能を保持し、活力ある農村地域を維持発展させていくために、生産基盤、生活環境基盤の整備を図る必要があります。このため土地改良施設維持管理適正化事業、ふるさと振興基盤整備事業、地方単独ふるさと農道緊急整備事業を実施することにいたしております。また、県営事業として、流川地区排水対策特別事業と刈田院地区の圃場整備事業に加え、犬塚ため池、唐松ため池の整備事業が平成２２年度の新規事業として着手されます。事業が完了すれば、なお一層の省力化や生産性の向上につながるものと確信しております。

平成１９年度より推進してまいりました農地・水・環境保全向上対策は４年目を迎え、各活動地域に存在する農地・農業用水等の資源や農村環境の良好な保全と質的向上が図られています。また、平成１２年度から継続して実施中の中山間地域等直接支払い制度の交付金事業につきましては、耕作条件不利地における地域の特性を活かしたさまざまな取り組みや活動が実施されております。国におきましては、この事業の必要性にかんがみ、平成２２年度からも次期対策として実施が予定されております。

次に、（２）水産業の振興についてでございます。

水産業を取り巻く環境は漁獲の減少、魚価の低迷、漁業者の高齢化、漁業の後継者不足等依然として厳しい状況にあります。このような状況の中、昨年末における漁獲高及び漁獲量を前年と比較しますと、市全体で漁獲高が約２２％減の約６億７千万円、漁獲量が約４％減の約１５３トンがそれぞれ減少となっておりまして、漁家及び漁協経営に深刻な影響を与えており、大変憂慮しているところでございます。

このような状況を踏まえて、市といたしましても限られた財源の中、水産業の振興を図るため種々の事業計画をいたしております。

漁業者の担い手対策の一環として漁船リース事業、漁家への助成事業といたしまして漁業近代化の利子補給、漁獲共済・漁船損害保険への一部助成、そして漁船漁業の機材設備の充実を図るための漁船近代化施設整備事業、さらには密漁による被害を防止するため取り締まり活動に対する助成等を計画しております。また、平成１７年度からスタートしました離島漁業再生支援交付金事業も、平成２２年度から新たに継続事業としてスタートすることになり、積極的に事業の充実を図ってまいり所存であります。

漁獲物の鮮度保持のため強い水産業づくり交付金事業により製氷施設整備への助成、新世紀水産業育成事業による船揚げ施設等の整備に関する助成をいたす計画であります。

さらに、海草類が消失する、いわゆる「磯焼け」対策の一環として藻場造成事業を石田町漁協管内で計画しており、厳しさを増す水産業のため振興支援を図ってまいります。

（３）港湾・漁港関係施設整備についてでございますが、市営管理漁港の整備につきましては、諸津漁港と湯ノ本漁港が平成２１年度で完了いたしますので、継続事業の八幡浦漁港と新たに山崎漁港の浮体式係船岸の着手を予定しております。

また、平成１７年３月に発生しました福岡県西方沖地震の教訓をもとに、今後このような地震が発生した際に、島外からの救援物資等の輸送の確保を図る施設として、郷ノ浦港のマイナス７．５メートル岸壁に耐震構造を兼ね備えた施設の整備が平成２０年度から４年間の計画で国の直轄事業により進められておりますが、工事も順調に進み、平成２２年度は岸壁背後の軽量混合処理工事に着手し、予定どおり平成２３年度完了予定となっております。

これらの完成により大型客船の接岸はもちろん、災害時における島外とのライフラインの確保が図れるものと期待しております。

なお、郷ノ浦港における駐車場問題につきましては、今会期中に調査結果と対応方針について御報告したいと考えております。

次に、（４）商工業の振興についてでございます。

商工業の振興につきましては、日本経済が緩やかなデフレ状況にあり、本市の経済環境も非常に厳しい状況にあります。商店街のにぎわい創出につながる事業に対する支援を初め、商工会活動や商店街の空き店舗対策への支援を行うことにより活性化に努めてまいります。

また、２月１８日に、インターネット通販サイト「楽天市場」を運営する楽天株式会社との間に、インターネットを活用した地域産業の促進に関する協定を締結したところであります。全国市町村では２番目、離島市町村では初めてとなるものであります。離島においては、物流コストがかかり、本土とはあらゆる面で格差が生じる状況にありますが、インターネット利用率が９０％を超える現代において、特に離島の場合は、「立地条件を選ばない」、「商圈の大幅な拡大」などといったインターネットの利点を最大限に活用することができるものと考えております。

さらに、「地域情報通信基盤整備推進事業」により、来年４月には市内でも超高速インターネット接続が可能になり、事業所だけでなく、農・漁業従事者の方、また飲食業を営む方など、さまざまな人に向けて電子商取引のセミナーを開催し、新たな可能性を探っていきたいと考えております。あわせて伝統、文化、歴史など、離島だからこそ残っている貴重な財産を掘り起こし、多くの人のアイデアを加え、インターネットを活用し、魅力的に発信していくことで、本土との格差をなくすことはもちろん、むしろ本土との差をつけることが可能だと考えております。全国離島地域のモデルとして、楽天とともに離島を盛り上げていきたいと考えております。

次に、３．福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくりでございます。

（１）安心、ゆとりのある福祉社会の実現についてでございますが、障害福祉につきましては、障害者の地域生活を支えている人たちからなる壱岐市障害者地域自立支援協議会を地域のネットワークの中核と位置づけ、地域の実情に根差したネットワークの構築に努めてまいります。また、平成２１年度に各町身体障害者福祉協議会の合併協議が整い、壱岐市身体障害者福祉協会が発足し、組織の統一が実現いたしました。これにより今後市内一円の活動がより充実して展開されるものと期待をしております。

次に、（２）高齢者が元気なまちの実現でございます。高齢者福祉に関しましては、平成２１年度に立ち上げました「はいかい高齢者ＳＯＳネットワーク」につきまして、新年度はモデル地域を設定し、「はいかい高齢者ＳＯＳネットワーク」の実動を念頭に、徘徊高齢者を地域で見守るための検証を実施したいと考えております。

壱岐市社会福祉協議会各事業所が地域福祉の活動拠点として利用する４施設について一元化を図るため「壱岐市地域福祉活動拠点施設条例」の制定について議案を提出しております。これにより各施設ごとに独自であった管理体制が一元化され、均一的な施設管理が実施されることとなります。

また、各町民生委員児童委員協議会及び各町慰霊祭の事務局を現在、市民福祉課で所管しておりますが、より地域に密着した環境にある社会福祉協議会へ移管することについて、壱岐市社会福祉協議会と鋭意協議を重ねてまいりましたが、このたび壱岐市社会福祉協議会の御理解をいただき、新年度から移管の予定となっております。

次に、（３）特別養護老人ホームの建てかえについてでございます。壱岐市立特別養護老人ホームの建てかえにつきましては、壱岐市福祉施設等整備検討委員会の答申をもとに、平成２２年度におきまして建築場所の確定及び地質調査、建築設計書を策定し、平成２３年度の建設工事着工に備えていきたいと考えております。

なお、さきに議会において、本施設建設の財源については合併特例債が対象になると説明してありましたけれども、県から収益事業であるため対象としては厳しいとの説明がありました。た

だし、他の起債で介護サービス施設整備事業債と過疎債の併用が対象になるとのことで、今後、県とも十分協議してまいりたいと考えております。

次に、（４）ゆとりと優しさで育む子育て環境の実現でございます。

保育所につきましては、入所希望が年々増加している状況にありますので、新年度対策として芦辺保育所・石田保育所及び壱岐保育園の保育の実施定数の増や保育士等の雇用を含む受け入れ体制の充実を図り、待機児童ができるだけ生じないように努めてまいります。

また、子育て支援につきましては、子どもセンターにおいて、国・県の補助事業である「地域子育て支援拠点事業」に取り組んでおりますが、平成２１年度に事業実施形態を「ひろば型」から拡充した「センター型」へと移行いたしました。平成２２年度も「センター型」の事業を継続し、子育て支援全般に関する専門的な支援を行う拠点としての機能を果たすとともに、既存のネットワークや子育て支援活動を行う団体等との連携を図りながら、地域に出向いた支援活動をさらに充実した形で展開してまいりたいと考えております。

また、家庭において子育てをしている保護者の皆様が、安心して子育てができる環境づくりと親育ちの支援を行い、育児不安等に対処できるよう関係各課と連携し、子育て支援に引き続き取り組んでまいります。

国の施策により、平成２２年度から実施されることとなりました「子ども手当」につきましては、中学校修了までの子ども１人当たり月額２万６,０００円を支給することとなっており、初年度は半額の１万３,０００円を支給することとなっております。本市における対象者数は約４,６００人でありまして、新年度予算に所要の経費を計上しております。

次に、（５）生活保護についてでございますが、生活保護の状況は、平成２０年度平均で保護世帯数が４４４世帯、被保護人員が６７８人、保護率が２２.６６％でありましたが、平成２２年１月末での平均世帯数は４２９世帯、人員は６５０人、保護率は２２.０２％と減少しています。しかし、相談件数は本年１月末現在で１４３件と、昨年度の１０６件を既に上回っております。

生活保護費は平成１９年度が９億１,７９８万円、平成２０年度は８億１,７９３万円と約１億円減少しておりますが、これは医療扶助費の減少が主な要因であります。平成２１年度はその医療扶助費が増加傾向にあり、今後の推移を危惧しております。

生活保護制度は、最低限度の生活を保障する最後のセーフティネットとして今後もその役割を果たし続けるものでありますが、長引く経済不況の中、自立・就労を積極的に支援し、保護の長期化を防ぐことや被保護者の抱えるさまざまな問題への対応など常に生活困窮者の支援に努めなければなりません。

今後も福祉事務所の組織体制の確立や職員の技術の向上を図り、市民の立場で適正な保護事務

の執行に努めてまいります。

次に、（６）生涯にわたり健康に暮らせる社会の実現でございます。まず、健康づくりについてでございますが、生活の基盤は「健康」ということはだれもが認めるところであります。平成１８年度に名古屋市の子育て世代や働き盛り世代の健康づくりを目的として、名古屋市健康づくり計画（名古屋市親子２１・生きいきすこやか２１）を策定し、現在４６人の委員皆様方で活発な推進活動がなされております。本年は、計画策定後５年目ということで、現在までの事業の達成状況等を検証し、さらなる事業推進を図ってまいります。また、食生活改善推進員（通称ヘルスメイト）でございますが、総勢１８７人という組織力と結束力で食品の安全・流通・調理・栄養などの食に関する市民啓発をあらゆる場で展開していただいております。

健康づくりは、市民皆様一人ひとりの自覚と実践によるところが大きく、今後も市民皆様と行政が一体となった市民協働活動の展開に力を注いでまいりたいと考えております。

次に、新型インフルエンザについてでございますが、新型インフルエンザの昨年８月から本年１月末までの罹患者数は１，９３０人を数え、そのうち２０歳以下が７１％を占めております。警報発令の週も何週もあり、学年閉鎖、学級閉鎖等も相次ぎ、一時は大変憂慮される状況でしたが、幸いにも現在は定点当たりの数も一けた台となり、全国的にもピークは過ぎたものと考えられます。また、市内では重症患者も発生することなく、ワクチンの接種も名古屋市医師会の全面的な御協力により、接種者は１月末現在で７，５０８人、接種率は約２４％となっております。平成２２年度の流行期におけるワクチン接種のあり方等については、現在、厚労省において予防接種法の改正を検討中であります。

次に、（７）国民健康保険事業についてでございますが、名古屋市における全医療保険のうち国民健康保険の加入者は現在３８％であります。長引く経済不況を反映した所得の減少等により、今後ますます深刻な運営状況になると懸念されます。こういう状況の中、国保税の税率につきましては、平成１８年度以降据え置いており、平成２１年度にも税率のアップも検討いたしました。基金を取り崩すことにより税収不足分の補てんをした経過があり、平成２２年度につきましては、やむを得ず所得割、均等割について若干の引き上げを見込まざるを得ない状況となっております。

具体的な税率につきましては、現在、確定申告中であり所得等が決定次第、算定し、所要の条例改正をお願いする予定であります。なお、賦課限度額の引き上げ等も政令の改正により予定されておりますので、国民健康保険法等の一部改正等とあわせ、後日決定次第、御提案申し上げたいと考えております。

また、保健事業として平成２０年４月から義務づけられました４０歳から７４歳の被保険者を対象にした特定健診・特定保健指導につきましては、関係機関との調整、市民皆様への啓発を図

りながら取り組んでおります。平成２２年度は従来の施設健診に加え、１１月にはがん検診と同時実施の形で集団検診も行うこととしており、受診率のさらなるアップを図ってまいります。

次に、（８）後期高齢者医療制度についてでございます。平成２０年度に新たな制度として発足した後期高齢者医療制度につきましては、保険料を２年ごとに見直すことになっておりますが、政権交代により平成２５年４月施行に向けた新しい高齢者医療制度の確立を今後検討することとされており、平成２２、２３年度２年間の税率は、長崎県広域連合では前期と同率で据え置くことと決定しております。

次に、４．自然を生かした環境にやさしいまちづくりでございます。

一般廃棄物処理施設の整備状況についてでございますが、壱岐市の一般廃棄物処理施設整備事業は、平成１９年度より着手し、平成２３年度完成予定の事業でありまして、壱岐市の最重要政策の一つであります。

事業につきましては、平成２１年度にごみ処理施設建設工事及び汚泥再生処理センター建設工事を総合評価制限つき一般競争入札により実施しました。その結果、汚泥再生処理センター建設工事につきましては、平成２３年度完成に向け事業を進めているところであります。一方、ごみ処理施設建設工事につきましては、入札が不調になりましたので入札参加資格条件等の見直しのもと、再度総合評価制限つき一般競争入札により入札公告を行い進めているところであります。今後、各業者から提出されました設計図書等について改善指示等を行い、総合評価審査委員会での審査結果を踏まえ、４月下旬には業者の決定を行い、その後、議会の承認をお願いする予定といたしております。

また、最終処分場につきましては、技術的に高度なもので市内業者のみでは施工困難な工事ととらえ、市内業者と市外業者との特定建設工事共同企業体による指名競争入札を行いましたので、今会期中に御承認をお願いしたいと考えております。

これによりまして、ごみ処理施設関連及び汚泥再生処理施設の全体計画について、平成２３年度末の計画期間内の完成に向け進めていく所存であります。

次に、海岸漂着物対策についてでございます。

海岸への漂着物については、海岸を有する自治体にとってその対策は非常に困難を極め、自然景観を損なうだけでなく、水産業への影響等大変憂慮する状況にあります。このため国の「地域グリーンニューディール基金」を活用して、市内重点区域海岸８カ所、海岸延長３９．８キロにわたり、海岸漂着物の回収・処理事業に取り組み、本市の優れた自然の風景地を復元し、環境の保全を図るとともに、あわせて雇用の創出を図ってまいります。

次に、不法投棄対策でございますが、国の「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」を活用し、増大する不法投棄物の早期発見、早期撤去及び再発防止を促進するため、市民皆様との協働による

環境美化及び環境保全を図ってまいります。不法投棄は、美しい自然や地域の景観を壊し、市民の健康や生活にも悪影響を与えることにもなります。捨てるのは簡単ですが、撤去して回収するのは大変困難を極めます。不法投棄のない環境づくりに市民皆様の御協力をお願いするものであります。

リサイクルの推進につきましては、ごみの減量化につきましても新施設の稼動時には、日量４トンの可燃ごみの減量を行う計画となっています。そこで、ペット・トレイ等のさらなるリサイクルの推進と分別の徹底、また家庭から排出されます廃食油の回収、生ごみ堆肥化用具を活用した生ごみの減量化等についての説明会を、各自治公民館単位で開催しており、平成２２年度も継続して行う予定であります。

次に、（２）生活環境の充実と安全安心の確保でございますが、道路、河川等の整備について申し上げます。

市道整備につきましては、補助事業、起債事業、単独事業等により整備を進めておりますが、平成２２年度当初予算では補助事業２路線、起債事業１２路線の整備費を計上しております。単独事業につきましては、環境衛生関連事業を除き財政事情等により、予算計上を見送っております。

また、橋梁長寿命化の補助事業として架橋４０年以上が経過している郷ノ浦町の中央橋の補修工事を実施することといたしております。

河川整備につきましては、準用河川町谷川（郷ノ浦町）を補助事業の継続として実施をしております。

また、急傾斜地崩壊対策事業につきましては、新規地区で石田町の白水地区と芦辺町の瀬戸西部地区の整備を実施するため、補助要望をいたしております。

都市計画事業のまちづくり交付金事業の郷ノ浦地区につきましては、平成２２年度が最終年度となり、道路６路線と１公園の完成により本事業すべての計画が完了となります。

また、街なみ環境整備事業、勝本浦地区につきましても、昨年に引き続き修景整備と地区の歴史遺産である「アホウ堀」周辺の整備を実施することといたしております。

次に、公営住宅についてでございますが、公営住宅につきましては、平成１７年度から２２年度までの壱岐市公営住宅マスタープランに基づいて、老朽住宅から年次的に建てかえ等の整備を進めてまいりました。最終年度の平成２２年度は、芦辺町の大久保団地を建てかえるようにいたしております。また、郷ノ浦町庄団地７戸につきましては、入居者の移りかえができ次第、解体をすることといたしております。

次に、（３）水道事業関係でございますが、簡易水道事業は、水道水の安定供給を図るため、基幹改良事業に取り組んでおり、湯本浦地区と石田地区を平成２２年度も実施いたします。両地

区とも平成24年度までの継続した事業計画で進めております。

上水道事業は、配水設備の拡張事業を行い、簡易水道とともに施設の適正な維持管理を図り、安全で安心な水道水の給水に努めてまいります。

次に、(4)下水道事業関係でございますけれども、生活排水の適正な処理と、快適な生活環境並びに良質な水環境づくりに資するため、公共下水道事業、漁業集落排水施設整備事業及び合併処理浄化槽設置整備事業等を実施しております。

郷ノ浦の公共下水道事業は、平成6年度から着手しており、処理区を北部・中央・南部に分割した計画で進めてまいりました。

北部処理区は既に完了し、中央処理区についても現計画でまいりますと平成22年度に枝線の管渠整備を行いますので、整備が完了することになります。以降、南部処理区に着手する計画でしたが、計画策定時から15年以上も経過することから、国の方針に基づき事業計画を精査し、また市の財政事情も踏まえまして大幅な見直しを行いました。

その結果、南部処理区の一部の区域については、集合処理である下水道で整備したほうが効率的と判断されましたので、中央処理区を拡大して南部処理区自体を廃止する方針で臨むことといたしました。この点については、都市計画法に基づきまして、関係する地元自治公民館への説明、また市の都市計画審議会にも諮問して同意を得ましたので、現在、変更に関する法手続を行っております。

本年度は、計画変更後の中央処理区の面整備に伴います測量及び詳細設計並びに管渠整備工事を行い、次年度以降の事業の促進を図りたいと考えております。

漁業集落排水施設整備事業は、芦辺の大石分譲地域内の管渠整備を昨年に引き続き実施いたします。

合併処理浄化槽設置整備事業は、公共下水道及び漁業集落排水施設の区域外の汚水処理対策として、本年度も140基を予定しております。

下水道施設を利用するためには、宅地内の排水設備工事が必要であり、多額の費用を要するため、接続が伸び悩んでおりますが、下水道に対します御理解と加入促進に向けた説明会を引き続き実施してまいります。

次に、5.心豊かな人が育つまちづくりについてでございます。

(1) 壱岐市中学校規模適正化について、計画の推進につきましては、各町ごとの準備委員会及び各専門部会が既に立ち上がり、学校関係者、PTA関係者、自治公民館関係者等からなる各委員、各部員の皆様方の御協力のもと、具体的な準備作業を進めることができております。

4町のこれまでの会議数を合計しますと、各専門部会が37回、準備委員会が9回、各町準備委員会連絡会が1回、それぞれ開催され、新しい学校づくりに向けたさまざまな準備や方針等が

熱心に話し合わせ、方向性や具体的なあり方等が固まってきております。各会議結果内容につきましては、随時壱岐市ホームページに掲載するなど公表に努めております。

今後につきましては、準備委員会、各専門部会を繰り返しながら、扱っている準備内容等の進捗を計画的に図り、壱岐市の中学生が平成23年4月から新しい中学校に安心して意欲や希望を持って通うことができるように取り組んでまいります。

次に、(2)学校給食施設整備事業についてでございます。学校給食につきましては、現在、郷ノ浦町・勝本町・石田町がセンター方式、芦辺町については各学校自校式で運営してまいりましたが、郷ノ浦給食センター並びに芦辺町単独自校式の施設の老朽化が著しく、また学校給食衛生管理基準の改正に伴い、現施設では十分な対応ができなくなっており、今回、統合をいたしまして、勝本町立石東触地内、通称亀石にドライシステム方式で3,200食を、また郷ノ浦町の三島対策としまして原島分校に自校式の建設を計画いたしております。

完成は、平成23年9月に供用開始できるよう22年秋には本体工事に着手いたします。

次に、(3)社会教育についてでございますが、学び合う心を育てる社会教育の推進を基盤とし、壱岐の将来を担う青少年の健全育成、心豊かな人をはぐくみ、いやしを提供できる芸術文化活動の振興、いつでもどこでもだれでも気軽にスポーツに親しむことができるコミュニティスポーツの推進と環境づくりに努めてまいります。

本年は、7月23日から26日まで3泊4日の日程で、次代を担う県内の子どもたちが一堂に集う「しま」めぐり交流事業を本市で開催いたします。島外から小・中学生320人と関係者90人が来島予定であり、壱岐島の美しい自然や歴史に彩られた文化を活用した体験メニューを計画してまいります。また、市内の子どもたちにも広く参加を呼びかけ、本土の子どもたちとの交流や宿泊・野外活動等を通じ、自立・友愛・協調の精神を学ぶ機会にしたいと考えております。

放課後の安全・安心な子どもの居場所づくりであります放課後子ども教室推進事業につきましては、5教室を開設することができました。今後につきましても、学校や地域の御理解をいただきながら事業推進に努めてまいります。

また、優しさ・たくましさ・粘り強さを養うタフ事業は、柳田小学校及び鯨伏小学校の小学校2校と那賀中学校において、引き続き子どもたちの健やかな成長のため、学校や家庭、地域の御協力をいただき事業を推進してまいります。

タフ事業は、これまでに小学校6校・中学校3校で取り組みを行ってまいりましたが、平成22年度が現計画の最終年となります。これまでの事業効果や成果を検証し、学校や地域の御意見をいただき、今後の方向性を検討してまいります。

そして、一支国博物館、原の辻一支国王都復元公園を活用した社会教育事業の推進に取り組んでまいります。

次に、（４）第６９回国民体育大会についてでございます。壱岐市で開催するソフトボール競技（成年女子）と自転車競技（ロード）の２競技について、決定したそれぞれの計画内容の協議機関として「壱岐市国体準備委員会」（仮称）を設立し、各関係機関を初め、市民皆様の御意見をいただきながら準備を進めてまいります。

次に、（５）文化財行政の推進でございますが、一支国博物館の開館を機に、史跡や文化遺産を活かしたまちづくりの参考となる意見やアイデアを得るため、地域文化芸術振興プラン推進事業を利用し、島外の郷土の歴史や文化財を活用し、まちづくりに取り組んでこられた団体、個人を選出し、島内の史跡等の視察や市民皆様の情報交換会等を開催する「壱岐の歴史と文化を語る交流事業」を本年３月２０日から２１日に実施いたします。今後のまちづくりの参考となる、よりよい意見、アイデアを得られることを期待しております。

次に、６．国内外交流が盛んなまちづくりでございますが、生活、生産、文化機能を向上させるとともに、地域の個性を発揮し、魅力を高めていくためには、人・もの・情報の活発な交流や生活の基礎となる道路や交通体系、情報ネットワークの確立などインフラ整備が必要不可欠でございます。

（１）交通体系の整備でございますが、離島航路につきましては、市民生活、産業経済に直結した非常に重要な問題でございまして、いわば離島の生命線であります。

さきの議会定例会の折に報告いたしました長崎県離島基幹航路運賃対策協議会における運賃低廉化のリフレッシュ割引について、特定疾患医療受給者や後期高齢者、進学・就職活動の学生等への割引や身体障害者への拡充割引の社会実験が本年１月１日から実施され、２月末現在の本市における利用者は２，７４６人となっております。３月中ごろには、運賃引き下げの利用状況や利用者へのアンケート結果の報告等をもとに割引の拡充が検討されます。また、リプレイス割引については、平成２２年度から２３年度にかけて九州郵船のフェリーニューつしまの更新に伴う設計、建造が行われ、平成２４年度から割引が実施される予定となっております。

壱岐対馬航路活性化協議会においては、「利用者ニーズに配慮した運航ダイヤの見直し検証」「観光客の航路利用を促進する新たな観光ルートの形成」「ニューつしま省エネ化」と事業計画に沿って順調に進んでおります。特に「新たな観光ルートの形成」では、本市と対馬市の観光協会が一体となって取り組み、１月２６日には私と対馬市長の立ち会いのもと「壱岐対馬観光力共同宣言」を発表したところです。また、２月１６日から１８日にかけては本事業による「古代史ぎっしり壱岐」と「大陸への窓口対馬」をテーマとしたモニターツアーが実施され、１３社の旅行社が参加し、エージェントと意見交換を行いました。壱岐の「食」に対する関心も高く、好評でしたので、数社の旅行社が商品化されるものと期待しております。

なお、壱岐対馬フェリー株式会社から提案がありました高速三胴船フェリーの導入については、

壱岐市、対馬市両市で40億円もの負担を負うことになり、非常に高いリスクを伴うものでございまして、本市といたしましては、受けることはできないと判断したところであります。ただし、フェリーの運行時間短縮については、島民の大きなテーマとして、今後も関係機関へ働きかけてまいります。

次に、地域公共交通の活性化についてでございます。本市の貴重な交通手段である路線バスを含めた公共交通の活性化を図るため、国土交通省の補助事業を活用し、平成21年3月に壱岐市地域公共交通活性化協議会を立ち上げ、市民アンケート調査を初め、さまざまな視点から調査やヒアリングを行ってまいりました。その結果をもとに6回の会議を重ね、壱岐市地域公共交通総合連携計画素案を策定し、今月中に国土交通省九州運輸局に本計画認定申請書を提出することといたしております。本計画が認定されますと平成22年度から3年間、一部定期バス路線の効率化を図るための曜日運行や乗り合いタクシーの導入、高校生の片道定期券の導入等実証運行を国の補助を活用し、その結果に基づき、検証・改善を行い、本格運行を検討してまいります。

現在、市内の路線バスについては、人口の減少やマイカーの普及等により、利用者が年々減少しており、事業者にとっては極めて厳しい経営状況が続いております。本事業を活用いたしまして、市民皆様のさらなる生活交通の確保に努めてまいります。

次に、(2)情報・通信基盤の整備についてでございます。地域情報通信基盤整備推進交付金事業について申し上げます。壱岐市ケーブルテレビ施設整備に対する国の交付金につきましては、さきの定例会で内示の報告をいたしておりましたが、去る1月27日付で地域情報通信基盤整備推進交付金14億4,171万3千円が決定され、また、公共投資臨時交付金も26億7,971万4千円の決定がありましたので、あわせて41億2,142万7千円となり、総事業費46億2,800万円のうち約89%の補助が決定したところであります。

現在の事業の進捗状況でございますが、2月18日実施設計業務の入札を行い、工事の設計等を行っており、3月末には完了予定でありますので、4月初旬には本体工事の入札手続を開始する予定であります。

また、事業内容の周知でございますが、昨年12月から自治公民館長会や電気事業者等を対象にした説明会を開催し、現在も市民皆様を対象とした自治公民館単位の説明会を開催しているところであります。今後、指定管理者の募集や具体的なサービス内容の決定、各関係機関の許認可等の諸手続を経て、7月ごろを目途に工事の着工となる見込みであります。

次に、7.さまざまな人が関わり合うまちづくりでございます。

(1)コミュニティ行政の推進について申し上げます。地域の担い手となる自治公民館皆様の高齢化が進む中、自治公民館が管理する公民館等コミュニティ施設が高齢者または障害者の方々に対応できていない施設が数多くある現状にあります。

こうしたことから平成22年度から24年度までの3年間を事業期間として、それらの施設のバリアフリー化に対する新たな補助金制度を創設し、新年度予算において所要の経費を計上しております。

次に、8. 病院事業について申し上げます。

(1) 市立病院改革についてでございますけれども、昨年8月の壱岐市立病院改革委員会を立ち上げて以来、これまで議員各位、また市民皆様にその必要性について誠心誠意御説明してまいりました。

病院改革は、「医師の確保」「市と市民病院の権限と責任を明確にすること」が重要であり、その重責を受け持っていただける理事長候補者の御紹介を、現在、関係大学病院へお願いしているところでございますが、現段階では御報告できるまでには至っていない状況であります。

御承知のとおり、市民病院は関係大学病院の支援なくして安定した医師の確保は困難であります。これまでも関係大学病院医局へ頻繁に出向き、市民病院の目指すべき方向を御説明してまいりましたが、今後も御理解をいただけるよう懸命に努めてまいります。

時間を要しても大学病院医局との関係の修復や新たな構築を図りながら、今後も病院改革の流れをとめることのないよう精力的に取り組んでまいります。

(2) 壱岐市民病院についてでございますけれども、診療体制につきましては、現在、常勤医師13名であり、その不足分を非常勤医師で補っております。常勤医師の過重労働の緩和策として、すべての診療科を診る全科当直を緩和するため、通常1週間に9コマある当直のうち7コマを外部の非常勤医師で賄っております。特に、土曜・日曜の3コマ、これは土曜日の日・当直と、日曜日の日直でございますけれども、島外病院の救命センターに所属してある専門医にお願いして、救急医療に対応できる体制をとっております。今後とも医師の確保に一層努力してまいり所存であります。

病院運営につきましては、平成21年度の外来患者は1月までの実績で前年度と比較して1日平均45人増の388人となっております。外来患者の増加の大きな要因として、新型インフルエンザの流行が上げられるわけですが、内科の診療体制の充実などもその一因であると判断しております。一方、入院患者数は1月までの実績で前年度と比較して1日平均2.2人減の134.8人となっております。しかし、依然として平成22年度当初予算において、一般会計からの負担が4億3,374万1千円にものぼり、非常に厳しい状況にあり、今後も病院改革に全力で取り組まなければならないものであります。

かたばる病院についてでございますが、その診療体制につきましては、引き続き常勤医師2名と週末当直の非常勤医師1名を長崎医療センター並びに民間の医師あっせん会社の協力により維持いたしております。

病院の運営につきましては、平成 21 年 2 月で国庫補助金対象期間が満了し、平成 22 年度からかたばる病院運営の赤字補てんに要する国庫補助金がなくなることになります。

一方、平成 21 年度から特別地方交付税の算定条件として不採算地区の病院の適用条件が緩和され、1 床当たり 82 万円の 48 床分の総額 3,936 万円が交付されました。しかし、平成 22 年度当初予算において一般会計からの負担が 1 億 789 万 3 千円にのぼり、非常に厳しい状況にあります。このように病院運営の厳しい現況は変わらないため、早急に運営形態等の改革を実施しなければならないと考えております。

次に、9. 消防・救急についてでございます。

平成 21 年中の災害発生状況は、火災 39 件、救急 1,444 件、救助 27 件、ハチの巣除去 897 件で、前年に比較し、火災は 1 件の減、救急は 36 件の減でありました。

火災につきましては、前年度と比較し、ほぼ横ばいで推移しておりますが、今後も、なお一層の火災予防啓発活動に努めてまいります。

消防力の充実・強化につきましては、平成 22 年度は消防格納庫 1 棟の建設と防火水槽 5 基の設置、小型動力ポンプ 2 台、積載車 1 台の購入を予定しております。

ハチの巣除去作業につきまして、「通学路等において子どもたちに危害を及ぼすおそれがある」とのことから、各関係機関と協議を行い、平成 10 年から消防署で実施してまいりましたが、昨年からは市内民間会社がハチの巣除去を業として始められており、民間業者保護の観点から、本年 3 月 31 日をもって消防署によるハチの巣除去作業を中止することといたしました。市民皆様には何とぞ御理解を賜りますようお願いいたします。

これからも市民皆様の負託にこたえていくため、消防体制のより一層の充実強化に努めてまいります。

次に、議案関係について御説明いたします。

(1) 平成 22 年度予算につきまして、平成 22 年度の地方財政は、個人所得の大幅な減少や企業収益の急激な悪化等により、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が引き続き落ち込む一方、社会保障関係経費の自然増や公債費が高い水準で推移すること等により、定数削減や人事院勧告に伴い給与関係経費が大幅に減少してもなお、財源不足が過去最大の規模に拡大するものと見込まれております。

一方、国の「平成 22 年度予算編成の基本方針」においては、「地域のことは、地域で決める」、地域主権の確立に向けた制度改革に取り組むとともに、地域に必要なサービスを確実に提供できるよう、地方財政の所要の財源を確保することで、地域住民生活の安心と安全を守るとともに地方経済を支え、地域の活力を回復させていくこととされています。

このような方針に沿った地方財政対策として、地方が自由に使える財源をふやし、地方公共団

体が地方のニーズに適切にこたえられるようにするため、地方交付税が対前年度比で１兆 7 3 3 億円の増額、あわせて地方財政計画の歳出に、特別枠「地域活性化・雇用等臨時特例費」 9, 8 5 0 億円が計上されております。

本市の財政は、市税などの自主財源に乏しく、収入の多くを地方交付税や国庫支出金に依存しており、合併後の大型事業の実施による合併特例債の発行増や経済危機対策事業等による一般財源不足のため、財政調整基金等の取り崩しにより対応しており、財政状況はさらに厳しさを増しております。

平成 2 0 年度末の市債現在高は 2 4 4 億円（普通会計）であり、義務的経費（人件費・扶助費・公債費）の割合が高く、また経常収支比率は 9 0 . 9 % と年々高くなるなど、各種施策に柔軟に対応することが困難な状況が続いております。

こうした中、本年度予算編成に当たりましては、一般廃棄物処理施設整備などの大型事業に多額の一般財源を要するため、事務事業の計画に当たっては常に施策成果を意識するとともに、国や県の動向などを踏まえ、単に前年度と同様に事業を継続して執行することなく、市民意識、国・県・社会情勢の変化、経済の動向を注視し、自主性と責任により限られた財源を効率的かつ効果的に活用し、地域経済対策と住民福祉の増進及び市民皆様と行政との協働による各種事業の推進を図るための予算編成を行っております。

なお、一般会計予算規模は 2 2 7 億 5, 5 0 0 万円、対前年比 8 億 8, 6 0 0 万円、3. 7 % の減でございます。特別会計を含めた予算規模は 3 2 4 億 3, 8 4 0 万 9 千円、これは対前年比 1 0 億 1, 0 8 3 万 6 千円、3. 0 % の減となっております。

（２）その他の議案につきましては、本日提出いたしました案件の概要は、承認案件 1 件、条例の制定・改廃に係る案件 1 6 件、予算案件 2 2 件、その他 1 0 件でございます。詳しくは担当理事、課長から説明をさせていただきますので御了承願います。

何とぞ十分な御審議をいただき、適正なる御判断を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、平成 2 2 年度の市政運営に対する所信の一端と当初予算案等について申し述べましたが、山積する行政課題に対応しながら、行財政改革を推進し、財政の健全化に努めますとともに、あすに希望の持てるまちづくりに誠心誠意全力で取り組んでまいり所存でございますので、議員皆様並びに市民皆様の御理解と御支援を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） これで施政方針の説明を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開を 1 1 時 2 5 分とします。

午前11時12分休憩

.....
午前11時25分再開

- 議長（牧永 護君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-----・-----
日程第5．承認第1号～日程第53．議案第53号

- 議長（牧永 護君） 次に、日程第5、承認第1号損害賠償額の決定についての専決処分を報告し、承認を求めることについてから、日程第53、議案第53号平成22年度壱岐市水道事業会計予算についてまで、49件を議題とします。

ただいま上程いたしました議案について、提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

- 市長（白川 博一君） 本日提出いたしましております案件につきましては、担当理事及び担当課長に説明をさせますのでよろしくお願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

- 議長（牧永 護君） 総務課長。

〔総務課長（堤 賢治君） 登壇〕

- 総務課長（堤 賢治君） それでは、承認第1号について御説明を申し上げます。

損害賠償額の決定についての専決処分を報告し、承認を求めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により議会において、指定されている事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告し、承認を求める。

本日の提出でございます。

これは、壱岐市議会におきまして市長の専決処分する軽易な事項として指定をいただいております事項中、1件50万円以内において法律上、壱岐市の義務に属する損害賠償の額を定めるという項目に該当しますので、専決処分をさせていただいたものでございます。

それでは、次のページをお願いいたします。平成21年12月25日付、専決処分書、損害賠償の額を定めることについてでございます。

本件の概要でございますが、平成21年9月25日、市内勝本町坂本触、海岸保全施設において損害賠償の相手方が歩行中、コンクリートの舗装部分に埋もれていたアンカーボルトの先端部分につまづき、転倒した事案であり、このことにより右肩脱臼の負傷に至らしめ、同人に損害を及ぼしたものでございます。損害賠償の相手方は、市内勝本町在住の個人1名で、損害賠償額は5,460円であり、これは自傷された部位の治療費でございます。

次に、議案第6号について御説明を申し上げます。

長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について、地方自治法第

286条第1項の規定に基づき、平成22年3月30日をもって、長崎県市町村総合事務組合から江迎町、鹿町町、鹿町江迎給食衛生一部事務組合、佐世保広域圏北部じんかい処理一部事務組合及び松浦地区消防組合を脱退させ、長崎県市町村総合事務組合の規約を次のとおり変更する。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、平成22年3月31日に佐世保市への編入合併に伴い、北松浦郡江迎町及び鹿町町が廃止され、また、平成22年3月30日をもって鹿町江迎給食衛生一部事務組合、佐世保広域圏北部じんかい処理一部事務組合及び松浦地区消防組合が解散するため、長崎県市町村総合事務組合を組織する組合市町村からこれらの市町村及び組合等を減じるものでございます。

次のページをお開きください。長崎県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約でございます。

別表第1を次のように改めます。別冊の資料を準備いたしております。別冊の資料1といたしまして議案関係資料、これは改正条例新旧対照表でございます。1ページ、新旧対照表を添えております。こちらのほうで説明をさせていただきます。左が現行、右が改正案でございます。ご覧のとおり、改正案は、組合を組織する組合市町村、13市8町15組合の36団体でございます。この規約は平成22年3月31日から施行しようとするものでございます。

次に、議案第7号について御説明を申し上げます。

長崎県市町村総合事務組合の規約変更について、地方自治法第286条第1項の規程に基づき、平成22年4月1日から長崎県市町村総合事務組合規約の一部を次のとおり変更することについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、平成22年3月31日をもって、南高北東部環境衛生組合が本組合退職手当事業から脱退するため、長崎県市町村総合事務組合の共同処理する団体に変更が生じるものでございます。

次のページをお開きください。長崎県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約でございます。別冊資料1の議案関係資料でございます。2ページ、新旧対照表で御説明をいたします。別表第2の第3条第1項に関する事務と申しますのは、市町村職員退職手当支給条例でございます。平成22年4月1日から12市8町10組合などの30団体で共同処理することに改めようとするものでございます。

以上で議案第7号の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

〔総務課長（堤 賢治君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 山口保健環境担当理事。

〔保健環境担当理事（山口 壽美君） 登壇〕

- 保健環境担当理事（山口 壽美君） 議案第 8 号長崎県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について御説明申し上げます。

地方自治法第 291 条 3 第 1 項の規定に基づき、平成 22 年 3 月 30 日をもって、長崎県後期高齢者医療広域連合から北松浦郡江迎町及び同郡鹿町町を脱退させ、長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のとおり変更する。

本日の提出でございます。

提案理由といたしまして、平成 22 年 3 月 31 日に佐世保市への編入合併に伴い、平成 22 年 3 月 30 日をもって長崎県後期高齢者医療広域連合から北松浦郡江迎町及び同郡鹿町町が脱退することに伴い、長崎県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数を減少し、また、本広域連合の委員の定数を減らすため規約を変更しようとするときは、地方自治法第 291 条の 11 の規定により議会の議決を得る必要がある、でございます。

次ページをお開きください。長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約でございます。新旧対照表の議会関係資料にも 4 ページに記載をしておりますが、7 条中の「29 人」を「27 名」に改めるとなっております。

附則として、この規約は平成 22 年 3 月 31 日から施行するとなっております。

以上で議案第 8 号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

〔保健環境担当理事（山口 壽美君） 降壇〕

- 議長（牧永 護君） 総務課長。

〔総務課長（堤 賢治君） 登壇〕

- 総務課長（堤 賢治君） それでは、議案第 9 号について御説明を申し上げます。

壱岐市行政組織条例の一部改正について、壱岐市行政組織条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、壱岐市立一支国博物館の完成に伴い、原の辻プロジェクト室を廃止し、その分掌事務を観光商工課に移管するために所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開きください。壱岐市行政組織条例の一部を改正する条例でございます。別冊資料 1 の 5 ページの新旧対照表でございます。第 1 条は、課の設置でございます。市長の権限に属する事務を分掌させるため、現在 16 課で事務を行っておりますのを原の辻プロジェクト室を廃止して 15 課とするものでございます。その結果、次のページの第 2 条では、壱岐島振興推進本部は観光商工課と政策企画課の 2 課で編成することになります。第 3 条の分掌事務では、観

光商工課がこれまでの原の辻プロジェクト室の事務を引き継ぐことになります。

附則として、この条例は平成２２年４月１日から施行しようとするものでございます。

次に、議案第１０号について御説明を申し上げます。

壱岐市個人情報保護条例の一部改正について、壱岐市個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、個人情報保護のより適切な対策を実施するため所要の改正を行うものでございます。県内他市の条例と比較し、本市にだけ定めがない事項などについて追加整備しようとするものでございます。実は、これまで定めがなかったことで請求人との間で問題が生じたこともありまして、今回整備をさせていただこうとするものでございます。

次のページをお開きください。壱岐市個人情報保護条例の一部を改正する条例、別冊資料１の１０ページに新旧対照表を添えております。こちらのほうで御説明をいたします。現行条例第１４条の保有個人情報の開示義務の１項に「法令等の規定により開示することができないとされている情報、すなわち上位法で開示できない情報は開示できません」という条項を加え、さらに１４ページに、ご覧のとおり９号を加えようとするものでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

次に、議案第１１号について御説明を申し上げます。

壱岐市附属機関設置条例の一部改正について、壱岐市附属機関設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、市長の附属機関として壱岐市ケーブルテレビ放送番組審議会及び壱岐市郷ノ浦町堆肥センター運営委員会を設置し、並びに教育委員会の附属機関から壱岐市生涯学習推進協議会を廃止するとともに、例規の整理等を行うため、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開きください。壱岐市附属機関設置条例の一部を改正する条例でございます。新旧対照表につきましては、１５ページからでございます。市長の附属機関の部において新規追加といたしまして１６ページの壱岐市ケーブルテレビ放送番組審議会、それから２０ページの壱岐市郷ノ浦町堆肥センター運営委員会、それから市長の附属機関の部の内容の整理、追加といたしまして、もとに戻りますけれども、１７ページの壱岐市障害者地域自立支援協議会、それから１８ページの壱岐市要保護児童対策地域協議会、２０ページの壱岐市農業機械銀行運営協議会、２４ページの教育委員会の附属機関の部の壱岐市生涯学習推進協議会の項を廃止しようとするものでございます。

附則としまして、この条例は平成２２年４月１日から施行しようとするものでございます。

次に、議案第１２号について御説明をいたします。

苓岐市職員定数条例の一部改正について、苓岐市職員定数条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、水道事業職員の配置を見直し、職員定数を改めるため、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開きください。苓岐市職員定数条例の一部を改正する条例、新旧対照表は２５ページでございます。市長の事務部局の職員のうち、簡易水道事業職員定数の現行「１１人」を「１０人」に、上水道事業職員定数の現行「２人」を「３人」に改正しようとするものでございます。実数は、簡易水道が１０人、上水道２人でございますが、水道事業において簡易水道と上水道の定数配分の見直しを行うものでございます。

附則として、この条例は平成２２年４月１日から施行しようとするものでございます。

なお、職員の全体の職員定数の見直しにつきましては、現在、第２次定員適正化計画の期間中でありますので、計画期間完了の平成２３年度末を待って定数の見直しを行うことといたしております。

次に、議案第１３号について御説明を申し上げます。

苓岐市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、苓岐市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、交通指導員に関しましては、諸行事に対する勤務の見直しに伴い報酬を改めるため、及びブライダル推進委員、石田・印通寺共同店舗運営委員会を廃止するため、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開きください。苓岐市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、新旧対照表は２７ページからでございますが、該当部分は２９ページでございます。交通指導員の報酬の額を「１３万６,８００円」から「１１万４,０００円」に改めるほか、２つの委員については、所期の目的が達成されましたので、ご覧のように廃止するものでございます。

附則として、この条例は平成２２年４月１日から施行しようとするものでございます。

次に、議案第１４号について御説明を申し上げます。

苓岐市嘱託職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定について、苓岐市嘱託

職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、壱岐市嘱託職員の任用及び人事管理の適正な運営を図るため、嘱託職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する事項について定めるものでございます。

詳細に説明いたしますが、現在、嘱託職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する事項については、壱岐市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例及び壱岐市嘱託職員取扱要綱において規定をしておりますが、報酬額等の詳細な内容については、明記されていない部分や採用的な取り扱いとなっている部分もあることから、例規の整備等に対して助言等をいただいております。こうしたことから、今回新たに壱岐市嘱託職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を制定しようとするものでございます。20条からなる条例でございます。

条例の構成といたしましては、第1条で、条例制定の趣旨をうたっております。

第2条で、嘱託職員の区分及び用語の意義を定めておりまして、嘱託職員を第1種嘱託職員と第2種嘱託職員に区分しております。第1種嘱託職員は、特殊な資格、技術及び経験等を必要とする職に任用期間を定めて任用される職員とし、第2種嘱託職員は、特殊な資格、技術及び経験等を必要とする職に、1日を単位として任用される職員で、任用予定期間が6月を超えるものと定めております。

第3条で、嘱託職員の身分を規定しております。現行と同じで、地方公務員法第3条第3項第3号の特別職の非常勤職員としております。

第4条及び第5条では、任用に関する事項を規定しております。任用期間は最低限度により1年を超えない範囲とし、必要がある場合は更新することができるが、3年を限度としております。ただし、その者が競争試験または選考により新たに採用試験に合格した場合は、新規の嘱託職員として採用を決定することができる旨も定めております。任用の年齢期限については、第1種嘱託職員が満60歳に達する年度、第2種嘱託職員が満65歳に達する年度までとしております。

第7条では、解職に関する事項を規定しております。

第8条では、第1種嘱託職員の給与について、第9条で、第2種嘱託職員の給与について定めております。

第10条は、退職時割増報酬の支給について、別条例である壱岐市嘱託職員退職時割増報酬条例へ委任する規定であります。

第11条及び第12条では、勤務時間等について規定しております。嘱託職員の勤務時間は、一般職の常勤職員の1時間当たりの正規の勤務時間の4分の3未満の範囲としております。つまり一般職員が週38時間45分ですので、嘱託職員が週29時間以下となります。

第 13 条、第 14 条及び第 15 条で休暇等について規定しております。

第 16 条では、旅費に関する事項、第 17 条が、服務に関する事項を定めております。

第 18 条及び第 19 条では、社会保険及び災害補償に関する事項を定めております。

第 20 条では、条例で定めるもののほか、施行に関し必要な事項は規則委任できる規定を定めております。

附則第 1 項では、この条例の施行期日を平成 22 年 4 月 1 日としております。

附則第 2 項では、現在、任用されている嘱託職員の任用期間の更新限度を平成 30 年までとすることができる任用期間の経過的措置をうたっております。

附則第 3 項では、現在、任用されている嘱託職員の基本報酬について、この条例の施行日においてこの条例の適用を受けることにより、勤務 1 時間当たりの報酬が現行より低い額に設定される者について、減給補償する旨の規定を設けております。

以上でございます。

次に、議案第 15 号について御説明を申し上げます。

壱岐市三島航路事業条例の制定について、壱岐市三島航路事業条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、身体障害者福祉法施行令の一部改正に伴い三島航路事業に関する条例を整理するため、全部改正を行うものでございます。今回、肝炎対策基本法制定を踏まえ、身体障害者福祉法第 4 条の規定に基づき、身体障害者手帳が交付される障害の範囲に肝臓の機能障害に係る項目が追加をされました。このほか、法律の改正により字句の改正等が必要になりましたので、この際全部改正をさせていただこうというものでございます。

次のページをお開きください。第 1 条壱岐市三島航路事業条例、第 1 条は、この条例の趣旨でございまして、以下、10 条でなる条例でございます。使用料改正はございません。内容の大幅な改正もございません。ただ、使用料の減免割引について身体障害者、知的障害者等の割引に關しまして、今までは条例で細かに規定されておりましたが、今回、規則で定めようとするものでございます。

附則として、この条例は平成 22 年 4 月 1 日から施行しようとするものでございます。

以上で議案第 15 号の説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いをいたします。

〔総務課長（堤 賢治君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 白石教育次長。

〔教育次長（白石 廣信君） 登壇〕

○教育次長（白石 廣信君） 議案第 16 号について御説明をいたします。

沓岐文化ホール条例の一部改正について、沓岐文化ホール条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、沓岐文化ホールに提出をいたしております沓岐郷土館の閉館に伴いまして、当施設を多目的に利用できる文化ホールの会議室として利用するため所要の改定を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。沓岐文化ホール条例の一部を改正する条例、沓岐文化ホール条例の一部を次のように改正する。利用料の欄でございますけども、別表中、「１０５号会議室」を「１０５会議室、１０６Ａ会議室、１０６Ｂ会議室」に改めるものでございます。なお、数字につきましては、使用料をそれぞれ左のほうから午前、それから午後、夜間料金、そして一番右が冷房料金というふうになっております。

附則といたしまして、この条例は平成２２年４月１日から施行するといたしております。

次に、議案第１７号沓岐市文化財展示施設条例の制定について、沓岐市文化財展示施設条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、一支国博物館の開館に伴う沓岐市内の文化財展示施設の整理により、従来の条例、沓岐郷土館条例、松永記念館条例、沓岐風土記の丘条例を廃止、新たな条例を制定するものでございます。

次のページをお願いいたします。沓岐市文化財展示施設条例、第１条で、沓岐市文化財展示施設の設置をうたっております。

第２条で、名称及び位置でございますが、郷土館条例の廃止に伴いまして、その中で沓岐郷土美術館のをうたっておりましたが、その取り扱いにつきまして名称を、彫刻家小金丸幾久記念館、以下、小金丸記念館というようにしております。それと、沓岐風土記の丘、そして電力の鬼、松永安左工門記念館、併設をいたしておりますふるさと資料館の４つの施設を掲げております。

第３条においては、業務内容について、第４条につきましては、その管理を沓岐市教育委員会が行うとしております。

第５条で、館長及び職員、第６条におきまして、利用時間及び休館日を定めております。休館日につきましては、施設ごとに定休日等をずらしておるところでございます。

第７条で、入館料を定めておりまして、３ページの表にいたしております。第２項で、団体割引制度について、第３項で、市内の在住の高校生以下の入館料は無料とする旨を、４項で、減免及び免除について定めております。

第９条で、使用料といたしまして、小金丸記念館の２階の利用について使用料を徴する旨を定

めております。

次の４ページをお願いいたします。第１２条で、管理について、指定管理者制度を活用できる旨を定めております。

次の５ページをお願いいたします。１３条で、委任につきまして教育委員会規則で定めることができる旨を定めております。

施行期日につきましては、平成２２年４月１日から施行といたします。２項、３項、４項でそれぞれの条例の廃止について定めております。第５項で、経過措置を定めておるところでございます。

よろしくお願いいたします。

〔教育次長（白石 廣信君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 山内市民生活担当理事。

〔市民生活担当理事（山内 達君） 登壇〕

○市民生活担当理事（山内 達君） 議案第１８号壱岐市地域福祉活動拠点施設条例の制定について御説明いたします。

壱岐市地域福祉活動拠点施設条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、福祉施設運営の統一性を図るため、壱岐市地域福祉活動拠点施設条例を制定するものでございます。

次のページをお願いいたします。新旧対照表が添付されておきませんので、条例に基づいて御説明を申し上げたいと思います。

提案理由の補足説明をさせていただきますけれども、第２条表中、各施設は壱岐市合併時にそれぞれの施設ごと条例が制定をされておりました。

３ページ後をお開きください。別表の第６条関係でございますけれども、１０項目の一般浴室でございますが、燃料の値上がりもあり、一般浴室を管理するために現在の利用料金では維持できないと考えておりますので、今回、入浴料金を「２００円」から「３００円」に改正する案を提出いたしております。そのほか使用料の単位区分及び備考欄の設定基準も施設によって若干異なっておりますので、現在、現状の利用実態に合うように改正するものでございます。

主な内容を説明させていただきますけれども、かざはやの場合でございますけれども、機能回復訓練施設がデイサービス室として現在は利用してありますので、料金は徴収できないということで削除いたしております。それから、パットゴルフ場でございますけれども、利用実績がないということで現在は桜公園として利用をしております。それから、エイドハウスという休憩室がございますけれども、これについては利用実績がありますので今回追加をいたしております。

それから、つばさでございますが、コミュニティールームと機能回復室がデイサービスとして利用しておりますので削除をいたしまして、つばさの入り口にございましたゲートボール場でございますけれども、今、太陽光発電の駐車場となっておりますので今回削除をいたしております。娯楽室は、現在利用されておるといふ実態がございますので、今回追加をいたしております。

それから、石田の福祉センターでございますけれども、会議室、それから談話室、ボランティア室が利用されておるといふことで、他の２施設と同様に料金をお願いすることにいたしております。

今まで４つございましたけれども、旧条例を廃止をいたしまして本条例を制定するために提案するものでございます。

附則といたしまして、施行日は平成２２年４月１日でございます。

以上でございます。

〔市民生活担当理事（山内 達君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 山口保健環境担当理事。

〔保健環境担当理事（山口 壽美君） 登壇〕

○保健環境担当理事（山口 壽美君） 議案第１９号壱岐市国民健康保険出産費資金貸付基金条例の廃止について御説明申し上げます。

壱岐市国民健康保険出産費資金貸付基金条例を廃止する条例を別紙のとおり定める。

本日、提出でございます。

提案理由といたしまして、出産育児一時金の医療機関への直接支払い制度の実施により当該基金の必要がなくなったため廃止するものでございます。

現在までの利用実績でございますが、１９年度に２件ございまして、２０年、２１年度につきましては、利用実績がございません。

この附則につきまして、この条例は平成２２年４月１日から施行するとなっております。

続きまして、議案第２０号壱岐市ペット霊園条例の制定について御説明申し上げます。

この条例につきましては、平成１９年３月に提出した経緯がございますが、字句の文言と現在、設置してある霊園に対する規制がないということで議案を取り下げた経緯がございます。いろいろ訂正をいたしまして、再度提案するものでございます。

壱岐市ペット霊園条例を別紙のとおり定める。

本日、提出でございます。

提案理由といたしまして、ペット霊園の設置等に関して生活環境への配慮と周辺住民とのトラブルを回避するため条例を制定するものでございます。

次のページをお開きください。条例の説明に入ります前に、条例の制定に至った経緯について

御説明を申し上げます。現在、国においては動物霊園事業に係る火葬場等の設置及び管理運営についての許可等を法的に規制する制度が存在いたしません。規制する場合は、地方自治体が独自に制定しなければならないとなっております。全国的にも各自治体において条例の制定がなされているところでございます。

壱岐市において現在、ペット霊園条例がないため、既存の施設ができるとき周辺自治会とのトラブルがあり、設置及び管理運営違反の場合は改善命令、使用禁止等の措置を講じる条例制定の陳情があつてること、並びに今後新規に設置される業者が近隣住民とのトラブルを未然に防ぐため、今回条例を制定するものでございます。

条例の説明でございますが、第1条、目的でございますが、ペット霊園の設置及び管理が適正に行われるための措置を講じることにより、公衆衛生上、住民に与える不安を除去するとともに、住民の生活環境の保全に資することを目的とするものでございます。第2条の定義の3項の近隣住民の100メートル以内の根拠でございますが、これは壱岐市墓地経営許可事務取扱要綱に合わせたものでございます。第3条、設置者の責務について定めております。

次のページをお願いします。次のページの4条から9条は、許可の申請手続について記載しております。

次のページをお開き願います。10ページから15ページにつきましては、許可の基準から中止及び廃止の届け出に至る事務手続について定めております。

次のページをお開き願います。16条から20条でございますが、これは報告及び立ち入り検査等についての権限を定めております。21条、委任でございますが、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めるとしております。

附則として、この条例は平成22年4月1日から施行するとしております。

経過措置として既存のペット霊園に適用させる条項を定めておりまして、監督義務等を発生する等の経過措置を設けております。

以上で議案20号の説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

〔保健環境担当理事（山口 壽美君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） ここで暫時休憩いたします。再開を13時といたします。

午後0時02分休憩

.....
午後1時00分再開

○議長（牧永 護君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案説明を続けます。牧山産業経済担当理事。

〔産業経済担当理事（牧山 清明君） 登壇〕

- 産業経済担当理事（牧山 清明君） 議案第 2 1 号 吉本市農業機械銀行条例の一部改正について説明を申し上げます。

吉本市農業機械銀行条例の一部改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出。

提案理由、吉本市農業機械銀行が受託する農作業にかかる使用料の適正化を図るため所要の改正を行うものでございます。

次ページをお開き願います。なお、あわせて資料 3 8 ページをお願いをいたします。利用料金の改定でございますが、別表中の小型バックフォアを「小型バックフォア」と「ミニバックフォア」にそれぞれ区別をするものでございます。また、備考にあります溝上げを削除をいたしております。

次に、大豆コンバインの項を削りということで、利用料 4,500 円を削除をいたしております。これは大豆コンバインを農協へ移譲を予定をいたしてありまして、削除いたしましたところでございます。

次に、ラッピングマシーンでございます。ラッピングマシンは、備考に「ラッピング作業の 85 センチの場合 750 円」というのを追加をいたしました。これは生産組合がロードベラーの導入によりまして、今後需要が予想されますので所要の料金改正をいたしております。

次に、ホイルローダーでございます。ホイルローダーにつきましても、中型、小型のそれぞれ区分をしたものでございます。中型ホイルローダーはバケット容量が 0.9 立米でございます。小型がバケット容量は 0.46 立米でございます、それぞれ区分をしたものでございます。

次に、乗用管理機で 4 トンダンプの料金を新規に設定をいたしております。これは、現在機械銀行が 2 トンダンプを 2 台、4 トンダンプを 1 台所有をいたしてありまして、4 トンダンプの使用料規定がありませんので、2 トンダンプの料金で徴収をいたしてありまして、4 トンダンプの料金を新規に設定をするものでございます。

附則といたしまして、平成 22 年 4 月 1 日から施行をするということでございます。

続きまして、議案第 22 号 吉本市死亡獣畜取扱場条例の一部改正について御説明をいたします。

吉本市死亡獣畜取扱場条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出。

提案理由、へい死獣畜一時保管処理施設の竣工に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次ページをお願いします。また、資料、ページ、41 ページ、新旧対照表もあわせてご覧をいただきたいと思います。第 1 条中の埋却の次に、「または一時保管処理」を加える。第 2 条の表に次のように加える。「へい死獣畜一時保管処理施設」ということで、新設のへい死獣畜を追加するものでございます。

附則、この条例は平成２２年４月１日から施行をする。

なお、へい死獣畜一時保管処理施設の管理運営につきましては、指定管理者制度を検討をいたしております。また、管理運営費用につきましては、畜産農家及び事故発生農家負担と考えております。

続きまして、議案第２３号壱岐市堆肥センター条例の制定について説明を申し上げます。

壱岐市堆肥センター条例を別紙のとおり定める。

本日の提出。

提案理由、壱岐市郷ノ浦町堆肥センターの竣工に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次ページをお願いいたします。壱岐市堆肥センター条例、第１条で設置、第２条で名称及び位置ということで、石田町堆肥センター並びに郷ノ浦町堆肥センターの位置を定めております。

第３条では、業務、第４条で、使用の許可、５条で、管理及び運営、第６条で、使用料を定めております。使用料につきましては、次ページをお願いします。別表第６条関係でございます。家畜糞収集用運搬車使用料といたしまして、１トン当たり３００円、ただし、最低利用料金として３００円。堆肥散布車使用料１トン当たり５００円、ただし、最低利用料金として５００円。今回、郷ノ浦の堆肥センターに堆肥散布車を２台購入をいたすようにいたしております。使用料を新規に設定するものでございます。次に、ばら堆肥でございますが、完熟１トン当たり４,５００円、現在は４,０００円でございます。５００円アップということでございます。ただし、自己とりの場合は１割引きの４,０５０円、ばら堆肥半熟トン当たり２,５００円、現在が２,０００円でございます。ただし、自己とりの場合は２,２５０円。袋詰めが１５キロで２５０円、現在が２００円。３キロが一袋当たり１００円といたしております。

また、７条では、立入禁止、８条では、損害賠償、９条で、委任をそれぞれ規定をいたしております。

附則、１項で、施行期日、この条例は平成２２年４月１日から施行する。２項では、石田町堆肥センター条例の廃止、３項では、経過措置をそれぞれ規定をいたしております。

以上で説明を終わります。

〔産業経済担当理事（牧山 清明君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 松本消防長。

〔消防長（松本 力君） 登壇〕

○消防本部消防長（松本 力君） 議案第２４号壱岐市火災予防条例の一部改正について、壱岐市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由は、平成２０年１０月に発生した大阪市浪速区の個室ビデオ店火災を踏まえて、当時

焼死者が１５名、負傷者が１０名ほど出ております。総務省消防庁において検討された予防行政のあり方に関する検討会において、個室ビデオ店等の防火安全対策について報告書が取りまとめられたことから所要の改正を行うものでございます。

次ページをお開きください。火災予防条例の一部を改正する条例、壱岐市火災予防条例の一部を次のように改正する。第３７条の２の次に、次の１条を加えるということで、第３７条の３が追加になっております。「遊興の用に供する個室に設ける外開き戸のうち、避難通路に面するものにあつては、開放した場合において自動的に閉鎖するものとし、避難所を有効に管理しなければならない」と。これにはただし書きがついております。「避難所を支障がないと認められないものにあつては、この限りではない」と。

附則、施行期日、経過措置が載っております。

これで議案第２４号の説明を終わらせていただきます。

〔消防長（松本 力君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 山内市民生活担当理事。

〔市民生活担当理事（山内 達君） 登壇〕

○市民生活担当理事（山内 達君） 議案第２５号公の施設の指定管理者の指定について御説明いたします。

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

本日の提出でございます。

１番目、公の施設の名称及び位置でございますけれども、名称、壱岐市郷ノ浦町デイサービスセンター、位置、壱岐市郷ノ浦町坪触３０９番地。

２、指定管理者、壱岐市石田町石田西触１４８番地１、社会福祉法人壱岐市社会福祉協議会会長百崎貞明。

３、指定期間、平成２２年４月１日から平成２５年３月３１日までの３年間でございます。

提案理由でございますが、壱岐市郷ノ浦町デイサービスセンターの指定管理者を指定するため、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を経ようとするものでございます。

続きまして、議案第２６号公の施設の指定管理者の指定について御説明いたします。

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

本日の提出でございます。

１、公の施設の名称及び位置、名称、壱岐市勝本町ふれあいセンターかざはや、場所、壱岐市勝本町大久保触１７３番地２。

指定管理者、壱岐市石田町石田西触１４８番地１、社会福祉法人壱岐市社会福祉協議会会長百崎貞明。

3、指定期間、平成22年4月1日から平成25年3月31日までの3年間でございます。

提案理由でございますが、壱岐市勝本町ふれあいセンターかざはやの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経ようとするものでございます。

続きまして、議案第27号公の施設の指定管理者の指定について説明いたします。

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

本日の提出でございます。

1、公の施設の名称及び位置、名称、壱岐市芦辺町クオリティーライフセンターつばさ、位置、壱岐市芦辺町箱崎中山触2548番地。

2、指定管理者、壱岐市石田町石田西触1486番地1、社会福祉法人壱岐市社会福祉協議会 会長百崎貞明。

3、指定期間、平成22年4月1日から平成25年3月31日までの3年間でございます。

提案理由でございますが、壱岐市芦辺町クオリティーライフセンターつばさの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経ようとするものでございます。

続きまして、議案第28号公の施設の指定管理者の指定について御説明いたします。

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

本日の提出でございます。

1番、公の施設の名称及び位置でございますが、名称、壱岐市石田町総合福祉センター、位置、壱岐市石田町石田西触1486番地1。

2、指定管理者、壱岐市石田町石田西触1486番地1、社会福祉法人壱岐市社会福祉協議会 会長百崎貞明。

3、指定期間、平成22年4月1日から平成25年3月31日までの3年間でございます。

提案理由でございますが、壱岐市石田町総合福祉センターの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経ようとするものでございます。

郷ノ浦町デイサービスセンターほか3施設は、平成19年4月1日から平成22年3月31日までの期間、指定管理者となる団体といたしまして議決をいただいておりますが、今月の末をもって指定の期間が満了となりますので提案をさせていただきます。

以上でございます。

〔市民生活担当理事（山内 達君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 中原建設担当理事。

〔建設担当理事（中原 康壽君） 登壇〕

○建設担当理事（中原 康壽君） 議案第29号公の施設の指定管理者の指定について御説明を申

し上げます。

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

本日の提出でございます。

公の施設の名称及び位置、名称、勝本総合運動公園、位置、吉崎市勝本町新城西触 1 6 4 5 番地。

指定管理者、吉崎市勝本町新城西触 1 6 4 5 番地、株式会社吉崎カントリー倶楽部、代表取締役辻川更司。

指定期間、平成 2 2 年 4 月 1 日から平成 2 5 年 3 月 3 1 日まで。

提案理由といたしましては、昨年度、1 年間ということで指定管理を受けておりましたが、期限満了に伴いまして勝本総合運動公園の指定管理者を指定するため、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を経ようとするものでございます。

以上で議案 2 9 号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第 3 0 号市道路線の廃止について御説明を申し上げます。

市道路線を別紙のとおり廃止する。

本日の提出でございます。

提案理由といたしましては、農道整備に伴い、市道から農道へ管理の所管がえの必要があるため、道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき議会の議決を得るものでございます。

次のページをお開きをいただきたいと思います。廃止路線調書、路線番号、路線名、それから起点、終点の順で申し上げます。

路線番号 1 4 4 4 号、椎ノ木 1 号線、郷ノ浦町麦谷触字田代 1 1 2 9 番 3 地先から郷ノ浦町麦谷触字船越 1 6 6 3 番 3 地先、延長は 5 6 4 . 0 8 メーターでございます。

続きまして、1 6 0 6 号、華光寺 2 号線、郷ノ浦町東触字深田 6 0 0 番 1 地先から郷ノ浦町東触字深田 6 0 5 番地先まで。延長が 5 4 . 4 3 メーターでございます。

続きまして、1 7 7 9 号、泉ヶ山 1 号線、郷ノ浦町片原触字蔦石 1 0 1 7 番地先から郷ノ浦町若松触字深串 8 3 3 番 1 地先、延長が 9 8 9 . 0 4 メーターでございます。

ただいま説明をいたしました椎ノ木 1 号線並びに泉ヶ山 1 号線につきましては、産業経済部のふるさと農道の完成に伴いまして市道管理から農道管理へ移管するものであります。このふるさと農道は、平成 1 6 年から平成 2 1 年 2 月で完成をいたしております。

続きまして、1 6 0 6 号の華光寺 2 号線につきましては、郷ノ浦町東触あまごころ本舗敷地において旧町有地払い下げのときに国土調査時期と重なり、地籍簿の処理変更の折、地籍図と地籍簿との統一性がないまま処理しており、現地との錯誤が生じ、個人道を誤って道路認定しているもの、個人有地に道路が築造され、利用されているものがあり、今回、精査を行い、現地に整合

させるため路線の廃止を行うものでございます。

続きまして、次のページに位置図で、椎ノ木1号線の位置図、続きまして華光寺2号線の位置図、3枚目に泉ヶ山1号線の位置図を添付させていただいております。

以上で議案第30号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第31号市道路線の認定について御説明を申し上げます。

市道路線を別紙のとおり認定する。

本日の提出でございます。

提案理由といたしましては、市道として受け入れる必要があるため、道路法第8条第2項の規定に基づき議会の議決を得るものでございます。

次のページをお開きをいただきたいと思います。認定路線、路線番号、路線名、起点から終点を申し上げます。

2012号、路線名、古城住宅線、郷ノ浦町田中触字古城から郷ノ浦町田中触字古城、67.27メートルでございます。

1606号、華光寺2号線、郷ノ浦町東触字深田から郷ノ浦町東触字深田、68.46メートルでございます。

古城住宅線につきましては、古城団地敷地内に道路が設置してありますが、敷地全体が市の有地で宅地となっております。団地裏側の民間有地において建築物を構築する場合、建築確認申請の手続をする上、どうしても道路としての認定が必要があるため、今回、古城住宅線として認定をお願いするものでございます。

続きまして、華光寺2号線は、先ほど廃止ということをお願いをいたしましたが、地籍簿の統一がないため精査の結果、新たに認定をお願いするものでございます。

次のページに位置図として、古城住宅線67.27メートルの位置図、それから華光寺2号線の位置図を添付させていただいております。

以上で議案第31号の説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いをいたします。

〔建設担当理事（中原 康壽君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 浦財政課長。

〔財政課長（浦 哲郎君） 登壇〕

○財政課長（浦 哲郎君） 議案第32号平成21年度壱岐市一般会計補正予算（第10号）について御説明申し上げます。

平成21年度壱岐市の一般会計補正予算（第10号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16億2,231万

7,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ301億2,387万5,000円とします。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により定めております。

繰越明許費。第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」によります。

地方債の補正。第3条、地方債の変更は、「第3表地方債の補正」によります。

本日の提出でございます。

次のページをお開き願います。「第1表歳入歳出予算の補正」、歳入及び歳出の補正の款項の区分、補正額等については、「第1表歳入歳出予算補正」に記載の2ページから4ページのとおりでございます。歳入歳出予算の補正の内容については、事項別明細書で後ほど御説明させていただきます。

5ページをお開き願います。「第2表繰越明許費」。2款総務費1項総務管理費、地域情報通信基盤整備推進事業ほか30件の事業、総額61億1,612万3,000円を年度内にその支出が終わらない見込みでありますので、翌年度に繰り越して使用できる繰越明許費を計上いたしております。

6ページ、7ページをお開き願います。「第3表地方債補正」。1変更、一般工業事業債、補正前限度額1億5,830万円を補正後の限度額1億5,020万円に、水産基盤事業分で810万円の減額、辺地対策事業債、補正前限度額2億2,600万円を補正後の限度額2億740万円に、市道上町元居線及び消防施設事業分での減額、過疎対策事業債、補正前限度額4億4,540万円を補正後の限度額4億4,460万円に、消防施設整備事業で80万円の減額を、農林水産業債、補正前限度額8,210万円を7,850万円に、自然災害防止事業での減額、土木債、補正前限度額3億2,230万円を2億6,370万円に、公営住宅建設事業分で減額、合併特例事業債、補正前限度額35億1,120万円を21億8,370万円に、廃棄物処理施設整備事業等に係る分で13億2,750万円を減額し、次の8ページ、災害復旧事業債、補正前限度額9,200万円を補正後の限度額8,340万円に、公共土木施設単独災害分860万円を減額補正をいたしております。

それでは、事項別明細書により主要分について御説明いたします。

補正第10号は、入札等により事業費減額及び事業執行の不用額等について減額補正をいたして、それらに伴う特定財源について補正を行っております。

12、13ページをお開き願います。まず、歳入について御説明いたします。

12款分担金及び負担金、1項分担金、2目災害復旧費分担金、農地等災害復旧費受益者分担金は、災害復旧県補助金の増高及び入札執行等により事業費減額により受益者分担金を減額いた

しております。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、子ども手当負担金は、子ども手当創設に伴うシステム改修費国庫負担金であります。2項国庫補助金、2目衛生費国庫補助金、循環型社会形成推進交付金の減額は、廃棄物処理施設整備事業のごみ処理施設入札不調により事業費減額による減額補正をいたしております。3目農林水産業費国庫補助金、地域水産物供給基盤整備事業費補助金は、事業内容の変更により国庫補助金が増額となり、県補助金が減額補正をいたしております。4目土木費国庫補助金、地域住宅交付金減額は、住宅建設に伴う入札により事業費減による国庫補助金の減額補正であります。6目教育費国庫補助金は、学校情報通信技術環境整備事業費補助金は、入札執行による事業費減額に伴う国庫補助金の減額補正をいたしております。7目総務費国庫補助金、地域活性化経済危機対策臨時交付金減額は、予算額7億2,251万7,000円に対して7億1,990万2,000円で交付決定がなされて減額補正をいたしております。地域情報通信基盤整備推進交付金は、予算額14億7,300万円に対して14億4,171万3,000円が交付決定で、3,128万7,000円を減額補正をいたしております。

次の14、15ページをお開き願います。上段の地域活性化公共投資臨時交付金は、国の第1次補正予算での交付限度額追加内報が総額で27億2,199万円があり、既定予算で地域情報通信基盤整備事業で補正予算（第7号）で議決をいただいておりますが、その差額分、追加の分についてそれぞれの関係事業について財源補正をいたしております。

15款県補助金・県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費補助金、3節水産業費補助金、地域水産物供給基盤整備事業費補助金減額は、事業費内容の変更により国庫補助金の増額補正との関係で県補助金の減額補正をいたしております。

16、17ページをお開き願います。8目災害復旧費県補助金、農地等災害復旧費補助金が、査定後に補助率が確定いたしましたので増額補正をいたしております。農地災害で補助率50%が95.5から96.1%に、施設で65%が98.4から98.7%になっております。

18款繰入金、2項基金繰入金、財政調整基金繰入金減額は、財政調整、財源不足により2億5,610万円の財政調整基金の取り崩しの予算議決をいただいていたが、廃棄物処理施設の入札不調、入札執行による減額、農地災害等の補助率増嵩、公共投資臨時交付金の内報で財源確保の見込み、並びに廃棄物処理施設関係で次年度以降に財源が必要となりますので財政調整基金の取り崩しを、2億円の取り崩しを行えないように減額補正をいたしております。土地開発基金の繰入金は、基金の総額8億5,930万円を5億7,258万円に減額し、土地開発基金の2億8,672万円にいたすものであります。2月末の基金の内訳として、現金が8,464万円で、残りは土地の分であります。

20款諸収入、4項雑入の退職手当旧負担金制度調整金は、退職手当事業の旧負担金制度にお

ける退職手当負担金と退職手当支給の調整により本年度から５カ年間、調整金の返還交付がなされます。

１８、１９ページをお開き願います。２１款市債、１項市債、１目一般公共事業債、水産基盤事業分減額は、諸津及び湯ノ本漁港の事業費減、八幡漁港分の事業費増により事業内容の変更により減額であります。２項辺地対策事業債は、５目土木債は入札により事業費減額に伴う減額補正であります。６項合併特例事業債の減額は、廃棄物処理施設入札不調により事業費減によるものであります。

次に、２０、２１ページをお開き願います。歳出について主要内容について御説明いたします。２総務費、１項総務管理費、１目一般管理費、時間外勤務手当の増額補正は、災害関連業務で時間外勤務の増加によるものであります。３目財政管理費、財政調整基金積立金は、財政調整により積み立てをいたしております。

次に、２２、２３ページをお開き願います。３款民生費、１項社会福祉費、１目社会福祉総務費、乳幼児母子寡婦福祉医療費減額は、主に乳幼児医療分が不用額として減額をいたしております。３項児童福祉費、２目児童措置費、システム改修業務委託料は、子ども手当創設に伴うシステム改修業務の補正であります。

次に、２４、２５ページ、４款衛生費、２項清掃費、５目廃棄物処理施設整備事業費減額は、入札の不調により減額補正をいたしております。

２８、２９ページをお開き願います。５款農林水産業費、３項水産業費、２目水産振興費、栽培漁業振興基金積立金は、アワビ種苗売却収入３０６万６,０００円を財源として積立金の追加補正をいたしております。沿岸漁業振興基金積立金は、県権限委譲金交付金、追加分の財源として追加補正をいたしております。

次に、３０ページ、３１ページをお開き願います。７款土木費、２項道路橋梁費、３目道路橋梁新設改良費減額は、市道小場線に係る分の減額であります。補助及び起債事業は、補償費等を減額し、工事請負費を増額をいたし、事業費調整の補正をいたしております。

次に、３２、３３ページをお開き願います。７項住宅費、２目住宅建設費減額は、入札により執行残額を、事業費減額補正をいたしております。

３４、３５ページをお開き願います。９款教育費で学校情報通信技術環境整備事業で、デジタルテレビ及び公務用コンピューター等の購入入札執行により、備品購入費を２項小学校費、３項中学校費、次の３６、３７ページ、４項の幼稚園費、５項の社会教育の４目公民館費のそれぞれ備品購入費を減額補正をいたしております。

３８、３９ページをお開き願います。７学校給食費、１学校給食費の学校用務給食会補助金を給食調理員等の期末手当支給率減により減額補正をいたしております。小学校費の用務給食会も

同様に減額補正をいたしております。なお、中学校費、用務給食会補助金については、予算執行の都合で精算での扱いとさせていただきます。

大変失礼をいたしました。８款、説明が漏れておりましたので、３４ページ、８款消防費、１項消防費、５項災害対策費で、全国瞬時警報システム整備工事の減額でございます。この分については、議会議決をいただいておりますが、受信放送施設の工事、それぞれ議会議決をいただいております。受信システムについては、この災害対策費の本予算で整備事業を行い、放送システムについては、地域情報通信基盤整備事業で行うことで、放送システムに係る分について減額補正をいたしております。大変申しわけございません。

１０款、３８ページ、災害復旧費、１項農林水産施設災害復旧費で、入札執行及び事業費の減額により減額補正をいたしております。同様に、２項公共土木施設災害復旧費についても事業費を減額補正をいたしております。

次に、４０ページ、４１ページをお開き願います。１１款公債費、１項公債費で、元金及び利子償還金を減額をいたしております。なお、本予算で土地開発基金の土地で、行政財産及び普通財産になっている分等について整理することで公有財産購入費で総額で５億７,２５８万６,０００円の補正予算を計上をいたしております。

給与費明細については、４３から４５ページに、次に、４６ページに地方債の見込みに関する調書をそれぞれ記載をいたしております。

なお、資料の平成２１年度補正予算案概要の詳細な主要事業並びに基金の状況、土地開発基金からの公有財産購入の状況について記載をいたしておりますので、主要内容のみの説明とさせていただきます。

以上で平成２１年度壱岐市一般会計補正予算（第１０号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔財政課長（浦 哲郎君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 山口保健環境担当理事。

〔保健環境担当理事（山口 壽美君） 登壇〕

○保健環境担当理事（山口 壽美君） 議案第３３号平成２１年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について御説明いたします。

平成２１年度壱岐市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第１条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１億１,５１９万６,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４５億８,８８１万５,０００円とする。２項については、記載のとおりでございます。

本日提出でございます。

8 ページをお開きください。歳入でございますが、1 款の1 項国民健康保険税につきましては、1 2 月の調定額により再計算を行ったことによります増減を計上いたしております。

1 0 ページをお開きください。6 款の第1 項療養給付費交付金でございますが、退職者医療費交付金で遡及等による支払い基金からの変更決定によりまして追加をいたしております。

1 0 款の第2 項基金繰入金ですが、保険税の増減に伴う財源不足等により基金より繰り入れすることにいたしております。

1 2 ページをお開きください。歳出でございますが、2 款第1 項療養諸費、1 項、1 目の療養費については、2 1 年度1 1 月までの診療実績をもとに再計算をして計上いたしております。

1 4 ページをお開きください。7 款の1 項共同事業拠出金、これにつきましては、長崎県国民健康保険連合会から実績による通知がございましたので減額して計上いたしております。

1 1 款の1 項償還金及び還付加算金につきましては、平成2 0 年度国庫負担金の精算により返納金を計上をいたしております。

以上で議案第3 3 号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第3 4 号平成2 1 年度壱岐市老人保健特別会計補正予算（第2 号）について御説明を申し上げます。

平成2 1 年度壱岐市の老人保健特別会計補正予算（第2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1 , 1 6 0 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1 8 9 万5 , 0 0 0 円とする。2 項については、記載のとおりでございます。

本日提出でございます。

2 ページ、3 ページをお開きください。今回の補正の理由でございますが、平成2 0 年度3 月までの診療について月遅れ請求、過誤請求を見込んでおりましたが、実績によりまして各項目減額して補正をいたしております。

以上で議案第3 4 号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第3 5 号平成2 1 年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1 号）につきまして御説明をいたします。

平成2 1 年度壱岐市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1 3 0 万6 , 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3 億1 3 1 万4 , 0 0 0 円とする。2 項については、記載のとおりでございます。

本日提出でございます。

８ページをお開きください。歳入でございますが、１款、１項後期高齢者医療保険料でございます。特別徴収と普通徴収でございますが、所得等の減により見込みより減額になったことと、年度途中で保険料額が変わったために特別徴収から普通徴収に変更になったために補正をいたしております。

４款の１項一般会計繰入金ですが、低所得者の保険料軽減等が見込まれて増額になったことによりまして補正をいたしております。

６款の３項受託事業収入でございますが、これにつきましては、重複多受診防止事業のために訪問看護師を雇用するようにはいたしておりましたが、今年度雇用ができなかったために、受託事業を受けなかったために減額をいたしております。この受けなかった場合には、市町村が行わない場合は広域連合が雇用し、巡回して指導するようになっております。

１０ページをお開きください。歳入で御説明をいたしましたように、１款の総務費、総務管理費の中で看護師雇用賃金、健康審査につきましては、訪問指導の関係の減額でございます。

以上で議案第３５号の説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いします。

〔保健環境担当理事（山口 壽美君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 中原建設担当理事。

〔建設担当理事（中原 康壽君） 登壇〕

○建設担当理事（中原 康壽君） 議案第３６号平成２１年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第７号）について御説明を申し上げます。

１ページをお開きをいただきたいと思います。平成２１年度壱岐市の簡易水道事業特別会計補正予算（第７号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出それぞれ９０９万７,０００円を減額し、歳入歳出それぞれ１２億７２８万円とする。２、歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

第２条、繰越明許費、地方自治法第２１３条第１項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第２表繰越明許費」による。

本日の提出でございます。

２ページ、３ページをお開きをいただきたいと思います。歳入歳出予算補正の歳入歳出をそれぞれ記載をいたしております。

続きまして、４ページをお開きをいただきたいと思います。「第２表繰越明許費」、１款総務費で、水道管布設補償工事６２８万１,０００円、これは市道八幡・芦辺線ほか、２路線の水道

管の補償工事でございます。

続きまして、地域活性化きめ細かな臨時交付金事業、先日の議会で議決をいただきましたが、西崎浄水場のろ過地ほか1地区で1,546万円、合計2,174万1,000円を繰り越すものでございます。

続きまして、8ページ、9ページをお願いいたします。歳入、6款諸収入で、909万7,000円の減額は、工事補償金の減額によるものであります。

続きまして、10ページ、11ページをお願いします。歳出、1款総務費、1項総務管理費で、2目施設管理費で909万7,000円の減額は、水道管布設がえ工事減ということで、市道綿打線ほか12路線の精算見込み額で減をさせていただいております。

以上で議案第36号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第37号平成21年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第5号）について御説明を申し上げます。

1ページをお開きをいただきたいと思います。平成21年度壱岐市の下水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出それぞれ850万円を減額し、歳入歳出それぞれ4億2,980万6,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第2条、繰越明許費、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

第3条、地方債の補正、地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

本日の提出でございます。

2ページ、3ページをお開きをいただきたいと思います。歳入歳出予算補正の歳入の部、歳出の部を記載をいたしております。

続きまして、4ページ、5ページをお開きをいただきたいと思います。第2表繰越明許費、1款下水道事業費で公共下水道事業費470万円の繰り越しは、八畑地区ほか1地区の污水管敷設がえ工事の繰り越しでございます。それから、地域活性化きめ細かな臨時交付金事業では、亀川の河川の改修工事1件の6,000万円でございます。

2款漁業集落排水整備事業費で6,850万円の繰り越しは、芦辺地区の管路の推進工事でございます。延長が720メートルとなっております。

以上、合計1億3,320万円をお願いするものでございます。

続きまして、5ページ、「第3表地方債の補正」、変更、補正前が4,280万円、補正後が

4,290万円、10万円の増となっております。

続きまして、10ページ、11ページをお開きをいただきたいと思います。主なものを申し上げます。歳入、5款繰入金、1項一般会計繰入金で859万円の減額は、歳入歳出調整による減額で、一般会計からの繰入金の減額でございます。

続きまして、12ページ、13ページをお願いいたします。歳出、2款漁業集落排水整備事業費、1項管理費で、一般管理費390万円の減額は、下水道加入者減による、24名分の減による減額をいたしております。2目施設管理費で280万円の減額は、需用費及び委託料の精算見込みによる減額でございます。2項施設整備費180万円の減額は、22節水道管布設がえ工事で精算見込みによる減額を計上させていただいております。

以上で議案第37号の説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いをいたします。

〔建設担当理事（中原 康壽君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 山内市民生活担当理事。

〔市民生活担当理事（山内 達君） 登壇〕

○市民生活担当理事（山内 達君） 議案第38号平成21年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

平成21年度壱岐市の特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ52万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,518万5,000円とする。2項は、記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

次に、8ページをお願いいたします。歳入の介護サービス費についてでございますけれども、説明欄をご覧いただきたいと思いますけれども、短期介護サービス費及びデイサービスセンター介護サービス費の利用者の実績を見込んでそれぞれを増減をいたしております。次の利用者負担金収入でございますけれども、上記と同様に利用者実績を見込んで増減をいたしております。

次に、10ページをお開きください。歳出について御説明をいたします。1款、1項、1目の事務費の賃金でございますが、実績を見込みまして71万円の増、次に、事業費でございますが、ふる修繕の執行残の89万1,000円を減額をいたしております。機械器具費でございますが、特殊浴槽2基の入札執行残の42万1,000円でございます。次の欄の事務費の介護人賃金は、ショートステイ分の7万7,000円の賃金不足が見込まれますので計上をいたしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

〔市民生活担当理事（山内 達君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 牧山産業経済担当理事。

〔産業経済担当理事（牧山 清明君） 登壇〕

○産業経済担当理事（牧山 清明君） 議案第39号平成21年度苓崎市農業機械銀行特別会計補正予算（第3号）について御説明をいたします。

平成21年度苓崎市農業機械銀行特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正、歳入歳出それぞれ698万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,933万3,000円とする。

本日の提出でございます。

8ページをお開き願います。2、収入、5款諸収入、3項受託事業収入、1目受託事業収入、環境管理等業務受託収入698万5,000円を減額をいたしております。

歳出でございます。次ページをお願いいたします。一般管理費の事務役務費、廃棄物収集運搬手数料を698万5,000円減額をいたしております。これは経済対策によりまして高所伐採の受託作業を行いました。収集運搬手数料に不用額が生じましたので減額をいたしております。

以上で説明を終わります。

〔産業経済担当理事（牧山 清明君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 市山病院事業管理監。

〔病院事業管理監（市山 勝彦君） 登壇〕

○病院事業管理監（市山 勝彦君） 議案第40号平成21年度苓崎市病院事業会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

第1条、平成21年度苓崎市病院事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条、平成21年度苓崎市病院事業会計予算、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。第1款、第2款の順に説明いたします。苓岐市民病院医業収入が2,196万1,000円の増額、かたばる病院医業収益が33万7,000円の増額、支出は、苓岐市民病院医業費用が768万7,000円の増額、かたばる病院医業費用の増額が333万7,000円を増額補正します。

第3条、予算、第4条に定めた資本的収入の予定額を次のとおり補正する。第4項と第6項、第4項負担金と第6項長期借入金の増減でございます。これは当初一般会計で借り入れた過疎債1,800万円について、当初予算では負担金としておりましたが、病院事業が一般会計から借り入れることに改め、長期借入金に増額するものでございます。

第4条、予算、第9条に定めた棚卸資産の購入限度額は次のとおり補正する。これは第2条の医業費用の増加分768万7,000円を増額補正するものでございます。

本日の提出でございます。

4ページをお開きください。平成21年度壱岐市病院事業市民病院会計補正予算（第4号）の実施計画書でございます。収益的収入及び支出につきまして、収入の2,196万1,000円は、新型インフルエンザの流行に伴う外来患者収入の増加でございます。支出の、同じくインフルエンザ関係の支出の目、材料費に768万7,000円、診療材料費増ということで計上しております。

なお、給与費のほうは、各施設間における予算額と所要見込み額の過不足を施設間の組み替え補正としております。資本的収入及び支出につきましては、先ほど説明したとおりでございます。

5ページは、資金計画書でございます。以下、6ページ、7ページに給与費明細書が、8ページ、9ページに21年度の予定貸借対照表が添付してございます。

10ページをお開きください。平成21年度壱岐市病院事業かたばる病院会計補正予算（第4号）の実施計画書でございます。収入の医業収益の33万7,000円は、20年度国庫補助金の確定に伴う増額補正でございます。

支出のほうにまいります。医業外費用の45万円につきましては、消費税の計上不足の部分を増額補正し、予備費のほうで11万3,000円を減額補正して、事業費用の増額補正が33万7,000円となっております。

以下、市民病院と同様、資金計画書、給与費明細書、それから21年度予定貸借対照表が添付してございます。

以上でございます。

〔病院事業管理監（市山 勝彦君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 中原建設担当理事。

〔建設担当理事（中原 康壽君） 登壇〕

○建設担当理事（中原 康壽君） 議案第41号平成21年度壱岐市水道事業会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

第1条、平成21年度壱岐市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、平成21年度壱岐市水道事業会計、第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。収益的収入におきまして、第1款水道事業収益で、補正額68万6,000円の減額は、消費税の還付額の減によるものでございます。3条は、記載のとおりでございます。

続きまして、資本的支出、第1款資本的支出で、補正額9,565万円の減額は、排水設備事業費減額によるものでございます。

本日の提出でございます。

4ページをお開きをいただきたいと思います。壱岐市水道事業会計予算実施計画書、補正（第

2号)について記載をいたしております。収益的収入及び支出の収入の部で減額の68万6,000円を、資本的収入及び支出の部の支出で9,565万円の減額をお願いするものでございます。

続きまして、6ページ、7ページに21年度の決算予定額の貸借対照表を記載をいたしております。7ページの下段のほうになりますが、(2)の八、当年度未処分利益剰余金で、予定額といたしまして2,364万738円を予定をいたしております。

続きまして、8ページ、9ページをお開きをいただきたいと思います。収益的収入及び支出、収入の部で68万6,000円の減額は、先ほど申し上げましたが、消費税の還付金の減額によるものでございます。

続きまして、10ページ、11ページをお開きをいただきたいと思います。資本的収入及び支出、支出の部で排水設備拡張費9,565万円の減額は、亀川中継ポンプ場築造工事の減額によるものでございます。この件につきましては、当初亀川ポンプ場の改良計画をいたしておりましたが、麦谷浄水場の完成に伴い送水を開始いたしましたところ、渡良及び三島方面に濁水が送水をされまして、この原因究明と対応に苦慮いたしました。その間、管内の洗浄工法、ポンプ場の機能の再確認等の検討に不慮の日数を要しまして、繰り越しでも計画するようにはいたしましたが、十分な工期もとれないことから、もう一度精査の要件があるということで次年度に繰り越すということで全額減額をさせていただいております。

以上で議案第41号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔建設担当理事(中原 康壽君) 降壇〕

○議長(牧永 護君) ここで暫時休憩いたします。再開を14時20分とします。

午後2時07分休憩

.....

午後2時20分再開

○議長(牧永 護君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案説明を続けます。浦財政課長。

〔財政課長(浦 哲郎君) 登壇〕

○財政課長(浦 哲郎君) 議案第42号平成22年度壱岐市一般会計予算について御説明いたします。

平成22年度壱岐市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ227億5,500万円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をする

ことができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。地方債、第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。一時借入金、第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定により一時借入金の借り入れの最高額は50億円と定めるものであります。平成21年度の一時借入金最高額は30億円でしたが、今年度は廃棄物処理施設整備事業及び繰り越しの地域情報通信基盤整備推進交付金事業での支払いで資金繰りに苦慮することが予測されましたので、借入最高額の増額設定をさせていただいております。歳出予算の流用、第5条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、第1項に定めるとおりでございます。

本日の提出でございます。

次のページをお開き願います。第1表歳入歳出予算の補正、歳入歳出予算、歳入及び歳出の款項の区分の金額について、「第1表歳入歳出予算」に記載の2ページから5ページのとおりでございます。なお、歳入で2款地方譲与税、地方道路譲与税及び9款の地方特例交付金、特別交付金は、制度廃止により廃項といたしております。歳入歳出の内容については、後ほど説明をさせていただきます。

6ページをお開き願います。「第2表債務負担行為」で、平成22年度以降に発生する債務負担行為の17件でございます。内容は記載のとおりでございます。なお、給食センター整備工事を平成23年度までの債務負担での事業を行います。

7ページ、「第3表地方債」で、平成22年度に借り入れるもので、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。起債総限度額は43億4,380万円でございます。

次の9ページ、歳入歳出予算事項別明細書をお開き願います。本年度予算は前年度当初予算額236億4,100万円に対して、対前年度比8億8,600万円の減であります。減の要因としては、堆肥センター及び一支国博物館建設完了に伴う減であります。

歳入歳出の主な増減の比較について御説明いたします。10款地方交付税、国の地方財政対策で地方交付税が対前年度比6.8%増、1兆733億円の増額確保がなされておりますので、9,384万4,000円の増額といたしております。

14款国庫支出金は、子ども手当創設による増でございます。

15款の県支出金は、畜産環境整備事業統合事業堆肥センター建設完了に伴う減でございます。

19款で繰越金2億円を見込んで予算計上いたしております。

21款市債は、一支国博物館及び堆肥センター完成に伴う減でございます。

次に、10ページ、歳出でございます。3款民生費の増は、子ども手当創設によるものであり

ます。

５款農林水産業費、７款土木費、９款教育費の減は、堆肥センター、市営住宅建設、一支国博物館完成に伴う減であります。

１２、１３ページをお開き願います。歳入の主な内容について御説明いたします。１款市税、１項市民税は、８億４,７４１万４,０００円で、対前年度比較７,３８５万５,０００円の減で、個人所得の大幅な減少や企業収益の悪化等により減額予算となっております。３項軽自動車税は、前年度は減免台数を考慮せずに予算計上をいたしておりましたので、本年度は減免台数を考慮して対前年度３００万２,０００円の減で予算計上いたしております。

４項地域たばこ税は、２１年度決算見込みの９５％で計上をいたし、税制改正での税率引き上げ分は本予算には反映をさせておりません。

１４ページ、２款地方譲与税から１６ページ、９款地方特例交付金までは、２１年度の決算見込み及び国の財政計画等の見込みを考慮して計上をいたしております。

１６ページ、地方交付税、１０款地方交付税では、普通交付税を対前年度比１．０％増の８億８,９４１万１,０００円で、特別交付税は、前年同額の５億円を計上いたしております。

１８ページ、１１款交通安全対策特別交付金については、２１年度決算見込み及び国の地方財政計画の見込みを考慮して計上いたしております。

１２款分担金及び負担金、２項負担金、１項民生費負担金、老人福祉費負担金で養護老人ホーム関係で、特定施設入居者生活介護事業で、介護事業負担金及び介護事業利用者負担金の増収で、また、保育所入所者の増加による保育所入所負担金の増額を見込んで予算計上いたしております。

次に、２０ページ、１３款使用料及び手数料、６項土木費使用料の減は、公園使用料で勝本交流センターの指定管理に伴う減であります。

２４ページ、２項手数料、３項農林水産業手数料、家畜診療等手数料の増でございます。

１４項土木手数料、屋外広告物許可手数料を、県より権限移譲での条例施行により予算計上をいたしております。

２６ページ、１４款国庫支出金、１項国庫負担金の増は、子ども手当創設に伴うものであります。

２８ページ、１５款県支出金、１項県負担金、１目市町村権限譲与等交付金は、２１年度の実績で計上いたしております。２目の民生費県負担金で児童手当関係での減であります。

３０ページ、４目教育費県負担金、島ごとプロジェクト推進事業費は、島ごと大学事業、島ごと博物館、元気館事業及び島ごとプロジェクト情報発信業務事業に対する経費で、経費の２分の１が負担金であります。県負担金であります。

２項県補助金、１目総務費県補助金、新市町合併特別交付金２,５００万円を合併地域振興基

金積立金として受け入れるものであります。総務費県補助金の対前年度比較減の原因は、国土調査事業で、芦辺地区現地調査費の事業費減に伴うものでございます。

2目民生費県補助金、3節児童福祉費補助金、子育て支援対策臨時特別交付金は、きめ細かな子育て支援活動支援並びに、地域子育て支援拠点の従事者の質の向上を図る支援事業で、事業費の全額補助となっております。

3目衛生費県補助金、次のページでございます。上の欄のほうでございます。新型インフルエンザ接種補助金臨時交付金は、平成22年4月までの接種費用720万円に対して、補助率が4分の3の540万円の補助金であります。不法投棄物等撤去事業補助金は、海岸漂着ごみ回収運搬処分費用に係る補助金でございます。4目農林水産業費県補助金、3節水産業費補助金、強い水産業づくり交付金事業補助金のうち、1億8,330万9,000円は、勝本漁協製氷貯氷施設整備事業に対する県補助金で、補助率が10分の6であります。

34ページ、6目教育費県補助金、一支国博物館建設事業費補助金は、県埋蔵文化財センターと一体と整備した一支国博物館建設事業を支援する合併特例債償還等の県補助金であります。

中学校の統合に当たって、公立小中学校適正規模化支援交付金を300万円を計上いたしております。7目商工費県補助金、ふるさと雇用再生特別基金事業補助金は、長崎県ふるさと雇用再生特別基金を財源に、地域給食を雇用する事業経費に対する県補助金で、地域資源を活用した雇用創出事業のアグリランド分、子ども農山村交流プロジェクト推進コーディネート委託事業、原の辻遺跡文化遺産活用促進事業の3事業の財源に充てております。

また、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金で、市内文化財施設再編資料整理業務、観光施設整備事業、耕作放棄地解消サポート事業、不法投棄物回収事業の4事業に財源を充てております。消費者行政活性化補助金は、消費者相談員の設置、相談員のレベルアップ等の地方の取り組みを支援する基金が造成され、本年度から、23年度までの事業で消費者行政の充実の補助金であります。

以上の商工費県補助金、3事業補助金は、10分の10の補助金であります。

36ページ、16款財産収入、2項財産売払い収入、アワビ種苗売払い収入で、全額を沿岸漁業振興基金積立金の財源といたしております。

38ページ、18款繰入金、2項基金繰入金、財政調整基金繰入金は廃棄物処理施設整備事業に、減債基金繰入金は繰り上げ償還財源に、栽培漁業振興基金繰入金は、アワビ種苗センター運営費に、沿岸漁業振興基金繰入金は、漁業近代化施設整備事業等の財源に、教育振興基金繰入金は、渡良沼津小学校の備品購入費に、土地開発基金の繰入金は、原の辻遺跡関係土地で基金の取り崩しを行うものであります。

ふるさと応援基金繰入金は、ふるさと応援寄附を積立金に、それぞれ寄附者の趣旨により、子

育て応援コース300万円を乳幼児福祉医療無料化に、特に定めてない分100万円を当該通勤、通学、交通費助成事業の財源に充てております。

40ページ、20款諸収入、4項雑入、2目雑入、下のほうの日本宝くじ協会助成金は、風土記の丘併設施設を、壱岐の古墳群周遊拠点施設、展示施設を整備する助成金であります。

コミュニティ助成金は、瀬戸浦恵美須町公民館建てかえ工事ほか3事業に対する助成金であります。

次に、44ページ、21款市債、1項市債、今年度起債総額43億4,380万円で、前年度比較6億1,730万円の減であります。合併特例事業債では、廃棄物処理施設整備事業で16億8,800万円、学校給食センター整備事業で4億4,940万円、合併地域振興基金積立金として4億7,500万円、原の辻遺跡整備事業に9,480万円を財源といたしております。

財源不足に対処するために、臨時財政対策債を、前21年度同額の7億5,400万円を財源としております。

46ページをお開き願います。歳出について御説明いたします。1項議会費、1項議会費でございます。常任・特別委員会の調査経費、議会だよりの発行経費、その他議会運営に係る経費を計上しております。1億5,675万3,000円で、対前年度比較1,217万3,000円の減であります。原因は、議員定数見直しによるものであります。

50ページ、2款総務費、1項総務管理費、市長交際費を前年度400万円を本年度250万円にいたしております。

54ページ、3目財政管理費、25節積立金、合併振興基金積み立てに5億円を財源として、合併特例事業債及び新市町合併支援特別交付金を充てております。

59ページ、6目企画費、19節、下から2番目の当該通勤通学交通助成事業700万円は新規事業で、市民の当該への通勤、通学を支援し、定住人口の減少に歯どめをかけ、Uターンを促進するものであります。毎日通勤者には年間50万円を、週単位通勤者には年間20万円を、それぞれ限度といたしております。週通勤者を30人、毎日通勤を2人を見込んでおります。財源として100万円をふるさと応援基金繰入金を充てさせていただいております。

次に、諏訪市交流促進事業は、姉妹都市諏訪市との交流事業で、壱岐御柱祭イベント補助金を計上いたしております。7月10日開催予定であります。

次に、60ページ、7目情報管理費、1節番組審議会委員報酬は、地域情報通信基盤整備に係る壱岐市ケーブルテレビ放送番組審議会を、有線テレビジョン放送法で放送法の準用での放送番組審議機関の設置を委員7人以上をもって組織することとなっております。その委員報酬でございます。

64ページ、国民体育大会準備費は、教育費に組み替えをいたしております。2項徴税費、

1 目税務総務費、次の 6 7 ページ、1 3 節委託料、標準宅地鑑定評価委託料は、平成 2 4 年度に固定資産評価がえに伴う、鑑定評価委託料でございます。

7 0 ページ、4 項選挙費で参議院通常選挙費、次に、7 2 ページに、平成 2 3 年 4 月に行われる長崎県議会議員選挙費、並びに平成 2 3 年 2 月に行われる壱岐市農業委員会委員選挙費をそれぞれ計上いたしております。

7 4 ページ、5 項統計調査費、2 目期間統計調査費のうち、今年は 5 年ごとに行われる国勢調査の年で、国勢調査費を計上をいたしております。

8 1 ページ、3 款 1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費で、1 9 節、下のほうになります、障害者福祉型訓練施設建設事業補助金は、障害者が在宅で自立し、地域で生活するために必要な夜間の過ごし方などを訓練する施設で、施設を社会福祉法人結の会に対して建設費を助成するものであります。

次に、民児協慰霊祭事務局運営費補助金は、4 町民生児童委員事務及び 4 町慰霊祭事務について、市民福祉課で行っていたのを、社会福祉協議会に事務運営を移管することで、その運営費補助をいたすものでございます。

8 6 ページ、8 目老人福祉費に、敬老祝い金在宅福祉事業として、軽度生活援助事業、配食サービス事業並びに石田町祝町の市有地にゲートボール等が行える多目的広場整備事業として、機械類借り上げ料、原材料費の経費等を計上いたしております。

9 0 ページ、6 目は、老人福祉施設費は、養護老人ホーム施設運営費を計上いたしております。

9 6 ページ、2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費、1 9 節放課後児童クラブ補助金は、子育て支援対策臨時特例交付金を財源として、鯨伏の遊ぼうねの送迎車購入費の助成を行います。財源は全額県交付金であります。

2 目児童措置費、子ども手当は平成 2 2 年度の暫定措置として、中学校終了までの児童を対象に、1 人につき月額 1 万 3, 0 0 0 円を支給する制度であります。1 0 カ月分の対象予定者 4, 6 0 0 人の子ども手当、総額 5 億 9, 8 0 0 万円を計上いたしております。

なお、平成 2 2 年度においては、児童手当法を現行のまま存続させるとなっており、法案が国会に提出されておりますが、費用負担については、壱岐市負担すべき額について、現行の児童手当の負担割合で市の負担の一般財源について計上し、他は国庫負担で計上いたしております。法案成立後に費用負担の割合等について明らかになった後に財源の組み替え等について、補正予算で対応させていただきます。

9 8 ページをお開き願います。4 目保育所費で保育所行政の円滑な運営が行えるように、保育師等の嘱託職員の増員を行っております。

1 0 4 ページ、3 項生活保護費、2 目扶助費の増は、医療費扶助費の増嵩によるものであり、

医療費扶助費が対前年度比4,680万円の増となっております。

106ページ、4款衛生費、1項保健衛生費で、がん検診の受診率の向上対策として、個人通知と女性の特有のがん検診事業に取り組むことで、次の108ページ、13節委託料を前年対比765万円を増額いたしております。

1目の保健衛生費総務費が対前年度比減となっております。原因は、111ページの簡易水道事業特別会計繰り出し金の減少に伴うものであります。3目の環境衛生費で、海岸漂着物地域対策推進事業、地域グリーンニューディール基金事業で、重点区域海岸漂着物の改修処分等について、事業費1,634万7,000円を計上いたしております。

112ページ、4目病院費、13節で市民病院改革へ向けて支援業務委託料を計上いたしております。

次に、115ページ、病院事業会計繰り出し金を前年度当初予算4億8,627万8,000円に対して、5,535万6,000円の増の5億4,163万4,000円の繰り出し金を計上いたしております。

増の原因として、かたばる病院に対する赤字補てんに対する国庫補助金制度が終えたためでございます。

122ページ、2項清掃費、5目廃棄物処理施設整備事業費で、焼却施設、リサイクルセンター、最終処分場、汚泥再生処理センター整備事業費を計上し、財源として、国庫補助金並びに合併特例事業債を財源といたしております。

128ページ、15款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費で、戸別所得補償モデル対策事業費として617万8,000円を計上いたしております。

19節に安全安心食料供給体制整備事業補助金は、長崎食と農支援事業補助金を受けて、アスパラハウスの設置及び集落営農担い手支援事業として、花ハウス、勝本大坂生産組合ほか2件に対する農業用機械等導入の補助金であります。

次の131ページ、強い農業づくり交付金事業は、アスパラ自動選別切りそろえ機及び計量結束機導入の補助金で県補助金2,050万円を財源といたしております。

23節国庫補助金、生産返納金は、農業構造改善事業国庫補助金で、平成10年に取得しました勝本町壱岐風民の郷風力発電施設風車が平成18年8月に台風被害及び平成19年9月2日に落雷被害を受けて、風車機能が停止したままとなっております。この間、修理を行うか否かについて種々検討をしまいましたが、修繕に多額の費用に要することです。風車の目的がシンボル的なもので、発電用途の農園の揚水ポンプの動力源、管理棟及び公園の街灯の電力として使用はいたしておりました。今回の多額の費用で修理しても、今後の維持管理費、費用対効果が見込めないため、補助金を返還することといたし、予算を計上をいたしております。

4目畜産業費では、優良な壱岐産牛による地域一貫経営を確立し、銘柄づくりの推進での肥育元牛導入事業、優良系統牛育成対策事業、優良雌牛銘柄確立推進並びに家畜診療所運営経費、堆肥センター管理経費等を計上いたしております。

また、10月に県南家畜市場で開催される「ながさき牛づくり振興大会」、プレゼン協の応援者旅費助成補助金を計上いたしております。

134ページ、5目農地費につきましては、中山間地域等直接支払い制度事業、農地・水・農村環境保全向上対策事業、ふるさと農道緊急整備事業で、亀松及び雨の神地区の継続事業で行います。ふるさと振興基盤整備事業で、箱崎唐松地区水路整備事業費を計上いたしております。

3項水産業費、2目水産振興費、145ページ、19節強い水産業づくり交付金事業は、勝本漁協製氷貯蔵施設整備事業の補助金で、製氷能力が日量20トン、貯氷能力が日量70トンの施設でございます。

146ページ、4目漁業漁場整備費で、八幡浦漁港整備、山崎漁港整備、芦辺地区増殖場整備及び石田地区藻場造成事業費を計上いたしております。

6款商工費、1項商工費、151ページ、2目商工費の13節地域資源活用事業委託料は、農水産物地場産品直売所運営委託料で、壱岐市農協の旧高橋支所の跡の島一番館に係る分であります。

次の152ページ、3目消費者行政推進費については、県消費者行政活性化補助金450万円を受けて、消費相談員の設置、相談窓口の機能強化を図る経費として計上いたしております。

なお、県補助金は、相談員の人件費も補助対象になりますので、人件費分については、商工総務費で計上をいたしております。

4目商工費一支国博物館県埋蔵文化センターの会館、「古代史ぎっしり・壱岐」をキャッチコピーに観光客の誘致、壱岐を満喫していただく観光振興費用として、歴史の島壱岐基盤づくり推進事業で、マスコミ活用情報発信事業、観光協会事業として、一支国ウォーク大会開催等の事業費1,425万円。

155ページ、13節委託料で、マスメディアを活用した壱岐の魅力発信事業として、何でも鑑定団の事業開催の費用を計上しております。

157ページ、最後の項でございます。会議等のコンベンション開催を誘致して、開催補助金を交付し、交流人口の拡大を図る事業として、県補助金を受けて事業費を計上いたしております。

160ページ、7款土木費、2項道路橋梁費、3目道路橋梁新設改良費で、道路改良補助事業で、八幡芦辺線、住吉湯ノ本の2路線事業、橋梁長寿命化事業で、郷ノ浦下ル町線中央橋災害防止工事を、単独事業で、山信線改良事業ほか4路線を、起債事業で14路線の道路改良事業分に係る分でございます。

162ページ、3項河川費で準用河川町谷改修工事及び急傾斜地崩壊対策事業で、石田町白水地区ほか2地区の事業費を計上いたしております。

168ページ、5項都市計画費で、勝本阿呆堀公園整備、街並み環境整備事業費及び170ページ、3目で土地区画整理費で、まちづくり交付金事業で、高校線ほか6事業等の予算を計上いたしております。

174ページ、7項住宅費、2目住宅建設費で、芦辺桜木団地2棟16戸の新築工事及び郷ノ浦庄団地解体工事費等の事業費であります。

8款消防費で市・県消防ポンプ操法大会関係費用として、1,236万8,000円を、消防施設整備事業費として、芦辺地区第4分団格納庫建設費、消防防火水槽新設、勝本、大久保地区ほか4地区分、小型動力ポンプ2台、積載車1台を整備する費用等を計上いたしております。

187ページ、9款教育費、1項教育総務費、奨学資金運用基金積立金は、貸付金の現金のほうが増減しております。今日の経済情勢で多数の奨学金の借り入れ申込者が予測されますので、積立金の増額をいたしております。

3項中学校費、192ページ、規模適正化事業として、準備委員及び学校交流事業として、540万1,000円で、県補助金300万円を財源としております。

203ページ、5項社会教育費、2項青少年育成費、19節長崎県島めぐり交流費補助金は、離島の自然環境に触れ、宿泊及び野外活動を通じて、本土と離島の小中学生の交流事業で、7月23日から26日に壱岐市で400人規模で開催され、地元参加者100人に対しての参加費用の2分の1を助成する助成補助をいたすものであります。

6目文化財保護費、210ページ、原の辻遺跡保存事業整備事業で、環濠復元工事、復元建物内装設備工事、遺跡土地公有化一支国博物館管理費及び宝くじ助成事業での壱岐風土記の丘に併設の民俗工芸文化館を、壱岐古墳群のガイダンス施設及び市民ガイドの待機所の改修費などを計上いたしております。

214ページ、1目保健体育費に国民体育大会準備経費として、準備委員会の経費、自転車コース測量調査等の経費411万5,000円を計上いたしております。

220ページ、7項学校給食費、2目学校給食センター建築、本年度事業費4億7,530万円を計上し、23年度までの債務負担での事業で、23年9月供用開始に向けて進めております。

10款災害復旧費で災害調査費を計上いたしております。

次の222ページ、11款公債費、地方債繰り上げ償還は勝本町かざはや建設事業、平成10年許可、利率3.0%、地域総合整備事業債を繰り上げ償還をいたすものでございます。一時借入金利子については、一時借り入れ最高額を50億円にいたしておりますので、前年対比1,236万円の増額といたしております。

１２款諸支出金で、三島航路事業特別会計繰り出し金を、１３款予備費は、前年度同額の４００万円といたしております。

２２４ページ、給与費明細書、１、特別職の前年度比較で、その区分での人員の減は、２１年度は衆議院議員総選挙、市議会議員選挙、県知事選挙の３選挙が行われ、本年２２年度は、参議院議員選挙、農業委員会選挙で、選挙立会人等の減によるものであります。

報酬の減は、嘱託職員の期末手当の支給率の減及び選挙費に係る分でございます。

次に、２２５ページ、一般職の職員手当の減は、期末手当支給率の減に伴うものでございます。

債務負担行為に関する調書は２３０ページから２３９ページの記載のとおりでございます。地方債に関する調書は、最後の２４０ページに記載のとおりで、平成２２年度末の地方債現在高見込み額が３０１億３，１９１万円であります。

当初予算の概要は、資料３で、平成２２年度壱岐市各会計の当初予算額、一般会計の款別集計表、歳出予算の性質別総括表、予算の主要な事業については財源内訳を記載をいたしております。

次に、基金の状況、地方債の状況に関する調書、最後に原の辻遺跡文化保存用地の土地開発基金分、土地の購入一覧等を記載をいたしております。

以上で、議案第４２号平成２２年度壱岐市一般会計予算の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

〔財政課長（浦 哲郎君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 山口保健環境担当理事。

〔保健環境担当理事（山口 壽美君） 登壇〕

○保健環境担当理事（山口 壽美君） 議案第４３号平成２２年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算について御説明申し上げます。

平成２２年度壱岐市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算、第１条、事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ４４億３，６１５万２，０００円、直営診療所施設勘定の歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ１億４，０５９万３，０００円と定める。２項については、記載のとおりでございます。

一時借入金、２条、地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入額の最高額は２億円と定める。

第３条については、記載のとおりでございます。本日提出でございます。

８ページをお開きください。歳入の説明でございますが、その前のこの予算の全体的予算につきまして説明をさせていただきたいと思っております。

平成２２年度予算編成に当たり、保険給付費の増加に対しましては、保険税の収入は、長引く経済不況を反映した所得の減少等により伸びていない状況でございます。こういう状況の中で、

国保税の税率につきましては、平成１８年度以降据え置いており、平成２１年度にも、税率のアップを検討いたしました。基金を取り崩すことにより、税収の不足分の補てんをいたしました。このままでは、基金がなくなる恐れがございますので、要旨にもありましたように、平成２２年度につきましては、やむを得ず所得割、均等割についての若干の引き上げを見込まざるを得ない状況になっております。

なお、賦課限度額の引き上げ等も政令の改正に予定されておりますので、国民健康保険法等の一部改正とあわせて後日所得が決定次第、御提案を申し上げたいと思っております。

なお、特定健診、先取り健診、特定保健指導等により一層保険給付の減少の取り組みには力を入れなければならないと思っております。今年度は、基金取り崩しを計上せず、必要額を保険税収入で計上し、税が確定後、調整を図る予定でございます。

それでは、歳入について説明させていただきます。

１款１項でございますが、１目一般保険者健康保険税、８億８,５５９万３,０００円でございます。２目退職被保険者等健康保険税、５,３２６万７,０００円、７５５万３,０００円の増になっておりますが、これにつきましては、２１年度対象者が増加したために、実績に応じて増加をいたしております。

１０ページをお開きください。４款１項国庫補助金１目療養給付費等負担金につきましては、９億３,５６５万３,０００円を見込んでおります。４款の国庫補助金、１目財政調整基金につきましては５億９,１７９万４,０００円を見込んでおります。

１２ページをお開きください。５款の２項県補助金でございますが、財政調整交付金を１億９,７８０万円を見込んでおります。６款１項療養給付費交付金ですが、退職者医療費交付金といたしまして１億６,６５０万円を見込んでおります。

７款１項前期高齢者交付金ですが、６億３,０９９万７,０００円を見込んでおります。８款の１項同事業交付金、高額医療費同事業交付金でございますが、これにつきましては、１件当たり８０万円を超える分の計算額の５９％が交付されることになっております。２目の保険財政共同安定化事業交付金でございますが、これにつきましては、原則といたしまして、１件あたり３０万円を超える８０万円までに対して５９％交付されることになっております。

１４ページをお開きください。１０款１項一般会計繰入金につきましては、２億５,３４１万１,０００円を計上しております。１０款２項の基金繰入金ですが、出産費資金貸付基金繰入金につきましては、議案１９号で説明いたしましたとおり、条例の廃止により基金を取り崩してこちらに繰り入れております。

先ほど冒頭に説明いたしましたように、財政調整基金につきましては、今回は計上をいたしておりません。繰り入れについては計上いたしておりません。

続きまして、１８ページをお願いします。歳出について御説明を申し上げます。１款１項総務管理費ですが、これにつきましては、事務的経費をそれぞれ計上いたしております。１３の委託料の中で、またことしもシステム改修事業がございますが、これにつきましては、毎年度、国の制度改定によりまして、今回は失業者の負担軽減等によるソフトの改修が必要になっておりますので、この予算を計上いたしております。

２０ページをお開きください。２款１項療養費、１目一般被保険者療養給付費２４億３，６００万円で１，２００万円の増となっております。

２２ページをお開きください。２款２項高額療養費、１目一般被保険者高額療養費３億１，２００万円を計上いたしております。

２款の４項出産育児一時金ですが、これにつきましては、４２万円の６０人分を計上いたしております。

２４ページをお開きください。３款から６款につきましては、すべての被保険者に共通するもので、相互扶助助け合いの制度でございまして、金額はそれぞれ現時点で国が示した算定方法に基づいて計算をして計上されております。１項後期高齢者支援金ですが、４億６，７３８万５，０００円、月額１人当たり４万４，２９７円が示されております。

それから、６款介護納付金につきましては、４０歳から６４歳までの方の支給分でございますけれども、概算で１人当たり５万５，０００円が示されておりますので、２億１，６９２万７，０００円を計上いたしております。

２６ページをお開きください。７款１項２目の保険財政共同安定化事業拠出金でございますが、これは、３０万円から８０万円が基本となっております。今年度は、５億７，９４１万１，０００円を計上いたしております。

３２ページをお開きください。給与費明細書でございますが、これは、運営協議会に係るものでございまして、内容は記載のとおりでございます。

次に、３４ページをお開きください。３４ページから４５ページですが、これにつきましては、直営診療所の予算を計上しております。

以上で議案第４３号の説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

続きまして、議案第４４号平成２２年度壱岐市老人保健特別会計予算について説明申し上げます。

平成２２年度壱岐市老人保健特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算、第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１４０万円と定める。２項については、記載のとおりでございます。本日提出でございます。

２ページ、３ページをお開きください。予算内容でございますが、老人保健特別会計についま

しては、平成20年3月までの診療について終わっておるわけですが、月遅れ請求、過誤分請求の申し出があった場合に備えて所要の予算を計上いたしております。21年度も若干あっておりますので、22年度もこれに備えて予算を計上いたしております。

以上で議案第44号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第45号平成22年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算について説明申し上げます。

平成22年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億1,266万8,000円と定める。2項につきましては、記載のとおりでございます。本日提出でございます。

8ページをお開きください。歳入でございますが、1款1項後期高齢者医療保険料につきましては、保険料は2年ごとに見直すということになっておりまして、22年度は見直しの年となりましたが、施政方針にありましたように、23年度は据え置きで、所得割7.8%、均等割4万2,400円で計上いたしまして、1億7,784万7,000円を計上いたしております。

4款1項の一般会計繰入金ですが、一般事務費と広域連合に納める事務費と保険基盤安定分の繰入金合わせまして1億3,227万7,000円を計上いたしております。

10ページをお開きください。6款の3項受託事業収入ですが、広域連合からの健診事業の委託料といたしまして216万9,000円を計上いたしております。

続きまして、12ページをお開きください。歳出でございますが、1款1項総務管理費は、事務的な経費を計上いたしております。2款1項後期高齢者医療広域連合納付金といたしまして、3億262万3,000円を計上いたしております。内訳といたしまして、保険料分が1億7,784万7,000円、保険基盤安定分が1億1,239万8,000円、共通経費事務費負担分が123万7,800円となっております。

これで、議案第45号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第46号平成22年度壱岐市介護保険事業特別会計予算について御説明申し上げます。

平成22年度壱岐市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算、第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27億7,818万4,000円、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,210万6,000円と定める。2項につきましては、記載のとおりでございます。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3の2項の規定による一時借入金の借入額の総額は2億円と定める。第3条につきましては、記載のとおりでございます。本日提出でございます。

8ページをお開きください。歳入について御説明申し上げます。1款1項につきましては、第1号被保険者保険料といたしまして、特別徴収、普通徴収、滞納繰越分合わせまして3億9,128万5,000円を計上いたしております。

3款1項国庫負担金、歳出の2款1項に対応するもので、4億6,921万2,000円を計上いたしております。

3款の2項国庫補助金1目の調整交付金でございますが、2億4,969万3,000円として、通常は交付率5%のところですが、格差是正、後期高齢者の加入割合等で、本年は9.42%の額を計上いたしております。

4款1項支払い基金交付金でございますが、これにつきましては、支払い基金から交付されるものでございます。本年度の交付率は30%となっております、7億9,520万2,000円を計上いたしております。

5款1項県負担金、1目介護給付費負担金につきましては、施設分が17.5%、在宅分が12.5%の負担となっております、3億9,225万7,000円を計上いたしております。

10ページお願いします。7款1項一般会計繰入金でございますが、これにつきましては、介護給付費、介護予防費、それから、包括任意分、それと事務費といたしまして、それぞれの一定のルールに基づいて繰り入れをいたしております。3億9,451万4,000円を計上いたしております。

7款2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金といたしましては、介護保険料の改定幅を抑えることと、それから、今後の介護保険財政の安定した運営を考えまして、保険料の財源不足として、3年間で8,570万円を繰り入れる予定といたしまして、今年度3,081万1,000円を計上いたしております。2目の介護保険臨時特例基金繰入金ですが、20年度国が交付された介護従事者等の処遇改善等で積み立てております基金から繰り入れて588万円を計上いたしております。

14ページお願いします。歳出でございますが、下のほうの1款総務費、3項介護認定審査会でございますが、これにつきましては、14ページ、15ページ、16ページ、17ページに記載しておりますが、審査会費2,762万円は、介護認定審査会委員報酬が676万4,000円、事務処理手数料、これにつきまして、主治医意見書でございますが、1,081万5,000円が主な分となっております。

16ページでございます。2款1項介護サービス費として、25億9,245万6,000円を計上いたしております。

次に、18ページをお願いします。2款3項高額介護サービス費でございますが、5,400万円を計上しておりますが、高額医療、高額介護合算制度の給付の増加に伴う増でございます。

３款１項介護予防事業費といたしまして５,７５７万６,０００円を計上いたしておりますが、要介護にならないようするための事業でございまして、介護予防健診通所事業、介護予防教室などを行うものでございます。

１９ページの１３委託料の内容でございまして、介護予防教室、特定高齢者通所事業につきましては、社会福祉協議会へ委託をいたしております。生活機能評価判定につきましては、壱岐医師会へ委託をいたしております。

２０ページをお願いします。３款２項包括的支援事業、任意事業でございまして、これは、成年後見制度促進、それから、権利擁護総合相談事業等のことで、３,６８５万２,０００円を計上いたしております。１３節の委託料ですが、相談事業につきましては、社会福祉協議会へ委託をいたしております。

次に、３６ページをお願いします。介護サービス事業勘定の歳入について御説明いたします。要支援１と２と認定された方へのケアプラン作成に関するものでございます。居宅支援サービス計画費収入といたしまして２,６３５万２,０００円を計上いたしております。

２款１項繰入金、一般会計繰入金ですが、これにつきましては減になっておりますが、対象者の増による歳入増が主な原因であります。

３８ページをお願いします。歳出の１款１項総務管理費は事務的な経費でございまして、２款１項居宅介護支援事業、介護予防のケアプラン作成に係るものでございます。１９節負担金補助及び交付金ですが、現在、介護支援専門員の派遣を社協等から来ていただいておりますので、その分の予算を計上いたしております。

以上で議案第４６号について説明を終わらせていただきます。よろしく願いをします。

〔保健環境担当理事（山口 壽美君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） ここで暫時休憩といたします。再開を１５時３０分とします。

午後３時２０分休憩

.....

午後３時３０分再開

○議長（牧永 護君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案説明続けます。中原建設担当理事。

〔建設担当理事（中原 康壽君） 登壇〕

○建設担当理事（中原 康壽君） 議案第４７号平成２２年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算について御説明を申し上げます。平成２２年度壱岐市の簡易水道事業特別会計の予算は次に定めるところによる。歳入歳出予算、第１条、歳入歳出それぞれ９億１,１２０万７,０００円と定める。地方債、第２条は記載のとおりでございまして、３条、一時借入金につきましては、地方自治法第

235条3の第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は3億円と定める。本日の提出でございます。

4ページをお開きをいただきたいと思います。第2表、地方債、起債の目的、限度額、利率につきましては、御説明を申し上げます。

簡易水道事業債、限度額7,000万円、起債の方法並びに利率はここに記載のとおりでございます。

それから、5ページをお願いいたします。歳入歳出予算の事項別明細で書いておりますが、前年度比1億4,876万7,000円の減額になっております。これは、事業費の減に伴うものと、簡易水道の繰り上げ金の完了に伴うものでございます。

それでは、8ページ、9ページをお願いいたします。歳入、3款国庫支出金、1項国庫補助金で1億4,000万円で、前年度比2,500万円の減額は、事業費の減額によるものでございます。

4款繰入金、1項一般会計繰入金も事業費減によりまして、一般会計からの繰入金の減でございます。

それから、10ページ、11ページをお願いいたします。7款市債、1項市債、簡易水道事業債7,000万円、前年度比較5,170万円の減額は、石田簡水の工事費の減額によるものでございます。

続きまして、12ページ、13ページをお願いいたします。歳出、1款総務費、1目一般管理費で、1億855万円を計上いたしまして、前年度比較1,413万2,000円の減額は、人件費の減額によるものでございます。

続きまして、16、17ページをお願いいたします。2款施設整備費、1項簡易水道事業費で、前年度比較5,238万7,000円の減額になっておりますが、先ほど申し上げました石田簡水事業費の減でございます。22年度も湯ノ本地区並びに石田地区の簡易水道事業費設備工事は行うようにいたしております。

それから、3款公債費、1項公債費で、元金で、前年度比較3,351万4,000円は、繰り上げ償還の計画が終了したため減額になっております。2目利子につきましても、547万7,000円の前年度比較になりますが、地方債利子償還金の減によるものでございます。

それから、19ページから23ページまで給与明細関係書を記載をいたしております。

最後のページ、24ページですが、地方債の当該年度現在高の見込み額を記載をいたしております。

以上で、議案47号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第48号平成22年度壱岐市下水道事業特別会計予算について、御説明を申

し上げます。平成２２年度吉岐市の下水道事業特別会計の予算は次に定めるところによる。歳入歳出予算、第１条、歳入歳出それぞれ３億３,７３９万５,０００円と定める。２項は記載のとおりでございます。第２条、債務負担行為につきましても、記載のとおりでございます。第３条、地方債も記載のとおりでございます。第４条、一時借入金、地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借り入れの最高額を３億円と定める。第５条、歳入歳出予算の流用につきましては、記載のとおりでございます。本日の提出でございます。

続きまして、４ページ、５ページをお願いいたします。第２表、債務負担行為、平成２２年度水洗便所改造資金利子補給金借り入れ総額が２,１００万円、期間が平成２３年から平成２７年度まで、限度額が１４１万９,０００円であります。第３表、地方債、起債の目的、下水道事業債、限度額３,２７０万円、利率５％で計上をさせていただいております。

続きまして、１０ページ、１１ページをお願いいたします。歳入で主な増減のものだけ申し上げます。３款国庫支出金、第１項国庫補助金、土木費補助金で、本年度予算額２,３５０万円、前年度比較８５０万円ですが、事業費の増ということで、公共下水道の事業費の増でございます。

４款県支出金、１項県補助金、１目漁業集落環境整備事業費補助金で、本年度４,３６２万円でございますが、前年度比較３,２１０万円の減額は、芦辺地区漁業集落環境整備事業費の減額によるものでございます。５款も同様、事業費並びに職員の異動による人件費の減額によるものでございます。

続きまして、１４ページ、１５ページをお願いいたします。歳出、１款下水道事業費では、一般管理費は人件費と一般管理費を記載をいたしております。変動は余りございません。

１６ページをお願いいたします。２項施設整備費で、本年度７,５８２万１,０００円、前年度比較１８１万５,０００円は、先ほど申し上げました人件費の減並びに人件費は減でございますが、南部処理区の一部を取り込むということで、今回は測量委託が増となっております。

それから、１５節の工事請負費につきましては、本年度は事業費が前年度から減額になっております。

続きまして、１８、１９ページをお願いいたします。２款漁業集落排水整備事業費で、一般管理費施設管理費につきましては、記載のとおりでございます。

２０ページ、２１ページをお願いいたします。２項施設整備費で、本年度９,２７４万３,０００円、前年度比較４,７６９万６,０００円の減額は、芦辺漁業集落排水整備の事業費の減額が主なものでございます。それから、３項公債費で２３７万１,０００円の増額になっておりますが、これは、地方債元金の償還金の増によるものでございます。

それから、２３ページから２７ページまでを給与費明細関係等を記載をいたしております。

それから、２８、２９ページに債務負担行為の支出予定額に関する調書を記載をいたしており

ます。

それから、一番最後の３０ページになりますが、地方債の当該年度現在の見込み額ということで記載をいたしております。

以上で議案第４８号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔建設担当理事（中原 康壽君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 山内市民生活担当理事。

〔市民生活担当理事（山内 達君） 登壇〕

○市民生活担当理事（山内 達君） 議案第４９号平成２２年度吉岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算について御説明いたします。

平成２２年度吉岐市特別養護老人ホーム事業特別会計の予算は次に定めるところによる。歳入歳出予算、第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ５億４１５万３、０００円と定める。２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第１表、歳入歳出予算による。

一時借入金、第２条、地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は３、０００万円と定める。この額は昨年と同額でございます。

歳出予算の流用の規定を設けるためのものでございまして、第３条、地方自治法第２２０条第２項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を利用することができる場合は、次のとおりと定める。

（１）各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費に各項の間の流用ができる規定でございます。本日の提出でございます。

次に、８ページをお願いいたします。歳入の１目介護サービス費の３億６、５５０万４、０００円は、介護保険料などの収入でございます。次の２目の５、９４２万円は施設入所者の利用負担金でございます。

４款の繰入金でございますけれども、７、４７０万円、これは、特養建設に伴う基金からの繰り入れでございます。

次に、１２ページから１８ページでございますけれども、歳出関係でございまして、人件費等の経常経費、それから、施設管理運営に必要な業務委託費等を計上いたしております。

次に、２０ページをお開きください。３款の施設整備費７、４７０万円は、施設建設に伴います地質の調査及び設計業務委託費でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

〔市民生活担当理事（山内 達君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 堤総務課長。

〔総務課長（堤 賢治君） 登壇〕

○総務課長（堤 賢治君） それでは、議案第50号平成22年度壱岐市三島航路事業特別会計予算について御説明をいたします。

平成22年度壱岐市の三島航路事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算、歳入歳出の総額は歳入歳出それぞれ1億1,986万2,000円と定める。2項は記載のとおりでございます。

第2条、一時借入金、一時借入金の借り入れの最高額は5,000万円と定める。本日の提出でございます。

8ページをお開き願います。歳入について御説明をいたします。1款使用料及び使用料、1項使用料、1目船舶使用料でございますけれども、本年度は、2,580万円を計上いたしております。これは、利用者が年々減少をしている傾向にございます。それから、2款国庫支出金、3款県支出金につきましては、国、県の補助基準に沿ってそれぞれ計上いたしております。4款繰入金、一般会計からの繰入金は、国、県の補助残及び補助対象外について計上いたしております。

10ページをお開き願います。歳出について御説明をいたします。1款運行費、1項運行管理費の一般管理費でございますけれども、これにつきましては、経常的な経費でございます。本年度は船員関係では、1節報酬のところ、嘱託船員2人を、2節の給料のところでは、海事職4人を計上いたしております。

次に、12ページをお開き願います。27節公課費70万円でございますが、これは、消費税納付金でございます。簡易課税に基づくものでございます。2目業務管理費でございますが、これも、経常的なものでございますけれども、11節需用費の修繕料1,530万9,000円でございますが、これは中間検査とアイドックに係る修繕料でございます。それから、14節使用料及び賃借料でございますけれども、これは、ドックに入ったときや検査に入ったときに係る臨時船の用船料でございます。

それから、2款公債費でございますけれども、これは、平成14年度に建造いたしましたフェリー三島の分、そして、原島の待合室に係る公債費の償還分でございます。

15ページから19ページにかけましては、給与費明細等でございます。

20ページをお開き願います。最後のページには、地方債への当該年度末残高の見込み額でございますけれども、5,883万6,000円となっております。

以上で議案第50号についての説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

〔総務課長（堤 賢治君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 牧山産業経済担当理事。

〔産業経済担当理事（牧山 清明君） 登壇〕

- 産業経済担当理事（牧山 清明君） 議案第51号平成22年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算について御説明をいたします。

平成22年度壱岐市の農業機械銀行特別会計の予算は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算、歳入歳出それぞれ1億968万9,000円と定める。本日の提出でございます。

8ページをお開き願います。2、歳入、1款使用料及び手数料、1項使用料、1目使用料、本年度予算額8,384万9,000円、対前年度比較450万6,000円、これは、増加の要因といたしまして、22年度より実施されます米の戸別所得補償制度及び水田利活用自給力向上事業によるトラクター及びロールラップの使用料の増加を見込んでおります。

3款繰入金、一般会計繰入金739万7,000円、これは、嘱託職員の人件費の2分の1の繰り入れてでございます。

次に、12ページをお開き願います。3、歳出、1目一般管理費、本年度予算額1億963万8,000円、対前年度比較145万3,000円の減、前年度は備品購入、トラクターの購入並びに工事請負費といたしまして、倉庫建設を昨年計上をいたしておりました。この分の減額でございます。なお、年間の所要経費をそれぞれ報酬から27公課費まで計上をいたしております。

以上で説明を終わります。

〔産業経済担当理事（牧山 清明君） 降壇〕

- 議長（牧永 護君） 市山病院事業管理監。

〔病院事業管理監（市山 勝彦君） 登壇〕

- 病院事業管理監（市山 勝彦君） 議案第52号平成22年度壱岐市病院事業会計予算について御説明申し上げます。

第1条、総則、平成22年度壱岐市病院事業会計の予算は次に定めるところによる。第2条、業務の予定量でございますが、記載のとおりでございます。第3条、収益的収入及び支出、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。収入、第1款、壱岐市民病院事業収益でございますが、24億215万3,000円、かたばる病院事業収益が3億8,869万1,000円、支出、壱岐市民病院事業費用が、26億3,140万2,000円、かたばる病院のそれが3億3,869万1,000円、資本的収入及び支出でございます。第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。括弧で市民病院において資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,975万5,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんする。収入、壱岐市民病院資本的収入1億2,568万4,000円、かたばる病院は省略します。支出、壱岐市民病院資本的支出、1億9,543万9,000円、かたばる病院は省略します。

企業債、第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。起債の目的は、壱岐市民病院医療機器整備事業費でございます。限度額1,500万円でご

ざいます。第6条、一時借入金は記載のとおりでございます。第7条、予定支出の各項の経費の金額の流用、これも、記載のとおりでございます。第8条、議会の議決を得なければ流用することのできない経費、これも、記載のとおりでございます。第9条、棚卸資産購入限度額、これも記載のとおりでございます。本日の提出でございます。

6ページ、7ページをお開きいただきます。6ページから10ページにわたって、平成22年度苓岐市民病院事業、苓岐市民病院会計予算実施計画書が添付してございます。まず、収益的収入及び支出について、主な部分のみ説明させていただきます。

苓岐市民病院事業収益、24億215万3,000円で、対前年度7,257万8,000円の増額でございます。医業収益が20億6,532万8,000円で、同じく6,099万5,000円の増でございます。なお、医業収益につきましては、診療報酬の改定が4月1日から行われますが、これについては、詳細がまだ不明でございます。したがって、それは含まずに計上させていただいております。

2番目に医業外収益でございます。3億3,582万3,000円で、1,158万3,000円の増でございます。

次、7ページ、支出でございます。事業費用が26億3,140万2,000円で、8,597万9,000円の増でございます。うち医業費用が25億2,474万5,000円、9,377万5,000円の増でございます。医業外費用が9,665万5,000円で、279万6,000円の減額でございます。

次、9ページで、資本的収入及び支出でございます。苓岐市民病院資本的収入が1億2,568万4,000円で、387万9,000円の増でございます。項の4項負担金でございますが、これは、補正で説明しましたとおり、昨年過疎債を市が借り入れて負担金という形でやっておりましたが、市から長期借り入れする形に整備がえをいたします。したがって、負担金につきましては廃目になります。それで、長期借入金が1,500万円でございまして、昨年よりも1,500万円の増になっております。

10ページ、支出でございます。苓岐市民病院資本的支出、1億9,543万9,000円で、昨年より983万4,000円の減でございます。

11ページに苓岐市民病院会計の資金計画書が書いてございます。ご覧のとおりでございます。以下、12から16ページに苓岐市民病院の給与費明細書が、18から19ページに平成22年度の予定貸借対照表が、同じく20から23ページに、平成21年度の予定損益計算書と予定貸借対照表が添付してございます。

24ページをお開きいただきます。平成22年度苓岐市かたばる病院事業会計予算実施計画書でございます。まず、収益的収入及び支出について、主なものを説明させていただきます。

収入でございます。かたばる病院事業収益として３億８,８６９万１,０００円、本年に対し１,９７８万円の減額でございます。医業収益２億８,０７４万９,０００円、これも市民病院と同様、診療報酬の改定は見込んでございません。２、２項医業外収益が１億７９３万９,０００円で、対前年２,０６３万円の減額でございます。

支出でございます。２款のかたばる病院事業費用が３億８,８６９万１,０００円で、１,９７８万円の減額でございます。１項医業費用が３億８,６６１万３,０００円で、対前年１,９８２万５,０００円の減額でございます。医業外費用が、２６ページ、医業外費用が７６万２,０００円で、４万５,０００円の増でございます。

２８ページに資本的収入及び支出が記載してございますが、記載のとおりでございます。

２９ページに平成２２年度かたばる病院事業会計資金計画書を添付してございます。以下、市民病院と同様に３０から３３ページにかけて給与費明細書が、３４、３５ページに平成２２年度の予定貸借対照表が、３０から３９ページに平成２１年度の予定損益計算書と予定貸借対照表が添付してございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

〔病院事業管理監（市山 勝彦君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 中原建設担当理事。

〔建設担当理事（中原 康壽君） 登壇〕

○建設担当理事（中原 康壽君） 議案第５３号平成２２年度壱岐市水道事業会計予算について御説明を申し上げます。

第１条、平成２２年度壱岐市水道事業会計の予算は次に定めるところによる。業務の予定量、第２条、１、給水戸数２,７５０戸、２、年間総給水量１１１万１,３８１立米。収益的収入及び支出、第３条、収益的収入及び支出の予定額を次のとおりと定める。収入、第１款水道事業収益１億６,４４３万５,０００円、前年度比で比較をいたしまして３０万１,０００円の減額でございます。これは、営業外収益の減によるものでございます。

支出の部、第１款水道事業費用、１億４,８８８万５,０００円は、前年度比較５９３万６,０００円の増でございます。これは、麦谷浄水場の減価償却費が増になっております。

続きまして、資本的収入及び支出、第４条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。記載のとおりでございます。

続きまして、２ページをお開きをいただきたいと思います。収入の部、第１款、資本的収入４２７万円は、前年度比較２０３万５,０００円の減額でございます。これは、市道及び県道の水道管の移転補償費の減額によるものでございます。

支出、第１款、資本的支出１億４,１３９万３,０００円は、前年度比較４７９万７,０００円

の増額となっております。配水設備の拡張費事業費の増によるものでございます。予定支出の経費の金額の流用、第5条は記載のとおりでございます。第6条、議会の議決を得なければ流用することができない経費も記載のとおりでございます。第7条、棚卸資産の購入限度額は、391万4,000円と定める。本日の提出でございます。

4ページ、5ページにただいま申し上げました収益的収入及び支出を記載をいたしております。5ページが資本的収入の収入と支出でございます。

6ページをお開きをいただきたいと思います。平成22年度の沓崎市水道事業会計予算の資金計画を記載をいたしております。

それから、7ページから9ページは、給与関係の記載をいたしております。

10ページ、11ページをお願いいたします。平成22年度の沓崎市の水道事業予定の貸借対照表を記載をいたしておりまして、11ページの当該年度末処分利益剰余金は記載のとおり、2,800万4,618円を見込んでおります。

12ページ、13ページに、平成21年度の決算見込みの貸借対照表を記載をいたしております。

14ページをお開きをいただきたいと思います。平成21年度の水道事業の予定の損益計算書を記載をいたしておりまして、当年度純利益を2,120万1,522円を見越しております。

16ページ、17ページをお開きをいただきたいと思います。収益的収入及び支出の部で、収入でございますが、1款水道事業収益で、本年度は1億6,043万5,000円、前年度比較といたしまして30万1,000円の減額となっております。2項の営業外収益で、受け取り利息及び配当金では、前年度比較52万4,000円は受け取り利息の減額となっております。

続きまして、18ページ、19ページをお願いいたします。支出の部、1款水道事業費用で本年度1億4,888万5,000円を計上いたしておりますが、前年度比較593万6,000円の増額となっております。これは、1目原水及び浄水費の6節の動力費の水道施設の電気料が増額となっております。これは、麦谷浄水場の完成に伴いまして、電気の光熱費が向上することでございます。

続きまして、20ページ、21ページをお願いいたします。2目配水及び給水費で、本年度2,144万7,000円、比較をいたしまして290万3,000円の減となっております。これは修繕費の関係で、計量取りかえの水量が減になったためでございます。

続きまして、22、23ページをお願いいたします。支出の部でございますが、総掛かり費で162万6,000円の増額となっておりますが、人件費の増額によるものでございます。

それから、24ページ、25ページをお願いいたします。4目減価償却費で本年度6,013万7,000円を計上いたしておりますが、年度比較といたしまして562万6,000円の増額は、

先ほど申し上げましたが、麦谷中継ポンプ場の減価償却費の増によるものでございます。

28ページ、29ページをお願いいたします。資本金収入及び支出の関係で、収入の部を申し上げます。1款資本金収入で、本年度427万円、年度比較といたしまして、総計で203万5,000円の減額は、これは、水道、市道の移転補償費等の減額によるものでございます。

続きまして、30ページ、31ページをお願いいたします。支出の部でございますが、1款資本金支出で、本年度1億4,139万3,000円を計上いたしておりまして、比較といたしまして474万9,000円の増額となっております。その中で、主要なものを申し上げます。2目配水設備拡張費で、1億599万9,000円、前年度比較で719万9,000円の増となっておりますが、本年度鹿ノ辻配水池の用地測量及び亀川ポンプ施設の委託の増によるものでございます。

それから、3目配水設備改良費で、年度比較といたしまして506万1,000円の減額は、県道の渡良初瀬線のほか1路線の工事の減によるものでございます。それから、2項企業債償還金で246万3,000円の増額となっておりますが、これは、三島簡水分の企業債の償還が増となっております。

以上で議案第53号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔建設担当理事（中原 康壽君） 降壇〕

-----・-----・-----

○議長（牧永 護君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

これで散会します。

午後4時08分散会

平成22年第1回定例会 壱岐市議会会議録(第2日)

議事日程(第2号)

平成22年3月10日 午前10時00分開議

日程第1	承認第1号	損害賠償額の決定についての専決処分を報告し、承認を求めることについて	質疑なし、委員会付託省略承認
日程第2	議案第6号	長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について	質疑なし、総務文教常任委員会付託
日程第3	議案第7号	長崎県市町村総合事務組合の規約変更について	質疑なし、総務文教常任委員会付託
日程第4	議案第8号	長崎県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について	質疑なし、厚生常任委員会付託
日程第5	議案第9号	壱岐市行政組織条例の一部改正について	質疑、総務文教常任委員会付託
日程第6	議案第10号	壱岐市個人情報保護条例の一部改正について	総務課長 説明
日程第7	議案第11号	壱岐市附属機関設置条例の一部改正について	質疑、総務文教常任委員会付託
日程第8	議案第12号	壱岐市職員定数条例の一部改正について	質疑、総務文教常任委員会付託
日程第9	議案第13号	壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	質疑、総務文教常任委員会付託
日程第10	議案第14号	壱岐市嘱託職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定について	質疑なし、総務文教常任委員会付託
日程第11	議案第15号	壱岐市三島航路事業条例の制定について	質疑なし、総務文教常任委員会付託
日程第12	議案第16号	壱岐文化ホール条例の一部改正について	質疑、総務文教常任委員会付託
日程第13	議案第17号	壱岐市文化財展示施設条例の制定について	質疑、総務文教常任委員会付託
日程第14	議案第18号	壱岐市地域福祉活動拠点施設条例の制定について	質疑、厚生常任委員会付託
日程第15	議案第19号	壱岐市国民健康保険出産費貸付基金条例の廃止について	質疑なし、厚生常任委員会付託
日程第16	議案第20号	壱岐市ペット霊園条例の制定について	質疑なし、厚生常任委員会付託
日程第17	議案第21号	壱岐市農業機械銀行条例の一部改正について	質疑なし、産業建設常任委員会付託

日程第18	議案第22号	沓崎市死亡獣畜取扱場条例の一部改正について	質疑、 産業建設常任委員会付託
日程第19	議案第23号	沓崎市堆肥センター条例の制定について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第20	議案第24号	沓崎市火災予防条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教常任委員会付託
日程第21	議案第25号	公の施設の指定管理者の指定について（沓崎市郷ノ浦町デイサービスセンター）	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第22	議案第26号	公の施設の指定管理者の指定について（沓崎市勝本町ふれあいセンターかざはや）	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第23	議案第27号	公の施設の指定管理者の指定について（沓崎市芦辺町クオリティーライフセンターつばさ）	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第24	議案第28号	公の施設の指定管理者の指定について（沓崎市石田町総合福祉センター）	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第25	議案第29号	公の施設の指定管理者の指定について（勝本総合運動公園）	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第26	議案第30号	市道路線の廃止について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第27	議案第31号	市道路線の認定について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第28	議案第32号	平成21年度沓崎市一般会計補正予算（第10号）	質疑、 予算特別委員会付託
日程第29	議案第33号	平成21年度沓崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第30	議案第34号	平成21年度沓崎市老人保健特別会計補正予算（第2号）	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第31	議案第35号	平成21年度沓崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第32	議案第36号	平成21年度沓崎市簡易水道事業特別会計補正予算（第7号）	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第33	議案第37号	平成21年度沓崎市下水道事業特別会計補正予算（第5号）	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第34	議案第38号	平成21年度沓崎市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第4号）	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第35	議案第39号	平成21年度沓崎市農業機械銀行特別会計補正予算（第3号）	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第36	議案第40号	平成21年度沓崎市病院事業会計補正予算（第4号）	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第37	議案第41号	平成21年度沓崎市水道事業会計補正予算（第2号）	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第38	議案第42号	平成22年度沓崎市一般会計予算	質疑、 予算特別委員会付託

日程第39	議案第43号	平成22年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第40	議案第44号	平成22年度壱岐市老人保健特別会計予算	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第41	議案第45号	平成22年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第42	議案第46号	平成22年度壱岐市介護保険事業特別会計予算	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第43	議案第47号	平成22年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第44	議案第48号	平成22年度壱岐市下水道事業特別会計予算	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第45	議案第49号	平成22年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第46	議案第50号	平成22年度壱岐市三島航路事業特別会計予算	質疑なし、 総務文教常任委員会付託
日程第47	議案第51号	平成22年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第48	議案第52号	平成22年度壱岐市病院事業会計予算	質疑、 厚生常任委員会付託
日程第49	議案第53号	平成22年度壱岐市水道事業会計予算	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第50	議案第54号	一般廃棄物最終処分場（本体）建設工事請負契約の締結について	保健環境担当理事 説明 質疑、厚生常任委員会付託
日程第51	議案第55号	財産の無償譲渡について	産業経済担当理事 説明 質疑、 産業建設常任委員会付託

本日の会議に付した事件

（議事日程第2号に同じ）

出席議員（20名）

1 番 久保田恒憲君	2 番 呼子 好君
3 番 音嶋 正吾君	4 番 町田 光浩君
5 番 深見 義輝君	6 番 町田 正一君
7 番 今西 菊乃君	8 番 市山 和幸君
9 番 田原 輝男君	10番 豊坂 敏文君
11番 中村出征雄君	12番 鵜瀬 和博君
13番 中田 恭一君	14番 榊原 伸君
15番 久間 進君	16番 大久保洪昭君

17番 瀬戸口和幸君

18番 市山 繁君

19番 小金丸益明君

20番 牧永 護君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 松本 陽治君

事務局次長 加藤 弘安君

事務局係長 瀬口 卓也君

事務局書記 村部 茂君

説明のため出席した者の職氏名

市長 白川 博一君 副市長 久田 賢一君

教育長 須藤 正人君

壱岐島振興推進本部理事 松尾 剛君

市民生活担当理事 山内 達君 保健環境担当理事 山口 壽美君

産業経済担当理事 牧山 清明君 建設担当理事 中原 康壽君

消防本部消防長 松本 力君 病院事業管理監 市山 勝彦君

総務課長 堤 賢治君 財政課長 浦 哲郎君

政策企画課長 山川 修君 管財課長 中永 勝巳君

会計管理者 目良 強君 教育次長 白石 廣信君

午前10時00分開議

○議長（牧永 護君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であり、定足数に達しております。

これより議事日程表は第2号により本日の会議を開きます。

本日までに、白川市長より追加議案2件を受理し、お手元に配付しております。

ここで白川市長より発言の申し出がっておりますので許可いたします。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） おはようございます。ここ1週間春のあらしにしては長すぎる大変な天候が続いております。各方面におきまして、市民の皆様におかれましては少なからず支障を来しておられることと思います。その分に対しましてお見舞いを申し上げる次第でございます。

さて、この場をおかりいたしまして、職員の不祥事について議員の皆様にご報告いたしますとともに、市民の皆様におわびを申し上げます。

このたび市職員 5 名が扶養手当等において、扶養親族としての要件を欠いたことの届け出を怠り、不適切に受給していたという不祥事が発覚いたしました。3 月 5 日付で、当該 5 名の職員に対し減給または戒告の懲戒処分を行いました。このような不祥事が発生したことに対し、市民の皆様にご深くおわびを申し上げます。

今後このような不祥事が二度と起こることのないよう、職員の管理をしっかり行い、市民の皆様の信頼を回復するため努力してまいります。まことに申しわけございませんでした。

本日は追加議案といたしまして、契約案件 1 件、財産の無償譲渡案件 1 件、合計 2 件の議案を提出させていただいております。

何とぞ慎重な御審議をいただき、適正なる御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

----- ・ -----
日程第 1 . 承認第 1 号

- 議長（牧永 護君） 日程第 1、承認第 1 号損害賠償額の決定についての専決処分を報告し、承認を求めることについてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。承認第 1 号損害賠償額の決定についての専決処分を報告し、承認を求めることについては、会議規則第 37 条第 2 項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（牧永 護君） 御異議なし認めます。したがって、承認第 1 号損害賠償額の決定についての専決処分を報告し、承認を求めることについては委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論、採決を行います。

承認第 1 号損害賠償額の決定についての専決処分を報告し、承認を求めることについて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（牧永 護君） 討論なし認め、討論を終わります。

これから承認第 1 号損害賠償額の決定についての専決処分を報告し、承認を求めることについ

てを採決します。この採決は起立によって行います。本案を承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、承認第1号損害賠償額の決定についての専決処分を報告し、承認を求めることについては承認することに決定いたしました。

-----・-----・-----

日程第2・議案第6号～日程第49・議案第53号

- 議長（牧永 護君） 日程第2、議案第6号長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についてから日程第49、議案第53号平成22年度壱岐市水道事業会計予算についてまで48件を議題とし、これから質疑を行います。

初めに、議案第6号長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

次に、議案第7号長崎県市町村総合事務組合の規約変更についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

次に、議案第8号長崎県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

次に、議案第9号壱岐市行政組織条例の一部改正についての質疑を行います。質疑ありませんか。12番、鵜瀬和博議員。

- 議員（12番 鵜瀬 和博君） 今回この行政組織の一部改正につきましては、提案理由にもありますとおり原の辻プロジェクト室を廃止され、観光商工課に移管するということです。壱岐島振興推進本部が、要は統轄していた組織が2つになるわけですが、ということは観光商工課と政策企画課のこの2つを構成するようになっておりますけども、現在この観光商工課は石田支所、そして政策企画課は本町のほうにありますけども、将来的に観光課と政策企画課を一体にするような、壱岐島振興推進本部のあり方についてどのように市長が考えられてるのかお尋ねいたします。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 壱岐島振興推進本部を昨年立ち上げるときに、１カ所でできないかということで、大分研究いたしました。分庁方式のスペースの中で、なかなか１カ所に集められないという状況で、今の状況に至っておるわけでございます。

鵜瀬議員のおっしゃるように、本当はワンフロアでやるべきだと考えております。そのことについても、今の形ではなかなか１カ所に集められないということがございます。引き続き、研究をさせていただきたいと思っています。

○議長（牧永 護君） 鵜瀬和博議員。

○議員（１２番 鵜瀬 和博君） それでは壱岐島振興推進本部が機能を果たさないのじゃないかと思っております。だから、以前たしか行政組織の条例について、将来のあり方につきましては、全協等々でいろいろと市長のほうも検討という形で御提案されてきております。

それで将来的には部制から課制、何々課制に移行したいというような思いがあられるようですけども、それであれば別に、要は壱岐島振興推進本部自体が必要じゃないんじゃないかと、要はそれぞれの課で独立してやっていけるんじゃないかという思いがあるかと思っておりますけども、その点についてはどうでしょうか。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 私も市政を担当して２年になります。当初、正直申し上げて部制を廃止して、現在経過的に理事制等々をしておるわけでございますが、今２年たちまして、当初の課制ということを私ずっと思っておりましたけれども、部制としてのいい点もあるなということも、正直申し上げて考えてる点もございます。

したがいまして、いましばらく組織については考えさせていただきたいと思ひますし、先ほど議員がおっしゃるように、議会ともその辺についても協議をしていきたいと思っておりますので、いろいろお気づきがあったら御指導いただきたいと思っております。

○議長（牧永 護君） 鵜瀬和博議員。

○議員（１２番 鵜瀬 和博君） 市長が言われましたとおり、今後もいろんな国政並びにいろんな体制が変わりつつ、かなりスピード感も流れ的にはあつてますので、臨機応変に対応できるよう、今後もさらに行政組織のあり方については効率的、効果的な組織ができるように、今後もさらに研究のほうを進めていただきたいということを申し添えまして、私の質問を終わります。

○議長（牧永 護君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

次に、議案第１０号壱岐市個人情報保護条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はあ

りませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

次に、議案第１１号 壱岐市附属機関設置条例の一部改正についての質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。１１番、中村出征雄議員。

- 議員（１１番 中村出征雄君） まことに申しわけありません。私のちょっと勘違いで、郷ノ浦町の堆肥センターと農業機械銀行の運営協議会の勘違いでありましたので、この点については質問を取り下げます。

- 議長（牧永 護君） 次に、１２番、鵜瀬和博議員。

- 議員（１２番 鵜瀬 和博君） 今回改正される市長の附属機関の構成メンバーについてお尋ねをいたします。こういった方々によって構成されてるのかお知らせいただきたいと思います。

- 議長（牧永 護君） 山川政策企画課長。

- 政策企画課長（山川 修君） １２番、鵜瀬議員さんにお答えをいたします。

壱岐市ケーブルテレビ放送番組審議会でございますけれども、今回市長の附属機関といたしまして設置いたします審議会につきましては、壱岐市ケーブルテレビ整備事業の実施に伴い、有線テレビ放送法第１７条において準用する放送法第３条の４、１項の規定に基づき設置するものでございます。放送番組基準の制定または変更、放送番組の編成に関する基本計画の制定、施設の業務運営及び放送番組の適正を図るために必要な事項等について、審議の上、意見をいただく機関でございます。

御質問の構成メンバーにつきましては、規則で定めておりまして、優れた見識を有するもののうちから市長が委嘱することとなっております。委員の人数は放送法では７人以上となっております、本市の番組審議会は１０人以内といたしております。具体的には農業、漁業及び商工関係団体や自治会、婦人会、ＰＴＡ等、広範囲な分野から選任いたしますとともに、専門的な知識を有する方を大学等からお呼びをしたというふうに考えております。

以上です。

- 議長（牧永 護君） 鵜瀬和博議員。

- 議員（１２番 鵜瀬 和博君） 今回一部改正で、名称等も名前が変わっているかと思うんですが、あわせてこういった構成メンバーか、ケーブルテレビだけに限らず、今回上がってるのが、例えば壱岐市障害者地域自立支援協議会でありますとか、壱岐市要保護児童対策地域協議会等々、あと農業振興地域整備促進協議会等のメンバーもあわせてお願いしたつもりでございますけど、ちょっと余りにも質問の内容が簡潔過ぎたのかわかりませんが、現時点でわかる範囲でお答えいただいて、わからなければ後ほど資料として提出いただきたいということを、まず議長に

お願いをしますけど、どうでしょう。

- 議長（牧永 護君） 即答できるものがあれば答弁願います。山内市民生活担当理事。
- 市民生活担当理事（山内 達君） それでは苓崎市要保護児童対策地域協議会の構成メンバーについて御説明をいたします。

今回改正される協議会の構成メンバーでございますけれども、児童福祉関係、それから保健医療関係、教育関係、警察司法関係からでございますして、合計１９名で構成をされております。

それから、苓崎市障害者地域自立支援協議会の構成メンバーでございますけれども、相談支援事業者、それから福祉サービス事業者、保健医療関係者、教育関係者、雇用就労関係者、障害者の団体に属するもの、学識の経験者、関係行政機関の職員、その他の関係者ということで構成をされております。これについては、組織の人員の規定はございません。

以上でございます。

- 議長（牧永 護君） ほかにについては後ほどいいですか、鵜瀬議員。鵜瀬和博議員。
- 議員（１２番 鵜瀬 和博君） 一応今回質疑については、今回改正される附属機関の構成メンバーということで、今回は特に今担当課の課長が言われましたケーブルテレビと郷ノ浦堆肥センターにつきまして、運営委員会を設置されるということでしたし、それぞれ名称が変わるに当たって、再度、もう一度メンバーを、後ほど結構ですので、資料として提出をいただきたい。

もう一つは、今回附属機関の構成、市長の附属機関につきましては、今回の改正によって５１附属機関があって、それが５４、教育委員会部局ですと９が８ということで、６０強の附属機関があるわけですが、法律により定められた期間につきましては、随時これはその中では仕方ないと思うんですけども、市のいろんな計画を推進するに当たって、こういった附属機関を設置された場合、設置されるときはいいんですけども、さらに活用していただかないと設置した意味がないので、今後もぜひ設置されるのはいいですが、活用していただくと。

そして、また附属機関の中に、市議会のほうから議員の要請も何件かあっております。以前、平成２０年の議会活性化委員会の報告の中でも、やはり行政と議会の立場から、いろんな方面から、こういった附属機関に議員が入るのは好ましくないということで、内容についても要検討ということで、市長のほうにも御報告をさしていただいております。

今後、そういった中で今回構成については、何ら変わってないということは、その辺の構成も変わってないんだらうというふうに思ってますんで、再度また検討されて、十分本当に必要かどうか、ただし法律によって、議員が必要で設置しなければならないという部分については除きますけども、それ以外についてはなるべくというか、議員のほうを入れずに、そして入れない場合は、随時その会が開催された後に、所管なり議会のほうに報告をしていただくということを強く要望して、私の質問を終わります。

- 議長（牧永 護君） 次に、7番、今西菊乃議員。
- 議員（7番 今西 菊乃君） 今回壱岐市生涯学習推進協議会の廃止ということで、議案第11号になっておりますが、この推進協議会の廃止の理由をお聞かせください。
- 議長（牧永 護君） 白石教育次長。
- 教育次長（白石 廣信君） 今西議員の御質問にお答えをいたします。

壱岐市生涯学習推進協議会の廃止でございますが、この組織につきましては、合併前に生涯学習協議会の設置しておいた町と、しておらなかった町がございましたが、合併協議の中で設置でこれまで来ております。これと類似した組織として社会教育委員会というのがございます。

社会教育委員会につきましては、社会教育法に基づいて設置されるものでございまして、生涯学習協議会につきましては、教育委員会の告示で設置しておるところでございます。この活動の内容等が非常に類似をしており、また役員、委員等も選出をしていただいております委員の構成団体等がほとんど同じでございます。

そういったことから、今回社会教育委員会に一本化をするようなことで考えております。社会教育法の中で、生涯学習の振興に寄与するように努めなければならないと、そういった努力目標等も定めてありますので、今回整備をさせていただきたいというふうに考えております。

- 議長（牧永 護君） 今西菊乃議員。
- 議員（7番 今西 菊乃君） 確かに社会教育の中でも、社会教育のほとんどが現在は生涯学習にかかっているというような感じがいたしておりました。生涯学習が行われて大分月日がたちますし、浸透してきたのかなという気配もいたしますが、今回特に社会教育の中で一緒にやっていくということで、社会教育のあり方を少し見直される予定があるのかどうか、そしてこの推進協議会の委員さんが何名いらしたのかお尋ねします。
- 議長（牧永 護君） 白石教育次長。
- 教育次長（白石 廣信君） まず、生涯学習については、これまで社会教育委員会でも積極的に取り組んでいただいておりますので、今後につきましてもあらゆる要望等に答えられるような、そういった活動を進めていきたいというふうに考えております。

それから、社会教育委員の委員数15名、生涯学習の委員数につきましても15名でございます。

- 議長（牧永 護君） 今西菊乃議員。
- 議員（7番 今西 菊乃君） 社会教育のあり方も変えなければならない時期にきていると思いますので、あとは一般質問でお願いをいたします。終わります。
- 議長（牧永 護君） 続けます。以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。2番、呼子好議員。

○議員（２番 呼子 好君） 通告しておりませんでした、郷ノ浦町の堆肥センターの関係でお尋ねしたいと思います。さきに石田町の堆肥センターがありますが、これと合併して壱岐市堆肥センターという、そういうことではできないのかと思ってありますが、特に使用料とか、そういう条件が違えば別でございしますが、同じであればまとめたほうがいいんじゃないかというふうに思っておりますが、考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（牧永 護君） しばらくお待ちください。――再開します。牧山産業経済担当理事。

○産業経済担当理事（牧山 清明君） ただいまの質問は運営委員会を別にそれぞれ設ける必要があるのかということの御質問かと思っております。状況は、石田町は合併前から堆肥センターをつくりまして、地区の委員さん方も地域の方の構成をいただいているところでございます。特にこの堆肥センターといいますのは、地元の方の御理解をいただいて、それぞれ運営をいたしておりますので、地域の実情もございしますので、運営委員会を郷ノ浦並びに石田と、このように分けているところでございます。

また、料金につきましては、後もって出てまいりますけれども、統一をいたしているところでございます。

○議長（牧永 護君） 呼子好議員。

○議員（２番 呼子 好君） 内容はわかりませんが、それぞれ地域で委員さんがおられますが、それぞれの地域から出てもらって１つにしたほうが私は効率かなというふうに思っておりますので、後もって御検討願いたいと思います。

以上です。

○議長（牧永 護君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで議案第１１号の質疑を終わります。

次に、議案第１２号壱岐市職員定数条例の一部改正についての質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。１１番、中村出征雄議員。

○議員（１１番 中村出征雄君） お尋ねをいたします。壱岐市定数条例第２条に基づく職員定数は、通告では５６５名と書いておりましたが、６９０名の間違いでありますので、訂正をいたします。

現在の６９０名の定数のうちに、実際に現在今月末で在籍している職員の数は何人なのかお尋ねをいたします。

それから、議案説明ではたしか２３年度末に見直しをするというような御説明であったかと思いますが、将来の削減目標についてもわかっておればあわせてお尋ねをいたします。

○議長（牧永 護君） 堤総務課長。

- 総務課長（堤 賢治君） 11番、中村議員の御質問にお答えをいたします。

現在の職員定数でございますけれども、各事務部局ごとに定められておりまして、おっしゃるようにその合計は690人でございます。現在の実員、実数でございますけれども、3月1日現在で583でございます。

職員定数の見直しでございますけれども、現在第2次定員適正化計画の計画中でありまして、計画完了の平成23年度末をもって定数の見直しを行うということでございます。現在、当初計画も済みつつありますし、その結果を見て新たな定数どのくらいがいいかということの研究をして、定数を定めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

- 議長（牧永 護君） 中村出征雄議員。
- 議員（11番 中村出征雄君） 現在の計画で23年度末では何人の目標になっておるのかお尋ねをいたします。
- 議長（牧永 護君） 堤総務課長。
- 総務課長（堤 賢治君） 現在の計画では、平成17年の4月1日に654人でありましたのを、100人を減じて554とする計画でございます。（発言する者あり）2月になるわけですが、557となるということでございまして、計画まであと二十数名というところでございます。

以上でございます。

- 議長（牧永 護君） 以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで議案第12号の質疑を終わります。

次に、議案第13号壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。11番、中村出征雄議員。

- 議員（11番 中村出征雄君） 壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正であります。ブライダル推進制度を今回廃止をするようになっておりますが、廃止の経緯と、そして今後の推進方法、そしてこれまでの実績についてお尋ねをいたします。
- 議長（牧永 護君） 山川政策企画課長。
- 政策企画課長（山川 修君） ブライダル推進委員の廃止の理由でございます。

ブライダル推進事業の目的は、嫁不足の解消を図るため、主に未婚者の把握及び情報収集と未婚者に対する結婚相手の紹介及びあっせん活動を行うこととしておりまして、合併6年を迎えま

した今日まで地道に活動を行ってまいりました。

しかしながら、ブライダル推進委員の御努力のかいもなく、成功に至ったケースは皆無という状況でございます。

また、独身男女の見合いイベントとしてやってまいりました吉岐いきウエディングにつきましても、合併前の第1回から第6回までのイベントで20組の成婚者がありましたものの、合併後の7回から10回までのイベントでは3組と極端に成婚者の実績が減少してまいりました。その原因といたしまして、昨今の晩婚化や非婚化という社会現象に加え、独身者に対して異性を紹介することは、個人情報も多く含むことから慎重に活動を行わなければならない、また相談者の積極性に欠けることなども影響し、推進委員の果たすべき役割と責任が精神的負担にもなっているなど、推進委員の方から結婚推進活動が難しくなってきたとの御意見を多くいただきました。

また、結婚をめぐるトラブル等の危険性など、行政のかかわり方もより難しくなっております。

以上のような理由から、ブライダル推進事業は平成22年度から廃止とし、これからの結婚推進活動といたしましては、出会いの場の創出を目的としたふれあい交流イベントに絞り込み、これまで行政主催から民間主催のイベントへ助成を行う応援事業を積極的に展開していくこととしております。

御理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

- 議長（牧永 護君） 次に、7番、今西菊乃議員。
- 議員（7番 今西 菊乃君） 今回交通指導員の諸行事に対する勤務の見直しに伴い報酬を改められておりますが、こういった事業が見直されたのか、その内訳をお教えてください。
- 議長（牧永 護君） 堤総務課長。
- 総務課長（堤 賢治君） 7番議員の御質問にお答えをいたします。

吉岐市の交通指導員につきましては、吉岐市の交通指導員運営規則によりまして、毎月1日と20日の交通安全日及び春、秋の全国交通安全運動期間中並びに夏、あるいは年末の交通安全県民運動期間中に執務をお願いして、指導を行っておるわけでございます。加えて、平成20年度までは各種行事に対して執務を行ってきたわけでございます。

しかしながら、合併してからでございますけれども、市内の各種行事への執務要請の増加、それから、長時間にわたる拘束、さらに指導員の高齢化、それから、人員の減少、後継者不足など、交通指導員を取り巻く環境が急激に変化をしておるわけでございまして、年々これらの行事への対応に非常に苦慮している状況が続いておるわけでございます。

そこで、各交通指導員の皆さんに、例年行っている行事についてのアンケートを実施をいたしまして、その結果を代表者会で4町の均衡を図りながら協議をして、結果といたしまして、関係者などで対応できる行事、それから、営利を目的とした行事、それから、今まで執務をして余り

交通指導員を必要と感じなかった行事、あるいは祭事、お祭りです。祭事に関する行事などに該当する20行事についての執務を廃止して、現在は14行事に縮小して執務をし、指導に当たっているという状況でございます。

廃止した20行事でございますけれども、その一部を申し上げますけれども、宗教行事に近いものであるとか、経済団体の行事であるとかということ、あるいはカラオケの行事であるとか、そういうものにつきまして、20行事を廃止させていただいておるということでございます。

以上でございます。

○議長（牧永 護君） 今西菊乃議員。

○議員（7番 今西 菊乃君） 大体わかりました。1日と20日とそれぞれ4回の交通安全期間中、これはもちろん当然のことで、各事業に対する見直しが行われたということですね。

1つお尋ねしますが、各事業をするときに一番必要とされるのは、多分ホール関係、文化ホールとか、ここのホールですね。この出入り口の要請が多かったんじゃないかと思うんですが、実際これは非常に必要とするんですね、私たちがやってみても。そういう宗教とか、経済団体関係とか、カラオケ関係とか、そういうのを除いて一般的な大会のときの要請はできるということですか。

○議長（牧永 護君） 堤総務課長。

○総務課長（堤 賢治君） 執務を継続する行事といたしまして、14の行事ということにいたしております。吉崎市全体にかかる分でございますけれども、サイクルフェスティバル、夜空の祭典、それから、新春マラソン、吉岐一周駅伝大会、それから、郷ノ浦地区の行事であります郷ノ浦の体育大会、郷ノ浦広場、郷ノ浦の駅伝大会、勝本であります勝本の一周駅伝、芦辺であります芦辺の体育祭、それから、吉崎市全体であります戦没者の慰霊祭、芦辺の駅伝大会、それから、石田ですと石田の運動会、夏祭り大会、綱引き大会、この14の行事ということで整理をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（牧永 護君） 今西菊乃議員。

○議員（7番 今西 菊乃君） わかりました。そしたら各種団体当たりの大会とか、そういう事業をするときは、自分たちでやらなければならないというふうにするということですね。はい、わかりました。終わります。

○議長（牧永 護君） 次に、14番、榊原伸議員。

○議員（14番 榊原 伸君） 通告をしておりましたけども、1番、2番は先ほど同僚議員が質問いたしましたので割愛します。

3番目の石田の印通寺共同店舗運営委員会の廃止をされたわけをお願いしたいと思いますし、

先ほどの交通指導員の関係につきましては、私はやっと本当の交通指導員の勤務の状態に戻りつつなると思っておりますので、感謝をしております。その石田の分だけお願いいたします。

- 議長（牧永 護君） 松尾壱岐島振興推進本部理事。
- 壱岐島振興推進本部理事（松尾 剛君） 石田印通寺共同店舗運営委員会につきましては、現在は壱岐市商工会印通寺共同店舗運営委員会に名称が変更され、同施設の委託先である壱岐市商工会内部に設置されております。

費用弁償につきましても、商工会より支給されており、当市から費用弁償が発生しないため、壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例から、今回削除いたしましたものでございます。

以上です。

- 議員（１４番 榊原 伸君） わかりました。
- 議長（牧永 護君） 以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで議案第１３号の質疑を終わります。

次に、議案第１４号壱岐市嘱託職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

次に、議案第１５号壱岐市三島航路事業条例の制定についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

次に、議案第１６号壱岐市文化ホール条例の一部改正についての質疑を行います。質疑ありませんか。今西菊乃議員。

- 議員（７番 今西 菊乃君） 通告はいたしておりませんでした、１つだけ質問いたします。

今回郷土資料館の閉館に伴い、前あった郷土館を１０６Ａ、１０６Ｂの会議室とするということだと思いますが、この閉館に伴い、その郷土館の跡をどのように使用するか、検討委員会または審議会等を立ち上げて、市民の意見も聞いてほしいとの要望が１０月５日に教育長に４名の方からの要望の話し合いがあったと聞いておりますが、それに対して審議会または検討委員会などを立ち上げられなかった理由をお聞かせください。

- 議長（牧永 護君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 正人君） 今西議員にお答えをいたします。

最終的な目標といたしまして、市民の皆さんに公平な使い方をしたいというのが我々の考えでございました。それで、市民の皆様に公平な使い方をするには、各部屋の使用ということに行き当たった次第でございます。部屋の申し込みによる使用ということで、市民の皆様に公平な機会を与えたいということで、結論を出した次第でございます。

そして、その間の市民の皆様の御意見を聞く会の立ち上げ等は、市民の皆様の公平ということを考えまして、設立はいたしておりません。

○議長（牧永 護君） 今西菊乃議員。

○議員（7番 今西 菊乃君） 確かに公平に使うということは、貸し館とすればだれでもお金を出せば借りられるということで、公平といえば公平だと思うんですが、いろんな使い方を考えてほしいという市民の4名からの要望はどうなるわけですか、全くその方向は考えられないと、市民の意見を聞く必要はないととられたわけですか。

○議長（牧永 護君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 正人君） 問題になっております部屋の条件等々を考えまして、市民の皆様の御意見をお聞きするという公の機会を持たなかったことはいかがであったかと今思っておりますけれども、市民の皆様の大体の気持ちというものはつかんでおりました。つかんでおりましたということは、不遜だといわれるかもわかりませんが、そのつかんでおりました希望を実現するには、あらゆる面での条件的なネックがあったと思っております。

○議長（牧永 護君） 今西菊乃議員。

○議員（7番 今西 菊乃君） その希望はつかんでいたとおっしゃいますけど、どういう形でつかまれていたのかがちょっとはっきりしないんですが、一応そういう要請があって話し合いをなされてるんですから、立ち上げられればよかったんじゃないですか、そうすれば公平に皆さんの意見を聞くことができたんじゃないんですか。その中で価値観がわかったとなれば、それは価値観でいいことだと思いますが、一応そういう要請があったことに対して、どういう方向性も示さなかったということに、非常に不信感があるんですが。

○議長（牧永 護君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 正人君） あの部屋に対しての具体的な要望といいますのは、まず図書館にしていっていただきたいというようなこともございました。そして、別棟に現在あります小金丸記念館との併用ということもございました。それと1番大きな問題といたしましては、子供センターというようなこともあったわけでございます。いろいろの要望をそれぞれその場で話し合いをいたしまして、1つ1つクリアをしていったと思っておりますけれども、議員が言われますように公の機会としての市民の皆様とのお話の機会は設けておりませんでした。

- 議長（牧永 護君） 今西菊乃議員、申し合わせの3回を過ぎておりますけども……
- 議員（7番 今西 菊乃君） 済みません。終わります、これで終わりますので……
- 議長（牧永 護君） 1回発言を許します。
- 議員（7番 今西 菊乃君） 確かにいろんな要望があったと思います。私にも要望が何件かございました。貸し館という要望もありましたし、子供センターとか、図書館とか、そういう要望も私にも伝えてくれないかということはございました。

しかし、郷土館が閉館されることを市民はそれほど周知していたわけじゃないと思うんです。あそこを本当に使われてる方、興味のあられる方は御存じだったかも知れませんが、市民の中にはそのことすら知らない人が大半じゃなかったかと思います。

そういう中で、やはり大きく変わるわけですから、そういうときは今後やっぱり検討委員会とか、審議会とか、短期間のものでいいんですから、市民の意見を聞く機会、要望を聞く機会というものをつくっていただきたい。これが、そうしないと市民は何にも知らないうちに、行政の中だけで決まってしまった。私たちもこういう考えがあったのに、こういう使い方をしたかったのという意見を後で聞いても、どうすることもできないんです。

だから、今後こういう大きな改革をなされるときは、せめてそういう市民の意見があることを踏まえて、審議会等を立ち上げていただきますようお願いをいたしまして質問を終わります。

- 議長（牧永 護君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

次に、議案第17号吉崎市文化財展示施設条例の制定についての質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。11番、中村出征雄議員。

- 議員（11番 中村出征雄君） お尋ねをいたしたいと思いますが、今回4つの文化財展示施設を統合されて、条例の制定がなされております。第6条の文化施設の利用時間及び休館日についてであります。それぞれ毎週水曜日、あるいは毎週月曜日、それと年末年始が休館となっております。松永記念館の利用時間については、現在では火曜日にあつては正午までとなっておりますが、この条例制定によりますと週のうちの6日間、火曜日も当然午後5時まで利用時間となるのかお尋ねをしたいと思います。

それから、その関連であります。平成21年度予算で松永記念館の展示電車の修復工事が現在行われているようでありますが、予定どおり3月末に完成するかどうか、あわせてお尋ねをいたします。

- 議長（牧永 護君） 白石教育次長。
- 教育次長（白石 廣信君） 中村議員の御質問にお答えをいたします。

今回の改正によりまして、松永記念館におきましても火曜日午後５時までの開館ということになります。

また、電車の修復工事でございますけども、今年度の予算で実施しておるものが、全面と右側の側面でございます、これは３月いっぱいまでに終わる予定でございますが、これまでの修理の過程であるとか、状況、そういったものを検討を加えまして、今後どうするか、残りの分をどうするか検討していきたいと思っております。

○議長（牧永 護君） 中村出征雄議員。

○議員（１１番 中村出征雄君） それでは火曜日も５時までということですが、当然現在管理の委託をされておるのか、賃金で払っておられるのか私もよくわかりませんが、当然半日間ふえるわけですから、もし委託であれば委託料が増額するということでは理解していいのかどうか、それがまず第１点目。

それから、展示電車については全面と側面だけ３月中に完成ということですが、あとの裏面については今後どのように考えておられるのか、以上２点についてお尋ねをいたします。

○議長（牧永 護君） 白石教育次長。

○教育次長（白石 廣信君） 半日分の勤務時間の延長に伴うものにつきましては、現在の委託料については、委託をしておるわけですが、その分については据え置きまして、半日分については文化財課あるいは改善センター等との連携で対処していきたいというふうに考えております。

それから、電車の修復につきましては、予想以上に傷みが激しいということで、今回の修理につきましても鉄板の補修とFRPと両方でやったところがございます。この辺につきまして、また裏のほうになりますと、工事もかなりやりにくいということで、この辺をどういった方法であればいいかちょっとかなり検討をしなければいけないというような状況でございますので、ちょっと時間をいただきたいというふうに思ってます。

○議長（牧永 護君） 中村出征雄議員。

○議員（１１番 中村出征雄君） わかりました。特に展示電車の裏面については、やはりできるだけ早い機会にせんと、さびがひどくなって修復もできないようになると思いますので、ぜひ今後修理するような方法で、ぜひ検討していただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（牧永 護君） 以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。３番、音嶋正吾議員。

○議員（３番 音嶋 正吾君） 通告をいたしておりますけども、松永記念館の電車修復に関して、再度お尋ねをいたします。当初２６０万円の予定で、昨年の６月に補正予算を上げていただいたと考えております。当初は電車の費用のみで２６０万円必要であるという見積もりではなか

ったかと思います。しかし、エアコンの修理も含めて260万円の予算措置しかなされておられないわけです。そして当然全部改修するには、それでは予算措置が十分ではないということは周知の事実であつただろうと思うわけです。そうして、今回3月、いわゆる22年度の当初予算には計上されておらない。何ともしがたい自体であるなと思うわけです。表だけ修理をして、裏は修理をしない。こういうことがあっていいのかなと思うわけです。1日も早く一支国博物館が開館をし、そして交流人口の拡大を図る。その上でも松永公の功績をたたえ、きちんと1日も早く修復する必要があると考えます。

ですから、22年度の予算措置は補正で対応されようとしておるのか、当初予算には載っておりませんが、どのように取り組まれるのか、その見解をお尋ねをいたします。

- 議長（牧永 護君） 白石教育次長。
- 教育次長（白石 廣信君） 21年度では、補正予算で修復についての予算を計上したわけでございますけれども、この修復作業に当たって、22年度の予算編成までに工事自体が、修復工事が完成しなかったこともございまして、その見積金額であるとか、その辺の確定がちょっと難しかったということで、当初予算には計上しておりません。

今後、検討はさせていただきたいと思います。

- 議長（牧永 護君） 音嶋正吾議員。
- 議員（3番 音嶋 正吾君） 緊急性を重んじて、平成21年度は、普通補正予算は上げるべきでない6月に、あえて市長の英断で上げられたと、私は認識をいたしております。理由になりませんよ、6月にあれして発注をかけたのはいつですか、私は何回請求しましたか、早く予算を執行すべきではないですかと、シーズンに間に合わせて。大卒の見積もりは出ておったわけですから、それを恐らく発注されたのは12月過ぎではないですか、理由にならないと思います。せっかくそこまで緊急性をあれして、予算措置をしておるのに、予算の執行がそういう状態ですから、22年度に事業が円滑にできない、その一因ではありませんか。

その見解を伺いたいと思います。

- 議長（牧永 護君） 白川市長。
- 市長（白川 博一君） 議員おっしゃるように、これは平成21年度まで待ったということが大体間違っておったわけです。本当に21年度、22年度で緊急性をいう問題じゃなかったわけです。

ですから、確かに現場の発注がおくれたと、これについては素直に認めたいと思います。

ただ、実際修理をしてみまして、一体幾らかかるのかと、見当もつかんような今状態なんです。ですから、現場としても、今回幾ら要求していいかわからんと。ですから、どこまで修理するのか、その辺を決めた上で予算を要求したいという現場の声でございまして、私もそれを容認した

わけでございます。

したがいまして、本来当初予算で計上すべきでございますけれども、そういう事情がありますので、どこまで修理するのか、それこそ一けた上を出さんとできない状態なんです。ですから、FRPで対応できるのか、鉄板じゃないといかんのか、溶接しても鉄板が落ちるような状態だそうでございます。その辺をぜひ御理解いただいて、御容赦いただきたいと思います。

○議長（牧永 護君） 音嶋正吾議員。

○議員（3番 音嶋 正吾君） 市長の答弁を信じたいと考えております。

ただ1つだけ要望があります。6月に予算措置して12月に入札をすると、そういうあれじゃなく、緊急にやっぱりできるものは、早期に対応をしていただきたいということをお願いを申し上げます。終わります。

○議長（牧永 護君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで議案第17号の質疑を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開を11時10分とします。

午前11時01分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長（牧永 護君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案質疑を続けます。

次に、議案第18号壱岐市地域福祉活動拠点施設条例の制定についての質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。11番、中村出征雄議員。

○議員（11番 中村出征雄君） 2点ほどお尋ねしたいと思いますが、今回それぞれの4地区の社協の施設をまとめて条例制定をされております。特に別表の6条関係で、現在石田町の総合福祉センターでは、一般浴室については多分2年ぐらい前に100円だったのを200円に値上げしたばかりではないかと思います。いろいろお話を聞きますと、今利用されておられる方はほとんどが低所得の方がほとんどであるということを聞いております。そういったことで、指定管理者が必要と認めれば、第9条の3に基づいて、当分の間一緒にすることも大事と思いますが、当分の間据え置くことが可能かどうかについて、まずお尋ねをいたします。

それから、同じく6条関係の別表の注意のところ、営利を目的として利用する場合は10割以上加算するとなっておりますが、これの上限はないのかどうか、指定管理者の考え方で10倍でも、もちろん10割以上ですが、3倍でも5倍でもいいのか、その上限があるのかないのかについても、その解釈について、以上2点お尋ねをいたします。

○議長（牧永 護君） 山内市民生活担当理事。

○市民生活担当理事（山内 達君） 中村議員の御質問にお答えをいたします。

第9条の3項は、指定管理者は市長があらかじめ定めた基準に従い、利用料金を減額し、または免除することができるとなっております。市長が定めた基準は第6条の第2項で、市長は特別な理由があると認めるときは使用料を減額し、または免除することができるとなっておりますのでございますけれども、特別の理由ということで考えておりますのが、市が主催する行事、それから、学校が教育目的のために使用する場合、そして社会教育関係団体等が社会教育活動のために直接使用する場合、それから、福祉団体等が福祉活動のため直接使用する場合などでございまして、今回の御質問事項については、減額及び免除規定に該当しないと考えておるところでございます。

それから、別表第6条関係でございますけれども、中村議員も御承知だと思いますけれども、これらの施設は福祉事業や健康づくりを主目的として整備した施設でございます。しかし、島内または島外から営利目的の利用申し込みを受ける場合がございますので、注意書きの2番目に営利を目的として利用する場合は10割以上加算するといったしておりますが、島外からの申し込みについて、不足の事態を想定する必要もあると考えての規定でございまして、現在まで徴収状況は使用料の10割増で料金をいただいております。今後もこの10割という基本は変わらないと考えております。

以上でございます。

○議長（牧永 護君） 中村出征雄議員。

○議員（11番 中村出征雄君） 大体理解はしました。入浴料金については4地区とも200円で願いたいということで理解をいたしました。

それから、特別な営利の場合には、10割以上というんですが、10割プラスで貸し付けておるといいますか、それ以上ちゅうのは、先ほど申し上げました上限はないということですか、再度お尋ねします。

○議長（牧永 護君） 山内市民生活担当理事。

○市民生活担当理事（山内 達君） 先ほど申し上げたかも知れませんが、10割以上で、現在営利目的で利用されてる場合が年間10件あるかないかという状況でございます。

それから、島外からの申し込みの場合は、電話での申し込みが多いということで、どういった方がこの施設を利用されるか実際来られてみないとわからないということがございまして、もし施設として利用するのが許可しにくいような業者が来られたときに、それを適用したいということで、以上という文言を設けております。

○議長（牧永 護君） 中村出征雄議員。

○議員（１１番 中村出征雄君） わかりました。管理者の責任で柔軟に対応していいということで理解をいたしまして、質問を終わります。

○議長（牧永 護君） 市民生活担当理事、質問は２００円でよかとかというような質問だったと、それでいいですか。

○市民生活担当理事（山内 達君） これは条例の中でうたってると思いますけど、はい。

○議長（牧永 護君） 以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで議案第１８号の質疑を終わります。

次に、議案第１９号壱岐市国民健康保険出産費貸付基金条例の廃止についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

次に、議案第２０号壱岐市ペット霊園条例の制定についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第２１号壱岐市農業機械銀行条例の一部改正についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

次に、議案第２２号壱岐市死亡獣畜取扱場条例の一部改正についての質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。１３番、中田恭一議員。

○議員（１３番 中田 恭一君） 質問したいと思いますが、これについては先ほど見ておりまして一般質問のほうで同僚議員もやられると思いますが、大まかなところだけ質問していきたいと思います。

まず、現在使用しておる埋葬施設、埋めるところの施設を今後も使用していくのかどうか、全面廃止に向けてやるのかどうかということで質問したいと思いますし、もし今後もそれを使用していくのであれば、現在のところのある程度の整備をしていかと、もう満杯状態でもありますし、私この前ちょっと芦辺のほうの埋葬場にちょっと加勢を頼まれて一緒に行きましたが、砂で覆っているために犬が掘りやすいんです。行ったらその辺犬があさったところごろごろで、入った瞬間山犬が親子で十何頭、２０頭近くその周りにずっとたむろしているわけです。僕も最初

1人で行ったときは、ちょっと足がとまりまして、仲間が来るのをずっと待った状態でした。かなりちょっと恐い状態でしたので、もし今後とも利用するのであれば埋葬の仕方などをちょっと検討していかんと、山犬の繁殖地帯になって、強いてはもしこれを急遽利用しないようになれば、その山犬たちのえさがなくなり、えさがなくなれば表へ出てくるし、生肉を食った犬は危ないと聞いておりますので、子供たちがおるとき危険じゃないかなと非常に心配をしております。

それともう1点は、一時預かりは多分すべて委託をされると思いますが、集金業務なんかもすべて委託をするという形とるわけですか、その辺お尋ねをいたします。

- 議長（牧永 護君） 牧山産業経済担当理事。
- 産業経済担当理事（牧山 清明君） 中田議員の質問にお答えをいたします。

現在の埋却施設をどうするのかと、今後も使用するのかということの質問でございます。現在建設中の一時保管処理施設が、現段階で6月いっぱい工期がかかるようになっております。この施設が完成すれば、埋却施設は全面廃止と、閉鎖ということで考えております。

また、次に野犬の処理ということで、御質問でございますが、埋却施設の周辺には議員御指摘のように野犬の出没が見られるということでございます。また、先ほどお話のように覆土というのを砂でやってるということで、非常に犬が掘りやすいという状況にあるかと思っております。この砂につきましては、1メートル以上覆土をするということでお願いをいたしておりますけれども、やはり重機を持っていけない手堀の場合は、覆土が若干少ない場合もございます。そういったところで野犬が集まってるという状況かと思っております。

これは閉鎖に向けていきますので、今後野犬の出没ということはなくなると思っておりますし、再度この施設につきましては、閉鎖をする前に覆土を十分にまたしたいと、このように考えております。

次に、集金の一時預かりということでの御質問でございますが、本施設は農協、また和牛部会等からの要請によりまして、この施設を建設の運びとなったところでございます。施設管理運営につきましても、農協のほうに指定管理者制度でお願いをするようにいたしておりますので、市の集金というものは発生をいたしません。

また、運営経費につきましては、畜産農家の補助負担という、また当事者負担という考えで進めております。これにつきましても、3月の16日に和牛部会長会を行いまして、これは以前にも会議をし、その状況等は説明をしておりますけれども、最終的なものが3月16日の会議で決定すると思っております。

以上でございます。

- 議長（牧永 護君） 中田恭一議員。

○議員（１３番 中田 恭一君） わかりました。６月過ぎて皆さんに周知ができれば廃止をするという方向だと思いますので、いいと思いますが、野犬の問題です。出沒じゃないんです、そこに定住してるんです、野犬が。出沒じゃなくて、人間ならいいんですけど、定住してしもうて、そこにえさを求めてきておるわけですから、もし廃止する場合は野犬の処理もちょっとどうかして考えていかんと、かなりの数でした、正直いうて１５から２０ぐらい、親子でおりましたもんね。本当えさがなくなればどっかに行くんです、ああいう野生の動物というのは。ですから、その辺だけはちょっと近隣の人に迷惑をかけるので、ぜひとも野犬対策だけは閉鎖する時点で、覆土もちゃんとすればあとは大丈夫と思いますが、この野犬対策は非常に怖いと思っておりますので、ぜひその処分だけはよろしく願いをして、私の質問を終わります。

○議長（牧永 護君） 以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで議案第２２号の質疑を終わります。

次に、議案第２３号壱岐市堆肥センター条例の制定についての質疑を行います。質疑ありませんか。

しばらくお待ちください。――再開します。

２３号についての質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

次に、議案第２４号壱岐市火災予防条例の一部改正についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

次に、議案第２５号壱岐市公の施設の指定管理者の指定についてから、議案第２９号公の施設の指定管理者の指定についてまで５件を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで議案第２５号から議案第２９号についての質疑を終わります。

次に、議案第３０号市道路線の廃止についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

次に、議案第３１号市道路線の認定についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

次に、議案第32号平成21年度壱岐市一般会計補正予算（第10号）の質疑を行います。

質疑の通告がありますので、これを許します。12番、鵜瀬和博議員。

○議員（12番 鵜瀬 和博君） 今回一般会計補正予算の中で、地域活性化経済危機対策臨時交付金についてお尋ねをいたします。今回の補正によります資料2によりますと、地域活性化経済危機対策臨時交付金が約1億円強の減額となっております。説明によりますと、入札執行による減額と書かれております。本来この交付金については、地球温暖化対策、少子高齢化の対応、安全安心の実現、その他将来に向けた地域の実情に応じたきめ細かな事業を積極的に実施し、特にこれまでできなかった余り規制のない行政にとって使いやすい交付金と思っております。

それで単独事業等々の経費に使われているかと思いますが、この1億円強の入札執行残の理由、内訳、そして今回は通告に書いておりますけども、入札執行残ということで、入札の方法を、一般競争入札であるのか、指名競争入札で、しかも最低価格の設定をしていたのか、また今回の交付金の意図からすれば、壱岐市内の経済の活性化ということで使われるべきだと思います。そうした意味からも地元の交付金に占める全体の落札率といいますが、どれくらい占めるのか、その点をあわせてお尋ねをいたします。

○議長（牧永 護君） 浦財政課長。

○財政課長（浦 哲郎君） 12番、鵜瀬議員様の御質問にお答えをいたします。

まず最初に、入札の方法等についてお答えを申し上げます。入札の方法等については、特段の国のほうからの通知等は参っておりません。御承知のように交付金事業は国の交付金であります。その関係で補助金適正化法に沿って執行をなさねばなりません。また、同様に国の会計検査対象事業でもございます。壱岐市といたしましては、財務規則に沿って工事等の入札は指名競争入札で行っております。また、最低制限価格等についても、工事等については設けております。

地域活性化経済対策臨時交付金の減額についてでございます。予算書の13ページ歳入、14款国庫支出金2項国庫補助金7目で総務費国庫補助金、地域活性化経済危機対策臨時交付金の減額261万5,000円は、当初内報額が7億2,251万7,000円に対して7億1,990万2,000円の通知がありました。この減額は入札執行等によるものではなく、国の算定によるものでございます。

資料2の3月補正予算の概要の主要事業で、地域活性化経済危機対策事業として、2ページの2款総務費1項総務管理費5目の財産管理費で、市駐車場等舗装補修工事ほか事業費で704万1,000円を減額補正をいたしております。そのほか7件についても減額分の記載をいたしております。主要事業の起債の事業費総額で9,700万円ほどが減になっております。この減の

減額の原因は入札による事業費残額を減額補正をいたしております。この8事業にかかる地域活性化経済危機臨時交付金を充当いたしておりました。補助残の充当分、あるいは単独分について充当いたして、その分が入札執行等により残になった財源充当の減額、失礼しました。経済危機臨時交付金の減額が4,167万4,000円ほどあります。この減額の分の財源につきましては、県営の道路整備事業等の負担金等の財源の充当に補正をさしていただいております。

まず、経済危機臨時交付金事業は、昨年7月の臨時議会におきまして経済危機対策事業の補正予算（第3号）で提出をいたしました。歳入で臨時交付金として7億2,251万7,000円を受け入れて、交付金の事業の充当率といたしまして88.3%で補正予算を提出させていただきました。経済危機対策事業の予算はそれぞれの款項ごとに目的別に予算を計上し、入札における執行残もある程度、一定の残が残るということで一定予測をし、充当率等では余裕を持った予算をさしていただき、地域活性化経済危機対策臨時交付金を全額交付を受けるということでの予算計上し、精算においても交付金を返還いたさないように単独の一般財源を充てておりました。

資料2の経済危機対策事業費で8事業にかかる交付金の減額、先ほど申しました4,167万円ほどございますが、この分については充当率を引き上げることによって、交付全額を受け取ることができますが、経済危機対策事業が、全事業がまだ完成に至っておりません。また、繰越明許費で地域活性化経済危機対策費を1億1,100万円ほどを翌年度に繰り越しをいたすことを御提案申し上げております。今後の予算執行で事業費の確定等を考慮して、県営事業の道路整備事業、負担金事業にも交付金事業として取り扱うことで財源の充当をいたしております。

このことについて、私の議案提案説明における説明不足により、資料を参照されて入札執行による交付金の減額と思える内容であったことを深くおわび申し上げます。

なお、経済危機対策事業についての地元と島外との事業費の入札等の状況でございますが、島外関係がおおむね25%程度でございます。全部まだ入札は終わっておりませんが、おおむね島外関係の分の入札等が終わっておりますので、おおむね25%でございます。

以上でございます。

- 議長（牧永 護君） 鵜瀬和博議員。
- 議員（12番 鵜瀬 和博君） かねてより市長も言われてます、できる限り地元の企業に入札できる仕事は地元でしていただきたい。特殊事業については、やむを得ず島外での指名入札ということになります。極力こういった交付金も今、国のほうも前政権のときもされましたし、今回も22年度予算で地域活性化きめ細かな臨時交付金もあります。これについては極力地元が指名される率がかなり上がるようお願いしたいと思います。

それで、22年度の予算になりますが、これについてはどのように考えられてるのか。いいですか、それはまた22年度のとき――わかりました。そしたらきめ細かな臨時交付金についまし

ても、随時地元事業者の育成を兼ねて、なるべく地元の方を指名入札していただきたいということとで、私の質問を終わります。

○議長（牧永 護君） 以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。6番、町田正一議員。

○議員（6番 町田 正一君） 予算委員会でもよかったとですけど、21ページの職員手当の時間外勤務で今回600万円を計上されてますけども、説明では災害関連業務がふえたためということだったんですが、腑に落ちなくて、災害関連業務ちゅうんだったら多分7月の集中豪雨のときの時間外勤務時間がふえたからということだろうと思うんですけども、それだったらこの時期に時間外勤務手当が600万円も計上されること自体がおかしいんじゃないかと思うんですけども、600万円の根拠をちょっと言ってもらえますか。

○議長（牧永 護君） 堤総務課長。

○総務課長（堤 賢治君） 6番、町田議員の御質問でございます。時間外勤務手当の件でございます。災害の分ということで今回補正をお願いいたしております。これは農林課の災害の分が200万円、それから、建設課の分が380万円ほかでございます。計600万円ぐらいの災害に要した経費を今回補正をしようということでございます。

災害分は別に取りきって執行しておるわけでございまして、本来の業務分からうちから出しておったので、この分が不足になるから補正をお願いしておるわけでございます。

以上でございます。

○議長（牧永 護君） 町田正一議員。

○議員（6番 町田 正一君） そのこのところもうちょっと詳しく説明してもらえませんか。要するに時間外手当ちゅうのは、これは大体予算ちゅうのは、予算が通らないと執行もちろできないわけですから、とりあえず2月までは払ってるわけです、当然時間外手当として。本年度計上されてる時間外手当が全部で、一般会計で4,191万円です、ことしです。3月のこの時期になって600万円がぽつんと出てくるというのが不思議な気がするんですが、災害だったら12月に補正とか、9月に補正とか、それだったらまだわかります、7月に災害が非常に多くて、当初決めておった予算、時間外手当よりも非常に多くなったと、それだったらわかるんですが、この3月のこの時期に時間外勤務手当が急に600万円も出されるということ自体が非常に不可思議でしょうがないんですが、課長もう1回説明してもらえませんか、詳しく。

○議長（牧永 護君） 堤総務課長。

○総務課長（堤 賢治君） 御説明をいたします。おっしゃりますように、一般会計の時間外勤務手当につきましては、毎年減少はしてきておるわけでございまして、600万円につきましては、本来一般の業務分から出しておった、その結果として年末に時間外した分を支出することが

できなくなりそうだということで、今回補正をお願いしておるわけでございます。

○議長（牧永 護君） 町田正一議員。

○議員（6番 町田 正一君） 要するに一般業務分ちゅうから、最初に決めておった予算の中で本来やるんだけれども、今回は災害が多くて、7月にももちろん集中豪雨がありましたし、職員の人たちが時間外に勤務されてるのはわかります。だから、でも2月までは払っておられるわけでしょう、今までの予算の中で、だからなぜ3月だけで600万円もかかるのかと、後でもう一回説明できんかったら、予算委員会でまた聞きますけども、非常に納得できないんです。

○議長（牧永 護君） 堤総務課長。

○総務課長（堤 賢治君） 本来の業務分から災害分を執行したということで、本来の業務分が不足するから、今回補正をお願いしたということでございます。災害と申し上げておりますけれども、災害のそのときの経費ということではなくて、事後の農林あるいは建設の災害復旧の復旧にかかる事務、この分がその大層を占めておりまして、災害があったときの分ということではございませんので御理解をいただきたいと思います。

○議長（牧永 護君） もう1回だけ認めます。

○議員（6番 町田 正一君） 本来業務分と言われる、課長が本来業務分と言われる分は、基本的には毎年、本年度も予算計上されてる4,191万円の時間外手当は想定されて、多分今年度はこのくらい要るだろうということでやられてる分が、本来業務分といわれる分なんです。それプラス、今回は要するに例年の本来業務分以上に、要するに災害がひどかったから、時間外手当がふえたというんでしょう、この600万円は。それだったら、ところが時間外勤務手当なんですから、毎月毎月予算の範囲内で、職員にはちゃんと時間外勤務手当として出されておるわけやから、2月までの分については時間外勤務手当は全部支給されておるはずなんです。そうでしょう、2月までについては、もう皆さん2月の給料をもらっておるわけですから。今までの時間外勤務手当を、7月の時間外勤務手当を3月に出すとかということはあり得んでしょうが。だから、2月までの分については、全部精算が終わってるはずなんです。

ところが本来予算計上しとる分以上に、本来業務分以上が食い込んで出してきたから600万円足らんかったということでしょう。要するに600万円災害の分にかかった分が、それだったらなぜ9月とか12月に出不せないのかと僕はいつてるんです。なぜ3月のこの時期に急になって、時間外勤務手当600万円という形になるとですかという、わかりますか質問の意味が。

○議長（牧永 護君） 堤総務課長。

○総務課長（堤 賢治君） 答弁が悪いようでございまして、まことに申しわけございません。

時間外の予算自体を毎年圧縮をしてきておるわけでございます。その予算で、当初の一般分でもやり繰りをしたいということで、各所管にも勤務の割り振り、振りかえなどをお願いをしてきて

おります。その結果として、2月分はまだ支払いをいたしておりませんが、2月分、3月分を今後支払いをする必要があると、その原資が不足するから補正をお願いいたしておるということでございます。

- 議長（牧永 護君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで議案第32号の質疑を終わります。

次に、議案第33号平成21年度吉崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

次に、議案第34号平成21年度吉崎市老人保健特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

次に、議案第35号平成21年度吉崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

次に、議案第36号平成21年度吉崎市簡易水道事業特別会計補正予算（第7号）の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

次に、議案第37号平成21年度吉崎市下水道事業特別会計補正予算（第5号）の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

次に、議案第38号平成21年度吉崎市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第4号）の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

次に、議案第39号平成21年度吉崎市農業機械銀行特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

次に、議案第40号平成21年度吉崎市病院事業会計補正予算（第4号）の質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

次に、議案第41号平成21年度吉崎市水道事業会計補正予算（第2号）の質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開を13時とします。

午前11時48分休憩

.....

午後1時00分再開

- 議長（牧永 護君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続けます。

次に、議案第42号平成22年度吉崎市一般会計予算についての質疑を行います。

質疑の通告がありますので、これを許します。17番、瀬戸口和幸議員。

- 議員（17番 瀬戸口和幸君） 該当するのは、9款の学校教育費の中学校ですが、予算書のページでは190ページぐらいだと思うんですが、私ちょっと細部を探し出しきりませんでしたので、主要事業の11ページを見ながら質問をいたします。

中学校の学校管理費の中学校規模適正化事業540万1,000円が計上されております。この事業内容の概要によりますと中学校規模適正化統廃合準備、それから、学校交流事業となっておりますが、これのできるだけ細部のどういうのを考えておられるかを説明願いたいと思います。

もう一つは、これに関連しまして、各学校に教育振興基金とかあると思いますが、資料によりますと11年度末で1,336万9,000円あることになっておりますが、各校別にこの教育振興基金がどのくらいあるのかということをお示し願いたいと思います。

以上です。

- 議長（牧永 護君） 白石教育次長。
- 教育次長（白石 廣信君） 瀬戸口議員の御質問にお答えします。

まず、中学校規模適正化事業の540万1,000円でございますが、この内訳といたしましては、学校の統廃合の準備等を進めます準備委員、それから、専門部会、これらの委員の皆様方

の報奨費 269万1,000円があります。それから、需用費の中で廃校の予定の学校等の書類等の保存等の関係で、書類の保存箱等を準備するようにいたしております。それから、役務費の中で庁舎内の機械器具の廃棄であるとか、リサイクルをやるとか、そういったものの整理の費用を21万円、それと交流事業の関係、船車借り上げ料になってきますけども、この関係で200万円を計上いたしております。特に交流事業につきましては、統廃合間の学校におきます学習であるとか、クラブ活動、そういったものの交流を行うことによりまして、統合時のスムーズな移行に期したいというふうな考えでございます。

それから、基金でございますが、教育振興基金として学校ごとにということでございますが、まず中学校でございますが、渡良中学校が31万7,556円、初山中学校が34万636円、それから、中学校の計が65万8,000円程度になります。

それから、小学校でございますが、渡良小学校251万円、初山小学校97万6,000円、三島小学校15万6,000円、沼津小学校968万円、小学校の計で1,332万4,000円ということになってきます。

以上でございます。

○議長（牧永 護君） 瀬戸口和幸議員。

○議員（17番 瀬戸口和幸君） 今540万円の使用内訳を説明していただいたんですが、ほとんどが報奨費ですか、半分以上。そのほかあと大きなものとしては各校間の交流に200万円ということなんですが、あとこれについてそれぞれ各校で閉校とか、式典とかやと思うんですが、そのようなたぐいのものについての支出は全然考えておられないわけですか。

それから、各学校では閉校に伴うんで、中学校10校あるうちの、石田中学校は別にしまして、勝本、田河、武生水はその場所に残るんですが、そのほかの6校については、いわゆる、言葉は悪いかもしれんけど廃校になるわけです。それに基づいて各それぞれの学校では廃校に伴ういろんなイベント的なものをやりたいというのがあるかと思うんですが、それについての支援とか援助等は考えておられないのかということです。

それと、それから、教育振興基金それぞれ各校説明していただいたんですが、これについて後ちょっと細部の資料をお願いします。

それとあとこれは振興基金それぞれ説明していただいたように各校にあるわけなんですが、統廃合後にはその資金はどのように措置されようと考えておられるのかということをお聞きいたします。

○議長（牧永 護君） 白石教育次長。

○教育次長（白石 廣信君） 中学校の統廃合に関しましては、現在準備委員会、専門部会それぞれで協議をさせていただいておるところでございます。そうした中で閉校式をどのようにやるのか

といった、そういったことについても、まずその専門部会等で現在協議をしていただいておりますし、閉校式自体は10校すべての学校で一応閉校式をして、そして新たな学校としてのスタートを切りたいというふうに考えております。

したがって、閉校式をどういった形式でやるのか、そういったものが決定した時点で、10校すべてが統一した形の閉校式につきましては、市のほうで取り組んでいきたいと考えております。

そのほかに、特に廃校になる学校等については、やはりこれまでのいろんな思いがありまして、特別に自分たち、それ以外に取り組みをしたいといった、そういった要望とか、計画等があるようなところがございます。そういったものについては、市の統一した予算ではなくて、学校ごとにそれぞれに捻出をしていただいての実施になるかというふうに考えております。

先ほど、最終的に閉校する学校の基金はどうするのかということでございますが、基金については学校でそれぞれに基金の管理というのはやっておりますので、その辺での計画をどういった形で使うのか計画をしていただきまして、例えば閉校式の独自の取り組み等に充てるとか、そういったことは可能ではないかというふうなことで考えております。

○議長（牧永 護君） 瀬戸口和幸議員。

○議員（17番 瀬戸口和幸君） 今次長の説明では、それぞれ10校それぞれに閉校式は考えるということで、これについては統一して考えるということなんですが、今次長が触れましたように、各校それぞれ、先ほども申し上げましたように、10校それぞれ違うわけです。石田の場合は全然統廃合には直接は関係ないということになるんです。あと武生水、勝本、田河については一応その場所があるわけですからいいんですが、残りの6校については廃校になるということになるので、それぞれやっぱり思いといいますか、地域の皆さんそれぞれ保護者にしろ、子供たちにしろ、思いが違うわけです。それなりのやはりイベント的なものの計画や企画があると思うんです。そういうことを考えまして、それぞれ一律じゃなくて、学校独自のそれぞれの思いがありますので、それなりの何をぜひ考慮していただきたいと思います。それについては教育長どうお考えかお聞きしたいと思います。

それから、それに関連しまして、教育振興基金も統廃合になれば独自で持っておった基金が、それを持っていくのもということもありますので、その面に使う、全部使えるような取り計らいをして考えていただきたいと思います。

そういうことで、教育長よろしく願います。

○議長（牧永 護君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 正人君） 瀬戸口議員にお答えをいたします。

中学校の統廃合に関連いたします閉校式につきましては、市内同じ統一した式典を実施させて

いただきたいと思います。このことは次長が申し上げましたように、ただいま専門部会で検討中でございます。

そして1番問題であります各学校、地域の思い出の式典を市が補助すべきであろうというのが瀬戸口議員さんの御趣旨ではございますけれども、この点につきましてはそれぞれの学校、地域での要望等がまだ私どもにはわかっておりませんので、ここで確たる御返答はできなくてまことに申しわけないんですけれども、学校独自の式典につきましては、この場では保留をさせていただければと思っております。

○議長（牧永 護君） 瀬戸口和幸議員。

○議員（17番 瀬戸口和幸君） わかりました。この場ではということなんですが、場をかえて、またそういうのが今一応それを各校で検討しているようでございますので、出てきましたら、来るはずです。もうある程度は話がいつても可能性もありますので、考慮していただいて、その時点ではまた場をかえて説明をお願いすることもあるかと思いますが、よろしく願いまして終わりにいたします。

○議長（牧永 護君） 次に、13番、中田恭一議員。

○議員（13番 中田 恭一君） 42号について質問ですが、一般会計ですので予算委員会でやるのが当然だと思いましたが、私今回どうも予算委員会では質問できない立場になりそうでございますので、1点だけこの場でお聞きをしたいと思います。

こっちの概要の資料の中の11ページかな、11ページに、私の質問はいつものごとく原の辻関連でございまして、事業の中に、済みません、11ページじゃなくて、12ページでした、済みません。文化財保護費の中で一支国博物館関係行事開催委託ちゅうことで200万円、赤米づくり及び収穫祭と書いてあるんですが、今回は開館間近で仕方ないかなとは思っておるんですけども、一支国博物館でやる事業と観光、また文化財課でやる事業もある程度線を引いていただきたいわけです。乃村工藝社に委託をして、各イベントとか、行事とかも乃村工藝社のほうにすべて委託をしていくという形、そのために委託料を払っているわけですので、片一方で博物館関係の行事をやって、これまた一般会計でまた博物館の行事をやってちゅうたら、原の辻にどんだけいきよるかわからんとです。やって観光客の誘致やなんやら気持ちはわかるんですけども、どこかでやっぱり線を引いて責任の分担を分けんと、もうずるずるべったんどんぶり勘定になってしまいそうな気がするんです。

だから、こういうのも博物館の、事業名には一支国博物館関係行事と書いておって、また博物館は博物館で今後いろいろなイベントをやってくるとしますので、どちらがやるべきかちゅうのもある程度ぴしっと線を引いて決めていかんと、もうずるずるでどこから金が出て、あっちこっちから金が出てすべて一支国博物館にいくちゅうのも非常に腑に落ちんところがあると思いますよ

ね。その辺の事業の区分とか、今後の委託料の関係とかがどうなっていくのか。このままだとういう状況で毎年毎年両方から出されていくような気がするんです。極端な言い方をするなら乃村工藝社が予算がないのでこれ以上やれませんかというたら、わかりました、それならこっちの文化財維持費でやりましょうかなとかいうて、そういう話し合いになって委託契約が安易なものになってしまって意味がないと思うんですけども、乃村工藝社は乃村工藝社で委託料の範囲内で努力をしてもらわないかと思っていますので、今後のその辺の考えを、特にきちっとしておかにかいかなと思っていますので、よろしくお願いします。

○議長（牧永 護君） 松尾壱岐島振興推進本部理事。

○壱岐島振興推進本部理事（松尾 剛君） 中田議員さんの御質問にお答えいたします。

まず、個別の事業の説明を先にさせていただきます。赤米づくりにつきましては、これは原の辻遺跡という文化財に関する知識の啓蒙の一貫として、文化財課のほうで文化財保護の事業として実施をいたします。

弥生祭りは、御存じのとおりことし2年、来年度で3回目でございますけれども、一般市民の方が主体となって交流人口を拡大、遺跡博物館を利用した交流人口の拡大を図る事業としてやっております。

それと観光商工課の似たような事業というのを、先ほどの事業一覧でちょっと見ましたところ、歴史の島壱岐の基盤づくり事業ということだと思いますけども、この事業は観光地づくり実施計画というのに準拠した事業で、平成21年度から実施しており、県と市が半分ずつの費用負担で行われるもので観光費のほうに計上させていただいております。

確かに議員の御指摘よく理解できるといいますか、わかります。ただ、実は今確かに一支国博物館自体に委託をして、島ごと事業等で委託をして行っております。その場合、壱岐の島全体、一支国博物館自体の事業も島全体の交流活性化に役立つような形としての、もちろん一支国博物館を核とした中での業務になってまいりまして、それはそれできちんとしていただかなければならないと思っており、その点は予算のときによく御説明をしなければならぬと、まずは思っております。

それともう一つ、やはり観光のほうでございますけれども、観光のほうは観光のほうでやはり一支国博物館というのを活用、やはり今度古代的刺激ということで、自然系観光プラス文化系観光ということで売り出しにかかっておりますが、その場合やはり観光、これは市だけではなく観光協会等の事業も含めまして、一支国博物館というのを絡めた形での広報等になってまいります。それで、そういう意味では一支国博物館が活用した事業というのが市もやる部分もあり、文化財課がやる部分もあり、民間がやる部分もありということにはなっていないかと思っておりますので、その点は1つ1つの事業を説明する際に、きちんと御説明いたしまして、そこら辺はちゃんとこ

んなにやって乃村に頑張ってもらう分は頑張っているんだよということをおわかりするような説明を、今後行ってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（牧永 護君） 中田恭一議員。

○議員（１３番 中田 恭一君） 松尾理事が私の言うことがわかるように、私も松尾理事の言うことはわかるんですけども、当初から維持管理費２，５００万円が上限となっております。それを通り越せば、理由をどうでもつければやれるんです。一支国博物館のもし事業をやるとしても、観光に關係してますので観光のほうから出しましたとか、文化財に關係してるので文化財から出しましたと、とってつけた説明をあとからどうでもできるんです。だからこそ僕ははっきり分けてくださいちゅうことです。２，５００万円の上限を超せば、こっちのほうから出し、あっちのほうから出して、私たちは詳しい説明を受ければ理解せざるを得んともあるんですけども、何もかも市民の皆さんはすべて博物館にいくような気分になってしまうわけです。ですから、わかるです松尾理事の言いたいことも、だからこそ２，５００万円の上限の範囲内で有効な対策を練るように、その範囲で乃村工藝社に任せてるんでしょうから、それがオーバーすればこっちから出すこっちから出すと、非常にどんぶり勘定にしか思えんわけです。

いいです、これ以上言ってもあれですね、僕は当日は言われません、だれかわりに言ってもらいますので、あと予算委員会でゆっくりほかの人にやっていただきますので、その辺はぜひ市長にも言うておきたいと思います。その辺の区切りをはっきりせんと、なんもかもどんぶり勘定になっておるんじゃないかと非常に心配しておりますが。

○議長（牧永 護君） 次に、１８番、市山繁議員。

○議員（１８番 市山 繁君） ４点ぐらいありますが、続けてようございますか。

○議長（牧永 護君） はい。

○議員（１８番 市山 繁君） それではページの若いほうから、７款土木費１項住宅費１９節の補助金、民間建築物吹きつけアスベスト改修支援事業補助金１，２５０万円についてでございますが、これにつきましては予算化されておるので、調査されてると思っておりますが、たしかこれは床面積が１，０００平米以上が対象だろうと思っておりますけれども、その対象建物が何カ所、そして何棟あるのか、改修費の補助率はどのくらいあるのか、それから、１，０００平米以下になりますと、個人でこれは処理せんにゃいけないのか、この２点ぐらいお尋ねをいたしたいと思います。

ここで切ってようございますか。

○議長（牧永 護君） 続けてしてください。

○議員（１８番 市山 繁君） それではページ１８７ページ、９款教育費２項の２５節積立金

で奨学金運用基金積立金 800 万円についてでございますが、近年の社会情勢が厳しくなると、この希望利用者が増加を見込んでの積立金増と思われておりますが、どのくらい見込んでおられるのか、そしてまたこの資料の定額運用基金を見ますと、平成 21 年度末現在高見込み額が 2,956 万 6,000 円でございますが、今年度の積立金が 800 万円で、22 年度の見込み額は 3,756 万 6,000 円でございます。21 年度では基金の運用はされていないようでございますが、奨学金の利用者がなかったのかどうか、そしてまたあっておれば、この大学、高校、専門学校で何名くらいあったのか、そしてまたその奨学金の充当はどれからされたのかお尋ねをいたしたいと思っております。

次に、191 ページ、195 ページも一緒ですけれども、9 款の教育費の 2 項 20 節扶助費でございますが、要保護及び準要保護児童就学援助費、これは小学校で 1,177 万 7,000 円ですか、それから、中学校は 1,026 万 3,000 円についてでございますけれども、非常に社会情勢が厳しくなると思われますが、要保護、そしてまた準要保護の数は、昨年比どのようになっている見込んでおられるか、そしてまた審査の方法、審査委員の構成がどうなっておるのかお尋ねをしたいと思っております。

次に、それから、ページの 193、189 も同じでございます。9 款教育費 1 項 7 節賃金、小学校の分でございますが、それと中学校もそうですけれども、特別支援教育支援員の賃金とあります。資料では特別支援教育支援員の設置で、内容は発達障害者を含むさまざまな障害がある児童に対する学校生活の介護や学習活動上の支援を行うとあります。これは当然こういうことはすべきでありますけれども、その支援の人数、そして中学校、小学校も同じ人間がこれを行っておるのかお尋ねいたしたいと思っております。

以上です。

- 議長（牧永 護君） 中原建設担当理事。
- 建設担当理事（中原 康壽君） それではまずアスベストのほうから御説明を申し上げたいと思います。民間の建築物の吹きつけということで、議員おおせのとおり 1,000 平米以上が補助対象になっておるところでございます。

件数といたしましては、我々は今のところ 3 件を見越しております。実はこの内容を申し上げますと、分析調査の結果、小規模な機械倉庫だったりした場合、概算で事業費が 600 万円かかります。で、600 万円のうちの 3 分の 2 が補助対象の限度額になるということで、600 万円の 3 分の 2 ということで 400 万円が対象になります。ですから、ここに 1,250 万円のうち 400 万円掛け 3 件で 1,200 万円、それから、分析が 25 万円は全額国庫補助でございます。ここを 2 件計画をいたしてありまして 50 万円ということで 1,250 万円となります。ですから、アスベストの補助対象に対しましての国庫補助が国が 50、県が 20、市が 30 というふう

になっておりますが、そういったことで民間が例えば600万円の事業をしてやった場合、400万円が補助対象になりますから、民間はどうしても自己負担が200万円は必ず要するというふうになっております。

そのような改修の支援事業となっておりまして、1,000平米以下は対象にならないということですから、自分で自己責任でやるというふうになっておるところでございます。

で、そういったことで、この予算には改修と分析ということで1,250万円を計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（牧永 護君） 白石教育次長。

○教育次長（白石 廣信君） 奨学資金運用関係の御質問でございますが、まず800万円については今年度奨学金の対応の定員といたしまして、大学、専門学校で20人、高校で10人、計30人の枠を一応設定しております。この30人を設定する段階で800万円を積み立てないと不足する可能性があるということで、積み立てをさせていただいております。

それから、見込み額の合計というところでございますが、これにつきましては、現在既に運用をして、貸し付けておる貸付金の金額と、それと残りの現金、これを含めたものがそのまま見込み額の合計ということになっておりまして、21年度につきましても奨学金の貸付は行っております。21年度が大学生が5名、それから、専門学校で2名、高校で4名、計11名の奨学生に貸付を行っておるところでございます。

そして貸付金につきましては、毎月貸し出すのと、毎月返済をしていただくものと、それはずっと相殺しまして現金の残高ということになってきます。その現金の残高が新たに計画をします定員分の貸し付け予定者の分です、その枠を確保する、そういったことになってきておるところでございます。

ちなみに現在、平成22年の奨学金の申し込みにつきましては、4月、5月に第1期目を受け付けまして、2期目を9月ごろの申し込み受付ということに計画いたしております。現在問い合わせ等が五、六件は来ておるところでございます。

それから、2番目の扶助費の関係でございますが、昨年とどのように変わっておるかということでございますが、一応20年と21年の一応比較をさせていただきたいと思います。20年度で小学校が要保護、準要保護合わせまして201名、それから、中学校が118名でございます。計の319人、この時点での生徒数に対します認定率が11.29%でございます。それから、21年度につきましては、小学校で200名、中学校で122名、計322名でございます、人数的には3名の増加でございますが、ポイントでいいますと認定率が21年度が11.77%となっております、0.48%上がっておる状況でございます。ただ、近年経済情勢大変厳し

くなっております、２２年度につきましては、これよりも増加するんじゃないかということで危惧しておるところでございます。

ちなみに、長崎市と比較しますと、長崎市が平成２０年度の実績で認定率が２０．８１％でございますので、吉岐の場合は約半数程度の認定率ということになっております。

それから、審査の方法ということでございますが、審査委員といったものはございませんが、吉岐市就学援助事務取扱要領というのがございまして、これに照らしまして所得の状況の調査であるとか、市民税の非課税者、それから、生活保護世帯であるか、それをまた廃止等になったものであるか、それに準ずるような生活に困窮しておるか、そういったものであるとか、必要に応じて民生委員、あるいは福祉事務所長の意見を聞き、そういったことで教育委員会のほうで決定をさせていただいております。ちなみに申請のほうは学校長から教育委員会のほうに申請が上がってきます。

それから、特別支援員の賃金の関係でございますが、現在特別な支援が必要と思われる児童、生徒の数でございますが、小学校１５校で４２名、中学校が６校で１８名、合計で２１校６０名の児童、生徒がそういった対策を必要とするような状況でございます。これに対しまして県からのまず教員の加配がございまして、小学校で３人、中学校で３人の６人の加配が決定をしております。それにプラスして市のほうで措置をいたしますのが、今回の予算に計上しておりますのが、小学校で１１名、中学校で６名の支援員の配置をしたいと考えております。

この支援員につきましては、資格を有する者等を採用するような形でしておりまして、教師であるとか、保育士、幼稚園の教諭であるとか、看護師、あとホームヘルパー等も入って来るかと思いますが、そういった職種につきまして公募をする形で採用をしておるところでございます。

もし答えが不足しておりましたら。

○議長（牧永 護君） 市山繁議員。

○議員（１８番 市山 繁君） ４点質問いたしましたけれども、このアスベストについては特にわかりやすく説明いただき何もございませんが、奨学金のことですが、これはそうすると昨年度は取り崩さんでも間に合ったということですか。

それから、ことし８００万円で大体これだけの人数に対応できるということですか。それだけ、あと２点については特別も要保護についても結構です。

○議長（牧永 護君） 白石教育次長。

○教育次長（白石 廣信君） 平成２１年度につきましては、取り崩すといいますが、２，９５６万６，０００円、ここの中の現金それで足りたということで、貸し付ける金が足りたということでございます。今年度の計画しておりますのは、先ほど３０名の中で約１，４７０万円程度が必要じゃないかと考えております。これに対しまして残っておる現金が不足しますので、８００万円

の追加をするということになっております。

○議長（牧永 護君） 市山繁議員。

○議員（１８番 市山 繁君） そうすると積立金は規定はないわけですね。そしてまた奨学金の個人とか、希望とか、能力によって違うと思いますが、その限度額はどうなっておるのか。

それから、国も国公立にては授業料は無料にしたいとか、それから、専門学校とかいろいろについては授業費が高いとかで１０％とかというふうな話が出ておりますけれども、そういうことになるやっぱり技能が今から重視される時代になりますから、そうした専門学校等々にはやっぱり私は少し基準といいますか、そういうことを多目に奨学金が出るようなことにされたいと思っておりますので、その点について２点だけ。

○議長（牧永 護君） 白石教育次長。

○教育次長（白石 廣信君） まず限度額でございますけども、大学、専門学校が月３万７,０００円を限度額といたしております。それから、高校につきましては、月１万円ということと決めておるところでございます。

それから、将来的なことにつきましては、政権与党でいろんなことが議論されておるようでございますけども、その辺の動向を見守りながら、改善すべきは改善していく必要があるかというふうに考えております。

○議長（牧永 護君） 次に、７番、今西菊乃議員。

○議員（７番 今西 菊乃君） それでは２点ほど質問させていただきます。

議案４２号歳入です、ページ２３、１３款１項７目３節文化ホール使用料延滞繰越金１２万円となっておりますが、この分の件数と改修の目安。

次に、歳出でページ１１７、４款２項１目１３節生ごみ分別推進事業の委託先と事業内容をお願いいたします。

○議長（牧永 護君） 教育次長。

○教育次長（白石 廣信君） 今西議員さんの御質問にお答えをいたします。

文化ホールの滞納繰越分の件数と目安ということでございますが、滞納につきましては、１件でございます。未納の発生時点が平成１７年度でございます、その後年次的に分納等をしていただきまして、分割納入をしていただいております。現在の未納の残高が約５０万円程度でございますが、毎月１万円を大体基本に納めていただいております、最終的に完納していただくにはあと３年程度かかるんじゃないかというふうに考えておりますが、なかなか厳しい状況でございますが、これまで毎年月１万円程度の納入はしていただいております。

○議長（牧永 護君） 山口保健環境担当理事。

- 保健環境担当理事（山口 壽美君） 7番、今西菊乃議員の生ごみ分別推進事業の委託先と事業内容についてでございますが、この事業につきましては21年度からごみ減量化官民協働ルームを開設をいたしまして、NPO法人壱岐島環境問題を考える会に委託をしているところであります。

業務につきましては、自治会、公民館等へのごみ減量化リサイクル推進の説明、生ごみ堆肥化用具の普及をしており、ごみ減量化の説明会により、生ごみ堆肥化用具も普及しており、補助金の申請件数も増加しており、また3月からは廃食油の回収にも着手し、その成果があらわれてきている状況にありますので、引き続き委託業務の継続をすることで22年度の追加事業として次のとおりを計画しておるところでございます。

21年度に引き続き、残り114の自治会、公民館及びサークルへのごみ減量化推進の説明会の開催、生ごみ堆肥化用具等によりできた堆肥で実証展示園に野菜の作付を会員及び一般市民にも参加してもらって実施する。3として、できた堆肥をイベント等で販売し、市民へ生ごみ堆肥の有効性を周知し、生ごみでできた堆肥に対する意識改革を図るというような、以上の計画でありました。

そのような中で、3月3日にNPO法人壱岐島環境を考える会から、今後は自治会等への説明会及び生ごみ堆肥に対する市民の意識改革について、ボランティア団体として協力をしたいということでの委託業務の受託の辞退の申し出がなされたところでございます。

市といたしましても、22年度予算を議員皆さん方に確定し、提案しておるところでございます。市といたしましては、申し出を受け入れ、NPO法人の総会がございまして、その総会の確定後、予算について減額等を行う予定でございます。21年度から計画しておりました残りの114自治会への説明会は市の職員で進めて、さらなるごみの減量化及びリサイクル、それとボランティア団体の協力をもちまして推進を進めていくところでございます。

以上でございます。

- 議長（牧永 護君） 今西菊乃議員。
- 議員（7番 今西 菊乃君） 文化ホールの滞納分については、非常にびっくりするところでございます。こういった経緯でこういう滞納になったのか、生活費じゃないわけですから、借りるときはお金が要ることはわかっているはずなんです。大体申し込みと同時にお金を支払うとか、それが当然ではないかと思うんですが、平成17年度からですか、月1万円、こういう契約でお貸しになってるのでしょうか。それでなかったならば、こんなに17年度から、今から3年もかけてもらうとなれば、延滞金とかはどうなるのか、余りにもずさんなやり方だと思われまので、そこら辺の回答をお願いします。

それと生ごみの分別事業に対しましては、確かに壱岐当環境問題を考える会が22年は契約を

しないということで、今度総会を開くようになっていると思います。それで契約をしないとなりますと、官民協働ルームは閉鎖になるわけでしょうか。2点お尋ねをいたします。

- 議長（牧永 護君） 先ほどの答弁で訂正したい旨もありますので、含めて答弁をお願いします。
- 教育次長（白石 廣信君） 先ほどの答弁の中で現在の未納額が50万円と言いましたけども、正確には32万円で、納入していただいた金額と間違えておりましたので、訂正をさせていただきます。

再度答弁をいたしますが、未納の発生時点につきましては、平成17年末の合計で81万9,900円、それを18、19、20、21はまだ見込みとなりますけども、大体49万9,900円をこの4年間でお支払いをいただくということになってこようかと思います。そして未納額については、32万円ということになります。現在1万円ずつを分納していただいておりますので、あと3年程度完納にはかかるだろうということによっております。

先ほど、どうしてそういった状況が発生したかといったようなことでございますが、この借り主につきましては、合併以前からずっと利用をしておられまして、17年ぐらいに事業を廃止するような形になったものと思います。その後の利用はあっておりませんし、そういった事業をされておられませんので、その事業を廃止する点で未納額が81万9,900円あって、その後一括にどうしても納入ができないということで分納契約をいただきまして、現在少しずつではありますが、納入をしていただいておりますと、そういった状況でございます。

延滞金につきましては、いただいておりますが、まず本体の部分いただくのが一生懸命な状況でございますので、御理解をいただきたいと思います。

- 議長（牧永 護君） 山口保健環境担当理事。
- 保健環境担当理事（山口 壽美君） 協働ルームの件についてお答えいたします。市といたしましては、ごみの減量化及びリサイクルの推進は当然進めていかなければならないという状況の中で、官民協働ルームにつきましては、22年度も継続して開設をしたいと思っております。
- 議長（牧永 護君） 今西菊乃議員。
- 議員（7番 今西 菊乃君） 文化ホールの延滞金につきましては、起きてしまったものはどうしようもなく、どうにかして少しでも回収しなければならないということで取り組まれているんだと思いますが、合併前からのものであるということではあります。余りにもずさんな貸し方かなと思われます。

今後、このようなことがないように、許可をするときにちゃんと確認をして、そうでないと貸し館の意味がないんです。だれでもこんなにしていけないのなら、最初からだれでも申し込み券を添えて申し込みませんので、そういうところは徹底していただきたいと思います。

そして官民協働ルームにつきましては、官民協働ルームは残すということですが、残して事業

内容は計画されておるのでしょうか。

- 議長（牧永 護君） 山口保健環境担当理事。
- 保健環境担当理事（山口 壽美君） ごみの減量化リサイクル等につきますいろいろの各団体から、いろいろそういう事業を取り組んでおられる団体等も自由に使っていいということで、官民協働ルームについてまだ閉鎖しないということで予定をしております。
- 議長（牧永 護君） 次に、14番、榊原伸議員。
- 議員（14番 榊原 伸君） 予算委員会もございますので、予算委員会に向けて少し参考にしたいのでお尋ねを申し上げますが、55ページです。歳出の総務費のうちの1項総務管理費の中の5目ですが、財産管理費の市有林監査委員報酬が今回は計上されておりませんが、これはどこかに移管されたものかどうかお尋ねいたします。

次に、同じく6目ですが、59ページになりますが、委託料の市政要覧作成業務、今回新しく載っておると思いますが、これについては何年ごとに作成されているのか、またどこに配付されるものか、それから、これは部数を含んだ予算なのかをお尋ねいたします。

それから、同じ59ページの19節ですが、負担金補助金及び交付金の中で生活バス路線等運行対策費と地方バス路線維持費について目的の説明をしていただきたいと思います。

次に、同じところですが、定住奨励事業がなくっていますが、これはなぜなくなったのか。そしてこれにかわる取り組みはどのようにされているのかお願いいたします。

それから、コミュニティー助成事業の中で太鼓購入と音響機器の購入となっていますが、これについても少し詳しくお願いいたします。

それから、もう1点ですが、コミュニティー施設バリアフリー化補助金となっています。説明では市内の全公民館の対象というようなことでちょっと聞いたような気がいたしますが、これは市の全部の公民館をバリアフリーされるものか、例えば申請された公民館だけなのか、その辺をお願いしたいと思います。

通告は今の6点でございますが、あと3点ほど気づきがありますがよろしいでしょうか。

- 議長（牧永 護君） はい。
- 議員（14番 榊原 伸君） 次に、123ページ、廃棄物処理施設の工事請負費の中ですが、着々と準備はされておりますが、たかのはら公園は今まで公園の施設等があって、今度の工事のために撤去されたものとかいろいろとあると思いますが、これをもともとあった品を復元するというようなことで、地元のほうとは調整が済んでいると思っておりますが、これについてこれはいつごろ公園、例えば草スキーとか、そういう等の施設はいつごろにもとに戻されるものか、地元としては公園としてやっと根づいて、よその地区からもよくお見えになるということで早くしていただきたいというような希望の声を聞いておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、１４３ページ、３項水産事業費の１目水産業務費の中で１３節ですが、委託料、アワビ種苗センター管理費について、今回１，５００万円ほど予算化されていますが、これは歳入のほうでも３，０００万円ほどですか、入っておりましたが、どのような事業をされているのか、そして壱岐市としてどのようなかわりを持っていられるのか説明をお願いいたします。

それから、１４６ページです。済みません、１４９ページの間違いです。漁協漁港漁場整備費の中、１８節です。１５節の工事請負費の中で、これは藻場造成工事、石田漁協というような説明でございましたが、どのような工事をされるのか説明をいただきたいと思います。

以上についてお願いいたします。

○議長（牧永 護君） 中永管財課長。

○管財課長（中永 勝巳君） １４番、榊原議員の御質問にお答えいたします。

まず最初の１個目でございます。財産管理費の報酬に市有林監督員報酬が計上されていないがということでございますが、本来この市有林は県が保安林として指定している行政財産でありますので、今年度の予算から農林課に所管がえを行いまして、ページ１３８、１３９の５款農林水産業費２項の林業費で予算の計上を行っております。

以上です。

○議長（牧永 護君） 堤総務課長。

○総務課長（堤 賢治君） 榊原議員の御質問にお答えをいたします。

ページは５９ページでございます。生活バス路線等運行対策費と地方バス路線維持費について目的は何かということでございます。どちらにつきましても壱岐市の陸上における公共交通でありますバスの路線維持に対する補助金でありまして、壱岐交通に対して補助金を交付しようとするものでございます。

まず、生活バス路線等運行対策費補助金についてでございますけれども、これは長崎県との協調補助でございまして、平成１５年度から不採算のバス路線を運行する乗り合い事業所に対しまして、補助対象の要件を満たした路線に経常経費と経常収益の差額を県及び市で２分の１ずつ補助をしようということになっております。平成２１年度につきましては、印通寺経由芦辺線がこれに該当いたしております。県及び市で１０６万５，０００円ずつの補助を行っております。

次に、地方バス路線の維持費補助金についてでございますが、平成２０年度の実績で申し上げますと、高校生の通学定期への助成といたしまして約５０％、７５歳以上のバス利用者への助成といたしまして約２５％を充当いたしまして、路線の維持費補助を残りの２５％で行っているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（牧永 護君） 山川政策企画課長。

○政策企画課長（山川 修君） 榊原議員の質問にお答えをいたします。

まず、市政要覧の作成費についてでございます。現在あります市政要覧は合併後6年が経過し、内容等が古くなっております。よって、このたび改正をするようにしております。

なお、当初は4年周期で作成を考えておりましたけれども、内容等が古くなることから、2年周期で今後作成を行っていきたいと考えております。

配付先は行政視察や九州市長会など、会議出席者、国、県を初めとする関係機関などへ配付を考えております。全体で1,000部を予定しております。

なお、インターネットによる入手も可能になるように今後改正をしてまいりたいと考えております。

続きまして、定住奨励事業がなくなっているかというお尋ねでございます。本事業は壱岐市定住促進支援事業として市内に定住を促進することにより、人口の増加を図り、活力あふれる地域づくりを目的にIターン者に定住奨励金を支給し、Iターン者をふやす目的の制度でございました。内容的には単身者には5万円、同居する扶養親族があるものには10万円を、いずれも2年以上壱岐市に住み続けるといった定住要件を満たす場合に奨励金を支給する内容となっております。

これまで随時制度の見直しを行いながら、Iターン者の増加に努めてまいりましたが、定住に結びつきましたのは、合併後27件中7件で、定住要件を満たす前に転出するなど、奨励金制度では定住に結びつくといった効果は期待できないと判断をいたしました。

よって、定住奨励金は廃止し、現在行っております空き家、空き地情報の収集をさらに進め、空き家、空き地バンクへの登録を呼びかけていきたいと考えております。

基本的には希望者が月に1回ぐらい電話等がかかってくるわけですが、一、二週間壱岐におられて、仕事とか、あるいは住まいを探されるわけですが、まず仕事がないので、まずそこで帰られます。今後でございますけれども、就労支援を行いながら就労支援イコール定住支援だと考えます。で、今就労支援で例えば水産であるとか、農業であるとかという就労支援の制度がございます。そういうものをくくめた中で大きな枠組みの支援制度を、新たな支援制度をつくっていききたいというふうに考えておりますので、いましばらく時間をいただきたいと考えております。

続きまして、コミュニティー助成事業でございます。コミュニティー助成事業につきましては、財団法人自治総合センターが自治宝くじの収益金をもとにコミュニティー施設等の補助をするものでございます。

今回の太鼓の購入につきましては、勝本町内に所属する結成17年目を迎える壱州荒海太鼓、風舞組が事業実施主体でございまして、各種イベントにおける演奏活動はもとより、小中学校を

初めとした後継者育成や太鼓指導などに幅広く取り組んでいるグループでございます。このたび平胴太鼓１０６万５，０００円、長胴太鼓９７万５，０００円、締太鼓２４万円、計３台と附属する台、計４台２２万円を購入するものでございます。全体事業費は２５０万円でございます。

音響機器等の購入につきましては、勝本町大久保触、坂本触青年会が事業実施主体でございます。地域活性化と健全育成を目的として毎年継続して秋まつり等を行っております。また、秋まつり以外にも、他の諸行事へ出展参加もしております。内容はカラオケ大会、盆踊り、舞踊、ダンス、太鼓等のステージ、たこ焼き、焼きそば、かき氷など盛りだくさんのイベントを行っております。

それらの機材としてワイヤレスアンプ、チューナー、アンテナ、スピーカーなどの音響設備の一基９６万円、ポップコーン機２基３４万円、かき氷機２基２４万８，０００円、綿菓子機２基１６万４，０００円、ガソリンエンジン発電機が２基で３６万１，０００円、焼きそば焼き機２基で２８万４，０００円、たこ焼き機１基で４万９，０００円、提灯１５個で１万５，０００円、表字幕等々購入するものでございます。事業費が２４２万９，０００円でございます。この事業はコミュニティ助成事業の１００％事業で行っております。

次に、コミュニティ施設のバリアフリー化でございますけれども、コミュニティ施設バリアフリー化補助金の交付対象施設といたしましては、自治会等が維持管理し、集会所として利用する施設を対象としております。

市としましては、４月に本事業の周知を行いまして、その後随時申請の受付を行っていく予定としております。申請手続につきましては、自治公民館より交付要綱で定められました補助金交付申請書を提出いただき、市のほうで内容審査を行い、交付決定を行いましてから、工事に着手していくことになります。工事の完成後は、公民館から報告いただく実績報告書に基づき、市のほうで内容確認及び完了検査を行い、その後補助金の額を確定しましてから、補助金を交付する流れとなっております。

以上でございます。

- 議長（牧永 護君） 山口保健環境担当理事。
- 保健環境担当理事（山口 壽美君） 榊原議員の御質問ですが、たかのはら公園の草スキー場の復元でございますが、これにつきましては現在一般廃棄物処理事業がおおむね建設位置が固まったところでございます。そういう状況の中で、先日も推進委員長さんと相談をいたしまして、今年度に建設場所の選定をいたしまして、２３年度の着工に向けて進めていきたいと思っております。
- 議長（牧永 護君） 牧山産業経済担当理事。
- 産業経済担当理事（牧山 清明君） 榊原議員の質問にお答えをいたします。

予算書の143ページ、アワビ種苗センター管理費1,505万2,000円でございます。これにつきましては、漁協から現在3名の方の出向をいただいております。その方の人件費と、それから、船舶を2隻所有しております。この船舶2隻の燃料、修理代並びに船舶保険料でございます。また、それと現場で使います車両の費用を見ております。

また、歳入の3,000万円でございます、財産収入で3,096万3,000円、37ページでございます。アワビ種苗売却収入ということで、現在直営でやっておりますアワビ種苗センターのアワビ並びにカサゴ、アカウニの売却収入を見ているところでございます。

かわりということでの御質問もございました、このかわりといいますのは、先ほど言いますようにアワビ種苗センターを市営でやっております。これは現在生産を始めておりますけれども、この売却収入が歳入で3,000万円、これは各種漁協に売り上げて、ほとんどが島内の漁協での売り上げになっておりますけれども、この売却収入。ですから、直営でやっておりますので、かわりというものは当然魚貝類の放流で地域の活性化につなげるというものでございます。

次に、149ページでございます。藻場の造成工事でございます。これは御質問でありましたように、今回22年度は石田地区で実施をいたします。この工法につきましては、現在水産庁とのヒアリングを受けてるところでございますが、現在の状況といたしましては、ボックスといいますか、漁場造成でございまして、藻場を造成するというものでございまして、今回22年度は、今までは施肥ではなく、自然に今藻場の造成をする自然増といいますか、種子をまいてやる方法でございましたが、22年度は施肥方式でやろうということで、現在水産庁と協議をしているところでございますが、なにせ今度の方法につきましては、効果検証が非常に必要だということで、県は当初難色を示しておりましたけれども、水産庁に協議をしたところ、非常に今度は積極的にこれを取り入れたらどうかというような話もあっております。で、施肥によりまして、幼芽が分散していくということで、この方法がよくないかということで、現在はその方向で進めるように検討をしているところでございます。

○議長（牧永 護君） 榊原伸議員。

○議員（14番 榊原 伸君） 大体説明でわかりましたけども、委託料の市政の要覧のところ金額が、これは1,000部を含んだ金額なのかどうかをちょっとお願いいたします。

それから、コミュニティー助成事業の中で風舞組ですか、その辺とかいろいろと活動の中にきちっとされているということでございますが、今後またこういう要望があったら、この予算で取り組みができると考えていいわけですね。――はい、わかりました。

それから、最後の藻場の造成工事についてですが、藻場の造成工事と磯焼け対策は同じようなものと考えていいんでしょうか。――はい、そうすれば、今東部漁協で昆布の養殖で大分いい結

果が出てるようにも聞いております。実際私も現地に行って船乗って見てみましたが、これは副大臣ですか、山田正彦さんがどんどん進められた事業で、韓国、中国で成功して、それから、鹿児島の方で研究されて、壱岐に導入された経緯がありますが、ぜひ私はいいと思われることに對しては、市のほうでも勉強なり、東部漁協に視察に行かれたどうか知りませんが、実際視察に行って、いい悪いは判断して結構でございますが、そういう情報をつかんで時点で、私は研究されて、できれば専門の人を養成してほしいなというような気持ちでおりますし、この問題については、その前のアワビの問題でも市の職員で、そういう専門のエキスパートナーを育てるべきではなかろうかと思えます。

答弁は要りません、さっきの金額だけで、あとは予算委員会でやりますので。

- 議長（牧永 護君） 山川政策企画課長。
- 政策企画課長（山川 修君） ただいまの市政要覧の作成費でございますけれども、1,000部作成しまして、単価は500円でございます。50万円を計上しております。
- 議長（牧永 護君） 牧山産業経済担当理事。
- 産業経済担当理事（牧山 清明君） 先ほどの説明ちょっと不備がございますので、訂正をいたしたいと思います。22年度の事業は定着技術となる構造物を用いた藻場の造成ということで、ヤシットユニを用いた施肥による藻場の造成事業となります。ここが今回は栄養素が入るボックスと、それを囲むマウンド定着技術となりまして、そこから幼芽が拡散して行って、磯焼けの防止になるということで、今回22年度はこのような方法で進めたいというふうに考えております。

以上です。

- 議長（牧永 護君） 榊原伸議員。
- 議員（14番 榊原 伸君） 昆布の養殖について勉強されているのか、研究されているのかだけお願いいたします。
- 議長（牧永 護君） 牧山産業経済担当理事。
- 産業経済担当理事（牧山 清明君） 昆布養殖につきましては、昨年の5月に第3回の全国サミット会議というのが東部漁協の主催で開催をされました。私どももその会議に出席をいたしました。やはり非常に全国各地から、人数は少なかったわけですが、全国の会議でございましたけれども、50名ぐらいのお集まりで、やはり昆布を使ったアワビの養殖等の試食会とか、こういったものがありまして、遠くは東京の方面からお見えでございましたし、非常に私どももそのとき研修をさしていただいたところでございます。現在市といたしましても、藻場の造成というものは非常に大切と考えております。

ですから、今回また引き続き石田地区でこの藻場造成を実施をするところでございまして、県並びに国の補助事業をいただいて事業を実施したいと、このように考えております。

で、職員の研修ということでのお話でございましたけれども、昨年の出張実績でもサミット以外には藻場の研修会とかあっておりませんので、取り組みはいたしてないところでございますが、磯焼け対策については、そういったところで事業は進めていきたいと、このように考えております。

○議長（牧永 護君） これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。6番、町田正一議員。

○議員（6番 町田 正一君） 予算委員会があるんで、僕もちょっと確認だけ、松尾理事、213ページの文化財保護費の委託料について、原の辻の博物館の建設を認めるときに、壱岐市議会は決議を出してますけども、当時は教育委員長が担当でしたけども、須藤教育長から博物館建設委員会の決議についての引き継ぎは受けておられますか。

○議長（牧永 護君） 松尾壱岐島振興推進本部理事。

○壱岐島振興推進本部理事（松尾 剛君） そこは引き継いでますが、一応先ほどの中田議員がおっしゃった管理費の5,000万円の分の話でございましょうか。ーは、聞いております。

○議長（牧永 護君） 町田正一議員。

○議員（6番 町田 正一君） 初年度からこれを見ると、県の負担金2,500万円、そのままです、約束どおりというか。壱岐市の負担金については、初年度から壱岐市議会の決議は無視されたということです。これが1点。

それから、この委託費の中で環境アセスメント1,400万円とありますけれども、これは博物館ができてからの環境アセスメントちゅうのはなんですか。大きい主要事業の中では博物館管理費の中で環境アセスメント委託料1,400万円、同じように計上されてますけれども、これなんですか。この2点だけ。

○議長（牧永 護君） 松尾壱岐島振興推進本部理事。

○壱岐島振興推進本部理事（松尾 剛君） まず、さきに環境アセスメントのほうは、完全にでき上がって1年間といいますか、翌年度までは見ないといけないということで、平成22年度まで計上させていただいております。

それと、先ほどの初年度から破ってるというところでございますけれども、それは何ページを、もう一回、私がばたばたとして見てまして、何ページでご覧になっておっしゃって（「213ページ」と呼ぶ者あり）わかりました。（「予算委員会がありますので、中身については積算根拠とか、そういうのは予算委員会で聞きます」と呼ぶ者あり）要するに5,495万円の494万5,000円が多いというところでございますですね。その点については、実は一支国博物館の管理の中で、情報管理システムみたいな情報発信システムをつくっておりまして、その分に対しての経費も今回計上させていただいております、乃村にいくというよりも、県と市でつくった

分を県のほうにお支払いして、最終的に行き先は彦岐の乃村ではない、結局済みません、正確には予算委員会で説明させていただきますが、要するに情報発信システムというのを長崎県美術館、長崎県の歴博、それと彦岐の博物館と県が絡んだ3博物館、美術館で構成をするということで構成をしております。その構成したシステムに対する支払い料というのがございまして、その分が494万5,000円ございまして、確かそれは先月お出ししました、委員会に出した資料には確かに落ちておりました。申しわけありません。

ということで、乃村にそのままいくお金ではないということは御理解願いたいと思います。だから、3美術館、博物館、一支国博物館で構成する情報システムというか、情報発信システムの費用負担分がここに出されてるということでございまして、この件については、もう一度予算委員会できちんと説明したいと思います。

以上です。

○議長（牧永 護君） 町田正一議員。

○議員（6番 町田 正一君） それは情報発信システム、島ごとプロジェクト情報発信業務とかというのも2,304万7,000円予算計上されておるわけです。そこは長崎歴博と提携してから、県のほうに四百何万円、494万5,000円払うちゅうのは一支国博物館の管理費になるんですか、そもそも。それは管理費じゃないとじゃないですか。もういいです。

どっちにしろ、文化財保護費の13の委託料については、すべて積算根拠と細目にわたって予算委員会のときはすべて僕は聞きますんで、すべての項目にわたって、すべて即答できるようにしちよってください。

とりあえず、僕たちは2,500万円以内に管理費はそれ以上は一銭たりとも認めんという決議をしとるとです全会一致で。僕は初年度からこういう形で、この金額が破られるちゅうことは、当時の僕は委員長として非常に不愉快きわまりない、議会無視も議会軽視も甚だしいと僕は思います。なんでこげんとを初日にでもなぜできないんだという理由も説明せんとですか。説明もない、だれもこれ質問せんかったら、このまま通すつもりやったとですか本当に、非常に不愉快です、協議でも不愉快です。なんでこんな予算計上を認めるとか、なんで認めたとですか、僕たちは彦岐市議会全員一致の決議やったとです2年目に。2,500万円以上については認めんと、1年目から長崎県は素直に2,500万円出して、これどう対しても5,494万5,000円、僕は重要、主要事業のこの分とこの予算書と足しても80万円ぐらい差が違いますけれども、それも予算委員会で聞きますので、予算書では一支国博物館管理5,494万5,000円、環境アセス1,400万円、これ足したら6,894万5,000円にしかありません。ところが主要事業では6,974万5,000円、大体100万円ぐらい違うとです。それで右側を見たら環境アセスメントと委託と博物館指定管理しか載ってないんです。あと100万円は何が、あと多分ほ

かの項目で多分追加が出るとでしょうけども、何があったかも含めて、これすべての項目について聞きます。

僕は納得できんかったら、ここの部分については減額修正してもらわんと、こんなもの議会の議決を無視した形で予算項目に上げられてもらったら困る、本当に。あとは予算委員会でやります。

- 議長（牧永 護君） 松尾理事に対しまして、細部の資料を予算委員会等で準備しておいていただきたいと思います。

ほかに、音嶋正吾議員。

- 議員（３番 音嶋 正吾君） ページ２２７ページに職員の身分を格付けする級別表が載っております。けさテレビのニュースで見ましたら、全国各地自治体でかなりわたりの行為がなされておるといような事態がございました。本市においてはそうした行為がないものと確信をいたしておりますが、この１級から７級の格付です。例えば係長が課長級の給料をもらって、課長補佐級の給料をもらっておるとか、課長が部長級の理事相当の給与をもらっておるとか、そういう事態が自治体で発生をしておるとい、そうしたニュースが流れておりましたので、これも私も予算委員会で詳細にお尋ねをいたしたいと思いますが、そうした事実が現在壱岐市においてあるかないか、その見解だけをお尋ねをいたします。

- 議長（牧永 護君） 堤総務課長。

- 総務課長（堤 賢治君） ３番、音嶋議員の御質問にお答えをいたします。

２２７ページの級別職員数というところでございます。本市におきましては、壱岐市初任給昇格昇給等の基準に関する規則というのがございまして、この規則をもとに格付をしているということでございます。標準職務表で１級から７級までありまして、それに例えば１級、２級は主事の級であるとか、３級が係長の級であるということで決められておりまして、それに基づいて格付をしておるという状況でございます。

以上でございます。

- 議長（牧永 護君） 音嶋正吾議員。

- 議員（３番 音嶋 正吾君） 総括質問ですので、総括で結構です。壱岐市はわたりはあってないと、あっておるかないか、イエスかノーかでお答えをいただきたい。

- 議長（牧永 護君） 堤総務課長。

- 総務課長（堤 賢治君） 御質問のわたりでございますけれども、壱岐市はわたり等、俗に言うわたりというものはございません。

以上でございます。

- 議長（牧永 護君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで議案第４２号の質疑を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開を１４時４０分とします。

午後２時28分休憩

.....
午後２時40分再開

- 議長（牧永 護君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案質疑を続けます。

次に、議案第４３号平成２２年度吉崎市国民健康保険事業特別会計予算についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

次に、議案第４４号平成２２年度吉崎市老人保健特別会計予算についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

次に、議案第４５号平成２２年度吉崎市後期高齢者医療事業特別会計予算についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

次に、議案第４６号平成２２年度吉崎市介護保険事業特別会計予算についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

次に、議案第４７号平成２２年度吉崎市簡易水道事業特別会計予算についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

次に、議案第４８号平成２２年度吉崎市下水道事業特別会計予算についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

次に、議案第４９号平成２２年度吉岡市特別養護老人ホーム事業特別会計予算についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

次に、議案第５０号平成２２年度吉岡市三島航路事業特別会計予算についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

次に、議案第５１号平成２２年度吉岡市農業機械銀行特別会計予算についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

次に、議案第５２号平成２２年度吉岡市病院事業会計予算についての質疑を行います。質疑ありませんか。音嶋正吾議員。

- 議員（３番 音嶋 正吾君） １点だけお尋ねをいたします。平成２２年度の吉岡市病院事業会計予算書が議会のほうに提出をされておりますが、欠損金で本年も上がっております。そうした場合に、公営企業法会計においては、議会に対して欠損金である場合は改善計画書の提出をするというふうになっておらないかと考えるわけです。そうした場合、議会にはそうした文書がここには添付されておませんが、その見解についてのみお尋ねをいたします。

- 議長（牧永 護君） 市山病院事業管理監。

- 病院事業管理監（市山 勝彦君） 確かに添付資料の予定損益計算書等には繰越欠損金という表現がございます。予算書の中身は繰越欠損金、その他の表現ございません。確かに収支資金で見ますと収入よりも支出のほうが多い形にはなっております。ただ、この中で言いますならば、減価償却費とか、それから、そういった損失計上はしてますけれども、お金の出入りがない部分、これがございます。

ですから、そういった意味合いでは支出計上しておりますけれども、その中にお金が入りしな
い分があるがゆえに、資金の減少はありますけれども、それについてはなかったというふうに理
解しております。

ただ、今までもこういった予定損益計算書その他で繰越金という表現がございますが、それ
についての説明書は出ていなかったと、こういうふうに理解しております。

- 議長（牧永 護君） 音嶋正吾議員。

- 議員（３番 音嶋 正吾君） 私が理解をしておりますのは、公営企業法の中にはそのようにう

たっており、と思っています。

今の現状認識であります、いわゆる減価償却を伴う、それを除けばキャッシュ・フローはプラスであるという見解がゆえに、改善計画書の提出の必要がないというふうなお答えです。

そうしますと、病院の総括であります、管理者であります市長の見解を賜りたい。それで私はそれ以上のものを求めようとはしません。市長の現状認識とお考えをお聞かせください。この公営企業法であるから、そのことを私はお尋ねをいたしておるわけです。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） あくまで公の法律でございます公営企業法にのっとって処理をするべきだと認識いたしております。

○議長（牧永 護君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

次に、議案第 53 号平成 22 年度壱岐市水道事業会計予算についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

以上で、議案に対する質疑を終わります。

これより委員会付託を行います。議案第 6 号長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についてから議案第 31 号市道路線の認定についてまで、議案第 33 号平成 21 年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）から議案第 41 号平成 21 年度壱岐市水道事業会計補正予算（第 2 号）についてまで、議案第 43 号平成 22 年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算についてから議案第 53 号平成 22 年度壱岐市水道事業会計予算についてまで、46 件をお手元に配付の議案付託表のとおりそれぞれ所管の委員会に付託します。

お諮りします。議案第 32 号平成 21 年度壱岐市一般会計補正予算（第 10 号）、議案第 42 号平成 22 年度壱岐市一般会計予算については、議長を除く議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 御異議なし認めます。したがって、議案第 32 号及び議案第 42 号については、議長を除く議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

次に、予算特別委員会の正副委員長を決定する必要がありますので、委員会条例第 10 条第 1 項の規定により直ちに予算特別委員会を招集します。委員会において委員長及び副委員長の互

選をし、議長まで報告を願います。委員長及び副委員長の互選に関する職務は、委員会条例第10条第2項の規定により、年長の委員が行うことになっておりますので、よろしくお願いします。

なお、委員会の場所は第2会議室と定めます。それではしばらく休憩します。

午後2時50分休憩

.....
〔予算特別委員会 開催〕
.....

午後2時57分再開

○議長（牧永 護君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

予算特別委員会の正副委員長が決定いたしましたので、御報告いたします。

予算特別委員長に13番、中田恭一議員、副委員長に5番、深見義輝議員が決定いたしましたので、御報告します。

-----・-----
日程第50．議案第54号～日程第51．議案第55号

○議長（牧永 護君） 次に、日程第50、議案第54号一般廃棄物最終処分場（本体）建設工事請負契約の締結について及び日程第51、議案第55号財産の無償譲渡についてまで、2件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

○市長（白川 博一君） 本日提出の議案につきましては、担当理事に説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（牧永 護君） 山口保健環境担当理事。

〔保健環境担当理事（山口 壽美君） 登壇〕

○保健環境担当理事（山口 壽美君） 議案第54号一般廃棄物最終処分場（本体）建設工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

一般廃棄物最終処分場（本体）建設工事請負契約を下記のとおり締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。本日提出でございます。

記といたしまして、1、契約の目的、一般廃棄物最終処分場（本体）建設工事。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、2億8,875万円。4、契約の相手方、福岡県福岡市博多区博多駅前4丁目1の1、不動テトラ・なかはら特定建設工事共同企業体、執行役員支店長大森茂。

提案理由、吉岐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の

規定により、議会の議決を求めるものであります。

次のページをお開きください。説明資料でございますが、工事場所は、壱岐市芦辺町住吉東触、工事内容でございますが、埋立面積につきましては20メートル掛け50メートルの1,000平米でございます。埋立容量でございますが、深さ7メートルで6,400立米でございます。躯体構造につきましては、鉄筋コンクリート壁でございます。埋立方法、直接投入方式。被覆構造につきましては、鉄骨・カラー折板でございます。下に雨水調整池を620平米設けております。

工期につきましては、契約発効の日から平成23年3月31日までとしております。入札状況につきましては、ご覧のとおりでございます。この入札につきましては、環境省の指導によりまして、最低制限価格を設定をしておりませんでした。

続きまして、図面をお開きください。真ん中に色を塗っている部分が最終処分場でございます。右上が雨水調整池でございます。左下につきましては、リサイクルセンターでございます。

次のページをお開きください。断面図でございますが、内径が先ほど言いましたように、20メートル掛け50メートルで、深さが7メートルでございます。側壁の厚さが70センチでございます。側面にしゃ水シートをして、それから、底面に底盤につきましてはしゃ水シートを附帯を予定をいたしております。屋根の高さにつきまして棟が8.7メートルでございます。

以上で、議案第54号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔保健環境担当理事（山口 壽美君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 牧山産業経済担当理事。

〔産業経済担当理事（牧山 清明君） 登壇〕

○産業経済担当理事（牧山 清明君） 議案第55号財産の無償譲渡について説明をいたします。

下記のとおり財産を無償譲渡する。本日の提出でございます。

記。1、譲渡財産、物品、名称、大豆コンバイン2台、クボタDC-1A、クボタARH350-CG。2、譲渡の相手方、壱岐市郷ノ浦町東触560番地壱岐市農業協同組合、代表理事組合長吉野誠治。3、譲渡の理由、物品の効率的活用を図るため。4、譲渡の時期、平成22年4月1日。

提案理由、財産を無償譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を経ようとするものである。

今回無償譲渡いたします大豆コンバインは、旧石田町に大豆振興を図るため2台導入されたものでございます。譲渡のクボタDC-1Aでございますが、これが平成10年度に県の補助事業で購入をされております。次の2番目が、平成15年度町単独事業で購入されたものでございます。

この2台、当機械銀行で所有をいたしておりまして、大豆コンバインにつきましては、年間33時間程度、面積換算にしまして6.6ヘクタールの稼働実績がございます。また、苓崎市農業協同組合によります受託面積が約40ヘクタールと、比較して稼働率が非常に低い状況でございます。また苓崎市農業協同組合の営農計画、次期計画では、平成22年度より導入される水田利活用受給力向上対策事業の活用によりまして、現在の作付面積の65ヘクタールを倍増させる計画が策定中であり、農協として大豆振興の意欲は非常に高いものがございます。このような状況を踏まえまして、今後大豆収穫作業の一元化、大豆コンバインの維持費削減等を総合的に判断をいたしまして、苓崎市農協へ無償で移管をすることとしたところでございます。

このことによりまして、円滑な大豆振興が図られるほか、農業機械銀行の経営改善を図ることができるものと思っております。

特に、のコンバインでございますが、これが刈り取り部分が現在破損をしておりまして、昨年から使用を中止してる状況でございます。またこれを修理をいたしますと、現在見積もりをいただいていたところでございますが、60万円以上かかるという状況でございます。

以上、議案第55号についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

〔産業経済担当理事（牧山 清明君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） これから議案第54号一般廃棄物最終処分場（本体）建設工事請負契約の締結について質疑を行います。質疑ありませんか。中田恭一議員。

○議員（13番 中田 恭一君） お尋ねですが、まず先ほど説明がありましたように、最低制限価格は環境省の指導により、最低制限価格を設けないということでございましたが、そうかわるのかなと心配するのは、前までは補助事業、起債事業については道路でも、いろんなものでも最低制限をつくらないとでき上がったもののある程度の補償ができないというような、国の指導で補助事業道路なんかは最低制限価格を設けていたと思いますが、特にこういう建物なんかについては、余計僕は最低制限価格をある程度設けて、ちゃんとしたものというのは言葉に語弊がありますが、ある程度の品質管理ちゅうのもやっていかないかんと思うんです。3億9,600万円の予定価格のうち1億ちょっと残すということは、極端な言い方をするなら4分の3の価格でできるということは、僕は見積もり自体にも非常におかしいかなと思いますし、本当に設計監理、今の世の中そういうことはできんと思うんですが、非常に不信を感じておるところでございます。

それはもう国の指導ですから、どうもされとでしようけども、もしこれが競争入札ですから安く入れて、つぶれて途中でやめたとかいう話になっても困るし、その辺は今後やっぱり、こういう特に大きな事業についてはもう少し考えていくべきではないかと思っております。

あわせまして、JVというか、共同企業体になっておるわけですが、ちょっと工事の内容をまだ詳しく見てませんけども、ぜひとも島外業者と共同企業体を組まんとやったとですか、いつも

皆さんいつてありますように、島内業者で共同企業体を組めば、この内容の鉄筋コンクリート壁と鉄骨・カラー折板ぐらいのいうたら失礼ですけども、このくらいの事業が1社でやれないかも知れませんが、島内業者のJVで僕は3億円、4億円の事業はやれたんじゃないかと、よっぽど特殊な工法かなんかあるわけです。島外企業じゃないとやれない特殊工法とか、特殊資材があるのであれば別ですけども、そういう特殊資材とかが島外の業者を通じないと、大手を通じないと入ってこないとかという、そういう事情があれば別なんですけども、これだけ島内の経済冷え切ってる中で、島外がどんどん入ってきて島内の企業がJVを組まないといけない理由ちゅうもわからんし、これだけ悪い言葉でいえば1億円たいてやれば、そのあびきが島内業者に僕は来るんじゃないかという懸念もしております。どうしてもこの範囲内でやろうとすれば、いろんな経費を落としていかないといかんで、どうしても弱いものが負けになって、JV組んでも地元業者のほうに罰をかぶるという、そういう工事になりゃせんかと、非常に懸念をしておりますが、その辺総合的に見てどういう考えで今回の入札をやられたのか、その辺だけお聞きをしたいと思ひます。

○議長（牧永 護君） 山口保健環境担当理事。

○保健環境担当理事（山口 壽美君） 中田議員の御質問にお答えいたします。

まず最初に、最低制限価格を設けなかったという環境省指導ということでございました。指導の中には低入札価格調査制度を活用すべきという文言もござひます。ただ壱岐市の場合には低価格入札調査制度を設けておりません。そういう状況の中で財務規則の最低価格を基準といたしまして、この予定価格よりも3分の2を下回った場合につきましては、落札を一応停止し、見積もり設計書を提出していただいて、この設計書が妥当であるかということをするような予定にしておりましたが、幸いにいたしまして今回入札が3分の2を上回っておったような状況でござひます。

それから、施行において島内業者のJVでできないかというところの問題でござひますが、最終処分場におきましては、いろいろ公害問題におきまして漏水等の問題が1番の問題でござひます。そういう状況の中で島外業者におきましては当初一次指名におきましては13社を指名したわけでござひますが、13社とも最終処分場の実績のある業者につきましては、今までの実績で壱岐市に指名願を出している業者が13社ということでいたしました。コンクリートの幅が70センチの漏水をさせない打ち方ということになりますと、いろいろと温度管理の問題があつて、島内の業者で、島内の業者も13社指名するわけでござひますが、やれる業者もあるかも知れませんが、総体的に見て全社が安心してこの最終処分場の工法に適するということはないんじゃないかということで、地方局から指導を受けまして、島外業者だけの発注ということは無理でござひますので、島内業者と島外業者のベンチャーで今回発注をしたという状況でござひます。

以上でござひます。

○議長（牧永 護君） 中田恭一議員。

○議員（１３番 中田 恭一君） わかりましたけども、入札の方式も最低制限価格を設ける設けないのラインも、これだけじゃないです、一般の今やってる道路とか、災害とか、いろんな小規模道路とかありますけども、その辺もやっぱり決めていかんと、そのたびに最低入札価格があったりなかったりというの、やっぱり業者も取り組みにくいと思うんです。

ですから、今回も、あくまでもうわざではございますが、１３社に指名をしたところ、どうも最低価格がないので辞退をしますというところがかかなりあったそうです。地元の業者も最低価格がないと地元の業者にあびきが来るから、うちはＪＶは組みにくいですということもあるそうなんです。

ですから、その辺もう少し考えて、今後の入札体制はある程度きちっとラインを引いてやらんと、多分、業者から多分執行部やらなんやらにも、多分問い合わせやらなんやらかなり来ておると思うんです。私たちのほうにも結構そういう問い合わせが来ますので、その辺もちゃんと説明のいくあれをして、入札の統一性というもののちゃんと図ってもらわんと、普通の一般道でも最低があったりなかったり、そのときにそのとによってどうも違うようですので、今後はぜひそういう対応をしていただきたいと思います。

○議長（牧永 護君） 山口保健環境担当理事。

○保健環境担当理事（山口 壽美君） 環境省の指導の中で１点御説明をすることが忘れておりましたので、御説明いたしたいと思います。

最低制限価格を設けないということの中で、やはり今回の工場の中でも見積もりを徴収して設計をするということが多数ございました。県の決められた基準単価での設計であれば、当然最低価格を設けてやるわけですけども、そういう見積もりをとって設計単価とする工種が多くございましたので、環境省がそういう指導をしているということで、そういう形で最低制限価格を設けなかったということでございます。

済みません、それともう１点。今まで会計検査の中で、最低制限価格を設けていた場合に、低価格で入札して失格をしておる業者が多数見られるという状況の中で、そういう低価格で入札をする等に対して、落札について阻んでるという状況の中で、やはり最低制限価格は設けないほうがいいという指導でもございました。

○議長（牧永 護君） １１番、中村出征雄議員。

○議員（１１番 中村出征雄君） ２点だけお尋ねしたいと思います。最低制限価格の関係です。先ほど幸い３分の２以上だったということですが、設けてなければもしあと二、三千万円低かっても当然最低の方が落札になっておられたと思います。そうなれば当然、設けてなければ、最低の方が落札になったと思います。そういったことでその点もう少し十分勉強ちょうか、検討し

ていただきたいと思います。

それともう一つは、この処分場で何年間分の容量があるのか、たしかこれでは6,400立米ですか、何年分か。

以上の点についてお尋ねをします。

- 議長（牧永 護君） 山口保健環境担当理事。
- 保健環境担当理事（山口 壽美君） 最終処分場の年限でございますが、おおむね年間300トン処理で20年間を見込んでおります。

処理品目といたしましては、不燃ごみ、粗大ごみ、瓶、ガラス類、陶器類の処理ラインから出る不燃残渣、廃ガラス、破碎くず、陶器くずで、アルミ、鉄類は資源化へ持っていくということで、その3品目につきましておおむね年間300トンを見込んでおるところでございます。

- 議長（牧永 護君） 中村出征雄議員。
- 議員（11番 中村出征雄君） そうなると満杯になった場合には、そこは最終的にはどのようなのか、その点をもう1点お伺いします。

先ほど申し上げました最低制限価格は、たまたま3分の2以上だったからいいということですが、もし3分の2以下の最低者があった場合、その場合にはどういうふうになるのであるのか、当然その方が落札ということになると思いますが、どのようなのか、再度お尋ねいたします。

- 議長（牧永 護君） 山口保健環境担当理事。
- 保健環境担当理事（山口 壽美君） 先ほども御説明いたしましたように、見積もり設計書を提出いただきまして、その設計書が妥当であるか妥当でないかという審査をするようにはいたしておりました。

済みません。20年後の話でございますが、施設につきましては、覆土をして、将来コンクリート舗装をするような計画にはしております。20年後でございますので、施設の有効利用を図りたいと思っておりますので、いろいろ現在はこれに使うということは決めておりませんが、近くなればどういう施設に、倉庫にするとか、いろいろな施設にするとか、そういうことは予定をしたいと思っております。

- 議長（牧永 護君） 豊坂敏文議員。
- 議員（10番 豊坂 敏文君） さっきから最低制限価格の問題が出ておりますが、環境省の指示というのは、どういう指示の方策でやられたのか、内容。

それから、これを見れば2億6,000万円になれば、3分の2になるわけなんです、今度の場合は2億7,000万円ですから、実施施工についても計画書は、これだけ差があったら出すべき出させるべきと思うわけですが、その点理事者の考え方をお願いをしたいと思います。一般的に最低価格というのは、先ほど中田議員からも話があったように、市の単独事業、

こういうところは以前から最低価格はなかった場合があります。ただ補助事業については、赤本とか青本については全部最低価格をつくるようには、以前は支持がっており、書類的にあったわけですが、今度の指示はどういう方法で指示があったか、その点お伺いします。

○議長（牧永 護君） 山口保健環境担当理事。

○保健環境担当理事（山口 壽美君） 最低制限価格を設けない指示でございますが、平成15年10月27日付環境省大臣官房廃棄物リサイクル対策部長通知でございまして、廃棄物処理施設整備費国庫補助事業の適性執行についてという通達できております。

それから、この2億8,875万円のできるかという見積もり書についてはいただいております。

以上でございます。

○議長（牧永 護君） 豊坂敏文議員。

○議員（10番 豊坂 敏文君） 他の地区において、平成15年からこれが実施されたと思いますが、実際に最低制限価格を設けなかったという確認はしてますか、ほかのところでも。

○議長（牧永 護君） 山口保健環境担当理事。

○保健環境担当理事（山口 壽美君） 近年こういう最終処分場の入札を行ってところが九州管内でもございました。3件問い合わせましたところ、1件は8割で設けてるというのが1件ございました。

以上でございます。

○議長（牧永 護君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 質疑はありませんので、これで質疑を終わります。

次に、議案第55号財産の無償譲渡についての質疑を行います。質疑ありませんか。音嶋正吾議員。

○議員（3番 音嶋 正吾君） 議案55号の財産の無償譲渡に関しての異論はございませんが、壱岐市農協に機械を移管をされる、譲渡される。そうした場合に、現在今壱岐市機械銀行で時間当たりの使用料が設定をされていたと思うが、それが異常にコスト高にならないように、1つやはり生産組合も新農政に対しては大豆の取り組みは今後ふえていくと思いますので、その辺の意向を踏まえて、譲渡をしていただけないかという要望であります。

○議長（牧永 護君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 質疑はありませんので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第54号一般廃棄物最終処分場（本体）建設工事請負契約

の締結について及び議案第 55 号財産の無償譲渡の 2 件は、それぞれ所管の委員会に付託します。

-----・-----・-----

○議長（牧永 護君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

これで散会をいたします。

午後 3 時 25 分散会

平成22年第1回定例会 梶 岐 市 議 会 会 議 録 (第3日)

議事日程 (第3号)

平成22年3月11日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

- 1 1 番 中村出征雄 議員
6 番 町田 正一 議員
2 番 呼子 好 議員
9 番 田原 輝男 議員
1 2 番 鵜瀬 和博 議員
1 3 番 中田 恭一 議員

本日の会議に付した事件

(議事日程第3号に同じ)

出席議員 (20名)

- | | |
|------------|------------|
| 1 番 久保田恒憲君 | 2 番 呼子 好君 |
| 3 番 音嶋 正吾君 | 4 番 町田 光浩君 |
| 5 番 深見 義輝君 | 6 番 町田 正一君 |
| 7 番 今西 菊乃君 | 8 番 市山 和幸君 |
| 9 番 田原 輝男君 | 10番 豊坂 敏文君 |
| 11番 中村出征雄君 | 12番 鵜瀬 和博君 |
| 13番 中田 恭一君 | 14番 榊原 伸君 |
| 15番 久間 進君 | 16番 大久保洪昭君 |
| 17番 瀬戸口和幸君 | 18番 市山 繁君 |
| 19番 小金丸益明君 | 20番 牧永 護君 |

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 松本 陽治君 事務局次長 加藤 弘安君
事務局係長 瀬口 卓也君 事務局書記 村部 茂君

説明のため出席した者の職氏名

市長 白川 博一君 副市長 久田 賢一君
教育長 須藤 正人君
壱岐島振興推進本部理事 松尾 剛君
市民生活担当理事 山内 達君 保健環境担当理事 山口 壽美君
産業経済担当理事 牧山 清明君 建設担当理事 中原 康壽君
消防本部消防長 松本 力君 病院事業管理監 市山 勝彦君
総務課長 堤 賢治君 財政課長 浦 哲郎君
政策企画課長 山川 修君 管財課長 中永 勝巳君
会計管理者 目良 強君 教育次長 白石 廣信君

午前10時00分開議

○議長（牧永 護君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に御報告いたします。

ただいまの出席議員は20名であり、定足数に達しております。

これより議事日程表第3号により本日の会議を開きます。

日程第1．一般質問

○議長（牧永 護君） 日程第1、一般質問を行います。

あらかじめ申し上げます。一般質問の時間は、質問、答弁を含め50分以内となっておりますので、よろしくお願いをします。

質問通告者一覧表の順序によりまして、順次登壇をお願いします。

それでは、質問順位に従い、11番、中村出征雄議員の登壇をお願いします。

〔中村 出征雄議員 一般質問席 登壇〕

○議員（11番 中村出征雄君） 皆さん、おはようございます。きょう、あす、11名の議員が一般質問を行いますが、図らずも抽せんの結果、昨年の9月定例議会に続き、また今回も一般質問の1番目に質問することとなりました。どうぞよろしくお願いをいたします。

新しい壱岐市が誕生しまして、早7年目となりました。白川市政も3年目を迎え、施政方針で

も多くの課題、問題の方向性を見出す勝負の年であると考えているとのことでありました。山積する多くの諸問題に積極的に取り組んでおられることに対しまして、心から敬意を表する次第であります。

では、通告に従い、大きくは2点、8項目について白川市長にお尋ねをいたします。

質問の1点目、壱岐市嘱託職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の制定についてであります。昨日の総括質疑で多くの質問があると思っておりましたが、質問者がありませんでしたので、少し詳しく質問をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

今回、行財政改革の一環として、この条例制定となったことと思います。我が国経済は、依然厳しい状況が続いております。壱岐市においても、雇用の場が少なく、雇用の創出も困難な状況で、壱岐市内において最も雇用人数が多いのは、壱岐市に勤務する職員であると思います。昨日の総括質疑の答弁でも、壱岐市の正職員の定数は690名で、現在の実人員は583名、職員の削減計画の現在の目標年次の平成23年度には554名になるとのことで、そしてまた、さらに平成23年度末には定数の見直しを行うとのことでありました。定数の見直しと同時に、行政事務の見直しも必要であると思います。しかしながら、4町合併の条件であります住民サービスを低下させないということも、大きな行政の役目であり、正職員の減少分をカバーするのは、何といても嘱託職員あるいは臨時職員であると思ひます。

今回の条例改正により、若い嘱託職員、特に妻子ある対象者の方々は、採用されるときには、今後の生活設計も立てられておられたことと思います。今回の条例制定で雇用されるときに条件が大きく異なり、将来への不安をお持ちの方が多いのではないかと思います。また、現在、高校あるいは大学在学中の方、島外でお勤めの方で正職員ではなくても、給料は低くてもぜひふるさと壱岐に帰り働きたいという方がたくさんおられるのではないかと思います。壱岐の人口も今から約50年前のピーク時の5万二千数百人から、現在では2万人以上減少し、ピーク時より半減するのも時間の問題であります。いかに人口減少に歯どめをかけるかが、壱岐市にとって大きな課題であります。

今年4月より採用される第2種嘱託職員の方々は、日額報酬で期末手当もなく、正職員との格差も大きく、非常に不安定で、優秀な人材を確保するのが困難ではないかと思います。

そうした観点から、次の5点についてお尋ねをいたします。

まず、(1)であります。この条例の制定によって第1種嘱託職員の条例適用を受ける嘱託職員、すなわち現在の嘱託職員であります。144名とのことでありました。この3月末で嘱託職員の退職予定者は何名なのか、また新年度新たに採用する第2種嘱託職員は何名採用を予定されているのか、お尋ねをいたします。

また、嘱託職員の数は、将来一般職員を減らして、その分を嘱託職員でカバーするためにふや

そうとされているのか、それとも双方とも減らそうとされているのか、あわせてお尋ねをいたします。

次に、（２）について、第１種嘱託職員の基本方針について、別表１のそれぞれの金額以内の額、区分では、看護師、准看護師、保健師、それから作業療法士、看護支援専門員、栄養士、調理師、保育士、幼稚園教諭、社会福祉指導員、介護士、看護補助者、船員、農作業機械オペレーター、事務系等で、１４万円から１９万円で規則で定めとなっておりますが、規則の内容について、例えば１級から何級か、あるいは何号から何号かとか、そういった何段階に区分されているのか。また、基本報酬額はどのような算定方法になっているのか。例えば、現在の報酬額のおおむね４分の３の報酬額となるのかどうか、お尋ねをいたします。

そして、通告はしておりませんでした。現在の嘱託職員に支給している報酬額の最低と最高額についてどのようなになっているのか、あわせてお尋ねをいたします。

また、別表１の下欄の医師、獣医師、薬剤師、外国語指導助手の４職種については、雇用計画により別に報酬額を定めとなっております。この４職種以外は経過措置で平成３０年度で廃止され、それ以降は今回４月から実施される第２種の嘱託職員、すなわち日額報酬となると理解をしておりますが、そのとおりかどうか、お尋ねをいたします。

次に、（３）について、勤務時間について、一般職員の４分の３、週２９時間以内となり、週に換算しますと４日弱の３．７４日の勤務となっております。いろんな職種の方がおられますが、現実的にはどのような勤務形態となるのか。例えば、一般職員の勤務時間数と同じで、４分の１については時間外勤務とされるのかどうか、お尋ねをいたします。

次に、（４）について、１種嘱託職員の昇給については、職種、経験による定額報酬で、昇給なしとのことですが、現在、嘱託職員の給料表の仕組みはどのようなになっているのか。また、住民サービスが低下するのではないか。当然、国の経済成長に見合ったアップは私は当然ではないかと思いますが、どのようにお考えか、お尋ねをいたします。また、第２種嘱託職員の報酬日額について、どのような算定方法で算定されるのか、あわせてお尋ねをいたします。

次に、（５）について、退職手当については、昨年３月３１日で既に廃止となっておりますが、壱岐市が１００％補助金を支出している外郭団体、環境管理組合、学校用務給食会、出会いの村振興会等と、勤務形態は現在まで全く同一であります。また、壱岐市社会福祉協議会の嘱託職員の場合、社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づき、退職手当が支給されておりますが、そういったのと比較して不公平とはお考えになりませんか、お尋ねをいたします。

以上、５点について市長の答弁を求めます。

○議長（牧永 護君） 中村議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） おはようございます。１１番、中村出征雄議員の御質問にお答えをいたします。

まず、第１点目の壱岐市嘱託員の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例についてでございます。

現在の嘱託職員数は１６０名でございます。今年度末の退職者予定が７名でございます。したがって、引き続きこの条例の適用を受けることとなる嘱託員職員は１５３名になります。しかしながら、このうち報酬が雇用契約等において規定されている語学指導員、ＡＬＴといひまして、外国語の指導に当たる外国人の方でございますけれども、４名、医師の方が３名、獣医師１名、この方々を除いた１４５名がこの条例の適用により新たに報酬が設定されることとなります。

新年度新たに採用する第２種嘱託職員数は何名の予定かとの質問でございますけれども、現在、嘱託職員の募集をいたしております、ちょうど募集期間中でございます。人数を申し上げにくいところでございますので、御理解をお願いしたいと思っております。

嘱託職員の将来の状況につきましては、民間等で実施できる業務については積極的に島内の民間にお願いしていく方法、すなわち業務等のアウトソーシングによる職員削減の方向を考えておるところでございます。全体的な人数、そして将来ふやすのか減らすのかと、そのことのお尋ねでございますけれども、現在、壱岐市は類似団体と比べまして多いという状況でございます。そういう中で、嘱託職員数の１４５名、合わせますとやはりトータルではかなり多い団体にあるかと思っております。しかしながら、壱岐市は分庁方式をとっております、正直申し上げて非効率な私は体制ではなかろうかと思っております。したがって、現時点で簡単に上級類似団体とは比較できないと思っておりますし、今後の先ほど申し上げましたアウトソーシング等もございます。また、分庁方式をもっと効率よくできる等々の考えもございます。したがって、現時点でふやす、減らすということは御勘弁願いたいと思っている次第でございます。

次に、第１種嘱託職員の基本方針について、別表１のそれぞれの金額以内の額で規則で定められているが、段階及び第１種は３０年度で廃止されるのかということでございます。まず第１種嘱託職員の基本方針については、嘱託職員としての経験年数により４段階に区分をいたしておるところでございます。その表で最低と最高額と申しますと、最低が１０万１，７００円、月額でございますけれども、最高は１８万４，２００円ということになります。

任用期間につきましては、条例第４条で任用期間は会計年度により１年を超えない範囲内で更新することができるが、通算して３年を限度とする。ただし、その者が競争試験または選考により新たに採用試験に合格した場合は、新規の採用試験として採用を決定できると、本則でうたっております。これが原則でございますけれども、第１種嘱託職員につきましては、つ

まり現在の嘱託職員につきましては、現行の嘱託職員からの切りかえを想定しておりますから、急激な制度変化を緩和するために、経過措置として条例の附則で、第1種嘱託職員については、平成30年までは現在の更新の方法を維持する旨の規定を設けたわけでございます。

今後の嘱託職員の採用は、医師、語学指導員等を除いて、第2種嘱託職員を想定しておりますことから、議員御指摘のとおり、平成31年度には嘱託職員のそのほとんどが第2種嘱託職員となります。

3点目の勤務時間について、29時間以内となり、週3.74日勤務となるが、現実的にはどういうふうにするのかという御質問でございます。嘱託職員の勤務時間は、正規職員の4分の3未満ということが規定されております。したがって、週29時間以内となるわけですが、現在、一般職員と同様に38時間45分の勤務が常態化をいたしております。そういったことから、即座に29時間で縛ってしまうということは、先ほど議員も申されましたように生活もございすし、また仕事そのものにも大変支障を来すという状況がございす。したがって、職場の業務分担に支障を来さないように、当面の措置といたしましては、当該嘱託職員の時間外勤務、つまり29時間が正規な契約の時間でございまして、38時間45分までは超過勤務ということ、時間外勤務ということで対処したいと思っておりますのでございす。

それから、現在の給与表はどういうふうにしているかということでございすけれども、現在、行2の給料表を使用しているということでございす。

それから、第2種嘱託職員の日額の算定方法でございすけれども、これは現在の臨時職員の日額の2割増しということで予定をいたしておりますのでございす。

4番目の昇給についてでございすが、昇給は定額方式なのでないということであるが、住民サービスの低下になるのではないか、国の経済成長に見合ったアップが必要ではないかとの御質問でございます。第2種嘱託職員につきましては、職種ごと定額方式を予定しております。これにつきましては、年齢ではなくて同一職種、同一業務については報酬が同じであるという考えによるものでございす。

また、国及び地域の動向等による報酬額の見直しはということでございすけれども、1年ごとの契約でございすから、昇給ということは、私はその概念はないというのが嘱託職員の立場ではなかろうかと思っている次第でございす。しかしながら、国の経済成長、今はちょっとマイナス成長でございすけれども、待遇改善につきましては、当然、成長に見合った待遇改善は当然やるべきだと思っておりますのでございす。例えば、景気が回復いたしまして、一般の給与水準が上がる、そのときは当然のごとくそれはやはり見直していかなければならないと思っておりますのでございす。

次に、退職手当につきまして廃止ということでございすけれども、100%補助しているほ

かの団体があるじゃないか、不公平ではないかという御質問でございます。嘱託職員の退職手当につきましては、さきの１２月定例議会で条例の制定について議決をいただき、給与条例主義にのっとり退職手当に関する事項を条例で規定をいたしました。内容につきましては、平成２１年４月１日以降の勤務時間について、退職手当を廃止するとともに、平成２０年度までの経験年数分の退職手当の支給を保障するものであります。これは既得権について保障したものでございまして、必ずしも法に準拠したものではございません。御質問の外郭組織の退職手当制度についてでございますけれども、御承知のとおり外郭組織等については、地方公務員法や地方自治法の適用はございません。また、これらは団体の正規職員でもあります。したがって、嘱託と同一勤務形態ではないかという御指摘は当たらないと思っているところでございます。退職手当制度自体について問題があるのではないかとということでございますけれども、こういった意味では退職手当制度自体、こういう団体については問題はないものと思っております。しかしながら、その運営のほとんどにつき市の予算が関係しているという点では、市嘱託員と同等と判断すべきとの御指摘もございます。そのようなことから、今後の課題だととらえておるところでございます。

なお、この問題につきましては、それぞれの団体の設立目的及び運営状況も異なりますので、まずはそれぞれの組織において十分協議をいただき、公平・透明な判断をしていきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 中村出征雄議員。

○議員（１１番 中村出征雄君） 三、四点改めてお尋ねをしたいと思います。

まず第１点は、第１種嘱託職員の割り増し報酬、すなわち時間外手当及び付加報酬、期末手当についてありますが、これについては一般職員と同割合なのかどうかについてお尋ねをします。

それから、第１種嘱託職員の別表１の下欄の医師、獣医師、薬剤師、外国語指導助手について、勤務時間は一般職員の４分の３ですから、先ほど申し上げました２９時間以内ということで、当然実質的な勤務の形態は一般職員と同時だと思いますので、あとの４分の１はその４職種についても時間外手当、割り増し報酬の形で支給されるのかどうか。

それともう一つは、第１種嘱託職員と今年４月から採用される２種の嘱託職員の違いは何かあるのかどうか。ただ、報酬が日額になるだけか、そういったものだけかどうか、お尋ねをいたします。全く勤務形態が変わらないとなれば、若干そこに不公平を感じる気がいたします。

それと、先ほど他の１００％の団体の場合には、地方公務員法の適用は受けなくて、団体の職員だから退職手当についてはやってもいいというようなお考えでしたが、社協の場合はもちろん地方公務員法の適用は受けません。社協の場合の給与表は、１級から４５級までとなっており、

退職手当については先ほど申し上げました社会福祉職員等の退職手当共済法に基づいて支給されておりますが、こういったことがあるというのを市長は御存じだったかどうかについてお尋ねをしたいと思います。

そして、先ほども申し上げましたが、本当に大学、高校卒業予定者あるいは島外で勤務しておられる方が、給料は安くてもぜひ壱岐に帰ってきたいというようなお気持ちがありますが、来月4月から実施する日給制で期末手当もなく、本当に優秀な人材が確保できるかどうか、その点についても改めて市長の考えをお尋ねをします。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） まず、時間外勤務手当、期末手当について申し上げます。期末手当につきましては、職員と一緒にございます。時間外手当につきましては、先ほど申しますように38時間という一つの基準がございますから、そこまでは100分の100ということで計算をいたしております。それを超した分については職員と同じでございます。

それから、医師あるいは外国語講師等々の話でございますけれども、これら第2種に該当しない嘱託職員につきましては、その専門的知識、専門的技能、そういったことからかなり高額な給与を設定いたしております。ということで、この第1種の嘱託職員とは別格だと、同じ考え方でございますけれども、そういった待遇面で別格であるということで御理解いただきたいと思います。

それから、第2種と第1種の差があり過ぎるのではないかとということでございますが、私は今のところ、第2種嘱託職員を嘱託職員とするのが適当であると考えておるところでございます。第1種嘱託職員は現在の現級保障、現在の身分を保障するといったところで差があるということで、御理解をいただきたいと思います。

それから、退職手当についてでございますけれども、他の外郭団体との退職手当のあるないというのは不公平だということでございますけれども、確かに退職手当と申しますと、やはり長く勤務をいたしますと、やはりだれもが期待するものでありますし、老後の生活等々ということもでございます。しかしながら、嘱託職員制度そのものが1年ごとの更新と契約更改という特殊な事情でもございます。確かに、職員と同じ仕事をしているじゃないかということもございますけれども、あるいは嘱託職員は一般職と比べて月給が低いということもございますけれども、そういうことで御理解いただきたいと思いますし、先ほど申しますように外郭団体では勤務時間は嘱託職員と違いまして、38.5時間でございます。29時間ではないわけでございます。常勤でございますので、そういうふうに理解をしていただきたいと思います。

それから、社協につきましては、社協には退職制度は私2つあるとお聞きをしておりますし、

以前、旧4町の社協で退職制度が2つにそれぞれに加入しておった状況があったと。しかしながら、合併に伴って同じ退職制度に入ったよということをお聞きをしているところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 中村出征雄議員。

○議員（11番 中村出征雄君） 社協については、多分おっしゃったのは正職員のことをおっしゃったことと思います。私が申し上げたのは、現在、嘱託職員、社協について、そういった手当制度があるということを申し上げたのを知っておられますかどうかというのを質問したわけです。答弁は結構です。

それでは、たしか私がさっき質問した、現在、嘱託職員の最低の報酬額と最高の報酬額、私が聞き損なったのかなという気がしますが、再度お願いします。

それと、給料表の段階が4段階ということですが、当然もう4月1日から適用されるわけですから、規則はできておると思いますので、ぜひとも嘱託職員の報酬を定める規則について、でき得れば予算委員会に資料の提出を求めたいと思います。それについての答弁と、そして現在の嘱託職員の最低の金額と最高の金額、この2点について再度答弁いただいて、次の質問に移ります。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 大変失礼いたしました。現在の嘱託職員の最低は13万円、最高は28万円でございます。

それから、予算委員会に対する資料の提出でございますけど、当然、提出させていただきます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 中村出征雄議員。

○議員（11番 中村出征雄君） ありがとうございました。

次に、質問の2点目に移ります。廃棄物処理施設及び学校給食センター、各施設の集約により余剰人員とその対応についてであります。

4町合併の大きな懸案事項の一つであります一般廃棄物処理施設が、住吉・坪両地区関係住民の方々の御理解と御協力によって、関係事業が進められておることは非常に喜ばしいことであります。給食センターについても、処理水の放流先関係者の方々の御理解がいただいたとの全員協議会での報告でありました。廃棄物処理施設のごみ焼却場、し尿処理場についても、平成23年度末には完成予定で、また学校給食センターについても平成23年3月には供用開始予定ということであります。それぞれの施設が完成することにより、施設集約が図られます。そのことについて、次の3点についてお尋ねをいたします。

(1) について、住吉地区の建設のごみ処理焼却施設の完成に伴い、郷ノ浦、勝本、石田のごみ処理関連施設は廃止となり、芦辺町の住吉の新処理施設に集約統合がなされます。現在、4施設のうち、郷ノ浦地区のみが施設管理及び収集業務が委託となっておりますが、新施設完成後、郷ノ浦町の収集業務がどのようになるのか。多分、私、昨年3月定例議会での市長の答弁では、収集については地元との約束事で、壱岐市全体を直営ということであったと、このように思っておりますが、確認の意味でお尋ねをいたします。

また、現在の4施設の廃止により余剰人員が発生すると思います。現在、何名の職員が何名に減少するのか、お尋ねをいたします。なお、余剰職員についてのどのように後の対応をされようとしているのか、あわせてお尋ねをいたします。

次に、(2) ごみ処理施設同様、郷ノ浦町に建設中のし尿処理施設の完成により、芦辺町の自給肥料供給センターは廃止とされると思いますが、勝本町及び石田町の自給肥料供給センターの2施設については、どのようにされようとしているのか、まずお尋ねをいたします。

また、余剰人員は何人出てくるのか、余剰人員についてはどのように対応されるのか、あわせてお尋ねをいたします。

次に、学校給食センターについても同様、集約されることにより何人の職員が減少するのか、余剰人員についても同じようにどのように対応されようとしているのか、お尋ねをいたします。

以上、3点について市長の答弁を求めます。

○議長(牧永 護君) 白川市長。

〔市長(白川 博一君) 登壇〕

○市長(白川 博一君) 中村議員の2点目の御質問にお答えをいたします。

ごみ焼却場の完成に伴い、余剰人員が出ると思われるが、その対応についてということでございます。一般廃棄物処理施設整備事業は、平成23年度末の完成で計画を進めているところでございます。御承知のとおり、ごみ焼却施設建設工事につきましては、入札が不調になりまして、改めて総合評価方式による制限つき一般競争入札を行っているところであります。新施設の運転管理に必要な人員につきましては、各業者から准連続式ストーカー炉、いわゆる16時間運転の2交代制ということで提案されておりますので、落札業者が提案された人員となるわけでありまして、この焼却施設そのものに対する人数の確定というのは、落札しないとわからないという状況でございます。

現在、稼動しておりますごみ処理施設は、郷ノ浦環境管理センター、勝本町クリーンアンドリサイクルセンター、芦辺町資源化センター、石田町環境美化リサイクルセンターの4施設でございます。このうち先ほど議員申されました郷ノ浦町内の可燃ごみ、不燃ごみ及び缶、瓶の収集業務については、市内業者に委託をしておるところでございますが、新しくなりますと御指摘のよ

うに直営でやるということになっておるところでございます。現在の壱岐市環境管理組合の職員は25名、及び非常勤が10名で業務を行っております。新施設の完成後の施設の運転管理及び収集業務につきましては、壱岐市環境管理組合で行い、民間委託は廃止する計画となっておりますので、ごみ焼却炉に関しましては、これだけとりますと余剰人員は出ないのではないかと、今のところ考えを持っております。

次に、し尿処理場の完成により、芦辺の施設は廃止になると思うがということでございますが、それについても余剰人員はどうかということでございます。当初は、芦辺、石田、2施設とも廃止して、勝本町自給肥料供給センターを畜尿の処理施設として利用するという事で御説明申し上げておりました。21年3月議会の中村議員の一般質問の答弁の中で、石田町自給肥料供給センターにつきましては、来る畜尿処理施設が勝本町自給肥料供給センターだけになりますことから、丸い島のことを考えますと、石田町の自給肥料供給センターの稼働については、今後検討させていただきたいと思っております、と申し上げたところでございました。精査いたしましたところ、勝本町自給肥料供給センターの処理能力は年8,000トンでございます。現在の畜尿の自給肥料での処理状況は、勝本と石田の施設のみでありまして、その処理量も年度ごとに18年度2,536トン、19年度2,302トン、20年度1,588トンとなっております。処理量の減少原因といたしましては、養豚農家の減少、近年の新畜牛舎は尿流が必要としないつくりになっていることが考えられます。現在、郷ノ浦町内と芦辺町内の畜尿の収集は行われておりませんが、今後どれだけの畜尿を集めることができるのかにかかわると考えております。ただ、畜産農家の畜尿の現状を見ますときに、なかなか集まらないのではと懸念をいたしているところでございます。現在、既存の施設利用等について、平成22年度中に調査研究をしているところでございます。

また、施設の統合による余剰人員については、現在、勝本町・芦辺町・石田町自給肥料供給センターで職員9名、非常勤1名の10名体制で稼働いたしております。郷ノ浦町浄化センターは、運転管理を業者に委託しているところでございますが、新施設につきましては、民間業者委託を廃止して、壱岐市環境管理組合で行います。現畜尿処理施設の稼働計画を含め、必要な人員について、ごみ処理施設とあわせて早期に確定をしたいと考えているところでございます。

次に、給食センターの集約により何名職員が減少するのか、また余剰人員の対応についてという御質問でございます。現在、市内の給食センター3カ所、芦辺町の自校式の9校の給食調理員は、壱岐市学校用務給食会で雇用いたしております。その内訳は、郷ノ浦給食センター11名、勝本給食センター6名、事務員1名、石田町給食センター調理員5名、芦辺学校調理員18名の合計41名となっております。新給食センターが竣工しますと、調理員は28名程度となり、13名程度の余剰人員が生じます。この余剰人員の人員対応については、先ほど申しますように

学校用務給食会で採用いたしておりますので、学校用務員等への配置転換や定年退職という自然減により、適切な配置を行いたいと考えておりますが、御存じのように中学校の統廃合も同時に行われます。したがって、用務員と給食調理員あわせて考えなければいけないと考えておるところでございますが、これはまだ私の心の中の思いでございますが、新統合中学校におきましては、しばらくは2名の用務員が要るんじゃないかなという考えを持っております。

そういったことも踏まえまして、給食調理員と用務員の全体の数字でちょっと年度ごとの数字を申し上げてみたいと思います。現在、73名、用務員と給食調理員、事務員で73名おります。これが来年の4月には7名の退職がございまして、66名となります。ことし既に退職される4名については、こういうことがございますから臨時で対応しておるところでございます、23年4月に66名になります。23年9月、これは今給食施設を供用開始しようとしているのが23年9月でございまして、この段階で8名の余剰でございます。24年4月に余剰人員が4名になります。25年4月には、退職者等がおりますのでゼロということで、25年4月には現在の73名が58名に自然になっていきます。しかしながら、その間をどうするかということにつきましては、やはり問題がございます。この点についても配置転換等々、可能な限り進めていきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

- 議長（牧永 護君） 中村出征雄議員。
- 議員（11番 中村出征雄君） 大体わかりました。特に、ごみ焼却場の場合には、余剰人員は出ないということですね。それぞれやはり今勤めてある方は、本当に新しく集約されるとどうなるのだろうかということで、雇用の関係を心配しておられますので、ぜひともその辺については十分御理解いただいて、検討いただきたいと思います。配置転換等ですね。

それから、自給肥料供給センターについて、芦辺、石田、勝本であります。特に資源の有効活用で有機農業にも大きく貢献し、特に家畜とし尿等を混ぜ合わせることによって肥料の3要素も備え、農家の方も強く存続を望んでおられますので、ぜひとも今後存続する方向で御検討いただくことをお願いしまして、私の質問を終わります。

〔中村出征雄議員 一般質問席 降壇〕

- 議長（牧永 護君） 以上をもって中村出征雄議員の一般質問を終わります。

.....

- 議長（牧永 護君） ここで暫時休憩いたします。再開を11時とします。

午前10時47分休憩

.....

午前11時00分再開

○議長（牧永 護君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、6番、町田正一議員の登壇をお願いします。

〔町田 正一議員 一般質問席 登壇〕

○議員（6番 町田 正一君） それでは、通告順に従いまして一般質問を行います。

前回、12月議会と9月議会の2回にわたって、市山繁議員が病院改革について御質問されました。自分の所管の委員会でもありまして、満を持してきょうはちょっと病院改革問題とそれから特養ホームの建てかえの問題について一般質問を行います。

この間、昨年非常に島内紙も含めて、病院の問題、改革問題について大きな議論が市民運動も巻き込んで行われたわけですが、どうも僕も見えておって、本来、病院改革の第一義は、経営の形をどうするかとかいうことじゃなくて、市民の医療ニーズにどうこたえるべきかというのが一番根幹にあるべきなんです、いつの間にか独法がいいとか全面適用がいいとかというような経営形態の問題にすり変えられてしまって、ちょっとおかしいんじゃないかと非常に思っていました。昨年の10月4日だったですかね、長委員長の壱岐市立病院改革委員会の答申書も出されてます。ちょっと私見で申しわけないんですが、私も1回目の長委員長のここでの改革の会議を1回目行われて、長委員長が報告されたときに、地域完結型の医療を目指すというふうに言われたので、そのとき僕は質問したときに、脳外科もやる、心臓外科もやる、循環器等もやるということで、これはすごいことだと、どうやってやるのか一つもわからなかったんですが、結局、大学の附属病院みたいな形になれば、そういうこともできるということだったんですが、結局、病院改革の最終答申を見ると、そこまでのことは恐らく離島医療の現状を、壱岐の現状を見られて、多分そこまでは恐らく第3次の医療機関としての市民病院をそこまで持っていくのは無理だという結論になったと思います。

ただし、厚生委員会でも同じようにこれ病院改革問題について大村の市立病院、それから大村の医療センター等も行って研修させていただきました。大村の病院の担当者が、壱岐市民病院の改革については非常に全体的に注目しておると、どういう改革をするんだろうかということで注目しておるという意見でありました。それから、議会便りにも書きましたが、大村の医療センターの米倉院長からは、基本的にはもう地域の医療の状況が全然違うわけやから、一々ほかの自治体病院でこういう成功例がある、あるいはこういう失敗例があるから、こういうふうにしたほうがいいということじゃなくて、地域医療の状況というのはそれぞれの地域によって違うと、確かに大村は国立の医療センターがあるわけですから、壱岐とは全く違う状況で病院を結局民間のほうに、大村は市立病院を民間のほうにやったと。僕もそう思っています。これはもうどこの地域が病院改革をなし遂げたとかいうことじゃなくて、医療状況というのはその地域によってい

ろいろ違うわけやから、彦岐独自の病院改革があつていいはずなんだと、私は思っております。

その観点から、きょうはちょっと余り枝葉の問題じゃなくて、市長に市山議員が質問した後、この間、全く火が消えたみたいに、あれだけあおり立てておったマスコミも全く何も書かんようになりまして、何をどうなっておるのかと、病院改革の必要性は、これ恐らく議員みんなが共有しているところです。これはもうなぜかという、もちろん病院ですから、もちろん公的な病院なんで、第一義的には赤字・黒字とかいうことよりも、まず市民の医療ニーズにどうこたえていくかというのが、第一義にないといかんとですが、かといって自治体病院だからといって赤字をいつまでもどんどんどんどんふえる状態で垂れ流しにはできないと。僕は余り自治体が財政危機だ財政危機だというのは、正直言って余り好きじゃないんですよ、夢も何もないような、そういうことをいつまでも言うなというのが、僕の正直言って非常に不愉快なんですけれども、ただしやっぱり財政規律のことを考えたら、赤字の垂れ流しはだめだと。その観点から、きょうはちょっと市長に一応4点ほど質問通告してますので、それに答えていただきたいと思います。

もちろん離島研修制度が始まってから、どこの自治体病院でも医師の引き上げということが非常に問題になって、特に長崎県は10万人当たりの医師数は全国よりも非常に恵まれた状況にあります。ところが、離島について言えば、大体10万人当たりの医師数という点では、本来平均の半分ぐらいしか今のところ満たしていないわけですが、昨年の10月に長氏の市立病院改革委員会の答申書が出されてから、市山繁議員が昨年12月に質問されました。そこまでの状況は私も議事録をチェックしてますので把握していますので、その後の状況、きょうまで、市長も病院改革についてはマニフェストでも公約されています。だから、その後の状況を、もうあと任期2年なんで、この間の状況をまず答弁いただきたいと思います。まず、これが第1点目です。

2番目の問題、市長もこの間、九州大学の医学部、特に第2外科との関係修復が非常に必要だということで足を運ばれて、ずっと医師の派遣等あるいは病院の管理者等の願いをされておるわけですが、なかなかうまくいかない。これも医療センターの米倉院長が、今九州の北部の地域で医師を派遣できる状況にあるのは九大だけだと、もうこれははっきり言われました。そして、市民病院についてのアドバイスを求めたら、自分の報酬も実はもう年間1,800万円ぐらいだと、だからもう少し市民病院の給料はよくわからんけれども、もう少し給料を上げるなりしてやったらいいんじゃないかというふうに言われたんですが、市民病院の別に僕は給料を下げろとは言っていないよ。市民病院のお医者さんたちの報酬は、年間にしたら恐らく2,000万円超しているような状況にあると思います。だから、決してほかの自治体病院に比べても、彦岐の市民病院の先生たちを処遇面で冷遇しているとか、そういうことはないと思うんですよ。しかも、これ財政赤字の大きな原因にもなっていますが、ほとんどスポットで、例えば当直に短期間で1泊2日ぐらいで呼ぶとか、そういう状況がずっと続いていますから、これが非常に財政を圧迫

している大きな原因にもなっています。この面で常勤的な医師の確保というのが一番求められるわけですが、ここまでやってもなぜ九大との関係修復ができないのか、これはなぜ医師を九大から医師派遣が来ていただけないのかということも、これはもう正直言って議員の間のタブーみたいになっておって、だれも正直言って口にせんのですけども、まずこれを解決せんことにはどうもされんと思っていますが、なぜ来れないのかということをも市長明確に答弁していただきたいと思います。

3 番目、これ市山繁議員も病院の職員との対話はできるだけ早急にすべきじゃないかという質問をされて、市長はその点に対して今のところまだ交渉の途中で話す、要するにこういうふうな形になったということがまだ決定してないんで、まだ職員との対話ができいていないということでしたけども、大村の市民病院のときも市長は2年間かかったと、病院の職員の理解を得られるまで。それまで公務員ですから民間に売却したら民間のほうに移ってしまっ、正直言って職員の給料は2割くらい減ったと言われていました、平均給与が。どういう形、さっきも言ったように独法だろうが全適だろうが、医師の確保、医療ニーズにこたえるというのが第一義なんです、もうその観点からも、僕は市長の思ひは、病院の職員の人たちというのは、ドクターも含めてですが、市長の基本的には管轄下にあるわけですね、市長の部下であるわけですね。トップが部下に状況を話さんというのは、僕はこれもやっぱりおかしい話だと思っているんですよ。だから、ぜひ病院職員との対話は早急にすべきじゃないかと。これは市長の考え方をもう一度僕はちょっと確認したいと思います。

それから4番目、これは余り長くなると時間がなくなりますので、市長が考えられている市民病院のあるべき姿、最終的にはこういうふうな形になってもらいたいと。例えば、僕だったら、できたら将来的には市民病院には訪問医療まで含めてやってもらいたいと思っているですよ。これは長野県的那須なんかはもうずっとやっています。僕は夕張の病院長なんかもそうですよね、夕張なんかもそうです。小規模自治体であればあるほど、例えばそういった形で家庭まで市民病院の先生たちが家庭訪問して医療ケアをしてくとか、そういうことがしていければ、これこそ僕は市民病院が本当に市民から信頼を受ける一番いい方法じゃないかと私は思っているんです。将来的にはぜひ、すぐやれる状況にあるとはとても思いませんけれども、できたらそういった形で家庭まで病院の先生たちが来ていただけるようになれば、もうこれは市民から圧倒的な支持を受けます。これは何ばマスコミが言おうが何しようが、病院が一番強くなります。もうそれこそ市民と病院が直接信頼関係で結ばれるという方法が一番いいと思っているんですよ。だから、僕はそう思っていますけども、市長が考えられる離島医療の市民病院としての望まれる姿というのを短くて結構なんで、以上4点についてお答えいただきたいと思います。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 6番、町田正一議員の御質問にお答えいたします。

市民病院改革についてでございました。町田議員の今の御質問を聞いておりまして、きょうはかなりのところまで話さないかなと思って、ここに立っております。

まず、市民病院の改革につきましては、町田議員のおっしゃるように、市民の医療ニーズにこたえると、これなんだと、それが経営形態にすり変えられているということですが、それは当たってないと私は思います。というのは、今の現状ではいかんのだと、経営形態を変えなければ、いわゆる市民ニーズにこたえられる病院はつくれんということで御理解いただきたいと思っています。ですから、今は本当に外に情報を発信しておりませんけれども、当時よりも今のほうが私は動いていると、御理解いただきたいと思っています。

市民病院改革の現状についての前回からの状況でございますけれども、現在、病院改革の根幹となる市民病院の責任者となっていたただける方、つまり理事長候補の御推薦を名前を申し上げます。九州大学病院の久保院長にお願いをいたしておるところでございます。人選を九州大学病院の院長にお願いをいたしております。昨年の12月24日、そして今年の1月15日に病院長とお会いいたしまして、市民病院の理事長候補について助言をいただいているところでございます。過去の壱岐市の対応が人選に影響しているというのは、現実でございます。現段階では御報告できるまでに至っておりませんと申し上げましたけれども、実は昨年の12月24日に本当かというような朗報がございました。しかし、先ほど申し上げますような経過がございまして、翌朝にはそれが地獄に突き落とされるような情報に変わっております。そういう実際の事実がございまして。しかしながら、現段階ではそういうことでございまして、今後も引き続き九州大学病院長の御尽力をいただけるものと思っておるところでございます。

また、1月22日には、牧永市議会議長にも御同席をいただきまして、九州大学第2外科、前原教授とお会いいたしまして、過去の壱岐市の対応について陳謝をいたしまして、第2外科からの医師派遣の復活をお願いしたところでございます。早期に医師の派遣の復活を期待することは厳しい状況でございますけれども、私は第2外科との関係修復なくして、市民病院の改革はできないと思っておるところでございます。今後も良好な関係が構築できるよう、時間はかかっても大学局との関係修復に努力を続けなければならないと思っております。

さらに、2月24日には、久留米大学病院長及び関係医局、2月26日には九州大学病院院長、福大病院院長とお会いして、関係強化と医師派遣の継続についてお願いしたところでございまして、久留米医大、九大、福大につきましては、現在の派遣している人数は確保するということでお約束をいただいております。九大第2外科の前原教授とも再度お会いをいたしまして、市民病院の現状を説明して、再度第2外科からの医師派遣のお願いをいたしたところであります。

次に、どうして医師は来ないのかということでございます。九州大学医学部から市民病院に医師派遣がなぜできないのかとの御質問でございますが、現在、九州大学医学部からは、常勤では精神科2名、心療内科より1名の3名の御派遣をいただいております。しかしながら、公立病院時代に派遣いただいていた第2外科からの派遣が中止になり、現在に至っております。その原因といたしまして、はっきり申し上げます。医療の提供をめぐる報道、議会、行政、病院の対応のまずさがあったと、これは現実であると思っておるところでございます。そのような病院へ医師派遣を復活する名目があるかという御指摘がございます。第2外科の言葉をお話いたしますと、石をもって追われた我々が吉崎市民病院に行くことは、関係者の物笑いになるということでございます。そういう中で、私は市長就任直後から第2外科医局にお伺いして、教授とお会いいたしました。最初のころは、お話しさえ聞いていただけない状況にございました。しかしながら、その後も機会あるごとに教授にお会いし、現在は教授と率直な意見交換できるようになり、いろいろと助言をいただける関係ができました。今後も良好な関係が構築できるよう努力を続けなければならないと考えております。

先ほど申しましたが、1月22日には、牧永議長様にも御同席いただき、九州大学第2外科前原教授とお会いし、過去の吉崎市の対応について陳謝し、第2外科からの医師派遣の復活を再三のお願いをしたところでございます。

3点目、職員に対する説明する時期はいつかということでございます。これは確かに議員おっしゃるように、職員との話し合いはもう必要でございます。しかしながら、私が申し上げますように、私は理事長候補の人選ができない間は、経営形態をどうするとかということ自体言えないと思っております。したがって、その理事長候補の見通しがつきましたならば、一人一人の職員と、団体ではなくて一人一人の職員と話をさせていただきたいと思っておるところでございます。医局職員への説明につきましては、早い時期に実施すべきと考えておりますけれども、ということで御理解いただきたいと思います。

現在、関係大学病院医局へ頻繁へ出向き、市民病院の目指すべき方向を説明し、理事長候補者の推薦などについて精力的に取り組んでおりますが、現段階では御報告できるまでに至っていないというのが状況でございます。しかし、あえて申し上げます。ほのかに光が見えつつあると申し上げることができる段階でございます。今後とも関係大学病院医局に積極的な働きかけを継続し、早期に市民病院医局、職員への説明ができるよう努力してまいりたいと思っております。

それから、4番目の私が描く市民病院の理想像とは何かと、私は最初きれいに言おうかと思っておりました。しかし、今の町田議員のお言葉に、そういうことを申し上げる気力になりましたので、しかしながら基本的なことだけを申し上げます。地域医療の確保、これが第1でございます。医療水準の向上、安全管理の徹底、健全経営の確保、そして何よりも患者中心の医療の確立

でございます。そして、先ほど議員が言われましたように、本当に市民病院が身近な病院となって、訪問医療あるいはとにかく身近な病院になるということ、これが理想でございます。そのためには何を申しまして、医師の確保、これが必要不可欠でありまして、私は病院改革には医師の確保がすべてだと思っているところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 町田正一議員。

○議員（6番 町田 正一君） 率直にお答えいただいて、ありがとうございました。1点目の点についてもう一度ちょっと確認したいのですが、九大病院からの理事長の派遣というのはほぼ内定と考えていいわけですか。それから、その院長が決まれば、今後九大の2外科等の関係、あるいは九大との関係修復も含めて、それが実現できるのかどうかという点、そのこのところをもう一度お聞きしたいと思います。

それから2番目に、市長も正直に九大との関係が非常に気まづくなったというか、もう医師が引き上げるというふうな形になったのは、報道、それから議会、それから市の対応等について非常に問題があったと、率直に言っていただきました。僕も正直言ってそう思っています。石をもって追われた我々が再度医者派遣するようなことは、物笑いの種になるという言葉は、非常に重いと思っています。これは別に報道のメンツとか行政がどうのこうのとかいうことじゃなくて、病院に医者がいないような病院に、それは正直言って何の価値もないんですよ。僕は、特に島内のマスコミと自分たちで思っておられる人たちは、もう一回反省してもらいたいと、自分たちの報道が平気で人を傷つけたり、人格を無視したような報道とか、あるいは事実全く基づかないような報道を平気でして、センセーショナルにあおり立てることが、この雰囲気が今島内に非常に多いんですよ。だから、まるで駆け込み寺みたいな新聞報道は、ぜひもう考えていただきたいと、もうこんなことをずっと続けよったら、この島はこれこそ僕はもう地盤沈下の一番のあらわれだと思っています。何の責任もとらんまま好き勝手な報道をしていくと。そして、じゃあ自分たちが間違ったら、隅っこのほうでちょこっと訂正文を書いて、これで済まされるのか。僕は、別に阿久根市の竹原さんじゃないですけども、そこまでいかんでもいいですけど、いわゆる新聞と自分たちで称している人たちが、新聞にも倫理規定にもありますし、テレビとかラジオについても自分たちで倫理規定定めています。ただし、新聞が売れるために何を書いてもいいかと、そういうことじゃないと思うんですよ。そのために責任をとらないかんの、一番責任をとらないかん、一番影響を受けるのは壱岐の市民です。市民病院がここまで追い込まれたのは、それはまた市民病院のことを書くという自体、非常に僕は不愉快でたまらないんですけども、第2外科との基本的に市長もさっき言われたように、関係の修復なくして市民病院の改革はあり得んと、市長も明言されました。僕もそうだと思っています。やっぱりこのごに及んでは、ほかに

医師の派遣する場所がないんですよ。これはもう大村の医療センターの米倉院長も、はっきりとそこは言われました。そして、できたらもう議会とか行政ができるだけ病院経営にはタッチしないほうがいいと、もう自分たちで任せてくれたほうが一番いいんだと、それが病院改革の、あそこは国立の独法ですから、もちろん医療環境も全然違いますけれども、僕も正直言って議会とか市が基本的には、もちろんそれは市民病院なんで市民に安心した医療を提供するというのが第一義なんです。その観点を忘れちゃいけませんけども、経営にまで議員とか議会とか市長も、別に病院経営の僕たちは専門家でも何でもないので、それはその方たちにお任せしたほうが一番いいんですよ。だから、本当いったらタッチせんほうがいい、もう自分たちで病院の院長が責任持ってやっていただけるのであれば、それが一番いいんです。

それから、職員との対話については、多分市長もさっきの話のとおり、もし理事者が決まれば、そんなに多分今の話やったらそう遅くない時期に決定されると思うんで、これもやっぱり病院職員とは腹を割って市長も話されたほうがいいと思います。僕はわかっていただけと思っています。病院職員の人たちも、ただ単に報酬が高いとか何とかということよりも、やっぱり報酬高くても患者に対する接遇とかそういうのが非常によかったら、別にそれで苦情が出るわけじゃないんですよ。だから、僕はもう市民病院は本当にこれはもう大切にしていかないと、市長も半年ぐらい前に民間の医療機関で、僕も芦辺町にありますけども、市長御存じのとおり、入院する病床がなくなってきているんです。要するに、昼間だけのそういったクリニック化どんどんどんどんしていったって、民間病院にとっては非常に一番いい形態なんですよ。やっぱり入院されとったら、その間に患者もお亡くなりになったりとか、夜中にたたき起こされたりとか、民間のお医者さんたちが経営者も非常に大変なんで、どんどんどんどんクリニック化していっていると。それから考えたら、市民病院がこの分を担わないで、市民病院だけしか、もう最終的にはもしかしたら市民病院だけしか入院するところがなくなるんじゃないかというふうな気が、芦辺の場合はもうどんどん経営者の人たちが高齢化していますので、後継ぎの人たちはもうほとんど入院という形じゃなくて、もうクリニックみたいな形でやりたいという希望を持っておられるので、最終的には壱岐の医療ニーズを満たそうと思ったら、市民病院はどうしてもやっぱり必要になってきます。だから、もうこれ何としても残さないといかんとです。僕はできたら壱岐の市民病院という形で残してもらいたいと、民間とか何とかじゃなくて、市長もそういうことは考えておられないんで、できたら病院の職員の人たちとの対話は、この間ちょっと市長と全然話したことがないという、市長の考え方、本当は自分たちも正直に言いたいことがあるんだけど、全然反対ということじゃなくて、市長の方針に反対とか何とかじゃなくて、腹を割って市長と話したいんだけど、話す機会がないという声を聞きますので。僕は、今市長が答弁されたようなことを職員の人たちに言えばいいと思うんですよ。僕はわかっていただけと思っています、病院の職員の人たちも、

初めから態度を硬化されてないですから。

さっきの九大の先生の分については、それはそう遅くない時期に決定して、議会に報告していただけたらと思って間違いないとですか。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 私の言い方が非常に期待を持たせるような言い方をしたようなことでございますけど、さっき申しましたように、12月24日には飛び上がって喜びたい、そのような状況があったんです、実際に。しかし、翌日にはその思いが地獄の苦しみを味わうようになったわけです。そういうふうな急展開がございました。

そして、先ほど申しましたように、現段階ではほのかに明かりが見え出したというようなことで御理解いただきたいと思います。

それから、あと2点ほど質問がありましたが、お答えします。

病院は経営者に任しがいいと、そのとおりだと思います。だから、九大にお願いせないかんし、医師でなければいいかんと思っているわけでございます。これはもう当然、最終責任は私でございますけど、全権を委任できる理事長が必要だと、管理者が必要だと思っているところでございます。

次に、3番目の現在、本当に壱岐の病院がほとんどクリニック化してきている。これは経営的にそうなっていくと思います。台湾なんかは、実際聞くとところによりますと、入院病院は5つしかない。そのかわり3,000床、5,000床、そういった病院で台湾に5つしか入院ベッドはないんだと、病院はないんだと。壱岐も私は近い将来、入院できる病院というのは限られてくると思います。そこで、議員おっしゃるように、市民病院の果たす役割というのは非常に今以上に大きくなると考えております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 町田正一議員。

○議員（6番 町田 正一君） それで、市長もこれ一番最初から言われているんですが、正直に僕は早急に九大病院からの理事長の派遣というのは、それが決まれば九大との関係改善も含めて大きく進むと思っています。

例えば、具体的にそこまで一応ある程度人の名前まで言われたんで、ある程度の話は進んであるのであれば、それを例えば担保する意味からも、この間、例えば寄附講座の資金を壱岐市から提供するとか、そういうような話でもそこで決定してしまうとか、そういうことは市長も提案される必要があるんじゃないですか、もう具体的に。例えば、行っただけでお願いしますと言っても、それは向こうも過去の経緯もあって、そう簡単にわかったと、犠牲的精神で市民病院

の理事長を引き受けようとかいうのも、僕はそれもまた失礼な話だと思うんですよ。だから、それをお願いするのであれば、例えば九大に対して、昔の公立病院はそうだったんですよね、離島医療圏に公立病院は入らなくてもやっていけたんですよ。だから、離島医療圏には入らなくても九大が責任持って医師を派遣してくれたから、公立病院はやっていけたんです。今はだからそういう関係が築けないのであれば、例えば九大の寄附講座に壱岐市のほうで資金を提供するとか、これでもう話を決めて、もう壱岐市のほうから条件を出して、もう具体的に決定する時期に来ておるんじゃないかと思うんですよ。市長が何回も何回も行って、七重八重でひざを折り畳んでも、決まったと思えば翌日断われるとかいうような状況は、それはやっぱり裏づけが、何かこちらのほうから裏づけとして、例えば何でもいいですよ、とりあえずそういった条件で九大のほうにある程度資金を壱岐市のほうから提供するとか、そういう話し合いをもうされる時期に来ておると、話を詰める時期に来ておると思いますが、その点についてはどうですか。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 議員の御指摘のように、ほとんどの自治体が現在、大学から安定的な医師の供給をいただいておりますところについては、寄附講座を開設している自治体がほとんどでございます。私も今御提案を受けて本当に心強いわけでございますけれども、そのことについてはっきりしたまだ言葉は申し上げておりませんけれども、それらしきことを話の中で今まで申してはまいりました、第2外科に対して。しかしながら、今回、そういう御提案でもございます。ひとつ今度ははっきりと申し上げて、そういった方向に進みたいと思いますので、議会の御理解をいただきたいと思います。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 町田正一議員。

○議員（6番 町田 正一君） 市長ももう任期2年目を過ぎました。病院改革は、市長のこれ公約でもあります。一長一短に病院改革といっても、医師の派遣から始まって、経営形態の問題も含めて、どうするかというのをやっぱり考えるというのは、相当エネルギーが要することですし時間もかかります。ただし、もうそろそろ何らかの形で結論を出していかないと、間に合わない時期に来ております。ぜひ、僕は議会の人たちが、それをそう反対されるとも正直言って思わないんですよ。こうやってやれば、こうやって九大から安定して医師が来てくれるんだということであれば、それはもう手を挙げて賛成せんと、そのかわりじゃあ何か代替案を出せと言われたら、それはもう代替案なんかだれもないとですから、それはもうその方向でぜひ僕はもう交渉していただきたいと思います。

時間がありませんので、もう一点、市山和幸議員が同じような質問をしていますので、私はち

よっと大きな点だけ、市山和幸議員の質問の参考になればと思って質問しておきます。

市長も民間の福祉施設の勤務経験がおりになります。そのときに、僕はそのころお話ししたこともありますけども、いわゆるコロニーみたいな大規模なそういった特養じゃなくて、これはだれが考えてもそれが理想ですよ、小規模でできるだけ自分が生まれた、あるいは家族がすぐ近いところにお年寄りの人たちがおりたいと、それは壱岐は小さい島やから、別に郷ノ浦から芦辺までどうちゅうことないやないかと思われるかもしれませんが、やっぱり芦辺におったら日常的に湯ノ本に家族の人たちが通うというわけにもいかんし、入っておる人たちにとってもできるだけ身近な地域におったほうが、それはやっぱり心強いんですよ、何かあったときのために。僕は、この間、委員会をまたこれ特養建設については委員会を立ち上げて、場所の選定までここで決められたというのは、非常にもう正直言って何でそこまでやるのかと。だから、救急車の音がうるさいとかいうことで地元が反対されるわけですから、その辺のところをそういう反対されるような地域にわざわざ何も了解も得らんまんま場所を決定したということ自体、私は不思議でたまらないんですが、それは後で市山さんがやると思いますので、ぜひ僕は規模があるんであれば、例えば30床に分散して、だから100床の大きなやつをつくろうと思うと場所の選定も非常に苦労されるんで、それはもちろん資金的な面も多分市長は、それは資金的に見てできんとかいうような形で多分言われるだろうと、多分答弁はそう書いてあると思いますけれども、そこはやっぱり決断だと思うんですよ。これこそ僕は30床程度のやつを3つ、あるいは50床を2つでもいいですよ。今、勝本と郷ノ浦だけにこんな形の施設があって、石田と芦辺はないですよ。だから、地域分散というか、やっぱり福祉ですから、しかも特養の持っている性質から考えたら、できるだけ地元に近いほうが一番いいわけです。多分、特養の入所の一番多いのは芦辺町だと思いますけども、ぜひ、僕は別に芦辺町に持ってこいとか言いよるわけじゃないとです。できたらもうできるだけ地域に小規模な形でつくってもらいたいと、正直言って思っています。給食センターもできることでし、そこで例えば老人ホームなり何なりの食事もそこから供給できるようになれば、こういうのが効率化だと、正直言って思っていますけれども、市長、小規模施設に分割するという考え方は市長のほうにはなかったのかどうか。

それからもう一点、これはまた市山さんが同じような質問していますので、今回は知事選も終わりましたし知事もかわりました。これも何回も議員は質問していますけども、待機者がこんだけおる状況だったら、もう一度県当局に離島振興法を盾にとって、県、国はこういった老人施設に対しては、格段の配慮をしなきゃいかんというふうに離島振興法でも書いておるわけですから、ぜひもう一度増床の要望をしていただきたい。

それから、質問にも通告しておりましたけども、建設についての県とか国の負担はないのかどうか、市単独でしかやれないのかどうか、その点ちょっとお尋ねします。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 特別養護老人ホームの件についてお答えします。

まず、今回の１００床の特養ホームにつきましては、現在のいわゆる経営形態で建てかえということで進めております。吉岐市福祉施設等整備検討委員会で場所、それから規模等々も決定されたわけでございます。このことについては、その方向で進んでいきたいと思っておるところでございます。

そこで、議員が今申されました３０床程度のものはどうかということでございますが、私は現在の吉岐の状況では、おっしゃるように待機者が百数十名いらっしゃるというようなこともございます。これも議員がおっしゃいました参酌基準があって、その参酌基準が特養で１６０名がその参酌基準を上回るためには、平成２６年まで待たないかんのですね、今、このままの推移でいきますと。しかし、それを待たずしてふやすということについて努力したいと思っています。ですから、３０床程度の施設を本当にあと２施設ぐらいできたらいいなとは思っておりますし、そのことについて実は老人保健福祉計画というのにも出していかないかんわけです、参酌基準をもらうためにも。しかしながら、平成２１年度に新たに策定しております老人福祉計画には、その分を計画に入れております。したがって、そのことについて県に強力に今からお願いをしていきたいと思っている次第でございます。

そして、補助の関係でございますが、現在、国の補助につきましては、いわゆるユニット型、個室型でないと補助は出ません。したがって、今度の建てかえで多床室との混合型は補助金が出ないということでございますが、やはり補助が出る出ないではなくて、本当に住民のニーズがあるものをつくるということに判断しているところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 町田正一議員。

○議員（６番 町田 正一君） 市長も行政経験がとおりですね。行政経験が別にあるのが別に僕は悪いと思いませんけども、行政経験があると、多分過去は、過去にこういうことがあって、例えば県と交渉したら、もう多分こういうことだろうということで自分でだんだんわかってきて、それを突破しようという気力がなくなるんですよね。（笑声）いや、僕はそうだと思っているんですよ。この間、それを突破すれば、例えば新しい発想で、例えば今現在が建てかえが条件だから、その１００床のやつをつくられないと言いましたけども、これ普通民間だったら、一番最初に何があるかといったら、その人たちが、一番、その入ってる人たちが一番いい方向は、処遇にとって一番いい方向はどうかというのが一番最初にあるんですよね。

僕は、建てかえるんだから１００床のままでとは思わないんです。建てかえるんだったら、つ

いでに、別に建てかえだから。別に1棟を建てかえるんだから、また次も1棟にせないかんということじゃなくて、建てかえる1棟を、例えば極端な話、50、50に分けるとかというのは、それは建築としてあり得ると思ってるんですよ。そしたら、その50、50を分けたやつを、壱岐は小さいですから、こっちに50を建てて、向こうに50を建てるとか、それが正直言ってなぜできないのか、私はそれ不思議でたまらないんですが、建てかえるんだったら、一番いい方向で建てかえればいいじゃないかと思ってるんですが、その点は、ちょっともう、もちろん今からも必要なことなんですけども、それをなぜできないのか、ちょっと。それは、県当局の指導とかいうのが、本当に僕は、それも疑ってるんですよ。正直言って。本当にそんなものがあるのかと、大きなお世話だと、正直言って思ってるんですが。

それからもう一点、しかも増床するときとはいうあれですが、これも増床も、なかなか恐らく、建てかえについてまで、そんな基準、あれがあるくらいだったら増床についてもそう簡単に県が認めてくれると思わないんですけども、増床じゃなくて、ついでに、今だから僕は正直言って、今回建てかえるんだったら少し費用を足して分割化したほうがいいんじゃないかと思ってるんですが、それはできないもんですかね。建てかえだから、新しい分を1棟建てるんじゃないくて、建てかえだから3つぐらいに分けて建てかえると。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 正直言って、この話をしますと、やっぱり相当な時間がかかると思いますので、また町田議員とは違う場所で、その討議をしたいと思いますが、ここでお答えは、正直申し上げて施設整備等検討委員会でもその話出ました。出たんです。結論として、建てかえは100床そのまましようということになったわけです。

私は、言葉を返すようですけど、行政マンだったら、その殻があるということでございますけど、逆に突破する方法も少しは知っとるという、その辺もあるわけですね。それから、県が100床だからいかんよと、それは言っておりません。それはもうありませんので。

それから、私は、今回の100床、そのままということが出たというのは、やはり私は、行政で今から新しくはできないと思っとるんです。ですから、私は、特養ホームは、新たに増床といえますか、やる部分については、私は民間にやっていただきたいと思っております。これについてもいろいろ議論はあると思いますが、現在の、さっきも申しますように、現在の形態で建てかえると。これについては、市が責任を持って建てかえるということで100床をそのまま移転する。もちろん20床のショートステイはふやすわけでございますけど、そういうふうと考えておるところでございます。

それから、増床が簡単にできんと思うとおっしゃったですけど、私は決してそう思っておりま

せん。頑張ったらできると思ってますので。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

- 議長（牧永 護君） 町田正一議員。
- 議員（６番 町田 正一君） 本来は、こういう話は一般質問じゃなくて、委員会なりで話させていただいたほうがよかったと思うんですけども、ちょっと、特に、僕は、私もいつも報道機関からは批判されてますので、ちょっとついでに言いたいこともありまして、きょうはちょっと考えてもらいたいと、報道のあり方を。別に真実を隠せとかいうことじゃないですけど、真実の裏づけはちゃんと示してもらわないと、裏づけもないまま、あおり立てることだけが僕は報道じゃないと思っているので、市長の率直な意見をきょうは聞かせていただきましたので、それだけが成果であったと思います。ぜひ病院の改革のほうも、職員との対話をぜひよろしくお願いしたいと思います。

終わります。

〔町田 正一議員 一般質問席 降壇〕

- 議長（牧永 護君） 以上をもって、町田正一議員の一般質問を終わります。

.....

- 議長（牧永 護君） ここで暫時休憩をいたします。再開を１３時といたします。

午前11時50分休憩

.....

午後 1 時00分再開

- 議長（牧永 護君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、２番、呼子好議員の登壇をお願いします。

〔呼子 好議員 一般質問席 登壇〕

- 議員（２番 呼子 好君） 午後の１番ということで、皆さん方、こう眠たいのを我慢してお聞き願いたいというふうに思ってます。

最初に、私通告しておりませんでした、市長に、さきの家畜診療所の所長の亡くなられた件につきましてお尋ねといいますか、市長の真意をお伺いしたいなあと思ってます。といいますのは、告别式のときに市長の弔辞がなかったということで、私なり、ほかの参列者も感じておったわけですが、亡くなられた所長は御承知のように五島出身で、そして県に２年間在職され、それをやめられて吉岐に奉職され、２６年間、吉岐の肉用牛の改良のために頑張っておられたわけですが、最後には所長という立場で突如亡くなられました。

それに対して、同僚の久保田議員、そしてもう１名の方が弔辞を捧げてあったわけですが、

すが、私は、市の職員であるし、また今はどういう身分かわかりませんが、以前は部長待遇だったというふうに思っております。そういう方が亡くなられたときに、市長、あるいは職場からもそういう感謝の意がなかったということは大変こう残念と思ってますし、遺族はもちろん、彼は五島出身でございますから、五島からも親族が来ておりました。そういう中で、どのように向こうの遺族たちが考えたのか。そして、市長がなぜ弔辞されなかったのか、これは市のほうで、条例か何か制定されたら別でございますが、その点、市長にちょっとお伺いをしたいなというふうに思ってます。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 西田所長さんの逝去につきましては、せんだって、議員に議会に御報告申し上げて、哀悼の念を表したところでございます。

おっしゃるように、西田所長様には、壱岐市の畜産振興のために多大なる御尽力いただきました。当然のことながら、私も弔辞を言うべきだと思ひまして申し出をいたしました。しかしながら、御遺族の方から辞退されました。それ以上の申し出を行うことができませんでした。決して、西田先生に対して、その功績を感じてないというようなことでなくて、感じておりましたし、また市長として当然のごとく弔辞を言うべきであったということでお申し出をいたしました。そういう事情でございましたので御了解いただきたいと思います。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 呼子好議員。

○議員（２番 呼子 好君） そういう先方からの指示であれば仕方なかったと思っておるんですが、一般的には、そのようにこう感じておったもんだから、ちょっと冒頭お伺いしたわけでございます。ありがとうございました。

それでは、通告をしております。私は、今回２件、肉用牛振興についてと、そして観光と地産地消についてという、この２点について市長の考え方をお尋ねしたいというふうに思ってます。

まず第１点の肉用牛振興についてということでお尋ねいたしますが、私もこれについては長年携わってきた経験上、少し市長に経過なり、今の壱岐の状況等についてもお話をしたいなと思っております。

市長は御承知のように、壱岐牛は子牛、そして飼育とも全国のトップレベルにあるというふうに思っていますし、全国から高い評価を受けておるというふうに私自身自負をしておるわけでございます。

先月の２月の中ごろですか、全国の家畜市場、市長の市政報告にありましたように、今年度全国に大体１００カ所ぐらいの市場がございます。その中の１，０００頭以上は６８か、９あると

と思いますが、その中のベストテンに入ったという状況でございますが、ことしは10位、去年が11位、その前が6位という、そういうことで、全国でも高い評価をいただいておりますということでございます。これは、生産農家の努力はもちろんでございますが、今まで国、県、市、関係機関の協力があるからこそ、このように全国に名をはせるというふうに思っておりますわけでございます。

そういうことで、壱岐牛の販売を見ましても、一番多かったのが19年、一昨年でございますが、約38億8,000万円、去年が少し落ちて32億4,000万円、ことしはまだ3月が残っておりますが、約30億2,000万円か、3,000万円ぐらいだろうというふうに思っておりますが、この金額については、ほとんど島外から壱岐にお金が流れておる。これが壱岐の経済にかなり大きな影響が出ておるということを、まず認識をしていただきたいというふうに思っております。

農協も8,000頭に向けて頑張っておるわけでございますが、先ほど言いますように、ピークからことしは約8億6,000万円程度の販売価格が減少したということで、農家が約1,000戸ありますから、1,000戸を割りますと、約86万円が、一昨年から収益が落ちたと、そういう中で大変厳しい状況が出ております。

肥育につきましても、御承知のように景気の低迷で、枝肉がなかなか上がらないということで、今はもう販売と経費を引きますと、もうゼロです。後は補助事業の関係で、丸金という事業がありますが、それでどうにか支えておるという状況があるわけでございますが、そういう今の畜産の状況でございます。

私は、このお金の壱岐に与える影響と、そして牛がおるこそ、壱岐の経済は成り立っておるというふうに思っております。二、三話をしますと、特に、耕作放棄地、これは畑はほとんど牛の飼養です。この牛がいなければ、畑はもう山、山といいますが、竹山、そして、くずらの山、あわだち草の山、このようになると思っておりますし、特にそういうのを耕作しますと、壱岐の景観にもこの牛はいい影響が出ておるというふうに思っておりますところでございます。

そういう意味もありますし、また子牛市場は年6回、12日間、成牛を4日間、開催をしておるわけでございますが、大体、お客さんが、購買者が70名から80名程度、来島するというところで、この金額だけでも、1人3万円壱岐にお金を落としてもらえば、約1,500万円落ちる。これはやっぱり旅館、民宿、そして飲み屋さんとか何とかありますが、そういう中にもかなり効果をしておる。また、これだけ壱岐の子牛が高いという評価で、視察はかなり多ございます。市場のときもですが、そのほかのときも、壱岐の市場に行きたい。壱岐での牛を見たい。そういう中で来てあるわけでございますが、これがざっとしても、やっぱり500人、年間500人以上は来てるだろうというふうに思っておりますし、これだけでも1,500万円というのは、壱岐にお金が落ちるといいう状況でございます。

また、購買者は壱岐の焼酎も、競りごとに、約20ケースほどトラックと一緒に積んで、遠く、あるいは関東あたりに行っております。それだけ見ても、やっぱり1,000万円近く焼酎だけでも出ている。そういう状況がございます。そういう観点から、私は、この壱岐については、かなり貢献があるというふうに思ってますし、また、成牛、子牛合わせますと約6,000頭程度の牛が、島外に、競りに出るわけですが、その約4,000頭は島外に出ている。その4,000頭を運ぶトラック、これもちょっと計算しますと200台余り、年間通して。これは5万にしても1,000万円、これはトラック業界とか、フェリー、そういうのにもかなりこう貢献しておるというふうに思っているわけでございます。

そういうことを考えた中で、ここ、今回の22年度の市の予算につきましても、かなり削減されとる。以前からすると、大幅な削減が出ておるという状況がございますので、あともって4点ほどお話をしたいというふうに思っておるわけですが、大変、厳しい中でございますが、農家1,000名の農家があります。やっぱり、そういう今後伸ばざるできない作物については積極的な予算化をして、そして盛り上げていただきたいなあというふうに思っておるところでございます。

そういう中で、4点ほど出しておりますが、まず後継者、高齢化対策ということで出しております。現在、7,000頭、牛を飼っておりますし、1,000戸の農家から1頭から3頭飼いが約350～60名おられます。これは全体の3分の1強の農家でございまして、この方たちがほとんど高齢化でございます。そういう高齢者対策についても、何らかの手助けができないのかというふうに思っておりますし、実は、高齢者には、私も今までやっぱり年とっても牛を飼ってほしい。それは健康のために飼ってほしいというふうに話をしております。やっぱり朝起きて、仕事、趣味がなければ、やっぱり痴呆症になるのが早い。やっぱり朝起きて考える頭、やっぱりこれを持たなくては、私は健康の維持にならないんじゃないかというふうに思ってますから。牛は、起きてえさをやらんばいかん。いろいろせんばいかんという頭が働きます。

そして、牛は、もし牛をやめるとなると、そこに退職金が入ってきます。例えば、5頭持っております、40万円しても200万円というのは、牛をもうやれんようになったらやめるとなると、もうあしたでもあさってでも牛はすぐ金になります。ですが、田とか、野菜とか、ほかのは、野菜はあれですが、田んぼとか、そういうのは売るわけにいきませんし、そういう中、やっぱり楽しみを持って牛を飼ってほしいと、そういう話をしております。

そういう中で、もう少し高齢者に対しての支援をお願いしたいと思いますし、また退職してからやっぱり何かの仕事なり、趣味を持つ、牛を飼ってほしいという話をしました。実は、最近見ますと、前の芦辺町の末永助役がおりますが、助役もやめられたから仕事がない。そして草が生えるという、暇があるということで、牛も現在3頭ぐらい飼ってあると思いますが、そういう

やっぱり年とっても趣味を持って牛飼いをやる。健康のためにやろうという、そういう後継者も出ておるわけでございますので、やっぱりもう少し手助けをお願いをできないかなあというふうに思ってます。

また、後継者対策についても同じだと思ってます。なかなか若い者が牛を飼おうという、そういう雰囲気が少ないという状況でございますから、これについても市単独では難しいと思います。どうか、国、県、市のそういう支援を得ながら、ぜひこれについても対策をお願いをしたいというふうに思ってます。

それから２点目の件でございますが、組織化とヘルパー支援活動についてでございます。この事業については、今まで市のほうから支援をしていただきましたが、２２年度は、これはゼロと、そういう予算措置がなされておるということで、大変私はこれに対しても怒りを覚えております。やっぱり組織活動、先ほど言いますように、１，０００戸の牛を飼っておる組織でしておるわけでございます。これは、横の連携、あるいは技術面で、そういう向上しようということで団結して頑張っておる。そういう中に、市からの支援がないということは、いかななものかなあというふうに思っております。

もう一つは、ヘルパーの事業についてもそうです。ことはゼロでございます。このヘルパーは、やっぱり高齢者対策の一環です。高齢者はヘルパーさんがおるから牛を飼っておる。そういうことをしょっちゅう耳にします。やっぱり安心して牛が飼えるという、そういう状況です。去年は３６万円、ヘルパーさんに助成が出ておるわけでございますが、この３６万円というのは、ヘルパーさんは保険をかけております。人身事故の保険ですね。その一部に充てておるという状況でございますから、これがなくなると、また今度は農家にそのしわ寄せが来る。そういう状況でございますから、ぜひ組織活動なり、ヘルパー活動、これは今年度も予算化をしてないということですから、復活は難しいかなあと思いますが、ぜひ来年以降、そういうことで検討をお願いをしたいというふうに思っております。

それから、ほかの優良牛の還元とかあります。これについても、合併前は８万円とか１０万円、１頭当たりにあったんです。ですが、去年は４万円と２万円、今年は３万円と１万５，０００円、極端な落ち込みがしております。私は、今まで吉岐の牛が高かったのは、こういういいものをやったり導入なり、育成をして、そしてしたのが今の吉岐の子牛の価格に反映しとるというふうに思っておるわけでございますから、やっぱり更新、牛をやりかえる。そのときそのときのやっぱり系統にあわせたやり方、これをしなくてはできないというふうに思っておるわけございまして、こういうものがなくなる。あるいは、ほかの事業についても、２２年度とか２３年度とかで終わると、そういう話を聞いておりますがとんでもない話でございます。

先ほど言いますように、牛がおって吉岐の経済は成り立つとる。いろいろな方面で影響が出て

くるという状況でございますから、そういうのをもう少し考えていただきたいなあというふうに思っております。

それから３点目の斃死畜の関係でございます。この事業につきましては、大変農家としては要望した中でいい施設ができるなあというふうに喜んでおるところでございますが、この運営については、農協に相談され、農協の承認を受けてあるのかどうかですね。

それをおつなぎしたいと思いますし、もう一点は、農家に対してどういう説明をされたのか。現在、埋設で６カ所ぐらいあると思ってますし、ほかに部落とか、そういうのを少しあるんじゃないかというように思ってます。そういうのを今まで活用して、そして無料で、無料といいますが、無料でこうできておったのが、今回お金がかかるということで、どのくらいこれにかかるのか。そして話を聞きますと、直接農家負担もあるし、また組織、部会に対しての負担もあるという、そういう話を聞いておりますから、もし金額等が提示できればお示しを願いたいなあというふうに思っております。

私は、直接かかる経費については仕方ないというふうに思っておるわけでございますが、ほかの機械とか、備品とか、そういう償還については、やっぱり市で、そういうのは償却していただいて、そして農家負担というのを軽減してもらえばというように思ってます。これは、先ほど言いますように、部会の活動費もゼロになった。今度は、こういう牛に対しても負担がふえると、そういう状況でございますから、そういうところを少し御検討を願いたいなあと思ってます。

それからもう一点は、堆肥センターの運営と利用料金についてでございます。当面は、市のほうでこの堆肥センターは運営されるというふうに思っておりますが、先々は第三セクターなり、どっかに委託をされる。そういうじゃないかなあというふうに思っておるわけでございますが、このふんの収集等については、市の堆肥センターで全戸を対象にされたのか。あるいは、一部の地域を対象にされたのか。そういうことをお尋ねしたいと思います。というのは、芦辺町に農協の堆肥センターがございますから、その堆肥センターの競合というのが出てきますし、きのうの資料を見ましても、料金が少し、金額を申し上げますが、ふんの収集にトン３００円、市はですね。本当に、これで３００円であうのか。あそこの初山から、例えば勝本までふんとりにいって、これはホイルローダーとか要りますから、そういうのを活用しながら行って３００円であうのか。これは農協は８００円にしとるんです。

そして、堆肥の散布、これについては、市は５００円、農協は１，０００円でしてるんです。そして、完熟堆肥の販売でございますが、市はトン４，５００円、農協は５，０００円、半熟堆肥が、市が２，５００円、ＪＡが３，８８０円、袋詰めは１５キロで農協は２５０円、市も２５０円という状況でございますが、かなり農協との差がある。農協は、この金額しても、かなり赤字を毎年出して運営をしとるということでございますから、当然、使う農家については安いほうがいい

いわけでございますが、その分、市の財政のほうがまた持ち出しが多くなるんじゃないかなと懸念をしておりますし、安ければ、今度は農協のほうで、市のほうにばかり流れて農協運営もできないという状況にあるわけでございますので、この取り扱いについて少し検討を願いたいと思いますし、この堆肥センターの運営については、農協のほうと相談をされたのかどうか。それを少しお考えを願いたいと思っています。

それと、袋詰め１５キロを販売されますが、これは堆肥センターでの販売だけなのかどうか。そういうのをお願いをしたいというふうに思っています。

ちょっと長くなりましたが、以上の件につきまして市長の考え方をお願いをしたいと思っています。

○議長（牧永 護君） 呼子議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） ２番、呼子好議員の御質問にお答えいたします。

肉用牛振興についての包括的な御質問でございました。まず１点目に、壱岐の肉用牛は、外貨の導入、雇用の創出等、壱岐の経済に大変な貢献をしているということでございます。まず壱岐市の農業は、第一次産業の中の大きな柱でございます。中でも肉用牛は、農畜産物の産出額で約６割を占める基幹作物になっております。議員おっしゃるとおり、壱岐の経済効果に大きく貢献していることは十分承知いたしております。

また、繁殖牛８，０００頭増頭にに向けた政策支援、各種予算等、大幅に縮減されているとの御指摘でございますけれども、これは予算規模的に見まして、大型事業が平成２１年度で完了したということで、見かけで申しますと確かに全体予算が減っているように見受けられますけれども、従来どおり、増頭対策に向けた支援策や肉用牛の規模拡大にかかわる国県補助事業である肉用牛繁殖基盤強化総合対策事業及び肉用牛肥育経営安定対策事業並びに肉用子牛価格安定対策事業の活用を初め、市単独の牛舎整備事業等にも対応いたしますので、畜産農家の積極的な取り組みを大いに期待するところでございます。

また、畜産に限らず、新規就農者独立支援事業も継続することで予算計上いたしております。これらの事業予算に不足が生じるようであれば、それなりの対応を講じる考えでございます。

さらに、平成２４年１０月には、長崎県で開催される全国和牛能力共進会では、全国に壱岐牛をアピールする絶好の機会となりますので、この対策といたしましては、本年度のプレ全共を含め、関係機関、団体と連携を図りながら、応分の負担と協力をさせていただきたいと思っております。この全共に向けては、市もかなり予算を要するかと思っておりますのでございます。

後継者、高齢化対策組織活動、ヘルパー支援活動につきましては、まず肉用牛を飼育される農家の年齢構成を見ますと、４０歳以下が７％、４０から５０歳以下が１８％、５１歳から

60歳が32%、61歳から70歳が26%、71歳以上が17%となっておりまして、この数字を見たとき、後継者の確保は喫緊の課題であると、改めて認識をいたしておる次第でございます。

先ほど申されました組織支援でございますけれども、おっしゃるように和牛部会につきましては、平成17年に88万6,000円の補助金を出しておったわけでございますけれども、去年は20万7,000円、本年はゼロと、漸減をしておるところでございます。またヘルパー部会におきましても、平成17年に60万円、それは去年は30万円で、ことしはゼロというふうにさせていただいております。高齢者のみならず、規模拡大農家の育成にも寄与しておられるわけでございますけど、後ほど申し上げますけれども、いつまでも同じ補助金をつけていくのかということについては、やはり一定の考え方を持たなければならないと思っている次第でございます。

3点目の斃死獣畜の運営と農家負担についてでございますけれども、沓崎市内で家畜共済の対象となる死廃事故が年間約500件発生をいたしております。島内での死亡牛の埋却に限界が生じていることから、平成18年12月に和牛部会と沓崎市農協の連盟文書を持って沓崎市全域を対象とする斃死獣畜の施設整備の要望が提出をされております。こけを受けまして、関係機関と検討、協議を重ねた結果、本土の化製場での処理方策を講じることで、一時保管施設を整備することといたしました。

協議を重ねる中で、1頭当たりの輸送コストと農家負担の軽減化を念頭において、1車両部をまとめて搬送することが経済的であるとの見解から、死亡牛を一時ストックする冷凍保管施設を整備することとなった次第でございます。

これらの経緯からつきまして、議員は、既に御承知のことと思っておりますけれども、この施設の運営につきましては、関係団体による運営、いわゆるJAによる運営、2番目に利用料及び施設維持にかかる費用負担は、一昨年から協議を重ねてまいりましたが、今月中には、沓崎市和牛部会長が開催されて利用料等が決定されるものと思っておるところでございます。

次に、堆肥センターの運営と使用料金、収支計画についてでございます。今回、整備する堆肥センターは、石田町堆肥センターと同様に市で運営をしております。使用料金につきましては、堆肥センター条例を議案として提案しておりますが、これらの施設は肉用牛の振興を図る上で、家畜排せつ物を適正に処理し、畜産に関する環境問題の解消と耕畜連携による資源循環型農業、完熟堆肥等による土づくりなど、環境に優しい安全・安心な農畜産物の生産を推進しながら効率的な施設の運営に努めてまいりたいと思います。

施設が稼働を始めてから、おおむね1年間は、堆肥の原料確保と製品のストックが必要となるため、今年度の製品販売額としましては、多く見込んでおりません。また、施設稼働に伴う経費

につきましては、光熱水費と水分調整に必要な原材料等の購入費を多く占めることになります。先ほど申されました対象となる畜ふんにつきましては、郷ノ浦、勝本、そして石田の一部、1,000頭分を予定をしているところでございます。

それから、私は、今から議員も御承知のように、合併算定がえが廃止されるなど、将来の壱岐市の歳入というのは非常に限られてまいります。私は、やはり新しいものに取り組むためには、こういう状況にあって、やはり何かを減らせねば新しいものには取り組めないという状況にございます。いわゆるスクラップ・アンド・ビルドでございますが、やはり選択と集中、あれもこれもではなくて、あれかこれかということで御理解をいただきたいと思うのでございます。

やはり、そういった意味からしましても、先ほど申しました組織活動という、そういったものについて、全く関与しないということでございせんけれども、やはり組織の努力をお願いしたいなと思っております。

そして行政がやるべきこと、それは、やはり初期投資については非常に金額がかかります。ですから、初期投資については、できるだけ私はやはり行政として手助けをしていかなきゃいかんと思っておりますけれども、運営費、いわゆるランニングコストにつきましては、利用者、受益者が、やはり負担するべきだと思うわけでございます。それは、組織の活動費についても私はそのように考えておるところでございます。非常に厳しいことを言うようでございますけれども、行政は将来に、やはり健全財政をつないでいくためには、遠くを見る目を持たなきゃいかんと思ってる次第でございます。その辺をどうぞ御理解いただきたいと思います。

それから、堆肥の価格等々につきましては、ここに資料を持ち合わせておりません。担当から報告をさせます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 牧山産業経済担当理事。

〔産業経済担当理事（牧山 清明君） 登壇〕

○産業経済担当理事（牧山 清明君） 堆肥センターの利用料で質問がっております。利用料につきましては、旧石田町の利用料を参考といたしまして、これを若干上げたところでございます。これは議案でも説明をいたしました、ばら堆肥が4,000円から4,500円に、また半熟の分が2,000円から2,500円に上げたところでございます。この料金設定につきましては、農協の料金との比較もいたしたところでございます。しかしながら、現在、議員御指摘のように、農協の堆肥センターも赤字になってるということは承知をしているところでございますが、やはり石田の堆肥センターとあわせたところで私たちは設定をいたしておりますし、また勝本、郷ノ浦地区のふんの収集も若干心配はいたしておりますけれども、今回は、このような議案の提案と料金の設定をしたところでございます。

〔産業経済担当理事（牧山 清明君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 呼子好議員。

○議員（２番 呼子 好君） ただいま詳しく説明を受けたわけですが、市長には、壱岐の、先ほど、いろいろ話をしましたが、牛がもたらしておる経済効果というものの認識がちょっと薄いなあというふうに思ってます。牛だけの、牛農家だけの補助金じゃないと。牛にあってこそ、こういうのが影響をしておるという、そういう認識をもう少し持っていただきたいなあというふうに思っております。

それから、従来のどおりの金額、いろいろ施設があるから全体的には下がるとということでございますが、従来どおりの事業の単価が下がっておるということです。そして先ほど言いますように、組織、ヘルパー、こういうのがゼロになったと、そういうようなことです。そのところをもう少し市長は考え直していただきたいと思います。私は、全体の事業費が下がったじゃなくて、各個別ごとのそれぞれの単価なり、そういうのがかなり落ち込んだということです。

それともう一つは、先ほど言いますように、来年度以降、２２、２３年度で打ち切るといふ、そういう話も聞いておりますが、そのところをどのようにこう考えてあるのか、それをお願いしたいと思います。

それと、堆肥センターの関係でございますが、今郷ノ浦と勝本、そして石田の一部を収集するということでございます。芦辺町についてはしない。これは農協に任せるといふことですか。これも、あともって結構でございますが。

そうしますと、先ほどちょっと料金等を言いましたが、かなり農協と市のお金が違うということで、同じ市民でありまして、芦辺は高い、郷ノ浦、勝本は安い。そういうことになるわけですね。そして、料金の設定については今産経の理事が言われましたように、石田町を基本にやったということですが、石田町も毎年、かなり財政から支出をしてやっておると、運営しておるといふことでございますから、またこれも上げて、私は市の財政からかなり出るんじゃないかというふうに思っておりますし、もし、この料金で行くならば、私は農協のほうに補助をして農協も下げるとか、そういうことをしなくては、なかなか両立が難しいんじゃないかなというふうに思ってますが、その点についてちょっとお考えをお願いしたいと思います。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 私は、当初申し上げましたように、畜産が壱岐に対して経済効果はすごいと、これはもう十分認識しております。私も平成６年まで牛を８頭飼っておりまして、牛を大変愛しております。そういった中で、この牛に対する思いは強うございます。

しかしながら、先ほど申し上げますように、限られた財源の中で新しいものをやろう。新しい

ものをやらにゃいかんわけです。そういうときは、やはり何かを切らなきゃいかん。そして、その切るものが、今あるものを半永久的に続けていってくれ。そして新しいものに取り組んでくれ、これはかなわないことでございます。

やはり、先ほど申しますように、ランニングコストであるとか、あるいは自分たちが組織を立ち上げて活動する。ある一定のところまでは、それは助成が必要でしょう。しかし、やっぱり自立をせないかんと思うわけでございます。その辺は、どうぞ御理解いただきたい。今から、やはりもちろん議員諸氏も認識されておるでしょうけれども、やはり先ほど申しますが、遠い目を持って、遠くを見て、やはり行政をしていかないかと、私は肝に銘じておるところでございます。そういった意味で、組織活動費がゼロになった。けしからん。こういうことについては、ひとつ御理解をいただきたいと思っておるわけでございます。

それから、2番目の芦辺町のふんの収集、あるいは単価につきましては、今までの話し合いの経過もあると思いますので担当理事に説明をさせます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 牧山産業経済担当理事。

〔産業経済担当理事（牧山 清明君） 登壇〕

○産業経済担当理事（牧山 清明君） 堆肥センターの利用料金についてでございます。先ほど申しますように、まず石田の堆肥センターの料金をベースに農協のほうに話をしたところでございます。また、農協におきましては、やはり先ほど説明をいたしましたように、赤字の状況であるということで、料金についての見直しということとはできないということで、私どももやはりこれは全体あわせるべきじゃなかろうかということで内部協議等をしたところでございます。しかしながら、ベースがこの石田の堆肥センターが合併前に料金の改定をなさしまして、減額との料金となりました。そういったところを今回、もとに戻して料金を一部上げたということでございます。

また、この堆肥センターの建設につきましても、当初、農協さんのほうにこの指定管理等のお願いをしたところでございますが、農協としても赤字ということで、この運営を受けられないということで、なかなか料金設定については協議が整わなかったものでございます。

以上でございます。

〔産業経済担当理事（牧山 清明君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 呼子好議員。

○議員（2番 呼子 好君） 堆肥センターについては、また委員会のほうで質問したいというふうに思っておりますが、先ほど言いますように、同じ芦辺町、郷ノ浦、勝本のその市民によってこの料金が違うというのは、私は納得ができないんじゃないかなあというふうに思っておりま

すから、そのところを委員会でもう少し質問したいと思います。答弁できるように、委員会のほうでお願いをしたいなあというふうに思ってます。

それから２点目でございますが、観光と地産地消についてでございます。きょうも原の辻の關係のチラシが新聞に入っておったわけでございますが、１４日オープンで観光課も誘致に期待をしておるわけでございますが、壱岐に来ているお客さんは、壱岐の自然、そして文化、あるいは食、これを求めて来ておるといふふうに私は思っておるところでございます。

ですから、観光については、この原の辻を核として、それぞれ今からこう充実をしていかんばいけないというふうに思っとるわけでございますが、壱岐は御承知のとおり、山の幸あり、海の幸あり、立派な新鮮な農産物、水産物がございます。やっぱり、これを観光客に与える、そういう専門店、例えば壱岐牛とか、あるいはクロマグロ、イカとか、ブリとか、そういう専門店ですね。そして、田舎料理とか、あるいは「ひきとおし」か、そういう壱岐に行ったら、これが食べられる。そういう店とか、そういうところをつくって支援していくということ。そうすれば、お客さんに、２日間来ますと、昼はあそこ、海の幸、次は山の幸とか、そういうことが紹介できるというふうに思ってます。なかなか観光だけでは、私はこう行き着く点があるかと思っておりますから、やっぱり壱岐には食べに行くんだと、そういうことの発想も必要じゃないかというふうに思ってます。

先般も、長崎県の品物を使った６０％以上の認定の店が紹介をされてありましたが、２１店舗、県下であります。その中で長崎市が１０、壱岐が５店舗ということで、素晴らしい県産品を使っておるということでございますが、私は、これは壱岐だけの独自のそういう産品を、例えば壱岐でありますと、壱岐のものを８０％以上使っておる。そういう店については認定するとか、そういうことをしながら、やっぱり育成する。そういう必要があるんじゃないかなというふうに思っております。

それと、毎回、壱岐の広報で、最後のページにヘルスメイトさんが１８９名ですか、おられるということで、ヘルシーな料理をつくって掲載されてありますが、ああいうのも素晴らしい健康食品だと思っておりますから、できれば、ああいうのを冊子にしてもらえばというふうに思っております。そういう中で、市長のお考えをお聞かせ願いたいというふうに思ってます。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 呼子議員の２点目の観光地と地産地消についてでございます。おっしゃるように同感でございますが、壱岐の食という文化、自然、食がございますが、特に食につきましては、リピーターを確保する上では本当に素晴らしい財産だと思っておる次第でございます。御質問のとおり壱岐は素晴らしい山の幸、海の幸、グルメの宝庫でございます。一支国博物館の

開館を契機に、さらなる交流人口の拡大に向けて、食を生かした魅力ある観光地づくりを進めてまいりたいと思っております。

その一環といたしまして、昨年4月から地産地消をテーマに壱岐の代表的な食材である壱岐牛やウニをメインに、壱岐の旬の食材を盛り込んだ女性向けの料理であるランチプレートの開発を進めておりまして、現在、大久保本店、味処うめしま、トロル、あまごころ本舗、ホテルアイランドの5店舗で提供を開始しております。

また、県産食材を積極的に使用している店舗を支援する長崎県の長崎地産地消こだわりの店、先ほど議員おっしゃいました認定制度において、壱岐市内島内では、大久保本店、味処うめしま、トロル、ホテルアイランド、うにめし食堂「はらぼげ」の5店舗が認定を受けておるところでございます。

議員御提案の専門店を育成するため、やはり壱岐市がそういったところを認定する制度とか、あるいは今もあるかと思いますが、ホテルなど、マル優マークとかございます。そういったことも参考にして、これは研究をさせていただきたいと思ひますし、ヘルスメイトさんのメニュー、あるいはレシピのその冊子、そういったものについても相談をさせていただきたいと思っております。

また、これは、きょう、実はベイサイドがきょうオープンいたしておりますけれども、ここでマスキン市場というところに壱岐の魚が出せるようになってます。そして、そこでお魚を料理して食べれるというようなこともあるようでございますし、そういったことについても、やはり今後研究をしていかないかんのではないかと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 呼子好議員。

○議員（2番 呼子 好君） 市長の積極的な取り組みについて御期待をしておきます。

もう時間がなくなりましたが、3点ほど、実はきょうの新聞に報道といひますか、出ておったわけでございますが、山西先生の「壱岐の歴史の旅」ということで、2日間にわたって連載されてました。壱岐の原の辻のPRも兼ねて、そういうのがこう載っておりますし、また平戸の食というのが出ておりましたが、これは福岡のホテルのそういう料理長あたりを呼んで、そういう宣伝もしておるといひのが出ておりました。

そしてきのうですか、対馬のクロマグロが長崎で解体ショーをやって、空輸で送って新鮮なものをやったという、そういうことでございますから、そういうものについても積極的に取り組みをお願いして、私の質問を終わりたいと思ひます。ありがとうございました。

〔呼子 好議員 一般質問席 降壇〕

○議長（牧永 護君） 以上をもって、呼子好議員の一般質問を終わります。

.....
○議長（牧永 護君） ここで暫時休憩します。再開を14時とします。

午後1時48分休憩

.....
午後2時00分再開

○議長（牧永 護君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、9番、田原輝男議員の登壇をお願いします。

〔田原 輝男議員 一般質問席 登壇〕

○議員（9番 田原 輝男君） それでは、通告に従いまして一般質問を行います。先ほど呼子議員から、昼の一番眠たい時期にというあいさつがありましたが、私の時期が一番眠たい時期ではなかろうかと思い、市長に対して、市長のすばらしい答弁を願い質問に入ります。

それでは通告に従いまして、1番目に上げております大谷ゲートボール場付近の整備について、これにつきましては、私もゲートボールをやっています関係上、いろんな愛好会の、また会員の皆様方の御要望もありまして、また私自身皆様方に耳を傾けまして、いろんな方向から質問をいたします。

今現在では、小学生からお年寄りの方まで幅広く大勢の方がゲートボールをなされております。その中で、市長も御承知のとおり、来年には全国離島ゲートボール大会が開催される予定でございます。そして、今現在、私たちが計画しておりますのは、先日韓国から国会議員団約44名の方が来島されました。対馬経由を経て。ちょうどいい時期に私はこの一般質問をするのではなかろうかと思っております。

それで、今から述べますことに対して、市長、本当にすばらしいお答えを待っておりますので御期待申し上げます。このことにつきましては、昨年来から韓国との交流、さて、この会をどこでやろうかということで煮詰めて相談をしまいいっております。それが、ことしに入って対馬を通じて本格化しようと思っております。韓国ですか、壱岐ですか、対馬ですかという申し合せの中で、今のところは、対馬でという――第1回を対馬でという案が浮上いたしております。観光立島壱岐をこれから先見るには、いろんな交流があって原の辻も生きてくるのではないかと思っております。

そして、それを迎え撃つには、ある程度の施設が必要かと思っております。私がいつも質問するには予算が絡むことばかりで申しわけございませんが、そういうことを思って市長のお答えを願います。

今現在、郷ノ浦町にありますゲートボール場は、御承知のとおり、約半分が前の岸本組の土地

であり、残された半分が市の物件であります。そして、私がこの夜間照明というのは、それを考えた上で今から質問をいたします。まず最初に、この用地が市の物件ばかりでないので、恐らくできないという答弁が返ってくると思います。それには、あの物件がどうしても市は欲しいわけです。私たちもそう思います。

しかし、それなりには財政が伴うと思っております。けども、将来、壱岐市の交流、スポーツを通しての交流が一番ではないかと私は思っております。まず、それには、先ほど言いました施設が伴うわけでございます。そして、あの一帯を最終的には、スポーツ施設として集約をしてもられないかというのが私の今回のねらいでございます。市長の御答弁をお願いいたします。

○議長（牧永 護君） 田原議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 9番、田原議員の御質問にお答えいたします。

大谷ゲートボール場付近の整備についてということで、韓国、壱岐、対馬ゲートボール大会も計画中である。そのためには、夜でも練習できるように夜間照明をつけてもらえないかということでございます。ゲートボールは健康づくりとふれあい親睦を深める上で、高齢者の、さらには世代を越えて幅広く楽しめる最良のスポーツと、盛んに実施をされておるところでございます。大谷公園ゲートボール場は、グラウンド、体育館などと一体的なスポーツ施設というところをいたしております。

しかしながら、当ゲートボール場は、議員先ほど仰せのとおり面積の4分の1が市有地で、残り4分の3を借り上げて利用している状況でございます。市の財産としても購入するのが最善策ではございますけれども、旧郷ノ浦町時代からの経緯もあります。また財政的にも非常に厳しく、現在まで借り上げている現状でございます。いろんな大会等もあり、このゲートボール場の必要性は十分認識いたしております。夜間照明の整備をすれば、よりよい施設になるには間違いございません。しかしながら、先ほど御指摘もありましたが、借地ということ、それから整備費用の面からも、当面は現状を維持していきたいと考えておるところでございます。

また、夜間照明の件につきましては、御存じのように、大谷グラウンドの北側の全天候型のゲートボール場、また各町に全天候型ゲートボール場、夜間照明もついております。そちらのほうの活用についてよろしくお願ひしたいと思うところでございます。将来的に、大谷地区をスポーツ施設の集積、これはもう間違いなくそのように思っておるところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 田原輝男議員。

○議員（9番 田原 輝男君） 市長の言われることは十二分にわかります。けども私が言ってるのは、本当のナイター施設じゃなくして、一つの案として申し上げます。今、テニスコートがあ

りますよね。あそこに取りつけ式で、電柱も立てずにした。コイン式で。ある程度の予算は必要かと思いますが、そうした案を私は持っております。大谷グラウンドのように本格的に、わあっと四方八方から照らすような照明じゃなくして、夜間でもーなぜかちゅうのは、対馬から今、壱岐・対馬の交流試合がっておりますね。年に行ったり来たり。交互の。それでも、対馬の方が見えられたときに、その時期はやっぱり7月時期で、蒸し暑い天候で、やっぱり昼間は、暑い時期が、その年度によってはいろいろありますけど、それで夜でもちょこっと練習ができたらなあ。夜でも大会ができたらなあという案が、お話をいろいろ伺いました。それで、この施設、照明という案を私が質問したわけでございます。

そして、地域の方々に、壱岐市内の全体のことを考えて、やっぱり16コートと、石田と芦辺で8コートしかないわけですよ。ああ、失礼しました。石田と芦辺の屋根つきというのは4コートずつです。そして、郷ノ浦が8コートあるわけです。それで、ほとんどの大会が、市の大会でも大きな大会は大谷に集中するわけです。そういう関係上、ナイター設備をという案を出したわけです。再度、市長もう一回お願いします。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 今、田原議員のおっしゃる事情というのは、もう本当にこうわかるわけでございます。ただ、やはり既存施設を有効に活用していただきたい。もちろん、その大会等、特別のこと等々について、狭い、いわゆるコート数が足らんということはわかります。しかし、今、いわゆる効果、投資効果というものも当然考えなければいけませんし、そして今ゲートボール場の夜間照明はゼロというのは考えにやいかんと思っておりますけども、先ほど申しますような施設もございます。ぜひ、そちらの活用をお願いしたいと。そして、どうしても実際活用して、どうしてもというようなことがあれば、再度御質問願いたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 田原輝男議員。

○議員（9番 田原 輝男君） 先ほど一緒に言えばよかったんですけども、大谷グラウンドのところに2コートの屋根つきがあります。その中で、これは本来ならば、旧合併当時に解決をしてなかったのが原因で、4町まばらな使用料になっております。といいますのは、芦辺、石田は無料です。勝本、郷ノ浦が使用料が要るわけなんです。その料金の統一化も、やっぱり市長、そればかりじゃなし、いろんな施設が料金はばらばらですよ。そこなんです。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 先ほど、この料金の統一化につきましては、先ほどの堆肥の問題も同じ

でございますけれども、市内で本年は合併6年を折り返して7年目に入ったにもかかわらず、市内のもろもろの料金の統一がなされておりません。これについては、本当に私も責任を感じております。すべての料金について、市民の皆さんに不公平がないように、なるべくーなるべくというか、極力早く解決したいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 田原輝男議員。

○議員（9番 田原 輝男君） もう1回だけ、済いませんけど。先ほど、ゲートボールについては、韓国と対馬、壱岐ということを行いました。やはりスポーツ交流の中で、今いろんな交流を叫ばれております。それで、市長もみずから先頭に立っていただいて、是が非とも、非常に少年野球の韓国との交流、これも頭の中に入れて、今後、先頭に立って進めていただけたらと思っております。そこ、市長そこだけ。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 先ほど、お話がありました韓国の方々との話を、私先日行いました。韓国のほうから壱岐との交流を深めたいというお申し出もあっておるようでございます。実際に韓国のほうからの自治体の代表者の方とは、4月にお見えになるというようなことも聞いておりますけれども、やはり観光面につきましても、韓国との交流が今から必要になってくると思います。ジュニア野球のみならず、韓国との交流を深められればいいなあと思っているところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 田原輝男議員。

○議員（9番 田原 輝男君） それでは、市長の今の答弁に期待を寄せております。よろしくお願いいたします。

それでは、2点目の質問に入らせていただきます。2点目につきましては、壱岐市ケーブルテレビ整備事業について質問をいたします。今現在、景気低迷の中、市内事業者の方もそのあおりを受け、先が見えない状況である。また雇用の面にも、会社存続の面においても、これから先が心配だという声を耳にしております。

その中で、いろんなものを経済効果、いろんなものを踏まえて一般質問をいたします。総事業費46億円を越える大型事業、島内業者、大勢の参加はどのようにお考えなのか。きのう総括質疑の中でも、いろいろと地元でできるものは地元業者でという質疑がありました。その総括質疑の内容を踏まえて市長の答弁を求めます。

私の考えは、まずJV方式か、4割方式か。4割方式はゼネコン4社、そして地元業者4社、

そうした方式であり、市内業者の方も、この事業においては本当に首を長くして待っておられました。そして、いろんな説明会、そして私も担当に行って聞きまして、どうも、ＪＶなら本当にいいんですけども、じゃないような気がします。そこで、きょうは傍聴席にも関係業者の方がたくさん見えられております。市長、明確な答弁をお願いします。

- 議長（牧永 護君） 田原議員、続けて質問を。
- 議員（９番 田原 輝男君） それでは２点目ですが、市長は施政方針で、４月初旬には本体工事入札の手続を開始する予定、また各関係機関の許認可などの手続を終えて、７月ごろをめどに工事の着工となる見込みと報告されました。

それで、まず工期的に大丈夫なのか。そして、市民皆様を対象にした自治公民館単位の説明会は十分できているのか。これにつきましては、私の耳に入っていますのは、ある公民館では、これはあくまでも強制ではないのは私もわかっております。ある公民館では、入るでも入らないでも御自由ですよ。そして一方では、公民館の要請があれば説明に行きますという、このような周知の仕方での加入率の問題、そして管理者制度をとっての、その加入率のパーセントでどんだけのこと、パーセントで渡されるかわかりませんが、それを切った場合には市の持ち出し金が増えるわけなんです。その周知のあり方、そして、基地局、基地局をどのようにお考えなのか。そして、最後に、アフターについてはどのようにお考えなのか。この点についての市長の明確な答弁を求めます。

- 議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

- 市長（白川 博一君） 田原議員の２番目の御質問であります壱岐市ケーブルテレビ整備事業についてということでございますが、この地域情報通信基盤整備事業につきましては、本当に以前も申し上げましたが、壱岐にとって将来本当に壱岐が取り残されなくてよかったなと思える大きな画期的な事業であると認識をいたしております。本当に喜んでおるところでございます。しかも市政方針で申し上げましたように、８９％という補助率でこれが実施できるということにつきましては、本当に市民の方々の血税を本当に節約できるなと思っておるところでございます。

さて、壱岐市ケーブルテレビ施設の整備事業の主たる工事につきましては、海底ケーブル敷設工事、センター施設等建築工事、放送送受信設備等のセンター設備工事、光ケーブル電送路工事に分けて発注する計画をいたしております。センター施設等建築工事につきましては、地元業者への発注を予定しております。三島への海底ケーブル敷設工事、放送送受信設備等のセンター設備工事、光ケーブル電送路工事につきましては、大規模かつ技術的難度の高い工事内容が多く共同企業体での発注は困難と思われるので、制限つき一般競争入札を行う予定にいたしております。

吉岐市電気工事業協同組合より議会にも陳情書が提出されましたように、市にも地元業者に受注の機会を与えてほしい旨の陳情がなされております。しかしながら、内容を御説明申し上げまして了承いただいたものと思っておるところでございます。

今後、光ケーブル等の保守に、地元電気工事者の皆様方の協力が必要になってまいりますので、受注業者に対して、地元電気工事業者の光ケーブル融着接続技術等の高度技術習得に協力を願い、島内業者の育成を図るとともに、短い工事期間で効率的に工事を行うためにも、地元業者の皆様方のノウハウを活用していただくよう受注業者に指導したいと考えておるところでございます。

次の、私が工期といいますか、スケジュールを申し上げたことについてでございますけれども、事業の本体となりますセンター設備工事、光ケーブル電送路工事の工事期間につきましては、議員御指摘のとおり、通常の工期は確保できない規模でございます。この工期が一番心配をいたしております。御存じのように、この事業は平成21年度の事業でございまして、平成22年度に繰り越しをするという事業でございます。繰り越し事業は、1日たりともその工期が年度を超えてはなりません。したがって、平成23年3月31日までに、もう100%完成をしなければ補助金を返すと、返さなければならないという、本当に工期の厳しい条件でございます。したがって、この条件を満たすことができる業者の応札になると考えております。

次に、自治公民館等の説明でございますけれども、12月から自治公民館長並びに電気工事店を対象とした説明会を始めまして、2月からは各単位公民館での説明を行っておりまして、3月末で市内の3分の1、242公民館でございますので、約80館の説明が終了する予定となっております。今後も、残りの自治公民館等の説明を重ね、事業の周知に努力してまいります。

次に基地局でございますけれども、実は、やはりなるべく投資を抑えるために既存の庁舎等で基地局ができないか、ずっと検討してまいりました。電波の問題、それから強度の問題等々がございまして、既存の施設の有効利用ができないという結論に達しまして、現在電波の調査などを行っておりまして、その結果により、最も効率的な場所に建築を予定するということにいたしております。まだ決まっておりませんが、市有地、いわゆる公の土地で一番条件のいいところということを考えておるところでございます。

それから設置後のアフターにつきましては、アフター、運営管理保守につきましては、今後指定管理者となる団体に委託していく予定でございます。

先ほど申しましたように、この工事の完成後は、市内の吉岐市電気工事協同組合の皆様方にいろんなメンテをしていただくと思っておりますので、今回の工事を機に、一つ技術を習得していただいて、いつでも対応できるよという技術の習得を市内の業者の方をお願いをしたいと思ってる次第でございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 田原輝男議員。

○議員（９番 田原 輝男君） どうしても、ＪＶ方式は無理なような答弁でございますが、私は、今市長がおっしゃいました。最終的には、地元電気業会の方をお願いをしたい。そのためには、絶対にこの事業はＪＶ方式でいって、地元の業者も参加をしていただいて、そして勉強もしていただいて、最終的にアフターについては地元業者でという方式を私は考えます。私が市長なら、そのようにします。

それで、なぜそのベンチャーが組めないかという理由に、資格の問題を今言われました。多分そうだったと思います。資格は、ゼネコン１社が持っておれば、その下には資格がなくても仕事はできるはずなんです。そうなれば、下請で入った業者全部資格を持たんと仕事ができんような状態になると思います。

それで、どうしても、やはり地元の経済、また最初、冒頭に言いました雇用の問題、いろんな問題を踏まえて、私はＪＶ方式、四分割方式、再度市長にお尋ねします。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 田原議員がおっしゃるように、地元の業者の方を使う。そういう中で、免許のこともございます。ただ、私もこの点については素人でございますから、それぞれの情報を集めて判断をしたわけでございますけれども、この光ファイバーの接続というものは非常な高度な技術が要る。免許じゃなくて技術が要るということのようでございます。

そういった中で、先ほどの工期のこともございます。これはそういう私が心配することじゃございませんけれども、例えば、実際には、地元の業者の方をＪＶでなくても使う業者かもしれないですね。しかしながら、ＪＶだったら、必ず使わっしゃるわけですね。そういう中で、先ほど言いますように、私が一番怖いのは工期でございます。手戻りがしよったら間に合わんわけです。実は、この光ファイバー、ファイバーケーブルが島内でどれだけの延長があるかといいますと５００キロなんです。５００キロの延長を七、八カ月でやってしまわないかん。私は、そこに例えば、その責任を持った１企業が全力をかけてやっていただく。こういうことが必須ではなからうかと思います。

私は、正直言って、先ほど申しますように、この光ファイバーについては全く知識を持ちません。しかしながら、いろんな工事の経過、工事の今からのスケジュール、それからいろんな御意見を聞いた中で、これはやはり一社の入札で集中的にやっていただくということが最も肝要だと判断をしたところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 田原輝男議員。

○議員（９番 田原 輝男君） 議長、何回でもいいですね。はい。要するに、今の市長の答弁では、１社のほうが工期に間に合うと、もうぼんと言え。けども、私の考えは違うんですよ。確かに、そうした方式もあると思います。けども、地元業者にとっては本当に首を長くしていた事業、先ほど言うたように一言言いましたように、いろんな方向から考えていった場合に、地元の企業の方もこの工事に参加できれば、かならずＪＶを組めば、組ませていただければ、必ずやり遂げますという言葉も聞いております。そういう観点から、この地元の事業者の方がこれに対する熱意、相当感じております。

そして、いろんなサービス面においても、これに参加をしておれば、いろんなことがわかるんです。ただ、技術の問題、技術の問題とおっしゃられても、今後、いろんな形でどういう工事が出てくるかわかりません。そのたびに、経験がないから、資格がないから、壱岐の業者を外しますと。こうなりかねることも考え、予想されます。それで、やはり業者を育てる意味でもこのＪＶを組んで技術の習得、そういう方向性も考えられてはいかがですか。市長、もう一回。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 田原議員はＪＶという考え方でございますけど、私は先ほど申しますように、私は１社だと思ってます。それは、先ほどから申し上げますように、今回は、もう絶対に間に合わせにやいかんわけ。４０数億円も返すわけにいかんわけ。

ですから、私は、この本当に技術の習得とか、もちろん大事です。していただきたい。しかし、そのことによって、ある意味で、そういうことを理由に、もしこの事業が遅延したら許されんわけ。意気込みだけで仕事はできんわけ。

私は、本当に今事業者の方々にかわっておっしゃっていただいておりますけど、私は、先日お話ししたときに御理解いただいたものと正直言って思っておりました。でも御理解いただいてなかったのかと、今田原議員の質問で思っておるわけでございます。やはり、徹底して、そういう場でお話してほしかったなあと。私は陳情を受けたときに、先ほど申し上げましたようなことを申し上げて帰っていただきましたから、納得されたのかと思っておりましたし、しかし、そのことによって、私が今の判断を変えるということはございませんけれども、直接会ったときにお話ししてほしかったなという気がしております。私の考えは変わりません。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 田原輝男議員。

○議員（９番 田原 輝男君） なかなか根気比べで、なかなか市長のお考えも私と一緒に頭が固いようでございます。けども私はここに立って、傍聴席のほうにも見られております。けども地元業者のお気持ちは、市長、本当に胸の中に刻んでいただいて、これから先のこういう通信関係

ばかりじゃなくして、いろんな形での地元業者というのは考えていただきたい。そう思います。

それと、あと一、二点関連で質問いたします。もう基本設計も、もうあとわずかで終わろうとして、発注の時期を待つような格好でございますけども、あの入札発注ですね。これもまたいろんな方からのお尋ねで、まずビスの対策、これと周知のあり方に、もう一回返りますけども、本来なら課長に答弁してもらいとですが、まず、よその市の例を挙げてみますと、よその市はこうした紙で、いろんな話を進めるもとにつれて並行で、工事申込書、要するに承諾書です。こうして加入率を探っておるわけです。そうすれば、加入率はある程度先が見えてまいります。壱岐市の場合は、入札ももう4月には行われる予定と聞いておりますが、何らこういう姿も見えません。

そして、先日の説明会の折に私も聞いてみますと、まだそれまで行ってはおりませんと、こういう回答でございました。課長いいですか。

そして、もう1枚が市のやつ、壱岐市の場合、これが対馬市、いいですね。これはもうご承知だと思います。その中で壱岐市の場合は室外内に2カ所VONU、内部にDONU、この宅外、宅内ですね。対馬市の場合は宅外1カ所です。そして、これは説明会の折に聞かれたと思います。そのときの回答がどうであったかという、先日、私が説明のときに聞いたら、総務省の認可がおりなかったからという、そういう回答でした。そして事業所の説明会の折には、こっちが安くつくからと、そういう説明をされたとお伺いをいたしております。これ単純に考えたときに、最後のアフターについては、若干対馬市の場合が予算がかかっても最終的には安上がりになると思います。その理由として、宅外で1カ所で終われば、宅内のない分は、この建物の所有者は、例えば、家をあたるから改造したい。これら、これを外さんと邪魔だ。なった場合、これはここまで市が責任を持つわけですから、その都度、市がお金を出していかないかんわけです。たちまちのことを考えてばかりじゃなく、これから先のことも考えて設計をされたと思います。なぜ、こうなったかの理由をお聞かせください。それが、私の説明が受けたときの回答が本当だったのか、事業者への説明のときが本当だったのか、お伺いします。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 私、詳細が非常にわかりませんので、お許しをいただいて、担当課長に説明させますが、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 山川政策企画課長。

〔政策企画課長（山川 修君） 登壇〕

○政策企画課長（山川 修君） 田原議員さんの質問にお答えをいたします。

まず、リス対策でございます。御承知のように勝本周辺から壱岐全体に広がっておりますけれ

ども、現在３年前にありました、イントラの線も相当数やられております。その他、今回は幹線と支線、宅内引き込みについては、ちょっとやりませんけれども、幹線と支線につきましてはリス対策用のケーブルを敷設する予定にしております。それは光ケーブルの周りにステンレスの輪っかが巻いてあるやつでございます。

それから周知につきましてですが、詳細に、私が現場に行っておりませんので、ちょっとわかりかねるんですが、もし、言葉の端々に、担当者からの言葉の端々に悪いところがありましたら、私のほうからお断りを申し上げます。できるだけ急いで周知をするようにしております。しかしながら、１月２７日に決定通知をもらって、今までは一生懸命やっておるわけですが、なかなか進まない状況にあります。自治会長さんに、まずは説明会をいたしまして、自治会長さんに会員の皆様におつなぎをお願いしたわけですが、その中で、自治会長さんが自分ではどうしても会員の皆さんにおつなぎができないという、そういう方々について申し込みを受けて、今、説明会を行っておるわけですが、今現在８０公民館という非常に多い申し込みを受けております。多分、２４２全部の自治会から申し込みが来るのではなかろうかというふうに覚悟しまして、４月中にはぜひとも終わりたいという、全公民館終わりたいという、今頑張っておるところでございます。

それから、加入申込書でございますけれども、今お話ししたように、１月２９日から今まで説明会を一生懸命やっております。説明会を終わらずして加入申し込みとるわけにはいきませんので、説明会が終わりましたときに、初めて加入申し込みを全戸とりたいというふうに考えております。それが大体、発注時期と同等となるかというふうに考えています。

その次に、ONUでございますけれども、確かに対馬市は一体型のONUをつけております。ONUが、先ほど議員さんがおっしゃった、総務省からけられたというのはですね、ちょっと私、そんなこと言ったかなと思うんですが、はい。（発言する者あり）実際は５１億円の要求を総務省にしまして、４１億円ほど削られております。その中で、どこで調整をするかというと、ここで調整をしました。一体型のONUでありますと５万円から６万円ぐらい平均しますけれども、これでは１万数千円ぐらいでございます。その２つに分けることによって機能が違うわけではございませんけれども、単価が相当下がっていったと。それから、もう一つ下げたのはFM告知機でございます。対馬市の場合はIP告知機というのがついております。これはIPで全部送るわけですが、停電時には放送ができないという欠点がございます。FM告知機は単価は安いわけですが、停電時でも放送ができるということで２つに分けたことでございます。

以上でございます。

〔政策企画課長（山川 修君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 田原輝男議員。

○議員（９番 田原 輝男君） 本当、時間もなくなってまいりましたけども、要するに私が言いたいのは、たちまちが高かっても先で金のかからないほうが最終的には効率的な工事のやり方じゃないかと思っております。今さら、設計にも入って、あす朝できようかというときで、今さらどうしようもないかとは思っておりますが、本当にそうしたものを考えながら設計に行かれたものと思っておりますけども、何せ、この後の維持管理につきましても、要するに、最終的に市の持ち出し金のないようにくれぐれもお願いをいたします。そして、くどいようですけども、市長に対し、今後、地元でできる事業については、きのうもありましたように、地元業者で、特殊な事業によるものは、仕方ない場合には島外業者、そしてＪＶ方式、これはどういう事業に対しても私から希望いたします。

それで、本当は終わりたいんですけども、次の質問に行きます。

３点目は、例の郷ノ浦港の駐車場についてお伺いをしますが、いろんな地元報道見てみますと、最終的には警察まで動いて検挙者も出たという、大変、市の不手際での出来事じゃないかなと思っております。いろんな方向から考えてみますと、どちらがいいか、結論的に有料がいいか、無料がいいかという結果になってくると思います。けども、これも施政方針の中で市長が申されましたように、本来、今回追求をしたかったんですけども、３月末で結果を報告をしますという内容説明がありましたので、引き続き、担当課のほうも大変だと思いますけども、九州郵船利用者の方に対し、これ以上、迷惑をかけないように進めていただけたらと思っております。

そして、最後に私がお願いしたいのは、私もいろんな方向から調査をいたしておりました。その中で要するに、朝のヴィーナス、９時便ですかね。あのヴィーナス接岸場所のあの一帯にかなり車をとめられて、救急車の往来ができない。Ｕターンもできないという事態がかなりあるというふうにお伺いをしております。それで、それを踏まえて、３月いっぱいまでに全体的なもの、レンタカーの問題もありましょうし、いろんな問題もありましょう。それをまとめていただいて報告されました後に、私がまた質問するかしらないか考えます。それで市長、どうか、すばらしい対応策を考えていただきたい。その前にちょっと市長の一言だけ。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 郷ノ浦港の駐車場についてということでございますが、まず、郷ノ浦港ターミナルの駐車場につきましては、県・市あわせて３５６台の駐車スペースがございます。これまで市として、ゴールデンウィークあるいはシルバーウィークと大型の連休には駐車場が満杯状態となり、このため外周道路や歩道、さらには駐車中の車の前面に駐車され、他の駐車中の車が出れなかったというケースもございました。このような状態を踏まえて、市といたしましても、これまで市報により、他の臨時駐車場の位置の周知や防災無線による適正な駐車を呼びかけてき

たところであります。しかしながら、一部の期間においてはどうしても適正な利用をなされてなく、このため一部の方からは全体を有料化にすべきとか、ある一部の箇所だけ有料スペースの設置をとの要望をいただいているところであります。市といたしましても、これらを踏まえ、実情を把握して、その対処をいたしたいと考え、昨年末から駐車場の利用調査を実施しております。と、同時に、限られたスペースでありますので、できるだけ市民の方が送迎などの方法で協力いただき、長期駐車の減少と駐車場の高度利用を図るため、市報を通じて呼びかけてきたところでございます。また、これまで一部恒常的に駐車されておりますレンタカーにつきましても、やっと御協力をいただきまして、3月1日から駐車場から撤退をしていただいております。ただ、お返しになるときは、あそこに置いてお返しになるということはございます。これらの調査状況を踏まえまして、今議会中に皆様方にその方針を御報告いたす予定でございます。また、市民の方々の残念ながら恒常的駐車がございます。それから市外業者が営業のために車を置いて、土曜、日曜、車を置いて、月曜日に自分が来て、それを運転すると。そういった業者もございます。これらが今すべてナンバーを把握をいたしておる調査をしておりますので、それらについて注意をいたしまして、その後、皆さん方に、私の判断を御説明いたしたいと思ってる次第でございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

- 議長（牧永 護君） 田原輝男議員。
- 議員（9番 田原 輝男君） 私が今まで何点か市長に対して質問をいたしました。本当に2点目については納得がいきませんけども、市長もなかなか、うんと言わない。それ一つが残念でございますけども。今後とも、1点目につきましても、2点目につきましても、3点目についても、市長の決断を願いまして、私からの質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

〔田原 輝男議員 一般質問席 降壇〕

- 議長（牧永 護君） 以上をもって、田原輝男議員の一般質問を終わります。

.....

- 議長（牧永 護君） ここで暫時休憩します。再開を15時とします。

午後2時49分休憩

.....

午後3時00分再開

- 議長（牧永 護君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、12番、鵜瀬和博議員の登壇をお願いします。

〔鵜瀬 和博議員 一般質問席 登壇〕

○議員（１２番 鵜瀬 和博君） それでは通告に従いまして、壱岐市長に対し、１２番、鵜瀬和博が質問させていただきます。

大きく２点、定住促進支援についてと交流人口拡大について御質問をさせていただきます。

まず第１点目、定住促進支援について、平成２２年度の施政方針によれば、新規事業として、定住人口減少の歯どめ策として、島内の失業者や島に残りたいと望む子供たちが島外に就労、通学の間を求めて通勤、通学できるよう島外通勤、通学者の交通費助成として７００万円計上されております。対象者は、壱岐市内に住所を有し、島外へ、フェリー、ジェットfoil、ORCの公共交通機関を利用された通勤、通学する方で、毎日通勤、通学の方で年額５０万円を限度に、月に２回以上帰島される方で年額２０万円を限度となっております。現在の見込みと今後の計画についてお尋ねをいたします。

２点目、一方、人口の増加を図り、活力あふれる地域づくりに資するため、市内に定住を促進する目的として、現在、壱岐市定住促進支援要綱が定められております。これは定住する意志を持ってＵターンした者に定住促進支援奨励金として、転入時に単身者に５万円、同居する扶養親族がある場合１０万円を支給するようになっております。実績としまして、平成１９年度が１２人、平成２０年度が２１人、平成２１年度が、きのうの総括質疑の中で７人ということでした。しかし、今話したとおり、現在の定住促進支援要綱では壱岐出身者は該当しておりません。また、満６５歳未満の方で壱岐に定住するためにＵターン者の事前調査用の田舎暮らし体験施設として、県職員公舎の田の上第一アパートを家具等、洗濯機等付で７日から９０日間貸し出しを行っています。残念ながら、今月末をもって終了します。そのような中、厳しい経済状況のため、若者を初めとした壱岐出身者のＵターン者も増加をしております。現在の支援策ではＵターン者の支援策はありません。市長も御承知のとおり、旧芦辺町では芦辺町定住促進に関する条例を制定しており、合併の経過措置として、昨年３月まで予算措置をされ、旧芦辺町の対象者には支給をされております。具体的な内容といたしましては、１、転入奨励金として、壱岐郡外に１年以上居住、島内に住民登録をしていた者が芦辺町に住所を置き、住民登録５年間居住したとき、１回限り支給をいたします。ただし、公務員は除きます。転入奨励金として、３パターンがありまして、義務教育以下の子供を含む家族が転入した場合に２０万円、世帯主が転入時４０歳未満の家族が転入した場合に１５万円、転入時１５歳から４０歳未満の単身者が転入した場合に１０万円となっております。また、就業奨励金として、就業後、芦辺町に住所を置き５年間居住したとき、１回限り支給をいたします。これも公務員は除きます。１回限りの支給で２０万円となっております。また３番目に通勤費補助金として、公共交通機関利用者に対し、自己負担額の２分の１以内として年額２０万円、結婚祝い金として、夫婦のいずれかが婚姻時

40歳未満であり、かつ芦辺町内に居住しており、婚姻届後5年間夫婦とも芦辺町に居住した場合5万円、海外研修助成金として、出発時40歳未満で芦辺町に住所を置き、国・県レベル主催の海外視察研修で海外滞在10日以上、帰町後研修報告を行った者に助成対象研修費で本人負担額の2分の1以内となっております。

合併してから、平成19年、20年度の実績としまして、転入のほうが平成19年9名、20年度が40名、結婚が19年度が16名、20年度が36名、就業が平成19年度が19名、20年度が18名の実績となっております。

今回、海外研修助成金など当時の時代背景もあったかと思いますが、今回の島外通勤通学者の交通費助成もあわせ、定住人口を促進する上からも、現要綱等見直しを行い、対象者を壱岐出身者まで拡大し、白川市長ならではの制度拡充に向け、取り組んでいただきたい。市長の考えをお聞かせいただきたい。

3番目に、定住促進には、先ほど来より、働く場所の確保は不可欠であります。現在進められている壱岐地域情報通信基盤推進事業、つまり、光ケーブルを各家庭まで併設するケーブルテレビ方式により、高度情報化社会に対応したネットワーク環境を構築し、市内の全世帯、事業所で、テレビやインターネットが快適に利用できる情報ネットワーク環境が整備されます。このことは現在企業誘致しているコールセンター等の規模や雇用拡大の計画、さらには、新規で企業誘致を県と協力して進められているのか、お聞きをいたしたい。特に、壱岐に残りたい島内就職希望の新卒者、特に高校生ですが、不況のあおりを受けて大変厳しい状況であります。そこで、商工会、ハローワーク等との連携をとりながら、農業、漁業のような新規就労者としての島内事業所への支援助成金の創設をしたらと考えますが、市長の考えをお聞かせください。

以上、3点について御意見をお聞かせください。

○議長（牧永 護君） 鵜瀬議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 12番議員、鵜瀬和博議員の気合いの入った御質問にお答えを申し上げます。

定住促進について、まず、施政方針の中の島外通勤通学者の交通助成についてということで、現在どのくらいの見込みと、今後の計画はということでございます。

施政方針の中で申し上げましたが、平成22年度から島外通勤通学者交通費助成事業を実施したいと考えております。御質問の見込みと今後の計画についてでございますが、まず見込みといたしましては、昨年検討委員会を立ち上げましたころの調査で、週通勤の該当者が25名ほどいらっしゃいます。予算としましては、今年度は週通勤該当者を30名、5名増ということでございますけれども、20万円掛け30人の600万円、毎日通勤通学者を、今おりませんけれども、

2名程度ということで100万円計上いたしております。合計700万円ということでございます。現在いろいろ問い合わせがっておりますけども、想定しておりませんでした島外通勤の形態等ともございます。また、福岡壱岐の会の中でも特養ホームにいる親の面倒を見るためにも、住民票を移してでも、本事業を活用して、毎週帰省したいという方なども話も出ておりまして、大きな反響を呼んでいると私は感じております。

今後の計画といたしましては、島内の就業対策が第一義でございますが、島内に残りたくても島外に雇用の場を求めざるを得ない方々の支援策として、本事業を活用していただき、定住人口の拡大策となることを期待しているところでございます。

2番目の定住促進支援でございますけれども、U・Iターン者には該当するけれども、市内出身者は該当しないではないかということでございます。旧芦辺町の定住に関する条例のように対象者を拡大し、内容を充実すべきということでございますが、本事業は壱岐市定住促進支援事業として、市内に定住を促進することにより人口の増加を図り、活力あふれる地域づくりを目的にIターン者に定住奨励金を支給し、Iターン者をふやす目的の制度でありました。内容的には、議員がおっしゃった内容のとおり、単身者には転入時に5万円、同居する扶養親族がある者には10万円をいずれも2年以上壱岐市内に住み続けるといった定住要件を満たす場合に、奨励金を支給する内容となっております。これまで逐次制度の見直しを行いながら、Iターン者の増加に努めてまいりましたが、定住に結びついたのは合併以降16件中6件で、平成20年度からの制度見直し後は定住開始後に申請されるケースが多く、奨励金が定住の呼び水になっているとは言いがたく、平成21年度をもちまして、壱岐市定住促進支援要綱は廃止したところでございます。――失礼しました。16件中6件じゃございまして、27件中7件でございます。失礼しました。

しかしながら、定住促進を図るためには安定した就業先と住まいが条件となり、その面の根本的な解決を図っていかなければ、奨励金制度だけでは定住につながらないと考えております。したがって、平成22年度において、就業支援の施策として、Iターン、Uターン者のみならず、島内の未就労者対策とあわせて、総合的な就業対策を定住促進策として検討してまいりたいと考えております。

また、住まいと住居対策につきましては、空き家、空き地の貸し出し希望等の調査を実施し、空き家、空き地情報バンクへの登録を呼びかけ、定住希望者への情報を提供していきたいと考えております。先ほど申し上げましたように、定住促進策だけではなくて、就業対策とあわせて、これを実施したいと考えておるところでございまして、議員御指摘のように、対象者の拡大について充実していきたいと考えているところでございます。

次に、現在進められている壱岐地域情報通信基盤整備推進事業についての御質問でございまし

た。企業誘致したコールセンター等の拡大、さらなる新たな企業の誘致は進んでいるのか。また、島内の高校生への就職が厳しい折、どのような対策をしているのか。独自の助成金等の創設をすべきではないかということでございます。高速インターネットを活用することによりまして、事業者の希望する通信サービスが選択でき、利便性、コストダウンが図られるものと思っております。今後の具体的な整備計画に基づき、事業者との調整を図ってまいりたいと思いますが、雇用の拡大につきましても、高速インターネットを活用した拡大をお願いをしてみたいと思います。新たな企業誘致につきましては、コールセンター２社と離島においてもコストが安価かつ効率的な半導体関連部品――失礼しました。コールセンター２社と接触をいたしております。また、流通コストが安価かつ効率的な半導体関連部品製造業２社へ企業訪問を行い、誘致活動を展開してまいりました。しかしながら、厳しい経済情勢と地理的条件により、誘致に至っていない現状でございます。企業誘致は雇用の創出と地域への多面的な効果が期待できますので、引き続き誘致に向け努力してまいりたいと考えております。

島内への高校生への就職支援につきましては、ハローワークとも連携しながら、国の事業である新卒者体験雇用事業や県の事業である雇用創出基金事業、また、ふるさと雇用再生特別金事業等を活用して、当面まいるところでございますけれども、単独の支援、高校生就職助成金については、今現在考えていないところでございますけれども、研究の余地はあると思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

- 議長（牧永 護君） 鵜瀬和博議員。
- 議員（１２番 鵜瀬 和博君） まず、第１点目の通勤通学の件ですけれども、現在アンケートによれば２５名の需要があって、ことし、あとプラス５名で３０名までしたいということと、毎日通勤については今のところないけれども、２名ほど予算を予定していると。

そこで、毎日通勤というのは大体何日ぐらいをめぐに、１週間のうち６日とか５日とか、そのあたりを再度お願いします。

- 議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

- 市長（白川 博一君） 基本的には、週通勤というのは２往復でございますから、それを超える分だと思っています。週３回以上というのが毎日に該当しはしないか、考え方としてはですね、と思ってる次第でございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

- 議長（牧永 護君） 鵜瀬和博議員。
- 議員（１２番 鵜瀬 和博君） 週３回以上ということで、ぜひですね、先ほど、田舎暮らし体

験施設の田の上第1アパートもなくなりますし、そうした中で、空き家、空き地の情報収集並びに募集ですね、されていくと。これまでも確か、空き地情報、空き家情報等々何件か見てみましたが、私が以前種子島の企画政策課の方とちょっとお会いする機会がありまして、この方が言われてましたのは、154人ぐらい転入して、Iターンの方がいらっしゃると。それ、どうしてですかとお聞きしたらですね、結局、まず最初に、離島ってのは、こういうふうに変なですよ、要はマイナスイメージを言うらしんですよ。というのが、それでも来ますかっていうふうに、向こうが飛びついてくれば、こりゃ本気に、離島を次の定住地として考えられてると。そうした中で、その人が、例えば2泊3日でですね、その担当の方が、1人しかいらっしゃらないそうなんですけども、ずっと四六時中一緒について、種子島の案内をして、そして先ほど市長が言われましたとおり、雇用の確保ということで、そういった形の情報も持ってらしてですね、そういった方との引き継ぎをされたり、そして家についても何件か候補があって、ずっと御案内をしていくと。

今の状況では、市の状況では、田舎暮らししませんかっていうインターネット上の情報だけで終わってると私は思ってるんですね。やはり、来られる方はまず、まず一つあこがれで来られると思うんですね。スローライフという部分で、安心安全な島ということで、リゾート感覚で来られると思うんですけども、その半面、不安がかなりあるかと思うんですね。だから、そういったところで親身になってですね、担当の方、壱岐市で言えば、政策企画課の方と思うんですが、専任をつくっていただいて、そういった形で対応していただきたいと。いつも私が事例として言うのが、対馬や五島をすぐ引き合いに出します。というのが、やはり、同じ環境でありながら、それぞれ頑張られてると思っております。対馬についてもですね、2泊3日で体験をされておまして、そこでも何人か御夫婦でお見えになって、そのときは2人担当者がずっとつかれて、エスコートされて、対馬のいいところ、そして、こういうところはありますし、特に一番言われるのが、家族連れで言われるのが、学校のことを心配されるそうです。こういった学校が幾つあって、そして病院ですね。病院がこういう病院があってということで、学校についても一緒に学校まで行ってあげてですね、その視察したときに、学校の雰囲気等を味わっていただいて、これなら自分の子供を連れていったときに安心ですよっていうことを納得された上ですね、再度何度か情報交換をされて、そして154組くらいの実績につながってると。そういうことで種子島のほうにも、かなり行政の視察のほうもふえておまして、そういった親身になって対応すると。通常、ぜひIターンで来てくれって言えば、いいとこしか言わないもんですから、実際、幾らか住んでみたら、実際は違うじゃないかと。そういうことで、先ほど言われました、Iターンの定住促進支援奨励金も2年おればもらえるわけですから、それにつながらなかったっていうのも、その辺もあるんじゃないかと。あとは、雇用に関しては、今は新規就業者として、漁業、農業があ

るわけですが、先ほど市長が言われました、新卒者の体験雇用奨励金というものもあるようですので、そういったのを使われて、ぜひ、高校生含めたＩターンの方々も、そういった形で拡大をしていただきたいと思います。多分、実は全国商工会連合会のほうにですね、新規学校卒業者の採用に関する要請書ということで、文部科学大臣、政務官、厚生労働大臣の政務官、経済産業大臣の政務官あたりから、新規学校卒業者の雇用拡大並びに採用内定取り消し防止といった形で要請が来ておりました。多分、要請が来てるということは、こういう厳しい中に、何らかの支援策を国も考えられてるんじゃないかならうかと思われますので、そういった情報にアンテナを立てていただいて、そういうのが出たら、すぐ周知といろんな形でしていただきたいと思います。

そして今回、施政方針の中でも国の、先ほど市長も言われました、緊急雇用創出事業臨時交付金とふるさと雇用再生特別交付金で７件の事業で３６人の雇用を確保しているということです、なるべく多くの方々に行き渡るような形でしていただければと考えています。

それとまた、特に市長が言われてる離島の課題としては、少子化高齢化というよりは、高齢化はこれはとめることはできませんので、少子化が大事かと思っております。その中で結婚祝い金というのは今吉岐市ではないですね。その辺も含めてですね、これも旧芦辺町のときは５年以上経過した後に、それを渡すようにしておりますので、今、昨今いろいろと結婚問題も難しくなっているようでございますので、そういったところもぜひ検討していただきたいと思います。

今、申したことににつきまして、市長のまた御意見を聞かせていただきたいと思います。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 新卒者の雇用については、先ほど申された事業と違うかもしれませんが、新卒者を対象に体験雇用ということで、３１日間雇用した場合に新卒体験雇用奨励金ということで、国が月額８万円を支給するという制度がございます。ただし、これは短期でございます、恒常的な雇用につながらないということでございます。

それから、先ほど申されました、もろもろの定住促進あるいは結婚祝い金等々につきましては、今のところ、今、私の頭の中にございまして、今後、考えさせていただきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 鵜瀬和博議員。

○議員（１２番 鵜瀬 和博君） ぜひですね、定住促進については、Ｉターンだけでなくで、Ｕターンの方、つまり吉岐出身の方々が１回高校を卒業されて出て、いろんな経験をされて戻って来れるようなＵターンのできる、そういう施策を含めて、雇用の確保を。これも行政だけではできませんので、商工会、先ほども言いましたとおり、ハローワーク等々と協力しながら

確保に努めていただきたいと思っておりますので、ぜひ、それをお願いしたいと思います。ぜひ、この定住促進支援についてはですね、今後、減っている壱岐市の人口をですね、さらに、先ほど市長が施政方針でも言われました、定住人口の減少の歯どめ策と、そしてまた増加策の一つでもありますし、この後の交流人口拡大についてですね、また、観光行政等々の件で拡大していけば、そこに雇用の場も生まれますし、その辺については一体的な取り組みが必要となっておりますので、ぜひ、白川市長だからこそできる、そして、白川市長だからやらなければならないというものですね、目玉というべきものを、これまでの行政とは違った、いろんな角度からとらえていただいて創設をしていただきたいと考えております。この定住促進支援につきましてですね、再度、市長の考え方を決意をお伺いしたいと思います。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 先ほどお話で答え損なっておりましたけども、五島、対馬、あるいは種子島の例については勉強させていただきたいと思っておりますし、本当にですね、今、褒められて、私が言うわけじゃないわけですがけれども、壱岐は本当に今どうかしないと大変なことになると、この認識は本当に持っております。ですから、今回の通勤通学助成も含めて、あらゆる定住促進策、Ｕターン、Ｉターン者の増加策というものを考えてまいりたいと思っております。議員の皆様方のアイデアもぜひお貸し願いたい。いろんな知恵をあわせて、このように取り組んでいきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 鵜瀬和博議員。

○議員（１２番 鵜瀬 和博君） 今、最後に市長が言われました、今の壱岐の状況としては待たなしてございます。そうした中で、ぜひ、この定住促進については、早急に制定をされまして、多くの方々がこの支援によりまして、Ｕターンなり、Ｉターンできるような体制を整えていただくことを切に要望いたしまして、最初の質問を終わりたいと思います。

続きまして、交流人口の拡大についてお尋ねをいたします。

いよいよ、「市立一支国博物館・県埋蔵文化センター」が３月１４日日曜日のグランドオープンを待つばかりとなりました。これまで茶谷プロジェクトやプレスツアー、エージェントツアー、内覧会等実施されてきておりますが、島内外への宣伝等万全なのかお尋ねをいたします。

また、連日テレビ、雑誌等取り上げられ、大変心強く感じていると市長は施政方針の中でも報告されておりますが、取材後の放映日並びに掲載日、そして、雑誌名等々、せっかく取材をされているにもかかわらず、全く市民に対してホームページの新着情報等でも周知されておられません。せっかく、こういった機会をとらえてですね、島内の機運を盛り上げる上からも、これはぜひ、

早急に壱岐島振興推進本部なり、そういった取材にかかわったところに関してはですね、せっかくホームページもリニューアルしておりますので、または市長のブログもございます。そういったのをとらえて、市民の方々、並びに島内外に向けて情報発信をしていただきたいと考えておりますけども、市長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

2点目、交流人口拡大に向け、観光行政を効率的、効果的に推進する上で、「古代史ぎっしり・壱岐」、「魅力発信事業」や「イルカパーク」を初め壱岐の新たな観光素材や、先ほどから出ておりました食ですね。そして、歴史、自然、スポーツによる交流、食を生かした体験プログラムなどを戦略的に積極的に情報発信をし、誘致宣伝活動を展開すべきと考えます。今後の島内外への戦略的広報宣伝計画はどのようなになっているのか、お尋ねをいたします。

3番目、これまで、私は何度となく一般質問の機会をとらえて、これからは地域間競争が激しさを増しますと。限られた財政の中では知恵を出し合って、ハードだけではなく、ソフト事業の創設は必至と訴えてきております。今回、知事選におかれまして、新知事になりました中村新知事も、この地域間競争のことは常にいろんな形で訴えられてきております。そうした中、各理事を初め、平成20年4月28日に、これは市長が就任後と思いますが、設置されております「壱岐市08プロジェクトチーム」は、設置の目的であります、「海と緑、歴史を生かすいやしの島、壱岐」の実現を目指すことから、私は会社の経営会議と同等と考えております。この活用については全く目に見えてきておりません。そうした中、この「壱岐市08プロジェクトチーム」の活用について活用されているのか、お尋ねをいたします。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 鵜瀬議員の2番目の御質問、交流人口の拡大についてということでございます。

いよいよ「一支国博物館」、3月14日にオープンいたします。これまでの島内外の宣伝で万全か、その成果については島民に周知すべきである。オープン後の博物館を含め、今後の壱岐市島内外の戦略的広報宣伝はという御質問でございますが、これにつきましては、まず、「一支国博物館」の開館を契機に交流人口の拡大を図るため、これまでも内覧会、市報で特集を組むとともに、壱岐市、長崎県、乃村工藝社、関係団体によるマスコミ向けの広報宣伝にも取り組んでおります。いずれにせよ、市民の盛り上がりが必要でございます。特にこの1年間は、新聞、雑誌、テレビを初めとするメディア媒体に広く露出するとともに、平成22年度上期長崎県観光情報説明会が壱岐市で開催されるなど、官民一体となった情報発信に取り組んでおります。また、今年度は「長崎さるく博」のプロデューサーである茶谷幸治氏を受託者とした「一支国博物館」を契機とした広報戦略事業を進めております。「古代史ぎっしり・壱岐」をキャッチコピーに島内の

意識醸成、東京、大阪圏への博物館の周知広報に取り組んでいるところでございます。

今までこちらが把握をいたしておりますメディアへの掲載件数でございますけど、新聞掲載が23件、雑誌掲載が27件、テレビ報道11件、ネット通信関係4件、ラジオ報道8件、計73件でございますが、これはもっとあったと思っておりますけれども、把握をしたのがこれだけでございます。その島民の方々について、こういう番組を周知、これはですね、正直申し上げて怠りがあっております。十分な周知がなされていなかったと反省をいたしておるところでございます。

ところで、本日オープンいたします「福岡ベイサイトプレイス」の活用でございますけども、このベイサイドには壱岐の魚介類をメインにやるということで、もちろん全国から来るわけでございますけど、松金市場という市場に壱岐東部漁港を主体とした壱岐の魚が参ります。それにあわせまして、実は13日にテレQで放送がございます。「九州経済NOW」という番組でございます。テレQの13日の午前9時から、タイトルは「ベイサイドアンド壱岐」という放送でございますのでお知らせをいたしたいと思っております。このベイサイドには1日5,000人、年間150万人がお見えになるということで、見逃せないこの人数だと思っております。

それから、博物館の今後の宣伝でございますけれども、やはり、こういった人たち、そして、「どんたく」、「山笠」、「唐津くんち」等々があった折にですね、そのときに足を延ばしていただく。この作戦を今からつくらないかと思っております。壱岐に、最初から壱岐をターゲットにしてくるんじゃなくて、福岡へ来た、そこに壱岐があるんだということで足を延ばしていただく。こういった宣伝、そういったものも今からとっていかねばならないと思っておるわけでございます。博物館開館後につきましては、博物館の建物自体も非常に、黒川紀章先生の建物、遺作でございますけれども、これも建築学的に非常に評価が高いということもございます。博物館とあわせてのPRに努めますとともに、壱岐市観光協会を中心に引き続き、壱岐市、長崎県、乃村工藝社と連携しながら、「古代史ぎっしり・壱岐」をキャッチコピーにさらなる交流人口の拡大に結びつく効果的な広報宣伝に努めてまいり所存でございます。

次に、「08プロジェクト」の件でございます。この設置目的からも経営会議と同じだと、活用されているのかということでございます。

壱岐市08プロジェクトチームにつきましては、重点施策にかかわる調査及び協議等を行うことを目的に設置したものでございます。これにつきましては、主に無駄遣いストップについて、部署を超えて、市役所職員みずから無駄遣いストップについての提案、協議を行うために、本要綱に基づき、プロジェクトチームを設置したものでございます。御指摘がございましたが、このほかの案件についてはプロジェクトチームを設置をいたしておりません。しかしながら、私はこれまで市の政策、課題等の情報を共有して協議する機会が必要であるとの観点から、毎週、原則

月曜日でございますけど、毎週1回理事会、そして毎月1回の課長会等を開催しております。議員のお話のとおりに交流人口拡大を含め、これからの地域間の競争を勝ち抜くには、ソフト面での取り組み、いかに知恵を出していくかが重要であると認識しております。本要綱におけるプロジェクトチームの任期については、08年にこの要綱をつくっております関係もございますが、21年3月31で一応終了いたしておりますけれども、今後も理事会、課長会と含め、こうした機会を活用し、また市民皆様からの御意見を伺いながら、積極的に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

いずれにしても、ソフト事業、ソフト面での取り組み、これは大事であると考えておるところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 鵜瀬和博議員。

○議員（12番 鵜瀬 和博君） まず、1点目の島内外へのオープン前の宣伝等万全かということですが、あらゆる機会をとらえて、市長としてはやってきたということでございました。私が客観的に見る限りでは、オープンに向けて、いわば、それにかかわってる方々の必死さっていうのがなかなか伝わりませんでした。というのが、こういう島内外への宣伝についてですね、いろんな機会ってのはたくさんあります。例えばですね、これは担当課のほうにはお話ししておりましたけど、正月、皆さん、年始のごあいさつで年賀状を使われるかと思うんですけども、その3月14日のオープンに向けて、エコ年賀はがき等の作成は何で考えられんやったのだろうかと思って。例えば、職員1人当たり10枚なら10枚買ってもらえば、560人ばかりの職員がいるわけですから、それと議員は手書きであれば大丈夫ですから、それで知人に出せばですね、逆に言えば、3月14日から、そういった機運も少しずつ高まるんじゃないか。そしてまた今回プロジェクトして、この黄色いステッカーをつくられましたけども、本来なら、これはもう早い時期に職員及び議会人、議員の人に、関係者に配付して、車の後ろなり、張ってもらうのがもう少し早ければよかったんじゃないかと思います。議会に配られたのが2月の後半でしたかね、くらいでした。

そこで、ちょっとお尋ねをいたします。この「古代史ぎっしり・壱岐」の、このオープンステッカーですね、全職員並びに公用車当たりに張られてますか。その点についてお尋ねをいたします。そしてまた、大体作成時期がいつだったのかと、そして配付状況ですね。その辺についてお尋ねいたします。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 実は、私ももらったのは本当に20日ぐらい前だったと思うんですが、

担当者に答えさせます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 松尾壱岐島振興推進本部理事。

〔壱岐島振興推進本部理事（松尾 剛君） 登壇〕

○壱岐島振興推進本部理事（松尾 剛君） 詳細な時期は、ちょっと資料を今手元にございませ
んが、確かに先日お配りした時期が早かった先月につくっております。

それで、実は２種類のステッカーございまして、１３時開館というのをまず先に配らせていた
だいております。その後、１３時開館ついてないやつと２種類あって、ちょっと時期をずらし
て配っております。そちらは１３時開館になってますですかね。それは最初の板でございます。
それで１２月の予算でつけていただいた分で、このステッカーにつきましても、確かに、もっと
早くという面では反省をいたしておりますが、実は決して開館の前だけに張るつもりじゃござい
ませんで、通年で張ろうということで考えて、張っていただこうというつもりもございました。
それで、まずは１３時というのを先にしたのは、まず最初に情報を流したときに、まず１４日開
館ということをやまず全面で見出して特にやったんですけども、島内で、実は、グランドオープン
が１３時というのございまして、そこは、きちんとお伝えしとかなないといけないかなというのが
ございまして、先に１３時というのをついたやつを回しまして、ほかの媒体等も含めて、１３時
がある程度十分したかなということで、また、その後に、その図がついてないやつをつくってお
ります。ただ何回も言いますが、これは開館後も、少なくとも１年間は使うつもりでお願いは
したつもりでございます。

〔壱岐島振興推進本部理事（松尾 剛君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 鵜瀬和博議員。

○議員（１２番 鵜瀬 和博君） 私が言いたいのはですね、年間ずっと張る予定で配るにしろ、
どこが引っ張っていきよるのが見えんとですね。というのが、先ほど市長が言われた、壱岐市、
「原の辻プロジェクト室」ですね。乃村工藝社兼で、観光協会等とはそのサポートでしょうけど
も、その情報について、例えば、だれが、茶谷さんがされるのか、その辺も含めて全く見えない
ために、見えないっていうのが、効率が悪いために、そういった手落ち等々があったんじゃないか
らうかと思います。先ほどから市長が言われます、地域間競争でソフト事業が大切になってくる
という部分はそこなんですね。どれだけ危機管理意識を持って取り組むかというのをだれが監視
をして、それを指導していくのかという部分では、私は、担当課はあるにしろですよ、やはり、
白川市長が、せっかく、先ほどプロジェクトチームはなくなったということでございますけども、
毎週理事会、そして毎月課長会をされてるわけですから、その中で意見を集約してですね、全部、
白川市長だけが全部は見切らんとですよ。やはり、いろんな分野に行ってますから。だから、

その辺も情報収集をしてですね、的確に市長のほうが指示を出すような体制をつくっていかないと、今が一番厳しいときですと市長も言われたとおりですね、その辺に向けて、ぜひ、一致団結をして頑張っていたきたいと思っております。

先ほど、そういった意味で「ベイサイドプレイス」東部漁協が今回加入をされるわけですが、ここに「クロスFM」っていうのもございますし、そういった媒体とのタイアップ等もあります。私はいろんな取材等々並びプレイスと平行して、本来ならスポットCMの必要性を切に感じておりました。というのが、また対馬を出しますけども、対馬は現在キャッチコピーとして、「！な島です。対馬」、そして、ロゴマークは無限大みたいな対馬の形をイメージした、対馬の歴史自然特産品など、魅力が想像できる、偏ることなく、対馬そのものをアピールすべきと考えて、ロゴマークをつくられております。そういった形で、統一した宣伝の仕方等々があります。今回壱岐では、「古代史ぎっしり・壱岐」がきょう新聞に入っております。こういった形で、今後訴えられていくんだろうと思いますけども、やはり、統一性を持って、いろんな方々と協力をしながら、今後の交流人口拡大に向けて努力をしていただきたいと思います。

また、これも以前提案しておりましたけども、波佐見町が動く広告塔として、運送トラックに波佐見町の公告をして、その補正予算158万円ほど出しております。そういった形で、壱岐ならではの、壱岐は絶対トラック等々使わないと、一般の物流というのは大変厳しいところでありまして、そういった方々は全国にトラックに乗って行かれておりますので、その辺も含めて告知方法等も、今後、いろんな方々の知恵を借りながら、予算を少なく、そして知恵を出して頑張っていたきたいと思っています。

今後のこういった取り組みについて、市長の決意をぜひお聞かせいただきたいと思います。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 私の指導力について、若干自分自身反省するところがございます。次回の議会には、そのような指摘されないように、指導力を発揮して頑張りたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 鵜瀬和博議員。

○議員（12番 鵜瀬 和博君） ぜひ、職員の方にも、優秀な方々、優秀なスタッフもいらっしゃいますので、市長の手となり、足となるような方々をぜひ活用されまして、知恵の集結をして、全職員一丸、そしてまた議会と手を取り合って、今後、壱岐市振興のために御尽力していただきたいということを強く要請をいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

〔鵜瀬 和博議員 一般質問席 降壇〕

.....
○議長（牧永 護君） ここで暫時休憩をいたします。再開を 16 時とします。

午後 3 時 49 分休憩

.....
午後 4 時 00 分再開

○議長（牧永 護君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、13 番、中田恭一議員の登壇をお願いします。

〔中田 恭一議員 一般質問席 登壇〕

○議員（13 番 中田 恭一君） 通告に従いまして、ただいまより一般質問をいたしたいと思いますが、最後でございます。皆さん、かなり疲れておるようでございますので、適切な答弁があれば早目に終わりたいと思いますので、よろしくお願いします。

それに、私ちょっと、ここ二、三日、私ごとでばたばたしておりまして、一般質問の原稿はつくらずに、きょう即興で行きたいと思いますので、もし不適切な言葉などありましたら、議長のほうから厳しい御指摘をよろしくお願いします。（笑声）すぐ私言い飛ばします。

まずは 1 点目、中学校統廃合跡の施設の利用計画についてお尋ねをいたします。

統廃合も紆余曲折ありましたが、やっと 23 年度に実施をできるということで、現在各中学校で準備委員会等が進められておると思いますが、多分、その中でも学校の跡地についての検討もなされておると思います。その中で、まだ、すべて発表する段階にはなっていないと思いますが、ある程度、現況でわかった範囲でも、現在の跡地についてどういう利用されるのか。また民間への売却なども、民間ちゅうか、市民を含めてですね、民間への売却も考えにあるのかどうか。特にですね、現在、今ずっと管財のほうで、ずっとこの前からやっておりました遊休市有地の売却も進んできて、少しずつは減ってきておると思うんですけども、学校の統廃合にあわせて、給食センターの統廃合、また将来的にはごみとか処分場の統廃合になりまして、どんどん、どんどん、施設の統廃合により遊休市有地がどんどんふえてくるほうが多いような気がいたします。なるべくなら早目に使えない遊休市有地については処分をしていくのが妥当かと思ひますし、また、それとあわせて有効な利用があれば、そちらのほうに使っていただきたいと思ひます。

そこで、私、一つ、この中で提案をしておりますのは、校舎跡地の利用で現在いろんな少年野球とか、ジュニアバレーとか、先ほどもあったゲートボールとか、いろんな団体がスポーツの交流で来ております。現在向こうから来ておる少年チームには 1,000 円か、1,500 円か、ちょっと単価はわかりませんが、多分宿の補助も出してあると思ひます。どうしても、こう、そういう遠征に限っては、選手、補欠はもちろんのこと、家族もついてきますし、そういう合宿

施設みたいなやつを市でつくってやってはどうかと思っております。それにつきましては、私一番ずっと見ておりましたら、鯨伏中学校の校舎跡地をある程度改造すれば、現在閉館しております、サンドーム、温泉は使わなくても、普通のお湯の風呂の部分だけでも。あと合宿するときの食堂とか、ああいうのも、会議場とかも現在のままの施設で使えると思うんですよね。その辺、もし、いろんな市長としてのお考えがあれば、その辺をお伺いして、再度質問をしたいと思えます。

○議長（牧永 護君） 中田恭一議員の質問に対する答弁をお願いします。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 13番、中田議員の質問にお答えいたします。

中学校の統廃合問題の後の利活用の計画の御質問でございます。現段階で、この問題につきましては、教育委員会で議論が進められておりますけれども、現時点での状況を申し上げたいと思います。

まず、壱岐市中学校規模適正化統廃合計画の推進につきましては、壱岐市内全地区の合意を受け、各町ごとの準備委員会及び専門部会が既に立ち上がり、具体的な準備作業を進めているところでございます。議員、御指摘の中学校統廃合後の施設等跡地利用につきましては、各町とも総務部会、学校施設跡地等利用検討部会及び準備委員会で話し合っておりまして、その結果を受けまして、3月2日と3月8日の計2回、各町の準備委員の代表者が集まって協議する連絡会を開催し、どのようにして利用計画を進めていくかという方向性について、次のような決断に至っております。

まず、基本的な姿勢として、利用計画については地域住民の意見や意向はできるだけ聞きながら慎重に協議していくものの、すべて希望どおりなるとは限らない。内容等によっては大きな予算等を伴うことでもあり、市関係部署等とも協議し、最終的な結論を出していくということについて確認されております。

次に、利用計画を検討する方法ですが、郷ノ浦町については、沼津、渡良、初山地区の公民館長が住民の意見を集約するという方法であり、勝本町については鯨伏地区住民へのアンケートをとるという方法です。また芦辺町についても全校区へのアンケートをとるという方法になりました。この決定を受け、今後各町での実務作業に入っていく、9月には準備委員会としての案をまとめるように予定をいたしております。準備委員会での協議は、このように検討の仕方を決める段階ですので、利用計画についての具体的な意見等につきましては、まだ出てきておりません。ただ協議の中では、閉校の校舎が非行等の温床になってはいけないといった御意見や、同じ地区内に既に使われなくなった建物が幾つもあるのは地域として好ましくないという意見が出てきております。また、地域によっては、地区公民館等としての活用を希望したいといった声もいただ

きました。また、準備委員会の中での意見ではありませんが、他県の小学校から壱岐に長期間の体験活動に来た際、授業等を行う場として使用できないかといった申し出もいただいております。壱岐市教育委員会においては、中学校は地域住民の心のよりどころであり、大切な場所であるという認識の上に立って、住民の皆様の御意見を聞きながら、議員御指摘の委員会への売却、青少年の合宿所等から、遊休市有財産の処理といったところまで、あらゆる可能性を考慮しつつ、十分に時間をかけて、よりよい利用計画を進めてまいりたいと考える所存でございます。また、遊休資産につきましては、遊休地については随時払下げを行っておりますけれども、今後、学校統廃合で余る学校施設等については、教育委員会等と十分協議の上、売却可能な施設につきましては、御指摘のとおり払い下げ処理を検討してまいりたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 中田恭一議員。

○議員（１３番 中田 恭一君） 大体の流れはわかりましたが、今も皆さんの意見から出てくるように、他県からの研修とか、そういうのも教室も多いし、すべての教室を使わんで、教室の中に青少年自然の家みたいな感じでベットを設置すれば、宿泊とともに研修もできると思うんですよね。それにグラウンドもありますし、体育館もあります。特に、鯨伏はＢ＆Ｇのプールもできてありますし、いろんな、ちょうど施設的には、結構、今から先に遊ばせるような施設になってしまいますので、それが有効に利用できるということは大変いいことだと思っておりますので、サンドームの利用もあわせてですね、ぜひ、検討していただきたいし、昨年やったですかね、もう知事変わられましたけど、前の金子知事が来島されたときに、勝本の支所で懇話会があったときに、ある同僚議員からも、ぜひ、そういう施設が欲しいと、県営の施設が欲しいということで話が出まして、その当時の知事は、もし運営を市とか市が委託するところがやっていただければ、ハード面については県が補助をしますよと。県で施設は建ててあげますよと、そこまで確か言われたと思うんですよね。だからこそ、今度はちょっと耐震とか、何とか、いろんな問題ありますけども、その辺施設の整備をある程度県にやっていただければ、第３セクターなり、指定管理者なりを使えば、うまい具合に運営ができるんじゃないかと思っておりますし、強いては、大学生の合宿とかですね。そういうのもどんどん今からふえてくるんじゃないかと思っておりますので。ぜひともですね、地区の方がどう言われるかはわかりません。ぜひとも、そういう方向で行けば、地域にもお金は落ちますし、小学生が来れば、それについた親もついてきます。ですからこそ、ぜひですね、現状でできる、大改修が要らないような範囲で、ぜひ、今閉鎖されておるサンドームとか、そういうのもあわせて一緒に利用していけば、もっと有効な活用ができるんじゃないかと思っておりますので。ぜひですね、その辺検討をいただきたいと思いますし、鯨伏教育長か、教育委員会関係にもそういう話がある中でも、もしかしたら、こういう方法もありますというの

も、ちょっとお話をしていただければ、住民の方の納得もいくんじゃないかなと思っておりますし、せっかくなつったサンドームも眠ったままでございますので、その活用もあわせて、ぜひ、検討していただきたいと思っておりますので。

何か、この件として市長の御意見ありましたらお伺い……。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 議員、御指摘のように極力有効活用図っていきたいと思っています。また県の支援についても、できるものはぜひ御支援していただきたいと思っているところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 中田恭一議員。

○議員（13番 中田 恭一君） まだまだ合併をする前から、余り、次の施設の使い方を深く追求するわけにはいきませんので、ぜひとも、ほかの施設についても、給食センターなんかも、まだまだ新しい建物が2つは不要になってきますので、その辺の活用もあわせて、十分検討して、処分できるものはどんどん処分をしていって、遊休資産をなるべく減らすように御努力をお願いしたいと思います。

それでは、もう2点目に入ります。

行方不明者の搜索ということで、きょう一般質問しようと思ってました。きのう早速一人の方、無事保護されたようで安心をいたしておりますが。

最近、非常に高齢化が進みまして、去年も結構行方不明者がよく放送されておりました。現在でも、確かまだ見つかってない年配の方もおられるそうでございます。ぜひともですね、行方がわからないままになるというのは非常に家族にとっても不安で心配なところでございますので、消防団、消防署を初め消防団員の皆さんとか、いろんな人に御迷惑をかけて搜索をしておるわけですが、どうしても時間がかかってしまい、消防団員の皆さんは昼は自分の仕事を持っておりますので、休んですべての搜索活動に出るというのは難しゅうございます。

そこで1つ提案ですが、いろんなところで話になってる救助犬とか、警察犬か、どちらがやるのかわかりませんけども、そういうものの導入はできないものか。多分、壱岐市でそれをすべて管理するのは難しいとは思っております。ただし、こういう県でそういうのを要請していただければ、県で保有をしていただければ、こちらからの要請に応じて、すぐ次の日も来てもらおうと。とにかく早期発見が人命にかかわると思っておりますので、きのうの方もあと2時間おくれておったら、多分凍死の予定ではなかったかという病院の先生からの報告もあっておりますので、ぜひともですね、1分1秒でも早く見つけないと人命にもかかわるということですので、救助犬の――一番

いいことなら、消防署なり、警察署にお願いをして、1頭管理をするのがいいんでしょうけども、金銭的にも無理でしょうから、県とかそういうところに要望すれば、すぐ出動できるような体制がとれないものか、その辺の検討をお願いしたいと思いますが、市長の答弁を。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 行方不明者の捜索についてということでございます。本当にきのうも無事発見されてよかったと思っておるところでございます。行方不明者の捜索状況につきましては、平成21年度、本日現在6件発生市内でいたしております。消防団員皆様、地元の皆様方の懸命な捜索をしていただきましたが、いまだ2名の方を発見することができておりません。1名は海難でございますけど。そこで警察犬、救助犬の導入、もしくは応援が受け入れられる体制づくりについてどうかということでございますが、現在、長崎県警には警察犬、救助犬もおりません。警察犬、救助犬と申しますのは、警察犬、同じように思われがちですが、そうではなくて、警察犬はいわゆるホシを挙げるわけですが、特定の人を匂いをつけ1人を追いかけていくと。救助犬はですね、災害等の特定ですから、人間があるかどうかを探すというのが、役割が違うものですから、行方不明者でありますと、この警察犬が適当かなと思う訳でございます。ところで、警察犬を長崎県警はいないというようなことで、どうしてるかといいますと、事件性によりまして、県内民間の嘱託警察犬訓練所に出動依頼をしているそうでございます。この警察犬もですね、稼働、いわゆる働き過ぎされんそうです。2時間が限度だそうですね。2時間ぐらいしか、もうやれないと、1日にですね。なおかつ、そういうことで、非常に警察犬そのものも事故率が高いということで保険が物すごい高いそうでございまして、一度借りるのにですね、これは未確認ですけど、100万円ぐらいかかるということのようでございます。そこでですね、やはり、なかなか難しいかなんと思ってはおりますけども、ですから、あくまで個人的な要請しかできないのではなかろうかという気がいたしております。なかなか難しい状況じゃなかろうかと思っております。現状だけをお伝えしたいと思います。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 中田恭一議員。

○議員（13番 中田 恭一君） 私もぱっと思いつきでこの質問を書いたばかりで、そこまで勉強する暇がなかったものですから。それなら、もうちょっと難しい面もあると思いますね。それでは、なるべく行方不明者を出さないように。（笑声）

いや、その体制の中でも、例えば、今度光が全戸行きますよね。この前、研修に行ったところには、ウェブカメラを据えつけて、独居老人の、生存って言ったら悪いですね。健康状態の確認とかしてありました。そういうのも今から、独居老人、特に独居老人のところなんかは、そうい

う光を使った、例えば、ポットのスイッチが入れば、朝ポットのスイッチが入れば、元気でられるんだとか。テレビのスイッチが入れば、元気でられるんだというのを、多分、そういうプログラムあると思うんですね。そういうのも活用して、なるべく、特に独居老人の方にそういう施設も今後、光、政策企画課のほうになると思いますけども、いろんな回線を利用して、そういうふうにぜひ利用していただきたいと思いますので、その辺、今後ぜひ検討をお願いをしたいと思います。

30分はもうちょっとで終わりますので、40分ほどいただきたいと思います。

最後に、エコに関する市としての補助をということでやっておりますが、最近、非常にエコブームでございまして、現在では窓を二重にすれば補助金があるとか、いろんな国の補助もどんどん来てはおりますが、大変国の補助も金額が少なくてですね、やりにくい点がございます。正直言いまして、私昨年、太陽光発電とオール電化を思い切って、借金をいたしましてやってみました。総額、太陽光発電で二百七、八十万円ぐらいかかりました。その中で国からの補助は27万円程度でございました。その次に、つい最近に、3カ月ほど前に、その間にエコ給湯オール電化にしたわけですけども、それが80万円ぐらいかかりまして、国からの補助は4万円です。まだ振り込まれておりませんが、4万円の予定です。大変ですね、使い勝手はいいですし、電気の買電も月に現在、今まで24円やったのが48円の補助で買い取りになりまして、多い月で1万円ちょっとは買電をしております。電気料もうち家族が多ございますので、2万何千円使ったのが1万円ちょっとになりましたし、非常にエコにとってはいい施設だと思うんですよ。ところが私もかなり勇気が要りまして、270万円、300万円ちょっと15年ローンで買っております。15年ローンで月3万円、4万円、払っていかないといけない状況になっておりまして、どうしても、よさは皆さんわかってるんですけども、なかなか大きい事業になって、取り組みが鈍いというのが現状だと思っております。ほかのところの会社に聞いても、現在壱岐で100前後ぐらいはどうか今太陽光発電、オール電化のほうに切りかえつつあるけども、どうしても補助がないので難しいという話も出ております。ある都道府県では、ある自治体では県も国の補助に上乗せして県もやる。また市独自の補助もやるというところもあります。それは先ほども言うように財政的に非常に難しいと思いますが、もう少しでも、あとわずかでも、気分的に違うんですよ。県・市の補助があるということ。計算上は行政の人に言わせると、十二、三年で多分元はとりますよと。ローンで分割で払って、電気の買電と電気料の差額を全部計算すれば、13年、14年で元はとりますよという話ではございますが、なかなか、今月、先月の雨が続きまして、非常に買電もできずに払うばかりで大変ですけども、ぜひですね、長期になりますと返すのも大変でございますので、その辺、何らかの市としての、あるいは県への要望でもよろしゅうございますが、ごみポストももちろんエコですけども、そういう電気の発電もエコの一つでございま

すので、何らかの市の方策として、何かないか。すぐはできませんでしょうけども、長期的な目で何かあればお願いします。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 中田議員のエコに対しての補助をということでございます。私は中田議員、大変尊敬いたします。今ですね、やらないかんと思います。私もやらないかんと思うわけですが、先立つものを持ちませんので。（笑声）やれずにおるわけでございます。今、少しでもいいと、いわゆる、イニシャルコストが高いということで、施設投資が高額であるから、なかなか取り組みにくい。少しでもいいから、あるいは利息に補助でもいいからということでございます。現在、国におきましては、住宅用太陽光発電導入支援対策補助事業を実施しております。また余剰電力の買い取り制度も、先ほど申されましたように高くなっております。長崎県では21年度までは、国の住宅用太陽光発電導入支援対策補助要件に適合した場合に、国の要綱に適用した場合に、1件当たり6万円の補助金が交付されております。ただし、この補助事業については21年度までとされてることとであり、22年度からは国の地域グリーンニューディール基金事業により、太陽光発電システムとLED蛍光灯をセットとした複合的な物を条件として1件当たり8万円、300件分を予定されております。さらに6月に1,100件分を追加、今度6月に追加することが検討されておるところであります。また、県内13市の中では5市が取り組まれております。長崎市が500件、佐世保市が270件、諫早市が350件、大村市は今年度22年度から100件が、国または県の補助金が決定していることを条件として、10キロワット未満の太陽光発電システム1戸1基までとして6万円補助され、雲仙市も22年度から1キロワット当たり3万円、上限は10万円で50件の補助が予定されております。本市といたしましては、現時点では市独自の取組は考えておりませんが、今後、国・県・他市の状況を見ながら検討していきたいと考えておるところでございます。もし補助をするといいたしますと、やはり、利子補給となりますと、やはり、年数も長くなりますし、そこになかなか技術等の問題もございいます。もし、やるといいたしますれば、単年度補助かなと思ってます。研究をさせていただきたいと思います。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 中田恭一議員。

○議員（13番 中田 恭一君） 私、21年度までの県の補助を知りませんで、多分もらっていないと思います。21年度やったかと思うんですけど、私のつけたのは。それと、金に余裕があるからつけたんじゃないですよ。僕はぜひ、金に余裕がないからこそ、電気代をどうかして浮かそうと思って、15年かけて、どうにか差額で賄おうかと思って一生懸命やっておりますので。

多分ですね、15年すれば、元取れますので十分いけると思います。

私がつけた本音はですね、これは、はよから行きたかったんですよ。このエコに対する太陽光発電についても補助金をくださいと。しかし、僕がつける前に言ったら、おれにくれるというようなもので、自分にくれるというようなもので、僕がつけてから、ぜひ、この質問をしたいと思いついて、今まで我慢をしておりました。実際は自分でやってみないとわからないことですから、ちゃんと自分でやって試してから、皆さんにも要望しようと思いついてやっております。金に余裕があるからではございませんので、ぜひ、その辺は。

ぜひですね、ほかの市もやっておるということでございますが、財政的にはいろいろありますけども、ぜひ、今から先のエコに対する皆さんの関心もどんどんふえております。ですからこそ、そこに、気持ちなんですよ。キロ当たり、国が4万何千円か幾らあるんですよ。確か。ですから、それに少しでも上乗せができれば、そういう気にもなってくると思いますので、ぜひ、検討をお願いをいたしたいと思います。

ちょっと30分は過ぎましたが、以上をもちまして私の質問を終わらせていただきます。

〔中田 恭一議員 一般質問席 降壇〕

○議長（牧永 護君） 以上をもって、中田恭一議員の一般質問を終わります。

-----・-----・-----

○議長（牧永 護君） これで本日の日程は終了いたしました。

これで散会します。お疲れさんでした。

午後4時27分散会

平成22年第1回定例会 梶 岐 市 議 会 会 議 録 (第4日)

議事日程 (第4号)

平成22年3月12日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

7番 今西 菊乃 議員
16番 大久保洪昭 議員
10番 豊坂 敏文 議員
1番 久保田恒憲 議員
8番 市山 和幸 議員

本日の会議に付した事件
(議事日程第4号に同じ)

出席議員 (20名)

1番 久保田恒憲君	2番 呼子 好君
3番 音嶋 正吾君	4番 町田 光浩君
5番 深見 義輝君	6番 町田 正一君
7番 今西 菊乃君	8番 市山 和幸君
9番 田原 輝男君	10番 豊坂 敏文君
11番 中村出征雄君	12番 鵜瀬 和博君
13番 中田 恭一君	14番 榊原 伸君
15番 久間 進君	16番 大久保洪昭君
17番 瀬戸口和幸君	18番 市山 繁君
19番 小金丸益明君	20番 牧永 護君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 松本 陽治君 事務局次長 加藤 弘安君
事務局係長 瀬口 卓也君 事務局書記 村部 茂君

説明のため出席した者の職氏名

市長 白川 博一君 副市長 久田 賢一君
教育長 須藤 正人君
壱岐島振興推進本部理事 松尾 剛君
市民生活担当理事 山内 達君 保健環境担当理事 山口 壽美君
産業経済担当理事 牧山 清明君 建設担当理事 中原 康壽君
消防本部消防長 松本 力君 病院事業管理監 市山 勝彦君
総務課長 堤 賢治君 財政課長 浦 哲郎君
政策企画課長 山川 修君 管財課長 中永 勝巳君
会計管理者 目良 強君 教育次長 白石 廣信君

午前10時00分開議

○議長（牧永 護君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であり定足数に達しております。これより議事日程表第4号により本日の会議を開きます。

日程第1．一般質問

○議長（牧永 護君） 日程第1、一般質問を行います。

あらかじめ申し上げます。一般質問の時間は、質問、答弁を含め50分以内となっておりますので、よろしくお願いします。

質問通告者一覧表の順序によりまして、順次登壇をお願いします。

それでは、質問順位に従い、7番、今西菊乃議員の登壇をお願いします。

〔今西 菊乃議員 一般質問席 登壇〕

○議員（7番 今西 菊乃君） 皆様、おはようございます。二、三日前に比べると、けさは非常に暖かくなっております。けさこの議場に来ます途中、広大な深江田原でたばこ植えが始まっておりました。今まで雨ばかりで、待ちに待たれていたのではないかと思います。無事に早く移植が終わればいいなと思って見てまいりました。そして、14日に控えております一支国博物館のオープンが、どうぞ天気でありますようにと願うところでございます。

それでは、通告に従いまして大きくは3点、市長に2点、教育長に1点、質問をさせていただ

きます。春の陽気のように、うららかに質問をいたしますので、温かい御答弁を期待をいたします。

それではまず初めに、障害者支援について２点ほどお尋ねをいたします。

毎年、私たち県下の女性議員は女性議員研修というのがございまして、２１年度は長崎こども・女性・障害者支援センターというところを研修をいたしました。そのときに県下の身体障害、知的障害、精神障害の３障害、その数の多さに大変驚きました。当市においても、かなりの方がいらっしゃいますし、また年々増加の傾向がございます。

国も平成１８年に新たな障害福祉制度として、障害者がその能力や適性に応じて、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援をするという目的で、障害者自立支援法が制定されました。それを踏まえまして、当市でもすべて障害のある人が安心して自立した生活を送ることができる地域社会の実現に向けまして、１０力年の壱岐市障害者福祉計画が策定され、今年度は３期、１期で、第２期目の計画に基づいて支援がなされていると思っております。

障害者支援も、幼児期に当たりましては、こどもセンターを核とした相談、療育サービス、学校に上がれば発達障害等特別支援学級、また虹の原養護学校及び分教室、児童デイサービス、成人になれば日中一時支援、通所授産施設等があり、何とかやっと生活支援サービスを受けられる状況になってきたところではないかと思われます。また、一昔に比べれば、障害者に対し、地域でも少しだけ理解が得られる状況になっているのではないかと思います。

障害者福祉サービスは、３障害それぞれに異なった体質と取り組みがあり、非常に幅が広く、奥深いものがございます。全般ではとても取り組みができませんので、今回は知的障害者支援対策のみで質問をいたします。

先般、養護学校に通われている家族の方からお話がございまして、うちの子も虹の原養護学校の高等科を卒業しても、島内でどうも受け入れてくれるところがないみたいである。通所授産施設の結もありますが、現に定員がオーバーで、うちの子が卒業できるころはとても入れそうにない。民間への就職はまずできないが、どうしたものだろうかというようなお話を承りました。

そこで、結さんに尋ねてみますと、まさにそのとおりで、現在定員２０名のところ、３０名の受け入れをしている。受け入れ許容範囲いっぱいです。しかし、養護学校を卒業する人は年に二、三人はいらっしゃいます。障害のある方も健常な方々と同様、この島で両親のもとで安心して生活したいと思っていらっしゃると思います。受け入れる施設が不足していると思いますということでした。

重度障害の人は別として、家族も島内での、島内施設での受け入れを希望してありますが、施設がございません。それと、利用者数はふえても、スタッフの数は変わりません。どうしても手のかかる人に目が行き、うちの子は、家族にすればうちの子は本当に十分なサービスが受けられ

ているのか。一人に対するサービスが十分でなくなっているのではないかという不安もあります。また、利用者が25人以上になると、補助率が下がります。その分、収入を増額させねばならないので、非常に申しわけなく思うところもありますと、厳しい状況を話されました。この状況を見て、授産通所施設が本当に不足しているんだなあと、そういう思いがいたしました。

しかしながら、この事業は市の単独でできる事業ではございません。いろいろなものが要求されるわけですが、その対策としては、市で考えていかなければならないのではないかと考えるところでございます。そこで、市長は、この件に関してどのようにお考えなのかをお伺いいたします。

次に、知的障害者グループホームについてのお尋ねをいたします。

彦根市障害福祉計画の生活状況等に関する調査報告書の中にも書かれておりますが、家族の方々の思いも同じだと思います、同じことでございました。我が子の体が大きくなるとともに親は高齢化し、十分な対応ができなくなってしまう。そういう介護への介護力に対する不安、また親なき後の社会でも、我が子が自立していくことができる場所がない、子供の生活支援への不安。障害者の介護はほとんど親であります。家族以外には、だれにも求められないのが実情です。親なき後は、兄弟が見ればいいじゃないかと言いますが、兄弟にも兄弟の生活がございます。なかなか受け入れてはいるんですが、その大変さに暴力等があったということも聞いております。

そして、高齢者になって寝たきりになってしまえば、特養あたりでの受け入れも可能かと思いますが、そうなるまでの期間が長うございます。それまでの間、健常者と一緒に同じホームに入って生活するということは、無理があるのだと思います。そういうふうに思われる方が多いということです。その与えられた現状、与えられた状況に早急に適応ができなくて、非常に手がかかるというところがあるからなのです。周りの人に迷惑がかかるのではないかとという親御さんの心配が非常に大きいものがございました。それで、障害者独自のグループホームが必要だと思っております。

それにもっと多かったのが、同様にショートステイ、それをかなりの方が望まれています。この結果では、調査の90%以上の方がショートステイの設立を望んであります。介護はほとんど親がしていらっしゃいます。親に急な用事ができたときとか、病気になってしまったとき、また冠婚葬祭で島外に出るのに連れていけないとき、そういうときは頼めるところがないわけです。親戚にお願いして頼んで行くしかないわけです。

しかし、どんなに血縁の近い親戚でも、日ごろから交際があって、人や環境になれ親しんでいなければ預けられないわけですね。身体障害者や高齢者をちょっとお願いと預けるような感覚では預けられないわけです。日ごろから交流があって、その人になれ、その家になれていないと、知的障害者には早急なあつとした適用ができないわけですね。そんな中でグループホームやショートステイも時間をかけてなれさせていかないと入所ができないという、こういう大きな問題

がでございます。それでも、やはりその施設を必要とされております。

今議案に障害者宿泊型自立訓練施設建設事業が、通所授産施設結に出ております。しかし、この事業も非常に補助金が少ない中、結さんのほうも、その資金繰りに苦労してありますが、その中でもどうしても必要だということで計画がなされているようでございます。

この施設は、2年間は昼間は授産施設に通い、仕事が終われば宿泊の訓練をするという施設だと思います。しかし、原則として入っていただけるのは2年です。その後、グループホームへの移行が徐々にできていくのが一番よい方法だと思いますが、グループホームの設立については、どのようになっているのか、この2点につき市長にお尋ねをいたします。

○議長（牧永 護君） 今西議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） おはようございます。7番、今西菊乃議員の御質問にお答えをいたします。

まず、障害者支援についてでございますが、知的障害者通所授産施設の増設の必要があるが、どのように考えているのかということ、そして知的障害者グループホームの設立を望むという2点でございます。

まず、壱岐市の障害者の現状につきまして申し上げますと、平成21年3月31日現在で身体障害者手帳所持者が1,957名、知的障害者に交付される療育手帳所持者が253人、精神障害者に交付される保健福祉手帳が151人に交付されております。壱岐市内には、居宅介護サービス事業所、社協を中心に5カ所ございます。また、知的障害者通所授産事業所が1カ所、身体障害者通所授産事業所が1カ所、児童デイサービス事業所が1カ所であります。

先ほど議員申されましたように、平成18年4月に障害者自立支援法が施行され、身体障害、知的障害、精神障害の種別をなくし、障害のある方が必要とするサービスを自身で選択し、利用する体系へと変わりました。今後、施設事業所につきましては、平成24年4月1日までにすべての施設が障害者自立支援法の施設へ移行することとされており、現在、壱岐市内の旧法の2施設につきましては、障害者自立支援法の定める施設への移行に、さまざまな検討をされているところだと思っております。

さて、知的障害者通所授産施設につきましては、障害者自立支援法で定める就労継続支援A型、B型などへ移行を検討されていると聞き及んでおりまして、平成20年4月以降については、知的障害者のみならず、身体、精神の障害をお持ちの方の利用も見込まれる状況であります。近年は、一般の方と同様、雇用・就労機会が減少し、市外の養護学校に進学し、就労訓練を終えた卒業生などが就職できず、壱岐市の親元でさらに就労訓練を続けなければならないような状況にございます。

現在の知的障害者通所授産施設利用者の状況につきましては、壱岐市内での利用者が28名、市外での利用者が1名、合計29名の方が御利用中でございます。また、利用定員を超えて受け入れをしている日もあると聞き及んでおります。現施設に対しての定員増と施設の拡張等を希望するところでありますが、新法施設の移行期間中ということもあり、また新政権による障害者自立支援法の見直しの可能性もあることから、今後、壱岐市内の障害者が必要とする施設を計画的に推進し、安全で安心して生活できる環境づくりを進めてまいりたいと考えているところでございます。

2項目でございますけれども、障害者自立支援法に基づくグループホームは、障害者が夜間や休日に共同で生活を行い、宿直者などの援助者から日常生活上の援助を受けて生活する宿泊施設であります。昼間は会社などで一般就労された方などが、夜間の生活サイクルを取得されることにより、将来的には一般住居での生活ができるようになることが期待されます。このことは障害をお持ちの青年や子供さんをお持ちの親世代にとりましても、子供が独立した居住空間で生活が実践できる場として期待も大きく、整備の必要性を強く感じているところであります。壱岐市出身の方で、市外のグループホームを利用しておられる方は現在8名で、就労中の方もおられます。

先ほど議員おっしゃいましたように、現在、民間で障害者宿泊型自立訓練施設の建設計画がなされております。市といたしましても、これに対して積極的に補助していくということで、今回の予算にも計上いたしておるところでございますけれども、議員おっしゃるように、この施設は2年間すると、そこを出なきゃいけないという規制がございます。そうなりますと、ことし建築して2年ですから、3年後にはこのグループホームがその受け入れ先として必要になってくるところでございます。

したがって、3年後の計画に向けて、きのうも質問の中で申し上げましたけれども、今回障害者福祉計画ですけども、その辺との絡みもございますけれども、そういう方向で持っていかなければならないと思っているところでございます。壱岐市内におきましても、先ほどグループホームのほかにショートステイというお話もありましたけれども、これもあわせて総合的に整備の検討、整備あるいは就労の場、日常、日中活動の場などの確保が必要でございます。長期的、総合的な整備が必要と考えておるところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 今西菊乃議員。

○議員（7番 今西 菊乃君） それでは、通所授産施設についてでございますが、本当に今150%の稼働率で、結さんのほうが稼働、その運営をしてありますが、非常に人数がふえても、補助金がなかなかふえていかない。その中で仕事を自分たちで探してこななければならないということが大変大きな負担というか、大きな努力目標でやっていかなければならないところではない

かと思われます。

しかしながら、親御さんにすれば、親元でいつまでもいつまでも自分の家に置いとくわけにはいかないわけですね。何とか子供が生きていく意欲、働く意欲、自分が必要とされていると感じさせられる、そういう境遇をつくってあげたいというのも、親御さんの必死な思いであります。本当にこれは市の単独ではできないわけですね。こういう授産通所施設を計画するに当たっては、仕事もってこななければならない、補助金ももらわなければならないということで、非常に厳しいところがあることは十分承知をしております。

そして、政権も変わりまして、また24年度から壱岐市の計画も間もなく第3期目に入りますので、見直されるときに来てと思うんですが、しかし、壱岐市の障害者福祉計画、この中にもちゃんと書いてあるわけですね。そういう人が多くなるので、それをふやして、受け入れる体制を確保しなければならないということも、ちゃんと第2期目にも掲げてあります。だから、今度第3期の計画をなさるわけですから、その中に本当に取り組んでいただきたいと思うんです。本格的に腰を据えて取り組んでいただきたいと思うんですね。

今、虹の原養護学校に通わされている、分校もありますし、本校に行かれています方もございますが、16歳から19歳までの間で30人以上、たしか、の人ではなかったかと思っております。そういう方がどんどん毎年2人から3人、卒業なさるわけです。

しかし、どこでも軽い人は働けばいいじゃないかと言われるかもしれませんが、西日本新聞社に、西日本新聞の2月の最後ぐらいに、障害者雇用に対して先入観が壁にあって、なかなか民間では受け入れができないというような調査結果が出ておりました。特に身体障害者は身体の部分によって仕事がなされる部分もありますが、知的障害者はわずか15%しかできてないわけですね。これは人に対する、人との適用がうまくいかない、コミュニケーションをとることができないということが一番大きな要素になっているわけです。

そうすると、こういう授産施設あたりで何とか受け入れてあげないと、障害者も人として認められて生きていける、そういうものをつくってあげないと、本当にいけないのじゃないかな。それが本当に必要なんじゃないかなという思いがいたします。それで、市長の今後の取り組み方をもう一度、市長がどう思われているかをお聞きいたします。

そして、グループホームにつきましては、本当にあと3年後には出るわけですので、前向きに検討をするということで受けとめて、次の第3期の計画の中にはちゃんとできていくものだと思います。もう一度、通所授産施設について、もう一度だけ市長の思いをお尋ねいたします。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 通所授産施設については、今150%ということで、定員云々という問

題もございますけれども、その辺については、その現状を今認識しているということで御容赦願いたいと思っておりますし、その次の本来出ておりますグループホーム等々につきましては、今回の障害福祉計画の見直しの中で、言葉ではなくて、具体的なことで上げていかにかいかなと思っておるところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 今西菊乃議員。

○議員（7番 今西 菊乃君） 何とか前向きに、本当に言葉ではなくて、具体策として、通所授産施設のことも含めまして考えていただきたいと思います。政権も変わりまして、障害者に対する支援のあり方もまた変わってくるかと思えます。障害者就職・生活支援センター事業や就労支援の推進等の予算が、国でも昨年よりも割り増しで計上されるような話も、情報も入っております。国も長妻大臣のもとで前向きに取り組まれようとしていることだと思います。

市におかれましても、そういう計画に乗りおくれないように、いろんな補助金があるのであれば、どういうものがあるかということをお念に細かく調査をしていただいて、乗れる事業には乗って、第3期の計画をしていただきたいと思います。

障害者は、自分のせいで障害になったわけではありません。また、産んだ親のせいでもございません。神にいただいた命です。同じように健常者も神にいただいた命です。ただその肉体に異常があるかないか、それだけのことでございます。人以外の動物であるならば、弱肉強食の中で長く生きていられない命でございましょうが、人には人を思いやる心と知恵が与えられております。相互扶助の理念を持って、助け合って生きていくように人はなっているわけでございます。

福祉教育の必要性も今求められている時代です。障害者に対し前向きに取り組んでいただき、一人でも多くの人に支援ができるような、サービスが受けられるような、そういう体制を講じていただくことを期待いたしまして、この質問は終わり、次の質問に移らせていただきます。

次は、イベントの周知をしていただきたいと思いますということでございます。

島内では、いろいろな団体や事業所が、大会や発表会やイベントが行われております。最近では、郷ノ浦町の商店街の空き店舗で「ももの会のお雛様」が開催され、多くの方の来場者があり、好評だったと伺っております。今後もこうした町おこしのためのイベントや文化サークルの展示等、またスポーツ大会等が多々あることと思われまふ。現在でも何もな日曜日はないくらいです。

そのような催しが終わってから、何々があつたつと聞くことが多々あります。特に後で地方紙などで知られることが多々あるように思ひます。新聞をとつてないところは、チラシさへも見ることはありませんので、全く知らないという人も多いわけです。後になつて行きたかつたねという話をよく聞きます。ホール関係は、その月の広報「いき」にその月とその次、二月分を、

ホール関係はその月、二月分でしたね、載っております。広報「いき」に載せてありますが、そのほかの施設とか、そのほかで行われている大会とかイベントがわかりません。

また、団体やサークルで催しを計画するときも、いつ何がどこで行われているのか問い合わせるところがありません。自分たちが使用しようと思っているホールやグラウンドは、そこを管理しているところに問い合わせればわかりますが、その他の施設で何が催されているのか、何が予定されているのかわからず、同じ日に行事が二つ、三つ重なって行われていることがよくあります。小さな団体でも計画するときに、わかっていれば開催日を変更したのにとという話が聞こえてまいります。

行政のどこかの部分で市民に周知できる体制づくりが必要ではないかと思います。各部署や団体では大体年間行事が計画されているはずですし、新たな催し物に対しては報告してもらえばよいことです。また、漁協や農協や商工会等は、問い合わせればわかることですので、それくらいのことはできそうなものではないかと思っております。

以前にこういう質問があったような記憶があるんですが、そのときは調整をとというようなことだったと思います。しかし、この企画に対しての調整は必要はないと思うんですね。調整は後で企画するほうがやるかどうかを決めればよいことですから、ただわかっていれば調整できたのということがありますし、わかっていればその大会とかイベントに行けたのにとという思いがあるものですから、そういう、そして市民に周知できる体制をどこかでつくっていただきたいという市民の声が多ございますので、お考えをお尋ねいたします。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） イベント等々について、市民に周知できる体制をつくってくれないかということでございますが、現在では事前に判明している、事前にわかっているイベントにつきましては広報紙、あるいは壱岐市のホームページにおいて掲載して周知しているところでございます。また、本年は博物館開館記念だよりを作成いたしまして各戸に配布いたしております。その中に年間行事等は、わかっている範囲ではすべて掲載をいたしております。その他担当課を経由して放送依頼があった分につきましては、随時防災無線を使用して周知しているところでございます。

周知できる体制をとということでございますけれども、近い将来的には、光ケーブルにより市独自のテレビ局を設置して、ケーブルテレビを通じて周知していくように考えております。きのうの議員の一般質問の中で、壱岐を報道されるようなテレビ、あるいは雑誌等々の番組も周知してくれというようなこともございました。それについても早速市のホームページに掲載するように指示をきのうしたところでございますけれども、この普通の、普通のといいますか、各種団体の

イベントについては非常に難しいところがございます。と申しますのは、何でそこまでせにやいかんのかとか、これは市が広報すべきじゃないよとかすべきだと、これは個人差がかなりありまして、今例えば防災無線で放送するときでも、うるさいと、ああいうことを何で防災無線で放送せにやいかんのかといった、そういった苦情があるのも確かでございます。

しかしながら、イベント等々をお知らせして、それに参加をしていただく。そして、そのことが私は壱岐をにぎやかにするといえますか、壱岐を活気づけるということは十分にしております。周知の方法等々につきましては、先ほど申しましたような、いろんなジレンマ等もございますけれども、極力周知できる体制、そして周知できる方法、そして皆さんに不快感を与えない周知の方法、そういったものも研究していきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 今西菊乃議員。

○議員（7番 今西 菊乃君） 今でも広報見ても、大体市の部署内のは大体掲載されていると思っております。しかし、一般的に求められるのは、市の部署でないものも求められるわけですね。そして、イベントとは特にここに住んで、島内に住んでる人が楽しい思いをしないと、そして島内のよさをわからないと、外への発信はしないわけです。自分たちが楽しいから、住みやすいから、いい島なんですよという発信を外に向けてするには、本当に島民が楽しい思いをしないとできないと思っております。

できるだけ各種団体等の取り組みについては、いろんな御意見もあるかと思いますが、一応各団体、農協さんとか漁協、商工観光あたりには、商工会あたりには打診はしていただきたいと思うんですね。こういうのを市の計画としてホームページとか、こういうものに載せますけど、どうですかという打診はしていただきたいと思うのですが。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 私は、行政がそういう注文はとるべきでないと思います。そういう団体の方は意思を持って、こういう目的を持ってイベント、あるいは行事計画をされます。それはぜひ行政を利用していただくということを、それは行政が例えば農協などに、例えば載せてほしいとはありませんかとか、それはむしろそうでないと思いますね。農協がこれだけは農協の便りだけでは足らんと、行政にもお願いするという態度というか、そういう姿勢で臨んでいただきたいと思います。それこそもし私たちが農協と漁協と注文をとりますと、なしてうちには来なかったのかとか言われるわけです。これは逃げではございません。ただ議員がおっしゃるように、行政はそういう広報についてはお手伝いしますよということは、何らかの形で皆さんにお知らせをしたいと思っています。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

- 議長（牧永 護君） 今西菊乃議員。
- 議員（7番 今西 菊乃君） そういう形で、各団体からこれはお願い、広報にお願いしますというような要請があれば載せれるということですね。それだけの自分たちの自助努力はしてほしいということですね。そして、市長がさっきおっしゃいましたように、こういう打診というか、その通達だけはしていただければ、それはその団体で自助努力をしていただくよう、またお話もいたしたいと思います。

それでは次に、教育長に質問いたします。社会教育と生涯学習のあり方についてお尋ねをいたします。

明治時代、社会教育の仕組みの原点はしつくだと聞いております。家庭でのしつけ、地域でのしつけがはっきり区別されておりましたが、敗戦によって大きく変わっております。廃虚と混乱の中で、官民一体の郷土復興に取り組んだ公民館運動、新生活運動、まちづくり等を通して多くの社会教育団体が活動してきました。部落公民館、婦人会、老人会、青年団、PTA等が代表的な団体です。その中で子供から老人まで地域ぐるみで人づくり、物づくり、まちづくりの活動をし、地域の輪ができ、社会性を身につけることができました。それが大体昭和時代です。

しかしながら、工業化が進み、経済成長とともに職住分離が進み、ライフスタイルの違いにより、地域関連が希薄化いたしました。また、定年後の高齢者の生きがい追求が課題となり、だれでもいつでもどこでも学習ができる生涯学習が導入されました。これはたしか昭和の終わりごろだったと思います。公民館講座や趣味の講座、講演等を至るところで開催されました。私もよく参加をさせてもらいました。

しかし、これは個人の自分磨き、生きがい追求であって、協調性や社会性が余り必要とされません。参加者は高齢者が多く、同じ顔ぶれが多く、地域づくりとはかけ離れていると思われます。今、若い人たちは協調性とか社会性を余り求めず、個人を生かせることを望みますが、高齢者はどうしても昭和時代の旧体制の社会教育を望まれます。

しかしながら、壱岐の現状を見ますと、自治公民館の中でそれぞれの団体が団体をつくって活動できるだけの人がいなくなってきております。特にPTAとか婦人会とか青年会とか若い世代が減少し、数名では活動に支障を来すようなところがふえてきております。限界集落に近い公民館がふえているということでございます。その中で旧体制の自治公民館を主体とした社会教育は、無理なところがあるのではないかと思います。

今後の社会教育は、社会教育の一環として推進されてまいりました、生涯学習を主として条例公民館、公的公民館を中心として、このまま推進していかれるだけなのか。またそうであれば、高齢者の方が望まれている世代間交流や地域の輪づくりをどのように取り組んでいかれるのかを

教育長にお尋ねいたします。

○議長（牧永 護君） 須藤教育長。

〔教育長（須藤 正人君） 登壇〕

○教育長（須藤 正人君） 7番、今西菊乃議員にお答えをいたします。

基本的には、公的公民館を主とした生涯学習を展開していきたいと思っております。現在、公的公民館、地区公民館では各種の教室や高齢者大学、学級、サークル等を開催をいたしております。しかし、議員もお話になりましたように、年齢層等々ございまして、住民ニーズに必ずしもすべてにこたえられているとは思っておりませんけれども、現在の公的公民館を有効に活用いたしました生涯学習の推進をしていきたいと思っております。

また同時に、社会教育団体の組織の強化、これが議員も御指摘になりました婦人会、PTA、青年団の現状が一番危機であるという認識をいたしております。社会教育を推進する中で最も重要な三つの団体でございます。そのことはこの1年度、社会教育委員会での大きな話題にさせていただきたいと思っております。

そして、自治公民館の組織が希薄化しているということは、議員がお話になりましたように人口減、価値観の多様化等々が非常に複雑に絡まってある結果であると思っております。また、自治公民館では道路の環境整備、納税推進、ごみのリサイクル、スポーツ・レクリエーション等、地域に密着した活動と取り組みがなされておるのも現実でございます。

壱岐市の現状を考える場合に、各自治公民館活動をもとにいたしました婦人会等の活動も展開されているという実態がございます。しかし、自治公民館は、地域の中での身近なあらゆる事業が公民館員やその御家族の創意により、自由に取り入れてすることができるという大切な点もあるかと思っております。自治公民館からの相談等がありましたら、壱岐市教育委員会是对応をすべていたすようにいたしておりますし、このことは今後も続けていきたいと思っております。

世代間交流につきましては、児童生徒と老人クラブの諸先輩方との交流事業は、議員御存じのようになされております。しかし、社会情勢や経済状況が非常に厳しい状況のもとでのあらゆる行事でございますので、いろいろと問題が横たわっておるものだと思います。今後も各社会教育団体の要求を、いかに市の教育委員会として実現していくかという瀬戸際にかかっております。このことは市の教育委員会だけで考えますと、どうしても行政主導ということになって、市民の皆様の不満が蓄積していくと思っております。

先ほども申し上げましたけれども、社会教育委員会の存在が非常に大きな時期に来ておると思っております。今までは社会教育委員会の会の持ち方を私は反省をいたしております。と申し上げますのは、どうしても市教育委員会の各種事業の経過報告で終わっておったのではないかと思います。この会の運営を打開するために、今年度は各委員の皆様方に委員会の開催日を文書で通

知をいたしておりますけれども、その通知文と一緒に、その会で使う資料を必ず同封をしてお届けをしたいと思っております。それで、会当日までに我々が作りしました資料を熟読玩味していただきまして、その文書に対する御意見を会当日に活発に発言をしていただきまして、教育委員会の行くべき姿、ここが間違ってるというようなことを具体的に御指示をいただきまして、それを具現化していきたいと思っております。

〔教育長（須藤 正人君） 降壇〕

- 議長（牧永 護君） 今西菊乃議員。
- 議員（7番 今西 菊乃君） 社会教育委員会の中で今後の見直しをやる、見直しを取り組んで、各社会教育団体のあり方について研究をするというような答弁なのかなとも思います。本当に時代が変わりまして、前は、以前は地域というのが自治公民館を主体とした地域というような中で活動してたと思うんですが、今は、今からはこれだけ人口減少して、限界集落に近いところが多くなりますと、その地域というものを各地区、地区単位ということで広範囲にして考えていかなければならない状況に来ているのではないかなと私は感じております。

1回、行政区の案が上がりまして、取り下げになりましたが、本来であるならば、ああいった行政区をちゃんと確立をして、その中で各社会教育団体がどう活動していったって、公民館というものをどう運営していくのかということをは話し合われて活動されるのが、一番これから進むべき道ではないかと思っております。

今、郷ノ浦は6つの公民館があって、公民館長さんがいらっしゃいまして、大体それに近い活動ができていると思うんですが、ほかの勝本と芦辺、石田は公民館の館長さんは、次長さんが兼任をなされていると思うわけですね。それで、本当に地区の公民館活動、地区を主とした公民館活動というのが、なかなか今できにくい状態にあるのではないかと思います。今後、行政区もまた検討をなされてると思います。そんな中で公民館も地区の公民館というものをつくりあげて、地区の公民館長をつくるべきだと思います。その中で各教育団体を通して公民館活動がどうなされていくのかを検討し、活動していくような体制をつくったほうがいいのではないかと思います。その各地区の公民館長とか、その他のあり方について教育長はどのようなお考えをお持ちでしょうか。

- 議長（牧永 護君） 須藤教育長。

〔教育長（須藤 正人君） 登壇〕

- 教育長（須藤 正人君） 今西菊乃議員にお答えをいたします。

それがすべての基本だと思っております。ただ、13地区公民館に、例えばですよ。社会教育主事を配置すれば、非常に状況的には変わってくると思います。ですけれども、これにはいろいろの条件がございまして、今すぐ、どうこうっていう実現にはちょっと遠いのではないかと思います。

ております。私がこういう発言するのはよくないと思いますけれども、実情を正直に申し上げたいと思います。

それと、各触の公民館、町の公民館の活動がすべての基本であるという考えは、私は変わらず持っております。そこに、いわゆる地区公民館をいかに絡ませるかということになるろうかと思えますけれども、いろいろの条件ございまして、今西議員さんの御指導等々いただきまして、今後、練り上げていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

〔教育長（須藤 正人君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 今西菊乃議員。

○議員（7番 今西 菊乃君） 私もですね、もう何度もですね、一番最初、議員になりまして、最初に社会教育の質問いたしまして、それから公民館、そして限界集落と、もうこれで四、五回質問いたします。何とか前向きに取り組みたいという、いつも教育長のお言葉あるんですが、なかなか前に進んでまいりません。しかしですね、もう早々ですね、確かに触の公民館も大事です。でも、そこでも婦人会員もいない、PTAもいない、そういう状況になった中で、今さら何と言うとですかと本当は言いたいわけですね。だから、本当に大きい見直しが必要な時期なんです。いろいろな問題があることはわかっております。いろいろな問題を乗り越えていかないと改革はできないわけですから、そのところはですね、もうちょっと真剣に取り組んでいただきたいと思います。

行政区もまだはつきり上がってまいりませんので非常に難しいところもある、今、答えられないところもあるのかとは思いますが、そこも兼ねてですね、もう少し前向きにですね、原の辻の一支国博物館もできたことですから、教育長、もう少しは教育に対してですね、学校教育もそうですが、社会教育に対して、もうちょっと前向きに任期中に取り組んでいただけないでしょうか。御答弁お願いします。

○議長（牧永 護君） 須藤教育長。

〔教育長（須藤 正人君） 登壇〕

○教育長（須藤 正人君） 社会教育は私の教育委員会生活の基本でございます。社会教育の大切さっていうのは痛切に感じております。私は壱岐が大好きです。壱岐の浮沈はいわゆる社会教育にかかっておるという覚悟も持っております。そして一番大切なのは、世の中は女性が動かしておるといことも私の座右の銘でございます。ですから、あらゆる機会で女性の声をお聞きいたしまして、その中から酌み取るべきものは酌み取っていきたいと思っております。言葉が少なく、議員に御心配をかけましたけれども、社会教育に対する情熱は変わっておりませんので、今後ともよろしくお願いを申し上げます。

〔教育長（須藤 正人君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 今西菊乃議員。

○議員（ 7 番 今西 菊乃君） 教育長の思いは十分わかっているつもりでございます。言葉とか思いは十分わかっております。どうぞ、行動に変えていただきますことを期待いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

〔今西 菊乃議員 一般質問席 降壇〕

○議長（牧永 護君） 以上をもって今西菊乃議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（牧永 護君） ここで暫時休憩します。再開を 1 1 時とします。

午前10時52分休憩

.....

午前11時00分再開

○議長（牧永 護君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、 1 6 番、大久保洪昭議員の登壇をお願いします。

〔大久保洪昭議員 一般質問席 登壇〕

○議員（ 1 6 番 大久保洪昭君） 皆さん、おはようございます。今回は水産関係で 3 点通告をしておりますが、後継者に重点を置いておりますので、質問入ります前に、きのう議会が終了して、車の中で偶然に漁業の担い手についてラジオで放送をされておりましたので、この件を述べさせていただきます。質問に入ります。

福島県小名浜港、ご存じだと思います。全国でも有数の漁業基地ですが、ピーク時は 2 0 0 隻もいた漁船が、今では 2 0 隻程度に減少して漁協が解散をしたと放送されておりました。非常にさびしいことでございます。やはり、後継者がいないということで、こういうことになったということでございます。

それではまず、 1 点目の壱岐市水産振興基本計画の検証についてお尋ねをします。

ご存じのように、国の水産基本法が平成 1 3 年に施行されております。県も国の水産政策の動きに対応するために、同 1 3 年に水産基本計画が策定されております。壱岐市においては平成 1 8 年に、この基本計画の策定に当たり、漁業者並びに一般も含めたアンケート調査が実施されております。そして 1 9 年に水産業振興基本計画が策定をされておりますが、いずれも 1 0 年間を一応の目標年として策定されております。中間年である 5 年を経過した時点で計画の検証、評価、あるいは見直し等も行われておるようですが、県においては来年 2 3 年が計画の後期 5 年が経過することから、次年度に向けての基本計画策定準備が現在進められております。私は中身としては大して変わることはないだろうという気はしております。現在、壱岐市が水産振興基本計

画の中で取り組んできた事業、そして今、取り組んでいる事業、例えば、21世紀漁業担い手確保、イルカ被害対策、いそ焼け、藻場対策等々も、本22年が一応県の事業期間となっているようですが、そこで、壱岐市の水産業振興基本計画も来年23年が前期5年の中間年となりますが、県の次年度からの振興計画のメニュー次第では、壱岐市の基本計画も若干の見直しということも考えられます。また、そうでなくても、後期5年に向けて、問題点はないか、改善すべき点はないか、検証する必要があると思いますが、市長、この点について御見解をお聞きしたいと思います。

次に、2点目の漁業後継者対策について。

- 議長（牧永 護君） 大久保議員。1点ずつ行きましょうか。
- 議員（16番 大久保洪昭君） 漁業関係で、みんな、いいですか。
- 議長（牧永 護君） いいですか。1項目ずつ。一緒にやりますか。
- 議員（16番 大久保洪昭君） 全部、漁業関係ですから、いいですか。
- 議長（牧永 護君） はい。
- 議員（16番 大久保洪昭君） 次に、2点目の漁業後継者対策についてお尋ねをします。

今、全国的に漁業は従事者の高齢化、加えて、後継者不足。そして、その確保がままならぬ状況にあることは市長もご存じのとおりであります。そうした中で、現在はもちろん将来に向けても漁業の振興につながるのとは何かと考えますが、やはり、後継者の確保であり、その育成が最も重要であると思います。現在、壱岐市は県の補助事業を活用し、担い手確保事業に取り組んでおりますが、それにもう一步踏み込んだ、壱岐市独自の後継者対策を考えてみる必要もあるのではないかと思います。この後継者対策、この後継者問題は、漁業に限らず農業においても同様ではありますが、私は後継者なくして、漁業の活性、将来はあり得ないと。そして壱岐市の漁業、そして漁協の存続にもかかわる問題でもあると、そういうふうに思っております。

そこで、国・県の水産白書あるいは水産振興基本計画を見ますと、多種多様な水産振興策が出されております。長崎県だけで見ても細かく72事業ほどがありますが、その中で漁業の担い手確保、後継者対策については、その中身に頷けない。そして緊張感が非常に乏しい。そう感じております。当然、市も他の地域も国・県との整合性を図りながら事業を進めていくわけですが、他の地域の水産振興の取り組みを見ますと、それぞれに漁業の形態も違い、その地域に合った事業が行われておりますが、やはり、どの地域においても漁業従事者の高齢化、後継者不足を深刻な問題としてとらえてあります。ここで、長崎県漁港漁場協会、機関誌を発行をしている水産関係の「水産開発長崎」という冊子の中に、小値賀町、御存じだと思います。漁業の盛んな島ですが、私も以前ここには漁に行ったことがございます。ここの産業振興課長さんが小さな島の漁業再生への取り組みを投稿されておりましたので、最後のほうを一部抜粋して紹介してみたいと思いま

す。

「私たち小値賀町は、現在後継者が激減し、60歳以上の漁業従事者が59%を占めて、このままでは10年後には半分近くがリタイアとなって、将来は漁業をする人が島からいなくなるという可能性さえはらんでいます」と、「何とか1人でも多く後継者が育たないと念願しているところです。そして、少しでも支援ができるように行政も頑張らなければならないと感じています」と、言われております。「そして、今、考えられる有効な政策を施策を国と地方が積極的に取り組まないと、特に小さな島や漁業形態は近い将来壊滅的な状況に陥るような気がしてなりません。漁業が島の経済を大きく左右しますので我々も腰を据えた対策をとる必要があると感じています」と、結ばれております。

そして昨年、ＪＦ代表者集会、有識者会議の検討会でまとめられた政策提言の中でも、漁業就業の高齢化、漁業の担い手対策が取り上げられております。ちなみに、21年度壱岐市5漁協の正組合員60歳以上の漁業者を見ますと、勝本漁港が46.22%、郷ノ浦が42.14%、箱崎65.19%、東部39.39%、石田漁港が56.4%と、非常に高い数字が出ております。5漁協の正組合員数は現在1,324人、この中で60歳以上が何と628人おいでになります。この数字の漁業者が10年、20年後、これを考えますと、市長、これは言わずともおわかりと思います。

そこで、前段でも述べましたが、市の水産業基本計画を十分検証していただいて、この後継者問題を最重要課題として、市独自の後継者対策、支援等についても考えていただきたいと思います。

とりあえず2点、市長の答弁をいただきます。

3点目は同じ漁業関係ですけど、いいですね、この答弁いただいてから。

○議長（牧永 護君） 大久保議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 16番、大久保洪昭議員の御質問にお答えいたします。

水産振興基本計画の検証についてということで、壱岐市水産産業振興基本計画は見直しはどうであるかということでございます。その前に、ただいま議員がおっしゃった漁協の解散であるとか、あるいは報道されておりますヤリイカの産卵が非常に少ないとか、漁業を取り巻く厳しい現状を認識しておるところでございます。

長崎県では平成12年度に、新世紀にふさわしい長崎県水産業のあり方や、今後10年間におきます水産分野での具体的施策の展開方向等を示した「長崎県水産業振興基本計画」を策定され、関係各機関と協調、連携して、その実現に向け、対応されているところございまして、その時期計画が策定されているところであります。壱岐市としましても、壱岐市の誕生を契機といたし

まして、壱岐市の水産業が抱えるさまざまな課題に的確に対処することができるよう、将来の水産施設の長期的なビジョンを明確にして、総合的かつ計画的で質の高い水産施策を推進して、壱岐市の水産業の振興と漁業地域の活性化を図るため、平成１８年度に「壱岐市水産業振興基本計画」を策定いたしました。この計画は平成１９年度から２８年度までの１０カ年計画であり、平成２８年度における目標値を設定して、これらを目標に壱岐市の水産振興を図ってまいります。ただし、社会情勢の変化に柔軟に対応するため、中間年度に当たる平成２３年度及び必要に応じて計画の見直しを行うと明記をされているところでございます。したがって、県の基本計画の策定の関連もでございますので、現段階におきます「壱岐市水産業振興基本計画」は平成２３年度、その見直しを予定しているところでございます。

次に、後継者対策ということでございます。議員御指摘のとおり、漁業振興の最も重要なことは、漁業後継者の確保を図ることが最も重要であると申しても過言ではないと思っております。そこで壱岐市といたしましても、水産業の担い手の減少や漁業就業者の高齢化、そして持続的漁業生産と漁村の活性、活力化を維持するため、漁業への新規参入者や漁家の後継者の確保を積極的に推進し、将来につなぐ漁業担い手の育成強化を図る必要があります。このため、これまで県の施策にのっとり新規就業者の確保の一環といたしまして、漁業研修事業に伴う助成や研修期間中の生活支援、あるいは独立時における一時的な負担を軽減するための制度として、漁船リース事業に積極的に取り組んでまいりました。特に、漁船リース事業に関しましては、平成１７年度にこの事業がスタートいたしましたが、本年度までに１３隻を取得いたしまして、県下でも群を抜く水準であり、漁業生活生産活動に大いに寄与しているところでございます。また、平成２１年度におきましては、このほかに国の経済対策によりまして、漁船の共同利用、２人以上の利用、共同ということでございますけれども、新船の取得も１隻実施をいたしております。郷ノ浦町におきまして、７．３トンで、事業費３，０００万円という共同利用による新船の取得が実現いたしております。

漁業後継者対策に関しましては、国・県ではＩターン者等も優遇される施策がとられておりますけれども、私はこのような方々に対する対策も必要であると認識はしておりますものの、まずは地元の、しかも常に親の背中を見ながら育った漁業後継者に対する支援が一番生きた補助金ではなかろうかと考えるところでございます。限られました財源の中ではありますけれども、漁業後継者育成のため対策を講じていきたいと考えておりまして、現在担当課に財源等の関係もあり、検討を指示しております。今年度中、平成２２年度中に提示をいたしまして、平成２３年度から、この後継者対策も実施する予定といたしております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 大久保洪昭議員。

○議員（１６番 大久保洪昭君） 市長、私も、今取り組まれている漁船リース事業、これが後継者確保には大いに期待ができる対策だと思っております。でも、この事業は一応今年度が県の事業期間となっております。県が次年度に向けて、今そういう作業を進めているところですが、今後、県のメニュー次第ではどうなるか、これはまたわかりません。それ以外の国・県の対策は、余り私は期待が持てないと思います。現在、県の補助事業で取り組まれている事業の中で、新規就業者事業を見てもおわかりと思います。Ｉターンにおいては９９％と言っても過言ではないと思います。就業を断念されております。そして、漁業就業研修事業、市長、申されなかった研修事業、これが研修期間が６カ月なんです。１８０日なんです。最大で。これもＩターンのほとんどの人が就業を断念されて、わずか、この研修も１３日間の研修で脱落された人もおいでになります。私は、これは当然だと思います。わずか６カ月の研修で漁業ができるわけがないんです。なれないんです、これは。国・県当たりのこういう施策は、私は後継者とか、そういう問題じゃなくて、これは雇用対策なんです。６カ月、これは船酔いをとめるのが精いっぱいです。ここに農水省が、これですけれどね、これ。これは農水省が漁業の担い手確保育成に関する全国漁業者モニター、消費者モニターのアンケート調査がまとめられております。調査範囲は、北は北海道、日本海海域、太平洋海域から、南は沖縄、東シナ海域、ちなみに、壱岐、対馬は東シナ海域に入ります。この調査は沿岸漁業、そして沖合、そして養殖業も含めた調査が行われております。その中で、漁業を始めた理由の設問の中で、親族の跡を継いだと答えた人が８６％、後継者の有無については決まっていないが７０．５％、消費者への質問で、漁業に就業してみたいかという質問では、漁業者として働いてみたいとは思わないというのが８１．５％もあります。できないんです。そして漁業の担い手として、ふさわしい人、期待する人では、漁業者の子供、親族と答えた人が消費者も漁業者も含めて８２％もあります。ですから、ＩターンーＵターンでも漁家族の子供はできます。Ｉターンあたりはできないんですよ。私の親父もよく言っておりました。私が漁を始めたころです。なりやすくして、なれないのが漁師だと。よく、これは親が言っておりました。こうした調査結果を見ても、今後の後継者対策を漁家の指定に重点を置いた取り組みをするのが後継者確保には十分期待が持てます。ぜひ、市独自の対策を考えていただきたいと思います。

再度、質問の答弁をお願いします。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 先ほど申し上げましたように、議員おっしゃるように、やはり、漁業の後継者としては親の背中を見て育った子弟だと考えております。そういった意味で、先ほど申し上げますように、２２年度中にその内容を提示いたしまして、２３年度実施に向けて鋭意努力を

したいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 大久保洪昭議員。

○議員（１６番 大久保洪昭君） 市長、これは通告をしてないんです。通告をしておりませんが、一、二、お聞きしたいと思います。

昨年ですかね、市長は海砂検討委員会、委員として出席されております。私は、水産県であるにもかかわらず、海砂採取で漁場を壊し、その荒廃をもたらしている、そういった漁場の様子を見て、テレビ等で見て、早い時期にあの放映されておりましたけど、漁業をやろうかという気持ちなくなるんですね。なくなると思います。ここにも、これ最近、経済産業省からとった砂の資料です。海砂採取の資料です。平成１９年度現在での海砂採取をしている資料ですけど、北海道含めて全国で１４県だけが海砂採取をしております。瀬戸内海方面はもう早い時期から、もう海砂採取はやめております。その中で長崎県は２番目に多い。２番目に多い量の砂を採取しております。こうしたことも、ああいったテレビ、漁場の荒廃を見た人たちがですね、漁師になろうか、後継者になろうか、そういう気持ちはもう全く出てこないと思います。こうして漁場の荒廃が、砂によって荒廃を招いているわけです。これは後継者が育たない要因の一つだと言っても私は過言でないと思います。どう思われますか、市長。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 議員おっしゃるように、昨年、私は長崎県の海砂採取の検討委員会の７名のうちの１人として参加いたしました。議会でも御報告申し上げましたように、私と７名のうちの長崎大学の水産学部教授の２人が反対でございまして、２対５でございまして、これは取るというふうになったわけでございますけど、取るというか、量も余り減らされないで決まってしまったということなんでございますが、報道によりますと、佐賀県の漁業協同組合の方々が長崎県に対して、その海砂採取やめるようにという陳情がなされたという報道もっております。やはり、先ほど申しますように、ゆうべだったか、けさだったか、ちょっと記憶がないんですが、何年も海を潜って、今の時期はイカの産卵がある。ヤリイカの産卵がある。以前はもう１メートルも潜れば産卵があった。今は、あの報道では８０分間も潜って、しかも深いところに潜って、やっと１つがいの、１つがいの産卵しか見れなかったという報道がございました。そういった中で、おっしゃるように、これがもし、海砂採取との因果関係というのがなかなか証明がなされておらんようでございますけれども、そういう漁場の荒れたのを見ると、私は今から後継者になろうかという人の気力がなえるということは間違いのないと思ってます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 大久保洪昭議員。

○議員（１６番 大久保洪昭君） やはり、この海砂、これによる漁場の荒廃、生物が寄りつかない。これは瀬戸内海の香川県、岡山、あの辺は砂取った後の調査を行っております。全く生態系が戻ってないということです。砂を一番掘ってるのは福岡県なんです。次に長崎県、佐賀県、鹿児島、九州がもうすべて占めてるんです。特に、壱岐水道、壱岐水道、福岡、佐賀、長崎県、掘ったら、漁場はもうなくなってしまうわけですよ。長崎県はこれまで壱岐周辺海域の砂の代金が数十億円も入っておりますね。もう長年にわたり、掘った金が。これからも入ると思います。先ほど、市長も今財源等についても検討していると言われましたけど、どうですか、市長。壱岐独自の後継者対策事業、これに対して補助を要求しても、私はおかしくないと思います。どうですか。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 今のは県に対してという意味でしょうか。補助を要求して……。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 大久保議員。

○議員（１６番 大久保洪昭君） 壱岐独自の漁業者、独自の後継者対策をやるから、国に対して補助をしてくださいよと。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 事業者にですか。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議員（１６番 大久保洪昭君） いや、市のほうに。そいで、市が独自のそういう資金でやればいいんじゃないですか。（発言する者あり）

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） ご存じのように、県にも入っておりますし、市にも入っておるわけですね。その辺、県に要求すれば、市もあるじゃないかという言い方をされるかもしれませんがけれども、県が許可をしているという状況にあれば、要望する正当な理由にはなるのかなと思いますけれども、それについては、ちょっと研究をさせていただきたいと思います。ただ、そういったものを漁業の原資としてすると、漁業者対策、後継者対策のみならず、漁業関係の対策の原資とするということについては、私はあってしかるべきだと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 大久保洪昭議員。

○議員（１６番 大久保洪昭君） 先ほどはどうも、市のほうじゃなくて、県のほうに要求ですね。

この財源、財源なんか、今言われるように、市のほうの漁業振興基金、これは今年度3,000万円ぐらいの取り崩しですかね。予算出ておりましたけど。それで1億600万円ぐらいはまだ今あるわけですね。これが毎年2,000万円は砂の代金が入って来るわけですね。こういうのを財源として使われるのは、私は大変いいと思います。ですが、それ以上に、70%か60%、これだけの壱岐周辺の砂を取ってるわけですからね。ですから、今10%ですかね。県に入る金の10%がまた市に入るということですね。10%、15%、20%ぐらいに要求してもいいんじゃないかと思っております。考えてみておいてください。これは。

それでは、最後の3点目の質問。これも漁業関係で認定漁業者制度という制度についてお尋ねをします。

この件については、2年前、市長がマニフェストを進める中で、壱岐独自の認定漁業者制度を設けると述べておいでになります。私もこの件で質問をしておりますが、市長は、その時点では具体的に内容は持っていないが、漁業関係者の方々と相談をしながら煮詰めていくと答弁をされております。また、さきの議会12月ですね。ここでも町田正一議員もこの件で質問をされておりますが、中身については現在検討中ということで明確な答弁はなかったと思います。認定制度を設けると言われてから、間もなく2年が過ぎようとしております。市長の任期も言われるように折り返しの3年目となりますので、その内容はもう出していきたい時期に来ております。

先日、議員控室に、この制度の具体的要件等については――これは町田正一議員の質問に対する答弁内容ですね。最終の詰めを行っているという報告書が出されておりました。そこで再度、制度創設をいつごろと考えられているのか。そして、市内の漁家族の指定、先ほど後継者でも言いましたけど、この漁家族の指定、この人たちをもう新規就業者と特例として認めてはどうかと思っておりますが、この件では以上2点、市長の答弁をいただきます。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 大久保議員の認定漁業者制度についてお答えを申し上げます。

認定漁業者制度の創設に関しましては、私のマニフェストに掲げていたものでございます。御承知のように、農業におきます認定農業者は農業経営基盤強化促進法に基づき制度化されておりますが、残念ながら、漁業におきます認定漁業者制度は農業のように法制化されたものではありません。そこで、この制度の創設に当たりましては、ある一定水準の漁業者を選定して、さらに漁業生産の増産、あるいは経営の改善を図るための支援をいたす制度を想定しておるものであります。したがって、そこに、当然新たな財源が必要となってくるわけでありまして、この財源の確保を図ることが最も厳しい状況でございます。現在、担当課に先ほどの原資も含めて検討されて最後の調整をいたしておるところでございます。

認定基準及び認定者に対する支援内容等もほぼ最終段階に来ておりまして、今後、漁業長会等に諮り、本年度後半には公表できるものと思って考えております。これに基づきまして、最初の認定者を平成２２年度中、本年度中に認定をいたしまして、平成２３年度から適用をする考えでございます。

次に、漁家の指定及び新規就業者もいずれ認定業者となっていただけよう望むところですが、例えば、一般の認定者に対しては、認定前３年間の水揚げ高等の制限を設ける予定である関係上、現段階では指定に限っての特別枠は設けずにいきたいと考えております。

なお、この後継者指定につきましては、先ほど申し上げました、漁業後継者対策のほうで支援を図っていきたいと考えておるところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 大久保洪昭議員。

○議員（１６番 大久保洪昭君） 市長、この漁業者に対して、認定制度ちゅうのはなかなか難しいんですよ。ですから、国も県もまだ取り組まんとですよ。でも、市長が独自の認定制度を取り入れるということです。これは、私はもう画期的なことだという感じはしておりました。ＪＦ代表者会議、その提言の中にも、漁業と農業は一緒のものであると。そういう中で認定制度というのはなかなか難しい面もあるから、ほかの方法で支援等を示す必要があると。これは提言もされております。この認定漁業制度を制定をするとなれば、漁協長会、こうしたところへの説明協議、これが必要になりますね。そして条例化となりますが、内容等ですね、今議会中、所管委員会に案として、資料の提出をお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 事務の進捗状況について、担当理事に、まだ聞いてませんけども。（笑声）出せるか出せないか、ちょっと答えさせます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 牧山産業経済担当理事。

〔産業経済担当理事（牧山 清明君） 登壇〕

○産業経済担当理事（牧山 清明君） ただいまの質問でございます。

現在、私も協議を重ねまして、素案というものはできております。これをまず、市長が答弁しましたように、漁協長会に諮って、その後、お示しをしたいというふうに考えておりますが、そういうことでよろしく願いいたします。

〔産業経済担当理事（牧山 清明君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 大久保洪昭議員。

○議員（１６番 大久保洪昭君） 素案を出しているということです。漁協長会に示して、そして出してみたいということですが、これを条例化して決めるのは議会なんです。やはり委員会としてもですね、全体じゃなくてですね、重要な部分、一部でも結構なんです。やはり、研究しておく必要があると思いますね。どうですか。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） やはり、こういうまだ前例のない制度を創設しようとしております。やはり、漁業関係の代表者であります組合長等々の意見を十分に聞いて、そして、この３月定例会には出せないといたしましても、６月前にそういう機会があればお示しをしたいと思っております。そういうことで御了解いただきたいと思います。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 大久保洪昭議員。

○議員（１６番 大久保洪昭君） ２３年度から、この事業を開始したいと先ほど言われましたね。では、次の６月議会。６月議会にはこの案を提出、資料を提出いただけますか。そこを聞いて質問を終わります。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） ６月議会には必ず提出できるように努力いたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議員（１６番 大久保洪昭君） 以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。

〔大久保洪昭議員 一般質問席 降壇〕

○議長（牧永 護君） 以上をもって、大久保洪昭議員の一般質問を終わります。

.....
○議長（牧永 護君） ここで暫時休憩いたします。再開を１３時とします。

午前11時40分休憩

.....
午後 1 時00分再開

○議長（牧永 護君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、１０番、豊坂敏文議員の登壇をお願いします。

〔豊坂 敏文議員 一般質問席 登壇〕

○議員（１０番 豊坂 敏文君） それでは、一般質問もあと３名になりましたから、だんだん早

くなると思いますから。

国のほうでは現在、仕分け作業が昨年から開始をされております。彦根市では政策評価と、それから無駄遣いストップ本部が執行されておりますが、このような中に市長は、平成22年度は就任3年目となり、多くの課題と問題の方向性を見出すために、勝負の年とあわせて、今年とはとら年のために、何でもトライをしていくという精神であると思います。その意気込みを痛感しておりますから、今年3月中旬には、彦根市総合基本計画も決定すると施政方針にありましたが、平成23年度も期待をいたしておきます。

では、通告に従いまして、政策評価について質問を行います。

平成22年度当初予算と振興計画との整合性、第1次産業の各種団体に対する組織活動補助金が全廃、全削されております。助成額の一律見直しとしたことで処理されておりますが、昨日、2番議員の呼子議員からも質問があっていたことですが、平成16年合併当時、補助金検討委員会へ諮問され、その後、部内の政策評価委員会によって1次、2次評価されております。これは年次的にされておりますが、成果、効果というか、補助金の投資効果、別名会計検査院が指摘している費用対効果について、振興計画には組織の育成と経営支援に努めるとしているが、執行予算には計上をされておられません。

昨日、限られた予算の中で執行だから半永久的には無理という、その中で自立をさせるべきと答弁もありましたが、私はこのソフトに対する事業について、組織育成のためにはケースバイケースと思います。組織は年々対象者も変わりますし、組織の育成には応分の補助が責務と思います。廃止の原因については、現在、評価の中では繰越金が多いということもありました。私は、全体総予算の1割の、あるいは1割5分の繰り越しは妥当という考え方を持っております。その中でも1割もないのに、繰越金が多いからこれを廃止する、そういう要因もあるように思います。

それから、自立をすべきというのは、各団体、組織については、市が振興する、あるいはその組織が振興するためには、市の助成は自立じゃなくて支援するべきだというふうに、その奨励金は必要だということを感じております。この団体の特に1次産業に対する組織の補助金が全削をされておりますので、その点について伺いをしたいと思います。

次に、市長の附属機関等の諮問委員会が、昨日も話があってりましたが、余りにも多過ぎる。また趣旨が類似されるものは統合するべきであるというふうにも考えておりますが、54機関の中には、法制化による機関と、それから単独の機関があります。これについては統合されるものは早急に統合したほうが良いと思いますが、余りにも多過ぎるという懸念をいたしておりますので、その点について市長の考え方をお願いします。

それから、補助金について一律カットということも、先ほど言いましたが、市長、各諮問機関から答申も、補助金検討委員会からの、あるいはほかの審議会からの答申もありますが、尊重す

べき点もあると思いますが、答申は案というたたき台の中で答申がなされておりますから、市長の信念のあるところでめり張りをつけて、その答申の行動については、執行については考えていただきたいというふうに考えております。

以上、政策評価について市長の考え方をお聞きします。

○議長（牧永 護君） 豊坂議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 10番、豊坂議員の御質問にお答えをいたします。

政策評価についての御質問でございます。まず最初に、ソフト事業の予算、失礼しました、振興政策に対するソフト事業の削減、または全廃、全削はなぜかということでございます。地方自治体には自己決定と自己責任、いわゆる自主性と自立性が強く求められております。また、少子高齢化、情報化、国際化の進展や環境問題等、市政を取り巻く社会経済情勢は大きく変化しております。みずからの責任と判断で地域運営に取り組む経営体としての体制の確立が求められております。

このような中で限られた行政資源、人、物、金を市民のニーズに合わせて振興策としてめり張りをつけながら、どのように最適に配分していくかが今後の市政運営上、欠くことのできない重要な視点となっておりますことは、議員御指摘のとおりでございます。

議員御質問のソフト事業、特に各種団体への補助金につきましては、平成17年度に補助金等検討委員会により御提言をいただいております。その中で算出根拠は不明確なもの、同種団体へ一律の定額補助を行っているもの、自己負担の割合が少ない、繰越金が多額であるなどの問題点が上げられております。また、本来各種団体の補助金は、団体の自主自立を側面から支援するためのものであり、今後は活動内容等を十分に検証し、真に必要なとする経費の補助とすべきであるとの御意見をいただいております。

副市長を本部長といたします政策評価推進本部におきましては、その補助金検討委員会の提言を真摯に受けとめ、設立からある程度の期間が経過し、自立したものにつきましては、運営費補助金の削減、廃止など見直しに努めているところでございます。17年度に補助金等検討委員会の諮問、答申をいただきまして、18年度から年次的に一部減額をしてきたものが20年度、あるいは21年度においてゼロになったということで、今全廃ということで顕在化をしてきたということで、今なぜ全廃したかという御指摘になっておるわけでございます。

しかしながら、議員のおっしゃるとおり、振興策としてのめり張りは必要でございます。各種団体が行う活動、事業に対する支援につきまして、関係機関とも連携いたしまして、真に必要なものについては、今後支援を行ってまいり所存でございます。

2点目の附属機関等が多過ぎる。趣旨が類似されるものに統合される機関の検討をすべきだと

ということですが、現在、附属機関設置条例で設置している附属機関については、今回御提案いたしております条例改正分を加味いたしまして、市長部局が54機関、教育委員会の附属機関が8機関、合計62機関となります。この62の附属機関につきましては、市または教育委員会が任意に設置したものでございまして、法律によるものではございません。

御参考までに法律によるものを申し上げますと、選挙管理委員会や農業委員会、監査委員事務局など含めまして、12の機関が法律による機関でございます。この任意の62の附属機関につきましては、それぞれの目的に沿って、これまで協議等をいただいておりますし、中にはその関連する地域の方などに委員に御就任いただき、御協議をいただいている場合もございます。こうしたことから、今後現状等をよく確認、分析をいたしまして、できるものについては整理統合を行ってまいりたいと考えております。

3番目に、政策評価の各諮問委員会からの答申も、そのまま実行するのではなくて、十分内部検討すべきだという御意見でございます。議員お話のとおり、諮問は御意見でございます。答申は方策の案であるということは、私も十分認識をいたしております。それぞれの施策で諮問または答申をお願いしたものにしましては、これを受けて内部検討を行い、最終的には私が判断し、議会に御提案、御協議申し上げ、実行するものでございます。中には100%尊重するもの、内容を変更するものもあるかと思いますが、それもあくまで首長が判断するものでございます。今後も議員各位にも十分協議を行いまして、壱岐市発展のための適切な判断を行ってまいりたいと存じます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

- 議長（牧永 護君） 豊坂敏文議員。
- 議員（10番 豊坂 敏文君） ありがとうございます。まず、補助金の現在の予算の中でも、特に各種団体の分は一律にゼロになっています。これについては振興策がない、振興計画には支援をするということは明らかに明示してあります。これについて振興するということは、各組織の振興はやるという考え方もありますが、その基本計画に乗ってます。

これについては、今、私が具体的に言って、現在農業ではアスパラ、これは長崎県下でも一番ですね。これに対して補助金が、組織に対する補助金もない。振興作物、あるいはこれだけは振興しなければならない、あるいは第1次産業の青年部、婦人部、漁協、農協、漁家とか漁業組合とか、それから農業、そしてまた別に言うなら1次じゃないですが、商工会青年部等もあります。そういう団体については、自分たちの組織で現在何がされてるか、実行について、あるいは実績について、これを実行評価をするべき、予算では、予算の繰越金の評価をすべきじゃないと思います。

ただ1割ぐらいの評価であれば、今の現在の評価の仕方については、評価結果については、ず

っと団体がありますが、その団体項目には、細目的には評価書がありますが、一覧表にはずっと同じ理由で繰越金が多いということで、削減された向きもあります。そういうこともありますから、実績と、それからその組織の活動内容、これについて評価をしていただいて、金銭的な問題、繰り越しただけの問題で評価されるべきじゃないと思います。そういうことで今後については、要るところにはめり張りをつけて予算をつけていただきたい。団体について、組織についてもお願いをします。

それから、2番目の諮問委員会ですが、現在任意が62、それから法的なものが12、現在74もありますが、これについて整合性があるものについては、委員も重複している分もありますので、この点については整理統合を図っていただきたいというふうに感じます。

それから、3番目の100%は諮問機関の提言を聞く場合も、それはあります。ただ全部何でもかんでも100%聞いて、市民の声ということで、それは反映されてると思いますが、市民の声もありますが、トップとしての行政力を出していただきたいというふうに決断をしていただきたいということを要望します。それはそれで終わります。なるべく早くきょうは終わっていきたいと思いますから。

それでは次に、死亡牛の一時冷凍保管施設の運営方針についてお伺いをします。

これも昨日、同僚議員からの施設の維持管理についての、現在6月には完成する予定であります。その施設の維持管理費用、あるいは等についての質問がありましたので、その点は省いておきますが、6月の完成後に従来は石田、芦辺には市営の埋葬場が現在もありますが、あった中に死亡牛の処理をしておりました。ほかの地区については、例えば実行組合等で埋葬、墓地が持っていた分もあります。そういうところに埋設をしておりましたが、本施設の供用開始後は、既設の施設にはもう埋葬できない。

これについては閉鎖するという考え方ですから、ここでお願いがありますが、今回これだけ厳しくなったというのは、畜産については産業廃棄物になってます。そのようなことから、畜産といっても牛だけじゃないわけですね。牛も豚も鶏も馬もなるわけです。そこまでが畜産、産業廃棄物になってます。家畜の死体は絶対に土葬してはならないというのが、これは今度産業廃棄物だからできない。県下でもいろいろこの埋設については、県下の中で保健所関係が調べたところ、不法に埋葬された分について、掘り上げられた形跡もあるという話題を聞いております。

そういうような中で、今後の新施設の処理にしかできない。一時処理をして、それから島外に搬出をし、最終処分するということになるわけですが、現在考えております、当初いろいろ計画の中で3カ月未満の牛が現在、年間の死亡牛の事故件数が500頭あるわけですが、そのうちには300頭が子牛、3カ月未満の牛です。それから、あと12カ月から24カ月以内、24カ月以上の牛というふうになるわけですが、24カ月以上の牛については、現在はBSEの関係で家

畜保健所で焼却処分されております。これについては一昨日、保健所にも確認したわけですが、22年度は大丈夫だろうと。今の現行どおりBSEで焼却されるということも聞いておりますし、BSEもいつまでこれが続くかわかりません。

そういう中で先ほど言いました胎児死牛が302頭、それから子牛が大体12カ月、3カ月以上24カ月未満、これが28頭、成牛が167頭ぐらい、合計497頭ですが、年間に500頭のこういう事故があってますね。そのために成牛を除いても、BSEを除いても330頭の事故があっておりますが、これの今まで3カ月以内の牛については、自分で近くに埋葬をしていた、今まではしてありました。今度からはどこが管理するかわかりませんが、農協が管理するか、あるいは共済組合が管理するか、そのこの奨励、あるいはこういう無断、不法で埋没する、埋設をするということではできませんから、どこかがそういう規制を持った組織が必要になると思いますが、共済組合がやるか、あるいは家畜診療所がやるか、そこにもいろいろあると思います。あるいは農協がやるか、そこもあると思いますが、この処置の仕方についてお願いですが、産業廃棄物となったために、どこでも埋められない状況です。

今度の施設を全利用するためには、何らかの奨励対策が必要だというふうに思いますが、現在参考までに、試算的に言いますが、3カ月未満の牛で1万3,700円の個人負担、事故があった場合に1頭、1万3,700円の費用が、負担が、農家負担が要ります。それから、3カ月から12カ月で、これは2万2,500円、12カ月から24カ月で3万6,500円で、24カ月以上、もしBSEが焼却処分、県のBSE検査がなくなったときについては4万1,750円の1頭当たり個人負担が要るようになります。

そういう中で本施設の稼働について、農家負担が今まで全然無償で、例えば石田、あるいは芦辺、そしてまた集落で持っていた埋葬地、これについては無償で、無償ちゅうか、無料で埋葬していたわけですが、これだけ負担になります。これについて市の応分の奨励を含めた形の中で、支援策が今後6月の補正までには検討していただきたいということをお願いをし、市長の考え方を聞きたいと思います。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 死亡牛一時保管施設の運営はいいと、料金についてお尋ねでございます。議員おっしゃいましたように、肉用牛の死亡牛、死亡につきましては、産業廃棄物と定められております。排出者みずからの責任において適正に処理しなければなりません。これは廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令、産業廃棄物として位置づけの第2条第11号に、動物の死体（畜産農業に係るものに限る）ということであつております。畜産農業、先ほどおっしゃいました牛、馬、ヤギ、綿羊、あるいは鶏等々でございます。

畜産農家の方々は、日々の飼育管理において事故防止に努められるなど、不測の事態で事故等が多々発生しております。対応に困惑される使用者の不安を解消することは、畜産経営にとって極めて重要であるとの認識をもとに、畜産農家の共通する問題、課題解決につながらなければなりません。

このことを踏まえまして、本市の農業振興、とりわけ肉用牛のさらなる振興を図っていく観点に立ちまして、施設の整備を実施しているところでございます。これに伴い施設の整備事業に係る経費は市が負担することといたしまして、完成後の管理運営につきましては、指定管理者制度により関係団体をお願いすることで進めてまいりました。施設の維持及び利用料等の設定につきましては、今月中に壱岐市農協、和牛部会、肥育部会の協議において決定されるものと思っております。また、稼働後における利用料の見直し等につきましては、壱岐市農協と各和牛部会で協議がなされ、柔軟に対処されるものと考えておるところでございます。

産業廃棄物につきましては、先ほど申しますように、みずからの責任で処理するというのが基本でございます。他の産業廃棄物として当面私どもが意を払ってるものには、魚腸骨の処理がでございます。これにつきましても冷凍して出していただいております。そこには確かに幾ばくかの補助は出しておるところでございます。

しかしながら、この牛につきましては、死亡事故について保険等も掛けていらっしゃるということもございます。今ここで出す、出さないということを申しかねますが、実情については十分わかっておるつもりですけれども、ただいまのところ、そういうことを考えてはいないというところでございます。

確かに24カ月以上の成牛の事故につきましては、今、保健所のほうでBSE検査で処理されておりますから、無料でございますけれども、これにつきましても焼却炉等々の傷みとか法律の問題、そして県独自の事業でございますから、県の財政の問題、そしてまた実際成牛1頭を焼却処分するのに、ドラム2本要るということも聞いております。そういったこともございます。

しかし、いずれにしましても、このBSEの問題につきましては、そう長くはないと思っておるところでございます。この程度で答弁をさせていただきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 豊坂敏文議員。

○議員（10番 豊坂 敏文君） 大体きょうはそのくらいしか答弁出らんだろうという予測はしておりましたが、これは現在、先ほど保険の話もありましたので、保険の話も少しやってみたいと思いますが、牛の場合、胎児については8カ月以上にならないと保険対象になりません。そのまま8カ月未満で死ぬ牛が、大体胎児死というのは、産まれる前に胎内で死んでいるやつが300頭くらいおるわけですが、保険がきく分については、大体早産とかいう場合がありますか

ら、大体5カ月から8カ月以内に死ぬ、死亡した分が多いです。大体8カ月以上になると、早産するかどうかで、大体整備ができる段階もありますから、そこは農家出身の市長は、すぐわかるはずですから、その点も考えていただいて、6月の補正には何らかの形で、形に出てくることを祈念いたしまして、ここはここで終わって、今回は終わっておきますから、よろしくお願いしておきます。

余り早く終わると、大体できんとですが、大体あと6分ぐらいで終わるから、すぐ終わりたいと思いますから、あと6分よろしくお願いします。

それでは、嘱託職員の雇用方策についてお伺いをしたいと思います。

これは直接的にいろいろ今まで話が出ておりますので、内容についてはきのうも質問がありましたから言いませんが、直接聞きます。まず平成30年度を限度とする経過措置は、何を基準としてこれが乗せられたのかというのが1件。

それから、保健婦と、保健婦は16万円、月額、看護婦は19万円、この報酬月額が逆行しているのはなぜかというのが疑問になります。保健婦のほうが高いという事例があるわけですが、このなぜこんなふうになるのかという基準が決められたか。

それから、現在の、3番目、ここで終わりますので、ゆっくり書いてよかですよ。現職の嘱託職員について説明がされたかどうか。どういう形でされたか、総務課長が説明をしたか、そういう点についてお伺いをしておきたいと思います。

あとの残りは、この次、予算委員会でゆっくりやりますので、この3点についてお伺いをします。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） まだたくさん質問があるのかと思っておりましたけど、3点ということで、書いた文書は抜きにいたしまして答えたいと思います。

まず平成30年度を限度としておる、どういうことかといいますが、平成22年度から新たな契約をいたします。雇用契約いたします。1年が基準でございますけど、サイクルを3年1サイクルとしたいと申し上げておりました。それで、9年後、9年後ということで3回更改をするということが一つ。それから平成30年度は、御存じのように合併後15年経過する年でございます。合併算定がえがなくなる。交付税の減額が、現在と比べまして18億円から20億円減るであろうという年でございます。ですから、ここに、ここで壱岐市としての平準化された交付税の交付になります。そこで、ある一定の嘱託職員の身分というか待遇というか、それを確定したいということでございます。

2点目の保健婦と看護師とが、待遇が逆転してるじゃないかという御質問でございます。その

とおりでございまして、実は御存じのように、保健師は、保健師は看護師プラス、一段上の資格でございます、1年ないし勉強しなければ資格さえも、取れる資格さえもないわけでございますが、実はこの看護師と保健師の給与の報酬の逆転というのは、まず二つございまして、一つは保健師は昼間、昼間の仕事をいただいています。看護師につきましては三交代という一つの職種もございます。それが一つ。もう一つは、看護師は医療職でございます。保健師は行政職でございます。現在、正規職員もそのようにいたしております。そのようなことで報酬面で看護師と保健師が逆転してるということでございます。

3点目に、現在の嘱託職員に対する説明はということでございます。3月8日に理事会、理事等連絡会議で、理事を通じて一応、その説明と申しますのも、今回の嘱託職員に対する条例化で、自分たちの待遇が非常に厳しくなるんじゃないかという不安を持ってる職員が多いということで、まずそういうことはありませんと。まず、今回の改定では、上がる人が24%ぐらいいらっしゃる。下がる方は皆無だということだけを一応職員、該当者に伝えてくれということで、3月8日に理事に対してそういう指示をいたしております。3月25日に文化ホールにおきまして、当該職員を集めて説明をするという予定にいたしております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

- 議長（牧永 護君） 豊坂敏文議員。
- 議員（10番 豊坂 敏文君） 合併後15年、財政的な問題もいろいろあると思いますが、1番目はわかりました。

2番目について、保健婦は昼間、看護師は三交代制、8時間労働は変わらないと思いますが、あとの対応として、時間外勤務手当等でそれは対応できるんじゃないかと思いますが、これ医療職と号級が違うということですが、いろいろ今の職級がありましたが、これについては予算委員会でいろいろと聞いていきたいと思います。何でこういうふうになったか。今のもついでに追及していきたいと思いますが、一般的に考えれば保健婦のほうが高いという感覚を持てます。医療職のほうもピンからキリまでありますから、その保健婦のとり方、基準のとり方とも思いますから、そういう点について予算委員会の中でこれは追及していきたいと思います。

それから、現の嘱託職員の対象者について説明、十分な説明ができたかどうか、理事に聞いてみたいと思いますが、理事がどういう言葉で説明したか、すぐ振りますから、これは冗談ですが、理事から、4理事が、4理事ちゅうか、本所のほうは総務課長がやったと思いますが、総務課長は熟読しているからわかるわけですが、ほかの理事は全部熟読してこれを説明したかどうか、その点もどうぞ。

- 議長（牧永 護君） どちらからいきますか。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 即伝わっておると思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 豊坂敏文議員。

○議員（１０番 豊坂 敏文君） 即詳細に伝えているということを聞きましたので、予算委員会の中で一人一人聞いてみたいと思います。

早くなりましたが、一応ここで私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

〔豊坂 敏文議員 一般質問席 降壇〕

○議長（牧永 護君） 以上をもって豊坂敏文議員の一般質問終わります。

.....

○議長（牧永 護君） 次に、久保田恒憲議員の登壇をお願いします。

〔久保田恒憲議員 一般質問席 登壇〕

○議員（１番 久保田恒憲君） 休憩を挟むんじゃないかと思って、のんびり構えて済みません。初心者のもので申しわけないです。それでは、通告に従いまして質問を行います。

まず１点、施政方針の中での観光振興の取り組み、主に博物館の開館を機とした観光客の誘致ということですが、以前、たしか２年ほど前の９月議会で、鵜瀬議員の質問に対して、市長の案として、観光客を呼び込むには有名な人の観光大使とか、そういうものに頼らないで一般市民の方に応援をいただいて、そのことによって誘致、観光客、交流人口の増加を図りたいというような回答があったように記憶をしております。

その後、その観光サポーター制度は生み出されて、昨年の４月ぐらいから開始して、６月号の市報に小さく載った程度だと思っております。有名人の観光大使がたしか４名程度いらっしゃるんじゃないかと思いますが、その後、その方たちがどのように活動されてるのか。それから、今言いました観光サポーター制度がどのように生かされているのか。その進捗状況、それからその進捗状況を受けての出てきた課題、そしてその後の対策について、まずはお尋ねをしたいと思います。

○議長（牧永 護君） 久保田議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） １番、久保田恒憲議員の御質問にお答えいたします。

私が施政方針で述べた、以前に述べた観光サポーターについて、どうなっているか、今後の問題はどうかということでございます。久保田議員のまさに時宜を得た御提案、御指導受けまして、一支国博物館の開館を契機に、壱岐市民が一丸となって交流人口の拡大による島の活性化を促進していくことを目的とした、壱岐行き観光サポーター制度を今年度４月、昨年の４月から導入実

施をいたしております。

市では、全世帯へのチラシ配布と広報「いき」への掲載をそれぞれ2回ずつ行い、また公民館長会や各地区の吉岐人会においても、チラシを入れて説明を行うなど、当該制度の早期の周知普及に向け取り組んでまいりました。

しかしながら、平成22年2月末現在で登録者数は4名、誘客総数は94名にとどまっております。理由といたしましては、当該制度の認知度不足、地域経済における観光産業の重要性が市民に十分浸透してない。それから、長引く不況による景気低迷と高速道路のETC割引問題、夏場の天候不良などが考えられます。

市といたしましては、現在、観光サポーターの中でブロンズ達成者が一人出ておられまして、こういった番付達成者の情報などを広報「いき」や地元マスコミ紙に掲載されるよう働きかけ、一支国博物館の開館を契機に、いま一度関係団体と連携の上、当該制度の普及に向けた取り組みを進めてまいりたいと思います。

それから、先ほど御質問がありました著名人の観光大使につきましの活動状況については、担当理事に説明させますので、よろしくお願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 松尾吉岐島振興推進本部理事。

〔吉岐島振興推進本部理事（松尾 剛君） 登壇〕

○吉岐島振興推進本部理事（松尾 剛君） 観光大使についてのお尋ねでございますが、今回通告の中にそこまで書かれてなかったので、詳細な情報は持ち合わせておりませんが、今4人いらっしゃいます。それで、林田様、苅谷俊介様、古厩様、宮本眞里子様ということで、それで私の代になってからは、例えば苅谷俊介さんには、一支国博物館の東京都での広告宣伝等の場に立ち会っていただいたり、そういったお願いをしておりますし、ほかの方々たちについても、今度そのうち宮本眞里子様は、今度あさっての式典にも参加していただいて、それぞれの行動の中で観光大使としての御自覚を持って活動していただいているとは存じますが、その具体的内容まで、それ以上のことを今持ち合わせておりませんので、委員会においてでもお知らせしたいと思います。

以上でございます。

〔吉岐島振興推進本部理事（松尾 剛君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 久保田恒憲議員。

○議員（1番 久保田恒憲君） お願いがあるんですが、慌てたのでペンを忘れてきたので、取りかえっていいでしょうか。済みません。後ほどそれは報告していただいて結構です。ただこの観光サポーター制度そのものが、先ほどお話ししましたように、著名人とか有名人に頼るよりもということのできた制度であります。そうすると著名人、有名人がどれだけの活動してるのか、そう

というのは時々チェックしたり、あるいはこういう時期ですから再度お願いをしたりする中で、情報というのは浮かび上がってくるのではないかと私は思っております。

通告の中にはないんですけど、関連の中で原の辻公園の、遺跡公園の愛称募集をされてました。お決まりでしょうか、どなたでも結構ですから、教えていただきたいと思いますと思っております。

○議長（牧永 護君） 須藤教育長。

〔教育長（須藤 正人君） 登壇〕

○教育長（須藤 正人君） 愛称は既に決定をいたしておるんですけれども、3月14日の開園式のときに発表するという段取りなんですね。できましたら3月14日の発表をセンセーショナルにやりたいものですから、愛称は決まっております。済みません。

〔教育長（須藤 正人君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 久保田恒憲議員。

○議員（1番 久保田恒憲君） 実は私も応募してたんで、ひょっとしたら当選してるんじゃないだろうかって。きょう今から皆さんとお話、質問というか、ここで議論を交わしたいのは、そういう基本的なことなんですよね。というのは例えば原の辻遺跡公園がオープンする。そのときにセンセーショナルに発表したい。しかし、原の辻遺跡公園という名称は一つついてますよね。私、ある業者から電話がありまして、「原の辻」という名称は変わらないんですかと。例えば、「原の辻」で何か商品開発をしたい。一支国博物館で商品開発をしたい。当然、そのオープンで、そういう商品は並ばないといけないんですよ。そこで、もし、「原の辻」というものが愛称という別のもので変わってたら、どうなります。だから、本来募集するんであれば、もっと前ですよ。そういう基本的なことがどうもずれてる。私が今さらここで話するような問題じゃない。本当に出発点がおかしいんじゃないかという疑問がありますので、先ほどの愛称の問題も名前も聞いたわけです。例えば、普通ですね、愛称は最初募集して、それで何年か経過して、どうもうまくいかないと、そこでもう一回新鮮なイメージを出すようなときに、マスコットキャラクターをつくったり、愛称を募集したりという手はよく使われております。ですから、センセーショナルに発表されるものがどういうものか期待をして、その発表は待ちたいと思っております。

観光サポーター制度というのは、先ほどお話しましたように、今までの質問の中では補助金をくださいとかですね。もちろん必要な補助金もあるんですけど、そうじゃなくて、市民が稼ぐ方法、市民が行政とか、地域の人たちの活性化のためにできる方法ってということで、ひょっとしたら有効じゃないかということで取り上げていただいたと思うわけですね。例えば、ブロンズとかいろいろあるんですけど、市の職員さんが例えば500名、これに取り組んでいただいたとします。一泊、泊まらないといけないので一泊二日、そうすると1人ざっと見て3万円の経済効果を生み出すとしますね。そうすると500名が3人でも呼んだとすれば3掛け3、9万円、約

10万円としてですね、500掛け10万円、5,000万円の経済効果を生み出せるわけですね。これは全然不可能じゃないと思うんですよ。1年ぐらいですからね。1年内ぐらい見ても。島外に子供たちはたくさん出てます。壱岐が過疎化してるっていうことは、逆に島外のほうにいるということ。そうすれば、そういう、つてとかネットワークを使って呼び込むと。子供が大学に行っておれば、大学生の友達が壱岐に来たいっていうのは、私も現実にやりましたけど。じゃあ、連れて来いと。2泊ぐらいさせると。1泊はうちに泊めるけど、1泊は民宿に泊めるばいと。そのほうがお前たちもいいだろうと。そういうことは幾らでもできるわけですね。実は観光サポーター制度が発足したときに、地元新聞に掲載されまして、インターネットのぞいていたら、東京雪州会さんのほうで、「壱岐が動き出した」というような新聞記事が掲載されてました。すぐにです。だから、東京雪州会としても頑張らんないかなと。それから、もう、かなりたってますからね。島を出てる人たちも応援しようとしてるところに、地元の人たちが何かできるんじゃないかということで取り組んでいるのに、成果が上がってないっていうのは、間違いなく周知不足です。はい。チラシが配られたのは、確か去年の秋ぐらいだったと思いますもんね。私がいろいろ言って、こういう制度知ってますかって、ほとんど知りません。そうしたら、私もやればよかった、もう既にお客さんを呼び込んでしまったとかですね。そういう声は聞きます。使えるなあっていう声も聞きました。しかし、それが上がってこないということは、もう明らかに周知不足です。ですから、進捗状況は多分こういうことであるってのは予想してましたので、今後の対策を先ほどお尋ねしたわけです。それはですね、この一支国博物館、このことについても言えると思います。質問の要旨の中で、ちょっと抵抗あったんですけど、地域住民の本当に声の中で、開館はもうすぐですけど、どうなってるのと。全然盛り上がりが見えないですね。市の職員も盛り上がってない。私も市議になって間もないんですけど、市議会議員も盛り上がってないと。そういう批判をいただきました。ただですね、おかげさまで、私はそのときに、反論じゃないですけどね、何とか言い逃れ、納得をしていただける答えは持ち合わせておりました。それは私が今個人的に活動している「壱岐を元気にする会」というものの普及の中でのことだったので、いや、議員さんはそういうことはありませんよと。私のこういう個人的な活動ですけど、やはり、思いは一緒なんで、全員が協力して取り組んでくれておりますというような、本当に返事を差し上げました。私はこういう熱い思いのグループに入れて本当に誇りに思ってますと。だから、今からそういう活動はどんどん見えてくると思いますよということで、何とか納得をいただきました。市の方についてもですね、いやもう今忙しいと、非常に忙しい中で、多分、今後は市の職員さんの動きも当然見えてくるんじゃないかというような発言をさせていただきました。

ついでに、あと2点ほど市民の声をお伝えしたいと思います。脚色はしてませんからね。ある方は、ある神官さんは、正月前に行ったら、やはり、どうかせないかんと思ってますと。その中

で、その方はよく観光サポーター制度をご覧になって、10名はやっぱりきつまいと、できれば5名からスタートしてほしいと、基本登録をですね、そういう声もいただきました。そこで、ぜひですね、そういう方もいらっしゃるし、制度といっても内部規定で変えられるようなものだと思いますので、まずは5名で再周知といいますかね、ちょっとこういうふうに改造しましたよということも検討していただければと思っているわけです。

それと開館の件に関して、ある人は全然見えないと。どういうことが行われてるのか見えないから、どうなってるんですかと言われましたので、いや、それはこうなってますよと、開館式典は博物館でお偉い人がたくさん集まって大々的にやられると思いますという話をしました。したら、そうですかって、私たちは何もせんでよかったですたいねと。結局、これも市民にこういう取り組みをしてるんだと、市民も一緒になってやろうやというような周知の仕方が少なかったんじゃないかと思っております。やはり、今までの茶谷さんとかが言われるように、地元の盛り上げは絶対不可欠であると。そういう盛り上げが、皆さんの思いで一生懸命されてても、それが市民に見えてない。形として見えてないということは、見えてない人にすれば、前日、鵜瀬議員が言われたように、危機感がないんじゃないかと、そういうことにつながるわけですね。ですから、博物館のオープンに向けての取り組み、それから先ほど言いましたように、観光サポーター制度周知の方法について、もう一度答弁をいただきたいと思っております。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 市の周知の仕方が足りないと、方法も考えなさいということでございます。私は、周知についてはですね、怒られるかもしれませんが、市報を通じ、あるいはいろんな面を通じてやっていると思います。私はそれを、水を飲まない馬に水を飲ませると、これは、私はぜひ、皆さん、馬がのどが渇くようにしむけていただきたいと思います。これはですね、きっと私がこう言ったら批判を受けると思います。しかし、一生懸命やっております。職員も一生懸命やっております。それを私は、職員はつまらんたい、何もしとらんたい、これは間違っていると思います。私は職員も関係者も一生懸命やってると思います。私はこの点は強く申し上げたい。そして、それを批判をする。それもいいと思います。しかし、その批判をする方々は、そのとき、こうせないけんといふと、こうせんけん、でけんとないか、こういうこともしろよと案をいただきたい。でけんたい、でけんたい、でけんたい、じゃあ、どうすればよかとですかと、私はそういう知恵をいただきたい。別に自分の足りないことをそれを伏せてはおりません。確かに皆さん方から見れば周知が足りないかもしれん。じゃあ、こうしてくださいという案をお願いしたい。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 久保田恒憲議員。

○議員（1番 久保田恒憲君） そのとおりだと思います。はい。でも、私は今までかなり案は出してきましたよ。例えば、原の辻オープンに向けてのイベントのあり方であるとかですね。夏休みの課題にせるとか、それは議員になる前でしたかね、はい。無駄遣いストップ本部の委員というのは無駄遣いをストップするだけでなく、建設的な意見があれば、それも出せと。出しているのかということをお尋ねしたら、ああ、もちろんですよという中で、建設的な意見は、私にとっては建設的だったと思いますけど、受け取り側としては、ああ、大したことはないなと思って、見過ごされていたかもしれません。でも、その中で、例えば、夏休みの課題にしましょうやという、去年の、議員になる前だったんですけどね。夏休みの課題に原の辻の標語でもいいし、作文でもいいし、絵でもいいし、工作でもいいし、盛り上がってないんだったら、夏休みの課題にすることで、子供に課題を与えれば、保護者を巻き込むでしょうと、そうすると、いやが応にも原の辻に対する関心も生まれてくるじゃないですかと。今の時期にオープンに向けてやったら一番いいと思いますよというようなお話は何回もしました。ところが、それがなかなか聞き入れられていただけなかったということで、しかし、こうして、こういう立場になった以上は、また新たなものも考えてやらなくてはいけないということで、自分なりの今活動をしているわけです。ですから、市長が言われたように、それは私に対して言われたんじゃないとは思いますが、多くの方々にも、もちろんそうですしね。しかし、私について言えば、そういう機会はたくさんあって、取り上げていただけなかったという経緯がありますので、その点を一つですね、ちょっと、松尾担当理事とはよくお話をしましたので回答いただければと思っております。

○議長（牧永 護君） 松尾壱岐島振興推進本部理事。

〔壱岐島振興推進本部理事（松尾 剛君） 登壇〕

○壱岐島振興推進本部理事（松尾 剛君） ただいまのいろいろ御指導受けた点について、何もしてないんじゃないかというお話でございましたけれども、確かに絵画展については、最初、夏休みができませんでした。私もそのころ、ちょっと、まだよく、来たばかりだったんですけども、それは一つの案だなということで、一応考えはしたんですけど、なかなか宿題が重なって難しい等の問題ございまして、今回、開館の記念式典に当たりまして、改めて1月に、私、学校教育課長さんをお願いいたしまして、絵画の募集をいたしまして、今度、開館日にはそういう絵という、小学生の絵画を展示することにいたしております。また、この間のステッカーをつくってもありますけども、あれも実は先生の案の少しばかりみたいなのがございまして、ああ、いいことだなと思ひまして、やっております。確かに、なかなか先生にも御指導も含めて、完全にはやれないときもありますし、時々私がうかつな性格でございまして忘れることもございしますが、ただ、決してですね、ないがしろにしてるということはございません。一応、そのことは

真剣に考えて、（笑声）できることはすぐ取り組んでおります。そこはですね、ぜひ、御理解を願いたいと思います。

それと、もう一つ、決してですね、先ほど市長がおっしゃったとおり、言っていただければ、決して聞く耳を持たないわけではございません。それはもうぜひ御指導いただきたい。それは僕は、そこら辺は御信頼をいただいているんじゃないかというふうに思っておりましたが、先ほどの指摘を受けてちょっと傷ついておりますが。（笑声）

本当、そこら辺は、皆様の御意見は真摯に、できるだけは別にして、受けとめるということだけはお伝えして、私の答弁にさせていただきたいと思います。

〔 吉岐島振興推進本部理事（松尾 剛君） 降壇 〕

○議長（牧永 護君） 久保田恒憲議員。

○議員（ 1 番 久保田恒憲君 ） 今、松尾理事のお言葉で、私もときどき褒められていました。松尾理事から。確かにアイデアはいいというですね。で、褒められて、あとが余り続かなかっただけのことだけなんで。（笑声）

別に、ぱくりとかですね、そういうのは大いに結構なんですよ。みんながよくなればいいことであって、それで、先ほど市長が熱く語られたですね、市の職員も一生懸命やってるんだと。それもわかります。はい。ただ、伝え方がどうなのかというのは少し疑問に持つところがあるわけです。というのは、どうしてもですね、トップが伝えても、次の人が次に伝えるのはだんだん熱は冷めていくんですよ。それは当然です。だから、そういうのはわかった上で、常に自分の思いを機をとらえて発信するということは必要じゃないかと思います。ベテランの行政マンがいらっしゃるところに、これもまた基本的なことで申しわけないんですけど、リーダー足るものはですね、こういう言葉あります。「やってみせ、言って聞かせて、させてみせ、褒めてやらねば、人は動かじ」ですね。多分皆さんご存じだと思いますけど。戦争には反対ですけど、連合艦隊司令長官、山本五十六氏の言葉だそうです。これは命令すれば動くような軍隊の中でさえ、こういうことを山本五十六長官が言ったということは、それだけ自分の思いはうまく伝わらない。常に自分がやってみせないといけない。率先、垂範というらしいですけどね。やはり、こういう姿勢をみんなが持てれば、もっと違う形で、いい形として、観光サポーター制度も動いていくんじゃないかと思っております。そういうふうな形を見せるということは絶対必要だと思います。それをできれば、吉岐市が活性化して、もうかって、税金がたくさん入るように、行政サービスはすべきだと思いますので、その立場の市の職員の方々がそういう形を見せていただければ、市民も絶対にそれに続いて動くんじゃないかと、私はそのように思っているわけです。

先ほど、金額を生み出せば、博物館の維持費くらいは、もちろん形としては見えませんが、吉岐の活性化のための経済効果ってのは出るわけですよ。5,000万円あればですね。

一つの例として、お伝えしたいんですけど、私は空手をやってまして、沖縄によく行くんですよ。私の沖縄の先生が4年に1回世界武道祭っていうものを呼びかけまして、沖縄にすごい人数の日本人も含めて外国人が集まります。大体1週間滞在するようになりますので、全部滞在しないにしても500名くらいは来るんです。500名以上。その人たちが1日3万円使ったとして1,500万円、開催期間中6日間で9,000万円、1億円近い経済効果を生み出しております。すさまじい額です。沖縄にはそういう武術家っていうか、武道家が数名いらっしゃるんですよ。この方たちは、だから、これは私、1人の先生だけでも年間2,500万円ぐらいの、4年に1回ですからね、ほかにイベントやりますけど、年間2,500万円ぐらいの経済効果を生み出している。私がここでお伝えしたいことは、観光資源も大切ですけど、人の活動というか、人の取り組みというか、そういうことも十分に交流人口の増加に役立つのではないかと考えております。おばあちゃんたちの葉っぱビジネスで有名な徳島県の上勝町、あの辺も自分たちのうまくいかない農業が何かの中で苦心して、今の葉っぱビジネスを編み出したようです。ですから、私たちも必要な補助はもちろん必要でしょうけど、余り補助、補助というですね、当然自分たちの力ってのは、なかなかつかないものなんですよ。ですから、自分たちの力でできることは自分たちの力でやってみようという、そういうアイデアを生み出す時期が、私は今の時期じゃないかと思っております。というのは、博物館の開館とかいうのは、多分、壱岐の歴史の中でもかつてないことだったと思います。産業の発展とか、いろんな物の流れってのは、商店で言えば、ルーティンですよ。普通の業務の中です。当然、その業務を毎年やっていく中での改造ってのも必要ですけど、その中にうまくいかないからってということで大きな設備投資をしたわけですよ。予定して。博物館という。その設備投資をした物が届く、でき上がるのに、それを稼ぐことに生かさないってことは、非常に大きなロスとなることは当たり前のことです。だから、先ほど言いましたように、基本に戻ってですね、ぜひ、皆さん方が先頭になって、あるいは、いろんな思いをうまく伝えて、壱岐市の活性化につながるようなアイデアをいろんな人から集めたらいいと思っております。

ちょっと長くなりましたけど、最後に、この項の締めくくりで、先ほど、イベントの周知の方法とか、そういうのもありましたけど、少なくとも今言いましたように、3月14日ってのは、一支国博物館のオープンっていうのは、壱岐にとって、本当に浮沈をかけた事業だと思います。そしたら、そういう事業のときには、やはり、皆さん、市民の皆さんが集まりましょうやと。博物館の内覧会もいいですけどね。そういう思いをもっと伝えたらよかったんじゃないかとは思っております。ですから、今後もですね、当然3月14日はスタートですので、ことしの平成22年、私は壱岐市活性化元年だと思っております。ですから、これをですね、ぜひ、みんなで共有して、この博物館の開館を生かしたいと思っております。

最後に、私の今までの長々とした意見に対して、市長の意見をいただきまして、この第1の項は終わりしたいと思いますしております。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 久保田議員には本当にいろんな面で勉強させられる発言をいただきましてありがとうございます。何をいいましても、あさってが開館でございます。これを起爆剤としてですね、吉岐を本当ににぎわいの持てる島にしていかなきゃなりません。そのためにですね、ひとつお願いがございます。過去にいろいろ、この問題について議論ございました。ひとつ、3月14日を機にですね、過去のことは一切流してですね、私たちの周知の仕方のまずさとか、いろいろな対応の悪さありました。しかし、それこそ今議員がおっしゃるように、いわゆる元年の元日なんです。あさってではですね。ですから、ひとつ、過去のいろんなものにふたしろという意味じゃございません。それを糧といたしまして、今後はそれこそ、今から日が上るんだという、そういうことをですね、ひとつ皆さん、職員にも私は再度申します。皆さん方も、市民の皆様方も、ひとつ、吉岐にはこの財産があるんだと、今からスタートだと、こういう気持ちを私はメンタル的に持つことが非常に大事だと思ってます。ひとつ、御協力をお願いいたします。久保田議員の御提言ありがとうございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 久保田恒憲議員。

○議員（1番 久保田恒憲君） それでは、質問の第2項ですね。それとちょっと、一般質問通告書の中で、この真ん中にちゃんとした読みやすいように横に線を引くの忘れておりました。次回からはきれいに皆さんと同じように、ここに横に線を引いた書式にしたいと思っております。

2番、税金の有効の徹底を目的として立ち上げた無駄遣いストップ本部、私も以前、以前というか、今でも本部員なんですけど、これについて簡単に質問したいと思っております。

質問の要旨に書いてありますように、立ち上げ当初は市民の意見が数件出されて、それを会議でも取り上げたように記憶しております。しかし、その後、今はちょうど経過観察期間ということなんですけど、その後、そういう意見、市民からの意見が出されているのかどうかという点と、やはり、これも無駄遣いストップ本部、立ち上げるのは早かったです。ただ、現実的なものとして、意見の集約をするためには、やはり、皆さんに多く知らせることが必要です。担当者にも話したことはあります。もうちょっと意見が出ないという結果は、やはり、皆さんの意見がないんじゃないかと、ひょっとしたら、こういうものがあるっていうことを知らない人がいるかもしれないんだということを何回か伝えましたが、やはり、忙しい中ですね、なかなかそういう徹底もされてないようです。ですから、まず、それをもう一度周知していただきたいというのと、人数構

成ももう一度考えていただきたいと。私もこういう立場になりましたので、果たして民間委員として、いいのか、どうか。少なくとも、市民が求めているのは事業仕分け的なものであって、それをどういう形で生かすにしろ、無駄遣いストップ本部の中で取り上げていくには、人員構成を変える必要があるんじゃないかというふうに思っておりますので、この件について、市長の見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 久保田議員の２つ目の御質問でございます。税金有効活用の徹底を目的として立ち上げた無駄遣いストップ本部の現状についてということでございます。

平成２０年５月に無駄遣いストップ本部を立ち上げまして、久保田議員につきましても、これまで無駄遣いストップ本部員として御意見をいただいていたところでございます。これまで市民の皆様からの無駄遣いストップに関する御意見については、平成２０年６月号の広報誌で募集を行い、そのほか機会をとらえて、市民の皆様にご意見募集についてお話をさせていただいてまいりました。これまで募集当初の６件の御意見、御提案をいただいておりますが、その後は皆無でございます。本実施計画については平成２１年度までの計画を策定しておりましたので、平成２２年度からは実施計画を今後策定することといたしておりますので、実施計画の策定に当たり、広報誌等で市民の皆様からの意見募集を行ってまいりたいと考えております。

なお、参考までに、市民の皆様からの御意見、御提案につきましては、無駄遣いストップという観点ではございませんけれども、「市長への手紙」を本年１月号の広報誌に掲載し、これまで３０件の御意見、御提案をいただいております。また、民間委員の件でございますけれども、確かに本部員として、市の理事等が９人、そして民間委員が４人ということで、民間委員が少ない状況になっております。これまで各種委員の選出において公募を行った委員もございますけれども、その実績としてはなかなか応募がないという現状にございます。しかしながら、こうしたことも含めまして、委員の専任につきましては今後検討を行ってまいりたいと思ひますし、新年度の委員について反映できればと思っておりますのでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 久保田恒憲議員。

○議員（１番 久保田恒憲君） 無駄遣いストップ本部っていう表現が一時話題にもなりましたけど、市長への手紙ですかね。それももちろんいいんですけど、やはり、せっかく立ち上げた部署ですからね、その部署への反応が、この１番最初の６件以外にないということはもう。それが形とは違って、市長の何とか、そのほうには来てるっていうことは、最初の目的と募集方法がうまくマッチしてないっていうことはすぐに判断できるわけですね。それが意見を募集するんであ

れば、そういうふうに、市の無駄遣いに対する御意見とかというようなものの募集しておりますってことは、再度、いろんなところで伝えていただいて、意見の集約をしていただければと思っております。

それから、先ほどの民間委員の選出ですけど、確か2年ぐらいの任期だったんで、できればですね、私はどうなるのかわかりませんが、おりたいと思うんですけど、そのところ、ちょっと最後にお答えをいただきたいと思っております。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 先ほど申し上げましたように、新しい委員さんにつきましては公募を試みたいと思っております。そして、その枠につきましても、ふやす方向で臨みたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 久保田恒憲議員。

○議員（1番 久保田恒憲君） はい。じゃあ、無駄遣いストップもそうですが、やはり、当面の3月14日の開館に向けてですね、今からでも遅くない宣伝活動とかいうのがあると思いますので、私を含めて、ぜひ、盛り上げていきたいと思っております。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

〔久保田恒憲議員 一般質問席 降壇〕

○議長（牧永 護君） 以上をもって久保田恒憲議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（牧永 護君） ここで暫時休憩をいたします。再開を14時30分とします。

午後2時17分休憩

.....

午後2時30分再開

○議長（牧永 護君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、8番、市山和幸議員の登壇をお願いします。

〔市山 和幸議員 一般質問席 登壇〕

○議員（8番 市山 和幸君） それでは通告をしておりました3項目について質問いたします。

まず、1項目目の特別養護老人ホーム施設建設については、昨日質問された、町田正一議員とほぼ同趣旨の質問内容でありますので、昨日の市長の答弁に沿って質問をしたいと思います。通告にない部分が少し含まれるかもしれませんがよろしくお願いします。

市長は、施政方針の中で、特養ホームの建てかえについては吉岡市福祉施設等整備検討委員会の答申をもとに、本年度に建設場所の確定、また地質調査、建築設計書を策定し、２３年度に工事の着工をしたいとお話でありました。

市長も介護施設での仕事の経験をされておられます。吉岡市の実情に、介護の実情については、より詳しく理解をなさっておられると思います。昨日も町田正一議員の質問に答弁をされましたように、現在入所希望の待機者は吉岡市特養ホームで５５名、また、民間も合わせると百四、五十名ぐらいの待機者がおられます。今後１５年、２０年先には恐らく入居希望者数が現在の倍ぐらいか、また、それ以上に数が見込まれるのではないかと考えております。

実は私も、きのうは、町田正一議員は３棟ぐらい別々にちゅうような御提案をなされておりましたが、私もですね、実は今度建てかえについては、もう１００床とショートステイが２０床しかできないような、きのうの市長の答弁でありましたが、できれば、私も４０床ぐらい、この際、増床をしていただき、１４０床ぐらいを２カ所、今恐らく、今度の建設場所は今の勝本、湯ノ本地区の近辺だと思いますけど、私のできれば７０床ぐらいの特養ホームを２カ所ぐらいに分散して建てたほうが地域のニーズにこたえることができるんじゃないかと考えておりました。しかしながら、今回は建てかえということで１００床ぐらいの規模しかできないちゅうような話を伺いました。

その中で、きのうの市長の答弁には、増床の必要性は十分ある。小規模の特養も民間に委託してでも建設を考えたいとの答弁でありました。ぜひ、この小規模の特養ホームを２カ所、なかなか予算の関係もあるでしょうが、私も２カ所ぐらいですね、現施設は湯ノ本の近辺にできると思いますので、できれば、郷ノ浦地区、また芦辺地区に小規模特養ホームを分散して、今後検討していただきたい。ぜひ、その実現に向けて、市長のリーダーシップも向けて、取り組みに力を入れていただきたいと思います。また、これはちょっと通告はしておりませんでした。昨日の市長の答弁の中で、市の今後の介護サービスの計画の中に、２３年度以降に向かって地域密着型サービスの介護施設の検討がある旨の話がありました。ぜひ、この小規模多機能型居宅介護施設ですかね、これは２５名以下の施設と思いますが、この２カ所ぐらいに建設していただければ、今の特養の待機者の分散にもなりますし、市民のニーズにこたえることができると思いますので、ぜひ、これにも市長の強い決断によって実現に向けた取り組みをお願いしたいと思います。

市長がきのう言われました、小規模特養ホーム、また、その介護計画で上がっております施設、小規模多機能型の居宅介護サービス施設の取り組み、市長がどのように思っておられるのか、もう一度、御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（牧永 護君） 市山議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 8番、市山和幸議員の御質問にお答えをいたします。

特別養護老人ホームの施設建設について、昨日の町田議員に関連してということでございますが、プラス、小規模多機能型の施設建設をどう考えてるかということでございます。

昨日申し上げましたように、特別養護老人ホームの今回の整備については建てかえということで、100床プラスショートステイを20床ということで120床を基準に今考えておるところでございます。そのスケジュールについても今おっしゃったとおりでございます。ところで、今後15年から20年後には現在の2倍超の入所者が見込まれるんじゃないかということでございます。現在の計画と申しますか、75歳以上の人口は余り変わらないんですね。しかし、若者が下がるものですから、全体的に減っていくということになってるわけですが、その予想はともかくといたしまして、現在の参酌基準が壱岐で今公で100名、民間で60名っていうことで、160名の今壱岐では必要だよという県の参酌基準があるわけでございます。この参酌基準がこの160名を超えると予想されるのは平成26年、平成26年までは今の基準で行きますと、25年まではふやせないという状況でございます。しかしながら、壱岐は島でございます、陸続きじゃないために壱岐に住んでおって、福岡だと例えば町が違って、行政区が違っても行けるんですけど、壱岐は行けません。そういう特殊事情もございますので、今まで県にもそういうことを訴えてきたわけでございますけど、さらにそのことを訴えまして、この参酌基準の増加といえますか、枠外といえますか、そういったものを獲得していきたいなと思ってるところでございます。これがどの程度、私たちが要望してできるか。その辺は不透明でございますけど、積極的に新知事に、知事といえますか、最初は事務的になるわけでございますけど、要望していききたいと思っておる次第でございます。いずれにしても、今議員おっしゃいますように、100名を超える待機者がいらっしゃいます。そして、エリア的に申しますと、東部といわゆる芦辺、石田方面にもないというようなこともございますから、そちらのことも考えて、今後そういう方向で県に働きかけたいと思っておるところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 市山和幸議員。

○議員（8番 市山 和幸君） 今、市長から答弁いただきました。また、市長もこの介護施設の増床については、26年以降にまた検討したいという旨の決意はございました。今、本当に、家庭で介護するちゅうのは本当大変なんですよ。ちまたでは結構ニュースで介護疲れでみずから命を絶たれた方とかですね、そういう暗いニュースが結構流れております。壱岐のほうでもですね、このまま増床されなくて、100床ぐらいで、このままだったらですね、本当、この先にはそういう悲惨な事件も出てくる気がするわけですよ。ですから、今、市長もそういう検討はしていきたいということでありましたので、どうか県とも力を合わせて、ぜひ、増床のほうに力を

入れて、やっていただきたいと思います。

1点目はもう、町田正一議員からもありましたので、これで終わります。

続きまして、2項目の雇用対策について、2点お伺いをいたします。

壱岐市の活性化といってもですね、何ととっても生活の基盤である働く場所がないと、雇用の場所がないと話にならないわけですよ。今度も国の緊急雇用創出事業臨時特例交付金やふるさと雇用再生特別交付金などを活用された事業で、雇用の創出ができるようになったことは、本市にとって短期的には大変効果的とは思いますが、将来的には、この雇用の面に関しては非常に不安定であります。昨日の鵜瀬議員の質問の中にもありましたが、地域情報通信、基盤整備推進事業による超高速インターネットを生かした、ＩＴ関連業種の企業誘致が壱岐には最も実現性があるんじゃないかと私も思ってます。市長も施政方針の中で申されましたように、製造業者の企業の誘致は非常に運送コストとかを考えれば難しいと思います。前市長のときに誘致ができましたコール・センター、レオパレス２１については、本当に本市の雇用に大変な貢献をいただいております。市長も昨日の答弁でＩＴ関連会社２社ほど交渉しているとお話でありました。今度は新知事になられた中村知事も、壱岐の市民の皆さんで一番望みたい政策は何ですかと言うて、みんなに聞いて、この前も回られました。それは皆さんですね、答えはとにかく雇用の場所、仕事の場所を何とかしてほしいということ、もうほとんどの答えがそうでありました。壱岐の現状について、十分知事も御認識をなさっております。どうか市長も強く県に要望され、このＩＴ事業関連企業の市長の構想があられると思いますが、その誘致も含めた企業誘致、これはなかなか壱岐に来てくれちゃうても、それは簡単には行かないと思いますが、来ていただけるためなら、借地料の大幅は助成をしてでも、１００人、２００名の雇用ができるような会社であれば、本当に、今、若い人たちがほんと働く場所がないんですよ。これを何とか政策で実現していかないと、いつまでたっても、活性化、活性化って叫んでも、何もできないわけですよ。どうか市長もそのことは十分御認識なされてあると思いますので、ぜひ、このＩＴ関連の企業の誘致はもう市長の本当に強い決意も持っておられるようですので、ぜひ、誘致の実現に向けて頑張ってくださいと思います。

それから、もう１点、シルバー人材を活用した雇用の拡充についてという質問をいたします。

壱岐市シルバー人材センターは平成１７年１２月設立され、実質的には１８年から事業開始してあるようでありますが、国と壱岐市の補助金を受けて、社会福祉法人として事業をなされておるようでございます。市の直轄事業ではないわけでありましたが、４００万円の助成金を市から多分出されてあると思います。現在、あそこに登録されてある方２００名くらいおられます。登録者数は２００名くらいあるわけですが、実働者数としては半分の１００名くらいであります。事業実績にいたしましては初年度８００万円、２０年度には１，８００万円ぐらゐの実績はあるよ

うでございますが、これはもう広報というより、口コミで徐々に増加していったと思います。広報とかは年に1回ですね、広報誌で壱岐シルバー人材センターだよりというのがここに年間1回配信されておるようでございます。その中にはですね、仕事の内容についてあたりの配付はなされていないわけですね。よう私も仕事を依頼しました。本当に丁寧な仕事されます。また良心的に丁寧に仕事されます。また料金的にも非常に手ごろで、私も助かっておりますが、そのことをいろいろ市民からお尋ねがあるわけですが、なかなかご存じないわけですね。仕事、幾らぐらいでしてくれるとやろとか、いろいろ聞かれます。ですから、その料金に対してとか、仕事の業種の内容とかをほとんど市民の方、あんまり、30も40も業種は中にあるわけですが、その料金は、また時間給で全然一律じゃないわけですから、ばらばらになっておるようでございますが、そのこともあわせて広報で周知されたら、もう少し、今100名ぐらいほとんど仕事のない方にもですね、すばらしい方がおられます。中にはすばらしい技術やら、資格を持った方もおられます。金銭的にもそんなに高くないですから、仕事の依頼は皆さんが周知されれば、まだまだ100名ぐらいは、ほとんど仕事してない方にも仕事が行き渡ってくると思います。直轄じゃないわけですから、今の民間の企業にも仕事がなかなかないわけですけど、この2,000万円、3,000万円ぐらいの、今の、2,000万円ぐらいですかね、年間一仕事で民業を圧迫するというような形は、もう短期的な仕事ですから、二、三日とか、長くて3日ぐらいの仕事を受けてされてあるみたいですから、ぜひ、もう少し広報等つかれて、すばらしい技術を持たれたシルバーの人材がおられますんで有効活用したら、もう少し壱岐の活性化にもつながって、私は行くと思っております。

以上2点、企業誘致についてとシルバーを活用した雇用について市長の御見解を求めたいと思います。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 市山和幸議員の2番目の質問で雇用対策についてということでお答えを申し上げます。

国の交付金を活用した事業での雇用は短期的には大変効果的と思うが将来的に非常に不安であると。大幅の借地料の助成をしてIT関連企業業種の企業誘致を推進するという御意見でございます。

本市におけるIT関連業種の企業立地を促進するために、長崎県と壱岐市には情報通信関連企業の立地促進のための補助金がございます、人件費、事業所賃借料、通信費、設備投資等に関する助成を行い、企業誘致の推進を行っております。これまでの企業誘致の際には企業向け超高層情報通信サービスの提供が企業の求める条件の一つでありました。今般、この状況を満たすわ

けてございますが、今後、高速インターネットサービスが整備されますので、ＩＴ関連企業への誘致活動を積極的に展開をしてまいりたいと思っております。このＩＴ関連企業は、私が申すまでもなく、いわゆる遠隔地にあつて、そのマイナスを全く感じさせないというのがこのＩＴの特徴でございます。離島にとってＩＴ産業というのは、情報産業っていうのは、ＩＴ関連業種というのは、非常に誘致の可能性を秘めた企業であると思っておりますので、今後も力を入れていきたいと思っておりますのでございます。

次に、シルバー人材を活用した雇用拡充を図るべきだという御意見でございます。

議員おっしゃるように、不透明な経済状況の中において雇用情勢は悪化の一途をたどっておりまして社会問題となっております。こうした中、シルバー人材センターの存在はますます重要なものになってきております。シルバー人材センターの設立の大きな目標は、高齢者の長年にわたり培われた豊富な知識と経験を生かした雇用就労機会の確保を促進することであります。平成１７年１２月に設立されて以来、年々順調に実績を上げて、平成１９年度には補助対象基準である年間就労述べ人数の５，０００日を上回る５，２９３日となり、平成２０年度から４００万円の運営費の国庫補助の認定を受けるまでになっております。平成２０年度末の会員数は１９７名でございまして、年間就労述べ人数も６，５５４日となり、契約額におきましては１，７９８万１，０００円の事業実績を上げております。今後はできるだけ多くの登録された方々に雇用就労機会の提供ができますよう、さらなる業務の拡大を目指し、業務内容などの情報の発信を行っていただくことを提案してまいりたいと思っております。また、人材センターにおきましては基本理念である自主、自立、共同、共助のもと協力し合いながら、地域に密着したセンターを目指してほしいと思っております。御提案の行政から、このシルバー人材センターのある意味、宣伝をしてはどうかということでございますけれども、これは性格上、それは難しいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 市山和幸議員。

○議員（８番 市山 和幸君） シルバー人材センターの雇用については、市長も有効に利用してほしいという旨のお話でありました。宣伝というか、周知については、私もまたシルバー人材センターのほうにですね。

こういう料金表等あるんですよ。料金表、時間給とその業種も、これは業種もかなり５０ぐらいあるんですよ。こういうことは、市民の方は恐らく、広報で来るのは、これは、時間給とか載ってるのあんまり見たことありませんので、ぜひ、これが配付できるのであれば、また人材センターのほうに行ってお願いをしたいと思います。

次に３項目目、消費者相談室の設置について御質問をいたします。

訪問販売や電話勧誘による悪質な商法で不当な契約をされ、困っている方が急増しております。

私もよく相談を受けるわけですが、どこに相談に行ったらいいとでしょうか、知らない方がかなりおられます。また、知っておってもですね、市役所には行きにくい。何ですかってお尋ねすると、フロアーを通過して、担当課まで聞きに行くのは職員から見られて、なかなか相談に行きにくいって言われるわけですね。また、彦根市ではですね、石田庁舎内ですかね、観光商工課２階で相談を受けておられると思います。相談者、いろいろ相談はあるわけですが、とにかく庁舎内に入って相談を受けるのは非常に抵抗がある旨の話をされます。相談が少ない、年間にそんなに、あんまりたくさんはないと思いますが、こういう相談で今悩んである方、かなりおられると思うんですよね。それで今の庁舎内、今相談されてあるのは、多分庁舎に行かれた場合は、空いた会議室とかですね、その辺の空き部屋を使われて、何か対応なさってあるみたいであります、できれば相談室を設けていただいて、この相談室というのも、なかなか中入って、ぐるぐる行ったようなところがあれば、相談者もなかなか行きにくいと思うんですよね。できれば、庁舎のどっか入り口、入り口っていうても、なかなか、今は部屋はないわけですけど。今は石田庁舎内にあるわけですが、できれば郷ノ浦庁舎の地下会議室みたいな、ああいうところだったら、割と私は相談される方ももう気兼ねなくさって入って出られると思いますんで、ぜひ、ぜひ、この相談室設置に向けて考えをいただきたいと思います。そして、今、こういうような悪質商法に対してはですね、クーリングオフという、これは制度があるわけですけど、解約できるですね、手続きがあります。また、これは、役場のほうでもしていただいておりますが、昨年の１２月ですかね、大幅に改正されております。高齢者とかがなかなか詐欺に遭わないように、そうした悪質商法に遭わないために、大幅に、ほとんどの商品とか、販売契約に対して解約が、いろいろ解約できるように、そういう法律が改正されております。しかし、このことも市民の皆さんは余り、クーリングオフ、書類はついてくるんでしょうけど、どうして対応したらいいかわからんちゅう方が非常にたくさんおられます。ですから、こういうクーリングオフ制度についても、もう少し、市のほうで、住民サービスの一環でありますから、ぜひ、市のほうでそういう周知の徹底も図っていただき、住民の皆さんが気軽に、今後はまた、ますますそういう不況の中でありますので、市民をだまして契約するというような、いろいろそういうような販売方法がまた出てくるかと思っておりますので、どうか、相談室の設置をされたほうが私は住民サービスに対応した行政の仕事であると思いますので、そのこと市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 市山和幸議員の３番目の御質問、「消費者相談室の設置について」についてお答えをいたします。

今、本当に悪徳商法などでお困りの方が多いかと思いますが、クーリングオフ制度、それから

悪徳商法についての紹介をするチラシ、それから――悪徳商法を紹介するって、これ何か、悪徳商法にはこういうのがありますよという、そういうチラシにつきましては、それから消費者ホットラインを紹介するチラシなどについては機会をとらえて各戸配付をして周知に努めておるところでございます。今後もチラシの配付や広報誌に掲載して、周知に努めてまいりたいと存じます。平成２２年度から、県の事業である消費者行政活性化事業――済みません。消費者相談室につきましては、平成２２年度から県の事業である消費者行政活性化事業、これは補助率が１０分の１０でございます――を活用いたしまして、専属の相談員を配属して、消費相談業務の強化に努めてまいろうと思っておりますのでございます。

なお、消費者相談に当たりましては、プライバシーに考慮しながら行うことといたしておりますけれども、今おっしゃった、結果的に空いた部屋ということになるかもしれませんがけれどもですね、いちいち変えるということではなくて、ここだよという相談専用の部屋を特定をいたしまして、準備をいたしまして、対応したいと思っております。相談員につきましては、現在の担当課におきたいと思っておりますけれども、それがわかるように十分な周知を図ってまいりたいと思います。今議会におきましては、周知の方法について、いろんなことで周知不足ということが指摘を受けました。今後、周知につきましては、住民の方々が本当に御理解をしていただけるように、意を持って、この周知の対応についてはしていきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

- 議長（牧永 護君） 市山和幸議員。
- 議員（８番 市山 和幸君） 消費者の相談の窓口は設けるということでございますので、今市長が御答弁されました一定の場所ですね。一定の場所はあちこち、空いた会議室であちこち設けるんじゃないくて、今のほど言われた、空いた部屋でいいと思います。ただ、その入り口の看板ですかね、相談室という、それは看板は掲げてほしいと思いますね。相談者が来られて、なかなかあっち行き、こっち行き、迷われんようにですね。ぜひ、そのことだけ聞いて、私の質問を終わります、市長、よろしくお願いします。
- 議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

- 市長（白川 博一君） おっしゃるように、特定の部屋を指定して看板をかけたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

- 議長（牧永 護君） 市山和幸議員。
- 議員（８番 市山 和幸君） これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

〔市山 和幸議員 一般質問席 降壇〕

- 議長（牧永 護君） 以上をもって、市山和幸議員の一般質問を終わります。

-----・-----・-----

- 議長（牧永 護君） これで本日の日程は終了いたしました。ここで私からお願いを申し上げます。

3月14日一支国博物館の開館式典に続いて、午後1時グランドオープンします。各議員におかれましては式典を盛り上げるためにも、ぜひとも市民として参加されますようお願いして閉会のあいさつとします。お疲れさまでした。

午後3時02分散会

平成22年第1回定例会 壱岐市議会会議録(第5日)

議事日程(第5号)

平成22年3月23日 午前10時00分開議

日程第1	議案第6号	長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第2	議案第7号	長崎県市町村総合事務組合の規約変更について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第3	議案第8号	長崎県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第4	議案第9号	壱岐市行政組織条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第5	議案第10号	壱岐市個人情報保護条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第6	議案第11号	壱岐市附属機関設置条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第7	議案第12号	壱岐市職員定数条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第8	議案第13号	壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第9	議案第14号	壱岐市嘱託職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第10	議案第15号	壱岐市三島航路事業条例の制定について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第11	議案第16号	壱岐文化ホール条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第12	議案第17号	壱岐市文化財展示施設条例の制定について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第13	議案第18号	壱岐市地域福祉活動拠点施設条例の制定について	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第14	議案第19号	壱岐市国民健康保険出産費貸付基金条例の廃止について	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第15	議案第20号	壱岐市ペット霊園条例の制定について	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第16	議案第21号	壱岐市農業機械銀行条例の一部改正について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第17	議案第22号	壱岐市死亡獣畜取扱場条例の一部改正について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決

日程第18	議案第23号	壱岐市堆肥センター条例の制定について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第19	議案第24号	壱岐市火災予防条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第20	議案第25号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市郷ノ浦町デイサービスセンター）	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第21	議案第26号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市勝本町ふれあいセンターかざはや）	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第22	議案第27号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市芦辺町クオリティーライフセンターつばさ）	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第23	議案第28号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市石田町総合福祉センター）	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第24	議案第29号	公の施設の指定管理者の指定について（勝本総合運動公園）	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第25	議案第30号	市道路線の廃止について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第26	議案第31号	市道路線の認定について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第27	議案第32号	平成21年度壱岐市一般会計補正予算（第10号）	予算特別委員長報告・可決 本会議・可決
日程第28	議案第33号	平成21年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第29	議案第34号	平成21年度壱岐市老人保健特別会計補正予算（第2号）	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第30	議案第35号	平成21年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第31	議案第36号	平成21年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第7号）	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第32	議案第37号	平成21年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第5号）	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第33	議案第38号	平成21年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第4号）	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第34	議案第39号	平成21年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第3号）	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第35	議案第40号	平成21年度壱岐市病院事業会計補正予算（第4号）	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第36	議案第41号	平成21年度壱岐市水道事業会計補正予算（第2号）	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第37	議案第42号	平成22年度壱岐市一般会計予算	予算特別委員長報告・可決 本会議・可決
日程第38	議案第43号	平成22年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決

日程第39	議案第44号	平成22年度壱岐市老人保健特別会計予算	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第40	議案第45号	平成22年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第41	議案第46号	平成22年度壱岐市介護保険事業特別会計予算	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第42	議案第47号	平成22年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第43	議案第48号	平成22年度壱岐市下水道事業特別会計予算	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第44	議案第49号	平成22年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第45	議案第50号	平成22年度壱岐市三島航路事業特別会計予算	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第46	議案第51号	平成22年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第47	議案第52号	平成22年度壱岐市病院事業会計予算	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第48	議案第53号	平成22年度壱岐市水道事業会計予算	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第49	議案第54号	一般廃棄物最終処分場（本体）建設工事請負契約の締結について	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第50	議案第55号	財産の無償譲渡について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第51	平成21年 請願第2号	定置漁業の生産力維持、雇用対策、地域活性化に関する請願	産業建設常任委員長報告・採択 本会議・採択
日程第52	承認第2号	損害賠償額の決定についての専決処分を報告し、承認を求めることについて	総務課長 説明、質疑 委員会付託省略、承認
日程第53	同意第1号	壱岐市教育委員会委員の任命について	市長 説明、質疑なし 委員会付託省略、同意
日程第54	同意第2号	壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任について	市長 説明、質疑なし 委員会付託省略、同意
日程第55	同意第3号	壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任について	市長 説明、質疑なし 委員会付託省略、同意
日程第56	同意第4号	壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任について	市長 説明、質疑なし 委員会付託省略、同意
日程第57	同意第5号	壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任について	市長 説明、質疑なし 委員会付託省略、同意
日程第58	発議第1号	「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書の提出について	提出議員 説明、質疑なし 委員会付託省略、可決
日程第59	発議第2号	永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書の提出について	提出議員 説明、質疑 委員会付託省略、可決

日程第60	発議第3号	離島の燃油に係る税とする法律制定を求める意見書の提出について	提出議員 説明、質疑なし 委員会付託省略、可決
追加日程 第1	議案第56号	平成21年度沓崎市一般会計補正予算（第11号）	財政課長 説明、質疑なし 委員会付託省略、可決
日程第61		委員会の閉会中の継続審査及び継続調査申し出の件	申し出のとおり決定

本日の会議に付した事件
（議事日程第5号に同じ）

出席議員（20名）

1 番	久保田恒憲君	2 番	呼子 好君
3 番	音嶋 正吾君	4 番	町田 光浩君
5 番	深見 義輝君	6 番	町田 正一君
7 番	今西 菊乃君	8 番	市山 和幸君
9 番	田原 輝男君	10番	豊坂 敏文君
11番	中村出征雄君	12番	鵜瀬 和博君
13番	中田 恭一君	14番	榊原 伸君
15番	久間 進君	16番	大久保洪昭君
17番	瀬戸口和幸君	18番	市山 繁君
19番	小金丸益明君	21番	牧永 護君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長	松本 陽治君	事務局次長	加藤 弘安君
事務局係長	瀬口 卓也君	事務局書記	村部 茂君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	久田 賢一君
教育長	須藤 正人君		

壱岐島振興推進本部理事		松尾	剛君
市民生活担当理事		山内	達君
産業経済担当理事		牧山	清明君
消防本部消防長		松本	力君
総務課長		堤	賢治君
政策企画課長		山川	修君
会計管理者		目良	強君
保健環境担当理事		山口	壽美君
建設担当理事		中原	康壽君
病院事業管理監		市山	勝彦君
財政課長		浦	哲郎君
管財課長		中永	勝巳君
教育次長		白石	廣信君

午前10時00分開議

○議長（牧永 護君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であり、定足数に達しております。

これより、議事日程表（第5号）により本日の会議を開きます。

本日までに、白川市長より追加議案6件の送付があり、議事日程に追加しておりますので御了承願います。

----- ・ -----

日程第1．議案第6号～日程第51．請願第2号

○議長（牧永 護君） 日程第1、議案第6号長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についてから、日程第51、平成21年度請願第2号定置漁業の生産力維持、雇用対策地域活性化に関する請願についてまで51件を一括議題とします。

本案の審査は、各委員会へ審査を付託しておりましたので、その審査結果について各委員長から報告を求めます。初めに、総務文教常任委員長の報告を求めます。町田光浩総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長（町田 光浩君） 登壇〕

○総務文教常任委員長（町田 光浩君） それでは、総務文教常任委員会の委員会審査報告を行います。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定しましたので、壱岐市議会会議規則第103条の規定により報告をいたします。

議案第6号長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について、原案可決。

議案第7号長崎縣市町村総合事務組合の規約変更について、原案可決。

議案第9号壱岐市行政組織条例の一部改正について、原案可決。

議案第10号壱岐市個人情報保護条例の一部改正について、原案可決。

議案第11号壱岐市附属機関設置条例の一部改正について、原案可決。

議案第 12 号 吉野市職員定数条例の一部改正について、原案可決。

議案第 13 号 吉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第 14 号 吉野市嘱託職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の制定について、原案可決。

議案第 15 号 吉野市三島航路事業条例の制定について、原案可決。

議案第 16 号 吉野文化ホール条例の一部改正について、原案可決。

議案第 17 号 吉野市文化財展示施設条例の制定について、原案可決。

議案第 24 号 吉野市火災予防条例の一部改正について、原案可決。

議案第 50 号 平成 22 年度 吉野市三島航路事業特別会計予算、原案可決。

また、委員会の意見といたしまして、議案第 14 号 吉野市嘱託職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の制定については、かねてより本委員会においても問題の指摘がなされていた事案であり、このたび条例整備を行うことは評価できる。しかし、条例の内容及び現在の処遇の相違点等について当該職員に対する周知説明が不十分であり、一部混乱を招いている。当該職員にとっては各人の生活に直結する問題であり、十分に配慮すべきと考える。

また、今後規則の整備もあわせて、各課の状況を十分に把握した上で運用されるよう意見を付すものであるといたしております。

なお、審議の内容において、議案第 16 号 吉野文化ホール条例の一部改正についての審議においてですが、吉野郷土館の跡地の利活用において市民からの強い要望や提案があったことに対して、行政の対応、説明にもいたらない点があった等の指摘が複数なされました。

健診センターとしての利用や、施設の管理面からも、今回、会議室としての利用は妥当であると判断をいたしました。しかし、市民の要望の中にもあったフリースペースの必要性は大いに理解できるところであり、商店街の空き店舗の活用や図書館の整備等、さまざまな角度から今後ともそういった点については検討が必要であろうという見解を示しております。

以上、報告を終わります。

- 議長（牧永 護君） これから、総務文教常任委員長の報告に対し、質疑を行います。なお、委員長の報告に対する質疑は、審査の経過と結果であり、審議内容について提出者に質疑することとはできませんので申し上げます。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで総務文教常任委員長の報告を終わります。

〔総務文教常任委員長（町田 光浩君） 降壇〕

- 議長（牧永 護君） 次に、厚生常任委員長の報告を求めます。町田正一厚生常任委員長。

〔厚生常任委員長（町田 正一君） 登壇〕

○厚生常任委員長（町田 正一君） 委員会審査報告書、本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第 103 条の規定により報告します。

議案第 8 号長崎県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について、原案可決。

議案第 18 号壱岐地域福祉活動拠点施設条例の制定について、原案可決。

議案第 19 号壱岐市国民健康保険出産費貸付基金条例の廃止について、原案可決。

議案第 20 号壱岐市ペット霊園条例の制定について、原案可決。

議案第 25 号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市郷ノ浦町デイサービスセンター）、原案可決。

議案第 26 号、同じように、公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市勝本町ふれあいセンターかざはやについて）、原案可決。

議案第 27 号、同じように、公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市芦辺町クオリティライフセンターつばさ）、これも原案可決。

議案第 28 号、同様に、公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市石田町総合福祉センター）、原案可決。

議案第 33 号平成 21 年壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）、原案可決。

議案第 34 号平成 21 年度壱岐市老人保健特別会計補正予算（第 2 号）、原案可決。

議案第 35 号平成 21 年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）、原案可決。

議案第 38 号平成 21 年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第 4 号）、原案可決。

議案第 40 号平成 21 年度壱岐市病院事業会計補正予算（第 4 号）、原案可決。

議案第 43 号平成 22 年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算、原案可決。

議案第 44 号平成 22 年度壱岐市老人保健特別会計予算、原案可決。

議案第 45 号平成 22 年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算、原案可決。

議案第 46 号平成 22 年度壱岐市介護保険事業特別会計予算、原案可決。

議案第 49 号平成 22 年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算、原案可決。

議案第 52 号平成 22 年度壱岐市病院事業会計予算、原案可決。

議案第 54 号一般廃棄物最終処分場（本体）建設工事請負契約の締結について、原案可決。

委員会の附帯意見として、1 番、ペット霊園条例について、条例では「当該施設から 100 メートル以内に居住する住民の賛成を必要とする」とあるが、今回は地元住民の要望もあり、条例の原案は認めるが、運用規則において当該施設に隣接する土地所有者の同意及び公民館の同意もあ

わせて検討されたい。

2 番、国保会計について、医療費の増加と長引く不況についての収納率の低下について、現状について非常に厳しい認識を委員会としては持っている。国保の本年中の値上げを検討されているようであるが、一方で3億円以上の未収金対策を同時にしないと市民の理解は得られない。早急に具体策の検討をされたい。

3 番、特別養護老人ホームの建てかえについて、鯨伏地区を候補地として検討されているようであるが、地元公民館に反対があるのであれば、時期も迫っていることから早急に候補地の決定をされたい。

以上です。

- 議長（牧永 護君） これから、厚生常任委員長の報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで厚生常任委員長の報告を終わります。

〔厚生常任委員長（町田 正一君） 降壇〕

- 議長（牧永 護君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。鵜瀬産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長（鵜瀬 和博君） 登壇〕

- 産業建設常任委員長（鵜瀬 和博君） 本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第103条の規定により報告します。

議案第21号壱岐市農業機械銀行条例の一部改正について、原案可決。

議案第22号壱岐市死亡獣畜取扱場条例の一部改正について、原案可決。

議案第23号壱岐市堆肥センター条例の制定について、原案可決。

議案第29号公の施設の指定管理者の指定について（勝本総合運動公園）、原案可決。

議案第30号市道路線の廃止について、原案可決。

議案第31号市道路線の認定について、原案可決。

議案第36号平成21年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第7号）、原案可決。

議案第37号平成21年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第5号）、原案可決。

議案第39号平成21年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第3号）、原案可決。

議案第41号平成21年度壱岐市水道事業会計補正予算（第2号）、原案可決。

議案第47号平成22年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算、原案可決。

議案第48号平成22年度壱岐市下水道事業特別会計予算、原案可決。

議案第51号平成22年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算、原案可決。

議案第53号平成22年度壱岐市水道事業会計予算、原案可決。

議案第 55 号財産の無償譲渡について、原案可決。

委員会の意見としまして、議案第 37 号平成 21 年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）について、長年の懸案事項である郷ノ浦町亀川地区の雨水、排水対策については、平成 23 年度に県道新郷ノ浦港線が完成すれば今以上の雨水等が流れ込む恐れがある。また、近年集中豪雨など頻繁に発生しており、災害等の危険性もある。早急に県とも十分協議の上、将来を見据えた計画を立て抜本的な解消を望む。

続きまして、議案第 39 号平成 21 年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第 3 号）について、緊急雇用対策として実施した 1 級市道、観光道路の高枝伐採作業については、雇用者延べ 2,793 名のうち新規 2,284 名で、42 路線を実施した。今回の事業は市民にとっても好評の上、作業区域の公民館等の協力により、草・枝等の処理費を抑えることができた。今後とも厳しい経済状況のため、国、県の今回のような事業を大いに活用されたい。

議案第 48 号平成 22 年度壱岐市下水道事業特別会計予算について、公共下水道事業では計画予定であった南部処理区を廃止し、中央処理区にその一部の区域を統合整備される。また、漁業集落排水施設整備事業においては、現在芦辺大石地区の整備が進められている中、公共下水道事業の加入率は北部処理区域では約 54%、中央処理区域は約 30%、漁業集落排水施設整備事業の加入率は恵比須地区、約 84%、山崎地区、約 82%と高いが、平成 22 年供用開始した瀬戸地区では 22%と依然として低い。

生活排水の適正な処理と快適な生活環境を整備することは重要だが、多額の建設費と管理費が必要となるため、今後もさらに加入促進に向け努力をされたい。

続きまして、請願第 2 号について御報告いたします。

請願の審査計画及び審査結果について、壱岐市議会会議規則第 136 号の規定により報告します。

平成 21 年第 4 回定例会の 12 月 9 日に、本委員会に付託されました請願第 2 号定置漁業の生産力維持、雇用対策、地域活性化に関する請願の審査については、さきの定例会の最終日に報告しましたとおり、12 月 15 日の午後 1 時 40 分から紹介議員 2 名の出席を要請し、意見を求め、また午後 2 時から請願提出者の箱崎漁業協同組合の西組合長の出席を要請し、意見を求め、審査を行いました。

しかし、さらに調査する必要があるとして、継続審査の申し出をしたところです。ことしの 1 月 22 日、午前 9 時から箱崎漁協の会議室におきまして解散予定の経営団から意見を求めました。

当日は、団長が急遽欠席となり、赤木事務局長から意見を求めました。昭和 41 年 9 月の設立当時、組合員は四百数十名だったが、今は 168 名に減少していること。ここ二、三年前から利

益が見込めなくなり、ついに平成22年度は900万円の赤字になったこと等により、平成20年12月10日の臨時総会で漁業権の放棄に向けた事務を進める旨の決議がなされ、平成22年2月26日の総会で解散議決の予定とのことでした。

また、西組合長の話では、定置漁業の存続、地域活性化、雇用等の維持のため、箱崎漁協がこの事業を引き継ぎ、16名の従業員と40名の臨時雇用作業員、定置網漁の漁網、作業船、作業施設等一切の施設を引き受けるため、経営団と箱崎漁協との話し合いが何度も持たれているということでありました。

また、引き継ぎ後の箱崎漁業協同組合においては総合シミュレーションを作成しており、人件費等の経費削減を進めて定置網漁を行う計画であるが、少なくとも5年間は経営が軌道に乗らないのではないかと考えており、その間、継続維持に向け努力をしたいということでありました。

このことに対する助成を県に打診したところ、新規事業に対する補助はあるが、継承事業に対する補助メニューが見当たらなかったということでした。

委員からは、まだ解散予定の経営団の責任者から意見を聞いてないので、さらに意見を求めて調査する必要があるのではないかという意見が出されましたが、ほかの委員から今回の請願は定置網漁を引きつぐ箱崎漁協の経営に対する助成の請願であるので、3月末で解散する経営団をこれ以上調査しなくてもよいのではという意見が出され、ここの時点で採決を行うことになりました。

採決の結果、採択すべきものとなりました。なお、採決後のこの件についてさらに調査する必要があり、継続審査扱いが好ましいという少数意見の保留がありました。

委員会の意見として、近年の水産資源の減少や漁価の低迷等により、定置網漁を営む経営団定置、箱崎漁業経営団が解散するに当たり、箱崎漁業協同組合が従業員や漁網等の一切の施設を引きつぎ定置網漁を継続されます。地域漁業の振興、地域活性化、雇用の確保の趣旨に大いに賛同するものであり、また現在、水産業を取り巻く環境は資源・漁獲量の減少、魚価の低迷、燃油高騰、漁業者の高齢化、後継者不足など依然として大変厳しいことと、今回のような事例は県下でも初めてであり、該当する補助メニューが見当たらないことを考慮すれば今回限りの緊急的対応が必要と判断しました。

箱崎漁協におかれましては、経営改善を図られ、事業の発展を願うものであります市が助成する場合は、経営内容等を十分精査された上で、助成の根拠を説明できるように適正に執行されたい。措置としまして、市長に送付となっております。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（牧永 護君） これから産業建設常任委員長の報告に対し、質疑を求めます。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

〔産業建設常任委員長（鵜瀬 和博君） 降壇〕

- 議長（牧永 護君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。中田予算特別委員長。

〔予算特別委員長（中田 恭一君） 登壇〕

- 予算特別委員長（中田 恭一君） 予算特別委員会に付託されました委員会の審査の御報告をいたします。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定しましたので、苓崎市議会会議規則第103条の規定により報告いたします。

議案第32号平成21年度苓崎市一般会計補正予算（第10号）、原案可決。

議案第42号平成22年度苓崎市一般会計予算、原案可決。

以上でございます。

- 議長（牧永 護君） これから、予算特別委員長の報告に対し質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（牧永 護君） 質疑はありませんので、これで予算特別委員長の報告を終わります。

〔予算特別委員長（中田 恭一君） 降壇〕

- 議長（牧永 護君） 以上で、各委員会の報告を終わります。

これから議案第6号長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第6号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、議案第6号長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号長崎県市町村総合事務組合の規約変更について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第7号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長

の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、議案第7号長崎県市町村総合事務組合の規約の変更については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号長崎県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第8号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、議案第8号長崎県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号壱岐市行政組織条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第9号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、議案第9号壱岐市行政組織条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号壱岐市個人情報保護条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第10号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、議案第10号壱岐市個人情報保護条例の一

部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第１１号壱岐市附属機関設置条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第１１号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、議案第１１号壱岐市附属機関設置条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第１２号壱岐市職員定数条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第１２号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、議案第１２号壱岐市職員定数条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第１３号壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第１３号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、議案第１３号壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第１４号壱岐市嘱託職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 14 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、議案第 14 号壱岐市嘱託職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 15 号壱岐市三島航路事業条例の制定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 15 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、議案第 15 号壱岐市三島航路事業条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 16 号壱岐市文化ホール条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 16 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、議案第 16 号壱岐市文化ホール条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 17 号壱岐市文化財展示施設条例の制定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 17 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、議案第 17 号壱岐市文化財展示施設条例の

制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第１８号壱岐市地域福祉活動拠点施設条例の制定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第１８号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、議案第１８号壱岐市地域福祉活動拠点施設条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第１９号壱岐市国民健康保険出産費貸付基金条例の廃止について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第１９号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、議案第１９号壱岐市国民健康保険出産費貸付基金条例の廃止については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第２０号壱岐市ペット霊園条例の制定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第２０号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、議案第２０号壱岐市ペット霊園条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第２１号壱岐市農業機械銀行条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第21号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、議案第21号壱岐市農業機械銀行条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号壱岐市死亡獣畜取扱条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第22号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、議案第22号壱岐市死亡獣畜取扱条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号壱岐市堆肥センター条例の制定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第23号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、議案第23号壱岐市堆肥センター条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号壱岐市火災予防条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第24号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、議案第24号壱岐市火災予防条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第２５号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市郷ノ浦町デイサービスセンター）討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第２５号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、議案第２５号公の施設の指定管理者の指定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第２６号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市勝本町ふれあいセンターかざはや）討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第２６号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、議案第２６号公の施設の指定管理者の指定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第２７号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市芦辺町クオリティーライフセンターつばさ）討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第２７号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、議案第２７号公の施設の指定管理者の指定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第２８号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市石田町総合福祉センター）討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第２８号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員

長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、議案第２８号公の施設の指定管理者の指定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第２９号公の施設の指定管理者の指定について（勝本総合運動公園）討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第２９号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、議案第２９号公の施設の指定管理者の指定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第３０号市道路線の廃止について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第３０号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、議案第３０号市道路線の廃止については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第３１号市道路線の認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第３１号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、議案第３１号市道路線の認定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第３２号平成２１年度吉崎市一般会計補正予算（第１０号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第３２号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、議案第３２号平成２１年度壱岐市一般会計補正予算（第１０号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第３３号平成２１年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第３３号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、議案第３３号平成２１年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第３４号平成２１年度壱岐市老人保健特別会計補正予算（第２号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第３４号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、議案第３４号平成２１年度壱岐市老人保健特別会計補正予算（第２号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第３５号平成２１年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第３５号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、議案第３５号平成２１年度壱岐市後期高齢

者医療事業特別会計補正予算（第１号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第３６号平成２１年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第７号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第３６号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、議案第３６号平成２１年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第７号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第３７号平成２１年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第５号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第３７号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、議案第３７号平成２１年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第５号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第３８号平成２１年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第４号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第３８号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、議案第３８号平成２１年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第４号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第３９号平成２１年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第３号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第39号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、議案第39号平成21年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号平成21年度壱岐市病院事業会計補正予算（第4号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第40号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、議案第40号平成21年度壱岐市病院事業会計補正予算（第4号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号平成21年度壱岐市水道事業会計補正予算（第2号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第41号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、議案第41号平成21年度壱岐市水道事業会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。

再開を11時とします。

午前10時51分休憩

.....

午前11時00分再開

- 議長（牧永 護君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案審議を続けます。

次に、議案第42号平成22年度壱岐市一般会計予算に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第４２号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、議案第４２号平成２２年度壱岐市一般会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第４３号平成２２年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第４３号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、議案第４３号平成２２年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第４４号平成２２年度壱岐市老人保健特別会計予算に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第４４号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、議案第４４号平成２２年度壱岐市老人保健特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第４５号平成２２年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第４５号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、議案第４５号平成２２年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第４６号平成２２年度壱岐市介護保険事業特別会計予算に対する討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第４６号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、議案第４６号平成２２年度壱岐市介護保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第４７号平成２２年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算に対する討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第４７号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、議案第４７号平成２２年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第４８号平成２２年度壱岐市下水道事業特別会計予算に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第４８号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、議案第４８号平成２２年度壱岐市下水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第４９号平成２２年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第４９号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、議案第４９号平成２２年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第５０号平成２２年度壱岐市三島航路事業特別会計予算に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第５０号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、議案第５０号平成２２年度壱岐市三島航路事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第５１号平成２２年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第５１号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、議案第５１号平成２２年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第５２号平成２２年度壱岐市病院事業会計予算に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第５２号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、議案第５２号平成２２年度壱岐市病院事業

会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第５３号平成２２年度壱岐市水道事業会計予算に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第５３号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、議案第５３号平成２２年度壱岐市水道事業会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第５４号一般廃棄物最終処分場（本体）建設工事請負契約の締結について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第５４号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、議案第５４号一般廃棄物最終処分場（本体）建設工事請負契約の締結については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第５５号財産の無償譲渡について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第５５号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、議案第５５号財産の無償譲渡については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、平成２１年度提出請願第２号定置漁業の生産力維持、雇用対策、地域活性化に関する請願に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、請願第２号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長

の報告は採択すべきものです。本案は、委員長報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、請願第2号定置漁業の生産力維持、雇用対策、地域活性化に関する請願については、委員長報告のとおり採択することに決定されました。

-----・-----・-----

日程第52・承認第2号

- 議長（牧永 護君） 次に、日程第52、承認第2号損害賠償額の決定についての専決処分を報告し、承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

- 市長（白川 博一君） 本件につきましては、総務課長に説明させます。どうぞよろしくお願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

- 議長（牧永 護君） 総務課長。

〔総務課長（堤 賢治君） 登壇〕

- 総務課長（堤 賢治君） 承認第2号について御説明を申し上げます。

損害賠償額の決定についての専決処分を報告し、承認を求めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により議会において規定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告し承認を求める。本日の提出でございます。

これは、壱岐市議会におきまして市長の専決処分する軽易な事項として指定をいただいております事項中、「1件50万円以下において法律上壱岐市の義務に属する損害賠償の額を定めること」という項目に該当いたしますので、専決処分させていただいたものでございます。

それでは、次のページをお願いします。

平成22年3月19日付専決処分書、損害賠償の額を定めることについてでございます。本件の概要でございますが、平成21年10月16日、午後6時ごろ、壱岐市郷ノ浦町若松触1034番3付近の市道若松東2号線において、損害賠償の相手方が自家用車を運転走行中、道路を横断している側溝の上を通過した際、側溝ぶたが跳ね上がり後輪タイヤ側面に接触し、同タイヤ1本がパンク破損し同人の損害を及ぼしたものでございます。

損害賠償の相手方は、壱岐市郷ノ浦町在住の個人、1人で、損害賠償額は5,985円であり、これは当該車両のタイヤパンクにかかわる修理費用含む一切の損害賠償解決金でございます。

以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

〔総務課長（堤 賢治君） 降壇〕

- 議長（牧永 護君） これから、質疑を行います。質疑はありませんか。6番、町田正一議員。
- 議員（6番 町田 正一君） つい最近も似たような事例がありました。壱岐市議会としてはその50万円以下についての専決処分は認めておるわけですが、まず事実関係、こういうことがたびたびあると、例えば壱岐市の道路の中にも正直言ってでこぼこも非常に多いし、そのたびに車のタイヤがパンクしたとかいうときに一々全部壱岐市が負担してパンク修理していたら、これは今後、非常に膨大な事務処理になると思うんですが、これ1つは事実関係の確認はどうされてるのか。

それからこれ全部出したことは恐らく100%壱岐市が悪いという状況になっと思うんですが、その立ち会いとか、事実確認等についてはどういうふうにされとるとか、総務課長、答えてもらいませんか。

- 議長（牧永 護君） 総務課長。
- 総務課長（堤 賢治君） 6番議員の御質問でございます。

事実関係の確認ということでございますが、この種の事件が発生いたしますと、そこを管理している担当課のほうで現地に赴きまして、現地を確認するということでございます。

なお、この種の事故に対する賠償金の負担でございますけれども、これにつきましては全国町村等総合賠償補償保険というのに加入をいたしておりまして、こちらのほうから支出をさせていただいているということでございます。

以上でございます。

- 議長（牧永 護君） 6番、町田正一議員。
- 議員（6番 町田 正一君） そしたら、おかしいんですね。21年の10月16日に事案が発生しとるわけですねえ。

そして、なぜ今ごろになって専決処分の了解があったわけですか。本人に払ったのが、つい最近ということですか。

- 議長（牧永 護君） 堤総務課長。
- 総務課長（堤 賢治君） 6番議員の御質問にお答えをいたします。

示談書を取り交わしましたのが平成22年3月5日ということでございまして、直ちに専決処分をし、本日報告をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

- 議長（牧永 護君） 堤総務課長。
- 総務課長（堤 賢治君） 説明不足でございますけれども、今回、壱岐市が加入しております補償保険制度から保険金が出たわけございまして、これに該当しない場合は壱岐市は負担をし

ないということになります。

なお、苓岐市が負担をすると、さらに先方が理解をされない場合は訴訟ということになりまして、以下、訴訟に基づいて支出することもあり得るということでございます。

以上でございます。

- 議長（牧永 護君） ほかに質疑ありませんか。4番、町田光浩議員。
- 議員（4番 町田 光浩君） 先ほどのお答で、市のほうが全額もってるわけですね。この金額、その金額自体が極端に大きな金額ではないんですが、ただ全額市のほうが負担をしているという、補償をしたということであれば、100%市側に責任があるということを認めているわけですね。

この側溝ぶたが跳ね上がってパンクをしたということなんですが、100%市が責任を認めたということはですよ、側溝ぶたが車が通った時点でそうやって跳ね上がることが予想されたにもかかわらず放置していたということを認めたということになるんじゃないんですか。

もし、そうであるならば、そういう箇所が実際、今、市内にどれだけあるのかというのは把握されようとするようなことはされているのか、その点をお聞かせください。

- 議長（牧永 護君） 中原建設担当理事。
- 建設担当理事（中原 康壽君） ただいまの件についてお答えをいたしますが、側溝、横断側溝と側溝の確認はすべてを網羅はしておりません。

ですから、その地区公民館等から連絡があった場合は担当者が出向きまして確認はしているわけですが、こういった、ときどき横断ぶたが天秤を踏んだというようなことで事故が起こったということで、今、総務課長からも答弁がっておりますように、補償会社の是非をまず確認してから、どうしても市が負担をしなければならないというときに、この保険から出してもらっているという状況でございます。

ですから、すべてを確認せよとなりますと大分時間もかかりますが、地域の住民の代表者の方から不具合なところがあったら即時でこちらで対応するようにはいたしておりますが、たまたまこういったことが置きまして、大変申しわけなく思っているところでございます。

- 議長（牧永 護君） 町田光浩議員。
- 議員（4番 町田 光浩君） もちろん、市内全部確認して把握しろというのは無理な話なんですよね。

ですから100%、こちらの責任を認めたということはそういう事例になるのかと思ってちょっと確認をさせてもらったんですが、今、理事が言われたんですが、地域の公民館長さん等だと思いますが、そういう箇所が市のほうに報告があった場合はもうすぐに対応されてるということです。その点はこういう事例が頻繁に起きないように、整備のほうをよろしくお願い

したいと思ひまして質問を終わります。

○議長（牧永 護君） ほかに質疑ありませんか。 11番、中村出征雄議員。

○議員（11番 中村出征雄君） 1点だけお尋ねしますが、3月の19日に示談したということですが、この損害賠償金はいつ払えるのか、当然一般会計に予算計上して歳入を組んで、そして歳出を予算計上してから払われるのかどうか。その点だけお尋ねします。

○議長（牧永 護君） 堤総務課長。

○総務課長（堤 賢治君） 11番議員の御質問にお答えをいたします。

この補償金につきましては、予備費充用をいたしまして支払いを完了いたしております。

以上でございます。

○議長（牧永 護君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。承認第2号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。したがって、承認第2号損害賠償額の決定についての専決処分を報告し、承認を求めることについては委員会付託を省略することに決定しました。

これから、承認第2号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、承認第2号を採決します。この採決は起立によって行ひます。本案は、これに同意することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、承認第2号損害賠償額の決定についての専決処分を報告し、承認を求めることについては、承認することに決定いたしました。

-----・-----・-----

日程第53．同意第1号

○議長（牧永 護君） 次に、日程第53、同意第1号壱岐市教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

- 市長（白川 博一君） 同意第１号壱岐市教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

下記の者を壱岐市教育委員会委員に任命するものでございます。住所、壱岐市郷ノ浦町長峰本村触８２８番地、氏名、田原和雄、昭和１８年８月１７日生まれでございます。

提案理由は、教育委員会委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定により議会の同意を得ようとするものでございます。

本案は、現壱岐市教育委員会委員、井川武でございますけれども一が、平成２２年５月１９日をもって任期満了となるので、新たに田原和雄氏を教育委員会委員に任命するものでございます。

なお、同氏の経歴につきましては別紙参考を御参照願いたいと存じます。御審議賜りまして、御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

- 議長（牧永 護君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。同意第１号については、会議規則第３７条第２項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。したがって、同意第１号壱岐市教育委員会委員の任命については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから、同意第１号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（牧永 護君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、同意第１号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、同意第１号壱岐市教育委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

-----・-----・-----

日程第５４．同意第２号～日程第５７．同意第５号

- 議長（牧永 護君） 次に、日程第５４、同意第２号壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任についてから日程第５７、同意第５号壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任についてまで、４件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 同意第2号壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

下記の者を壱岐市固定資産評価審査委員会委員に選任するものでございます。

住所、壱岐市石田町筒城東触267番地、氏名、喜多丈美、昭和22年1月26日生まれ。

提案理由は、壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任について、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を得ようとするものでございます。

本案は、現壱岐市固定資産評価審査委員会委員4名が平成22年5月18日をもって任期満了となるので、新たに固定資産評価審査委員会委員に選任するものでございます。

なお、同氏の経歴につきましては別紙参考を御参照願います。

御審議賜りまして、御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

同意第3号壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

下記の者を壱岐市固定資産評価審査委員会委員に選任するものでございます。

住所、壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦140番地1、氏名、草野正純、昭和30年2月25日生まれ。

提案理由は、壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任について、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を得ようとするものでございます。

本案は、現壱岐市固定資産評価審査委員会委員4名が平成22年5月18日をもって任期満了となるので、新たに固定資産評価審査委員会委員に選任するものでございます。草野正純氏につきましては再任でございます。

なお、同氏の経歴につきましては、別紙参考を御参照願います。

御審議賜りまして、御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

同意第4号壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

下記の者を壱岐市固定資産評価審査委員会委員に選任するものでございます。住所、壱岐市勝本町勝本浦328番地、氏名、小畑英治、昭和23年2月17日生まれ。

提案理由は、壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任について、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を得ようとするものでございます。

本案は、現壱岐市固定資産評価審査委員会委員4名が平成22年5月18日をもって任期満了となるので、新たに固定資産評価審査委員会委員に選任するものでございます。

なお、同氏の経歴につきましては別紙参考を御参照願います。

御審議賜りまして、御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

同意第5号壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

下記の者を苓崎市固定資産評価審査委員会委員に選任するものでございます。

住所、苓崎市芦辺町国分東触 2 4 9 番地 2、氏名、占部利夫、昭和 2 6 年 2 月 2 0 日生まれ。

提案理由は、苓崎市固定資産評価審査委員会委員の選任について、地方税法第 4 2 3 条第 3 項の規定により議会の同意を得ようとするものでございます。

本案は、現苓崎市固定資産評価審査委員会委員 4 名が平成 2 2 年 5 月 1 8 日をもって任期満了となるので、新たに固定資産評価審査委員会委員に選任するものでございます。

なお、同氏の経歴につきましては別紙参考を御参照願います。

御審議賜りまして、御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。同意第 2 号から同意第 5 号については、会議規則第 3 7 条第 2 項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。したがって、同意第 2 号から同意第 5 号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから、同意第 2 号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、同意第 2 号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、同意第 2 号苓崎市固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定いたしました。

次に、同意第 3 号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、同意第 3 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、同意第 3 号苓崎市固定資産評価審査委員会

委員の選任については、同意することに決定いたしました。

次に、同意第４号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、同意第４号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、同意第４号壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定いたしました。

次に、同意第５号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 討論なしと認め、討論を終わります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これから、同意第５号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、同意第５号壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定いたしました。

-----・-----・-----

日程第５８．発議第１号

○議長（牧永 護君） 次に、日程第５８、発議第１号「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のＮＰＴ再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書の提出についてを議題とします。

提出議員の説明を求めます。１０番、豊坂敏文議員。

〔提出議員（１０番 豊坂 敏文君） 登壇〕

○提出議員（１０番 豊坂 敏文君） 発議第１号、本日の提出ですが、提出者、豊坂敏文、賛成者、瀬戸口和幸、町田光浩。

「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のＮＰＴ再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書の提出について、上記の議案を別紙のとおり壱岐市議会会議規則第１４条の規定により提出を行います。

意見書の案ですが、「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のＮＰＴ核兵器不拡散条約の関係ですが、再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書の案でございます。

昨年４月のオバマ米国大統領の核兵器のない世界に向けた演説以降、米国とロシアとの第１次

戦略兵器削減条約の後継条約の交渉開始、核不拡散・核軍縮に関する国連安全保障理事会首脳級会議における全会一致での決議の採択、同会合での鳩山総理の核兵器廃絶の先頭に立つとの決意表明、我が国が米国などと共同提案した核軍縮決議案の国連総会での圧倒的多数の賛成を得ての採択など、核兵器廃絶に向けた世界的な流れは加速しています。

こうした中、昨年８月、世界の３，２４１都市が加盟する平和市長会議総会が長崎において開催され、２０２０年までに核兵器を廃絶するための道筋と、各国政府が遵守すべきプロセスなどを定めた「ヒロシマ・ナガサキ議定書」を２０１０年ＮＰＴ再検討会議において採択を求めるなどの具体的な提案を盛り込んだ「ナガサキアピール」が決議されました。

このような動きを踏まえ、被爆国の政府として核兵器廃絶の取り組みをさらに確実にするために、国会及び政府におかれては平和市長会議が提案する「ヒロシマ・ナガサキ議定書」の趣旨に賛同し、２０１０年のＮＰＴ再検討会議において同議定書を議題として提案していただくとともに、その採択に向け核保有国を初めとする各国政府に働きかけていただくように強く要望します。

以上、地方自治法第９９条の規定に基づく意見書を提出します。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、以上でございます。

○議長（牧永 護君） これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、質疑を終わります。

〔提出議員（１０番 豊坂 敏文君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） お諮りします。発議第１号は、壱岐市議会規則第３７条第２項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。したがって、発議第１号は委員会付託を省略することに決定されました。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、発議第１号「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のＮＰＴ再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

-----・-----
日程第 5 9 . 発議第 2 号

- 議長（牧永 護君） 次に、日程第 5 9、発議第 2 号永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書の提出についてを議題とします。

提出議員の趣旨説明を求めます。14 番、榊原伸議員、お願いします。

〔提出議員（14 番 榊原 伸君） 登壇〕

- 提出議員（14 番 榊原 伸君） 発議第 2 号、平成 22 年 3 月 23 日、名古屋市議会議長牧永護様、提出者、榊原伸、賛成者、大久保洪昭、町田正一。

永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書の提出について、上記の議案を別紙のとおり、名古屋市議会会議規則第 14 条の規定により提出します。

永住外国人の地方参政権付与の法制化に反対する意見書（案）ですが、民主党の小沢幹事長は 9 月 19 日、韓国の国会議員代表者等と会談し、在日外国人ら永住外国人への地方参政権付与について賛成し、党内の意見集約を図りたいとの考え方を示したとされ懸念するところである。

参政権付与を巡っては、民主党は 2009 年の政策集に「結党時の基本政策に「早期に実現する」と掲げており方針は引き続き維持する」と掲載しているが、党内には一部の反対者もあり、衆議院選挙マニフェストへの掲載が見送られている。

我が国には、永住権資格を持つ外国人が約 91 万人生活しており、地域に密接な関係を持つに至っていることから、これら外国人に対し地方公共団体の意思決定に参加させるべきであるとして、これまでもしばしば永住外国人に対する地方参政権付与について議論がなされてきたところである。

しかし、日本国憲法は第 15 条において、「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」と規定し、また第 93 条第 2 項において、「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律を定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が直接これを選挙する」と規定しており、さらに同項中の「住民」の解釈として、平成 7 年 2 月 28 日の最高裁判所判例は「住民とは地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味するものと解するのが相当である」としていることから、日本国民ではない永住外国人に対し地方公共団体の議会の議員及び町の選挙権等を付与することは、憲法上問題があるといわざるを得ない。

また、先進 8 カ国を見ても、ロシアを省く 7 カ国は国として永住外国人に地方参政権を付与していない。永住外国人に地方参政権を与えている韓国との相互主義から日本も参政権を付与すべきという意見もあるが、そもそも在韓日本人で参政権を得ている者は数 10 人であるにもかかわらず、日本で対象となる在日韓国人は数 10 万人もいて、決して相互主義が成立する条件にないものである。

長崎県は、対馬の問題を抱えている。対馬は韓国領だと主張する韓国人がいて、実際に韓国資本により対馬の土地の多くが買われ、韓国人が移住しているという現在、もし在日韓国人に地方参政権が与えられたとしたら、韓国政府の意向を受けた地方公共団体の長や議員が誕生し、実質的には対馬を韓国領とされてしまうという悪夢が実現するのではないかという大きな疑念を持っている。

一方、国際法は第4条において、「外国人は、帰化によって、日本の国籍を取得することができる」と規定しており、永住外国人が憲法に基づく参政権を所得するためには、この国際法に定める帰化によるべきものとする。

よって、国におかれては永住外国人への地方参政権付与に関する法律を制定することのないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月23日、長崎県壱岐市議会、提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、副総理・国家戦略担当大臣、総務大臣、法務大臣、外務大臣、内閣官房長官。

以上でございます。

- 議長（牧永 護君） これから、質疑を行います。質疑ありませんか。17番、瀬戸口和幸議員。
- 議員（17番 瀬戸口和幸君） 内容については異議ありませんが、提出先で気になりましたので述べます。

第1項目は参議院「義長」、まあ、これはまあ変換間違いだと思いますが、その次の「副総理・国家戦略担当大臣」となっていますが、これは鳩山内閣、当初発足当時は副総理と国家戦略担当大臣が同列でしたが、今、副総理は管財務大臣であって、国家戦略担当大臣はたしか仙石氏じゃないかと思います。

そういうことでちょっとチェックされてみたらよろしいかと思います。

以上でございます。

- 提出議員（14番 榊原 伸君） ただいま指摘のありました点につきまして、精査しまして、報告したいと思いますので、よろしくお願いいたします。
- 議長（牧永 護君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（牧永 護君） 質疑ありませんので、質疑を終わります。

〔提出議員（14番 榊原 伸君） 降壇〕

- 議長（牧永 護君） お諮りします。発議第2号は壱岐市議会会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。したがって、発議第2号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（牧永 護君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、採決を行います。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、発議第2号永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

-----・-----・-----

日程第60・発議第3号

- 議長（牧永 護君） 次に、日程第60、発議第3号離島の燃油に係る税を免税とする法律制定を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出議員の趣旨説明を求めます。9番、田原輝男議員、お願いします。

〔提出議員（9番 田原 輝男君） 登壇〕

- 提出議員（9番 田原 輝男君） 発議第3号、壱岐市議会議長牧永護様、提出者、田原輝男君。賛成者、壱岐市議会議員、中田恭一、大久保洪昭。

離島の燃油に係る税を免税とする法律制定を求める意見書の提出について、上記の議案を別紙のとおり壱岐市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

離島の燃油に係る税を免税とする法律制定を求める意見書（案）、離島における燃油価格は長期間にわたり本土に比べ約2割程度割高となっている。離島では、公共交通機関がほとんど整備されておらず、通勤通学など移動を伴う活動は自家用車に頼らざるを得ない。

また、生活を支える経済活動においても燃油の比重が高く、特に基幹産業である農漁業においては燃油の利用が非常に多い。このように、島民の生活は本土に比べて割高な燃油を利用することでしか成り立たない状況であり、社会活動・経済活動、すべてにおいて高いコストを強いられてきた。

さらに、離島の平均所得は本土に比べ約3割程度低く、安定した生活の維持がさらに困難な状況にあると言わざるを得ない。生活の厳しさはもやは待ったなしである。

人口流出の過疎化の進行はもはやとどまる兆しも見えず深刻で、本土との経済的格差の継続は離島における生活の疲弊に拍車をかけるものである。

よって、国において、離島に対する本土との生活格差是正のため、適切な施策の実施を求めるものである。離島における住民の生活の安定と産業の振興を図り、自発的かつ持続的に離島が発展するよう、離島の燃油に係る免税措置を早急に法制化されるよう求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成22年3月23日、提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、国土交通大臣、総務大臣、経済産業大臣。

以上です。

○議長（牧永 護君） これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、質疑を終わります。

〔提出議員（9番 田原 輝男君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） お諮りします。発議第3号は吉崎市議会会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。したがって、発議第3号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、採決を行います。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、発議第3号離島の燃油に係る税を免税とする法律制定を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

ここで、そのままの状態しばらくお待ちください。議案を配付いたします。

午前11時52分休憩

.....

午前11時53分再開

○議長（牧永 護君） 再開します。

お諮りします。ただいま、白川市長より議案第56号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第56号を日程に追加し、追加日程第1とすることに決定いたしました。

-----・-----

追加日程第1．議案第56号

- 議長（牧永 護君） 次に、日程第1、議案第56号平成21年度壱岐市一般会計補正予算（第11号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

- 市長（白川 博一君） 本議案につきましては、財政課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

- 議長（牧永 護君） 浦財政課長。

〔財政課長（浦 哲郎君） 登壇〕

- 財政課長（浦 哲郎君） 議案第56号平成21年度壱岐市一般会計補正予算（第11号）について御説明申し上げます。

平成21年度壱岐市の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ301億3,387万5,000円とします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」により定めております。

（繰越明許費の補正）、第2条、繰越明許費の変更は「第2表 繰越明許費補正」によります。本日の提出でございます。

次の2ページ、3ページをお開き願います。

第1表 歳入歳出予算補正、歳入で14款国庫支出金2項国庫補助金は地域活性化・きめ細かな臨時交付金を4,175万3,000円を追加補正し、18款繰入金2項基金繰入金は減債基金繰入金を3,175万3,000円を財源調整で減額補正をいたします。

歳出で、2款総務費1項総務管理費は地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業費1,000万円を追加補正をいたすものでございます。

次に、4ページをお開き願います。

第2表、繰越明許費補正、1、変更、2款総務費1項総務管理費、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業を、補正前2億9,341万2,000円を補正後3億341万2,000円に変更補正をいたすものでございます。

歳入歳出予算補正、事項別明細書により歳出より説明をいたします。

10ページ、11ページをお開き願います。

国の平成21年度第2次補正予算地域活性化・きめ細かな臨時交付金が5,000億円で創設をされ、第1次交付限度額として4,500億円が設定され、壱岐市に1次限度額3億2,523万8,000円の内報があり、補正予算(第9号)で予算提案をいたし議決をいただいたところでございます。

今回、残り500億円の第2次配分で壱岐市に4,175万3,000円の追加があり、総額で3億6,699万1,000円の内報が参りました。一般会計補正予算(第9号)で、1割程度の3,468万1,000円の第2次配分を見込んで補正予算を提案をいたしておりましたが、見込みより多額の2次配分となり、事業費、歳出予算額が不足する状況となり、排水路整備工事請負費及び排水路整備工事に係る測量調査設計業務委託料で事業費総額1,000万円を補正いたすものであります。

工事箇所は、郷ノ浦町柳田、市道川口2号線、事業量、延長50メートル、勝本町本宮南触、桶田白滝地区、事業量21メートル及び芦辺町国分川迎地区、事業量72メートルの3地区の排水路整備工事分であります。及び、市道川口2号線の測量設計委託料であります。

歳入として、8ページ、9ページをお開き願います。

地域活性化・きめ細かな臨時交付金を追加補正をし、財源調整で減債基金繰入金を減額補正をいたしております。

なお、一般会計補正予算後で地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業で交付金対象の単独分として292万8,000円の一般財源を充てております。

資料で、基金の状況並びに事業内容を記載をいたしております。

以上で、議案第56号平成21年度壱岐市一般会計補正予算(第11号)の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〔財政課長(浦 哲郎君) 降壇〕

○議長(牧永 護君) これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧永 護君) 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第56号平成21年度壱岐市一般会計補正予算(第11号)は壱岐市議会会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧永 護君) 御異議なしと認めます。したがって、議案第56号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（牧永 護君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、採決を行います。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、議案第56号平成21年度沓崎市一般会計補正予算（第11号）は、原案のとおり決定されました。

-----・-----・-----

日程第61．委員会の閉会中の継続審査及び継続調査申し出の件

- 議長（牧永 護君） 次に、日程第61、委員会の閉会中の継続審査及び継続調査申し出の件を議題とします。

議会運営委員長、総務文教常任委員長、厚生常任委員長、産業建設常任委員長から委員会の審査及び調査中の事件について会議規則第104条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続審査及び継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、委員会の閉会中の継続審査及び継続調査することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、委員会の閉会中の継続審査及び継続調査とすることに決定いたしました。

お諮りします。今期定例会において議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定によりその整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。よって、そのようにとり計らうことに決定いたしました。

-----・-----・-----

- 議長（牧永 護君） 以上をもちまして、今期定例会に付議された事件はすべて終了いたしました。

資料を配付しますので、そのまましばらくお待ちください。

午後0時02分休憩

.....

午後 0 時03分再開

○議長（牧永 護君） 再開します。

ここで、白川市長より発言の申し出がっておりますので、発言を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 議会閉会に当たりまして、ごあいさつを申し上げます。

3月5日から本日まで19日間にわたり、本会議並びに委員会を通じまして慎重御審議を賜り、全議案について可決、御承認を賜り、まことにありがとうございました。心から敬意と感謝の意を表しますとともに、今会期中に賜りました御意見等につきましては十分尊重し市政運営に当たる所存でございます。

今後とも、御指導・御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

さて、3月14日オープンいたしました一支国博物館・長崎県埋蔵文化財センターにつきましては、開館当日の記念式典には中村長崎県知事、金子前長崎県知事、県会議長また議員各位を初め多くの御来賓皆様の御出席を賜り、盛大に挙行することができました。

また、グランドオープンに際しましては、予想をはるかに超える約2,100人の皆様が御来館され、オープン当日の入館者数は記念式典における御来賓を合わせ合計2,400人にのぼり、順調なスタートが切れたものと考えております。

その後も順調にお越しいただいており、平日の3月15日から19日までの入館者が合計2,587人、最大で754人、平均517人となっております。また、この連休中の20日に1,305人、21日が1,409人、22日は1,005人と、連日1,000人を超える皆様に御来館いただいております。

また、施設、展示内容等についても非常に好評を得ており、大変心強く思っております。今後多くの皆様に御来館いただけるよう、展示等の内容の充実はもとより、お迎えの心、おもてなしの心を第一に努めてまいりますので、御指導賜りますようお願いいたします。

また、市民皆様には御来館いただくとともに、島外の皆様にもぜひPR方よろしく願いいたします。

次に、今議会定例会の施政方針において、郷ノ浦港ターミナルビルの駐車場問題の方向性を本議会の会議中にお示しすると申しておりました。これにつきましては、12月29日から1月3日までの6日間、そして1月8日から2月14日までの金曜日から日曜日と祝祭日及びその前日の21日間、2月19日から3月9日までの19日間の計46日間にそれぞれの時間帯で臨時駐車場を含めた郷ノ浦港ターミナルビルの駐車場合計356台分の利用状況を調査してまいりました。

調査は、1日3回でございます。朝9時25分、ジェットフォイルの出港後及び17時45分

のフェリー出港後、そして最終便23時00分のフェリー入港後の3回でございます。

お手元に3月1日までの状況をグラフ化したものを差し上げております。その中で、まずレンタカーの駐車について2月26日にレンタカー協会との協議を行い、3月1日からレンタカーについてはターミナルビル駐車場を利用しないとの結論に達し、現在、徹底されている状況にございます。

その後の調査の結果においても、10数台の駐車場スペースの確保ができているところでございます。

また、調査の中で、3日間以上にわたり駐車している車両が多いときで130台もございます。中には、平日、壱岐で営業し、土曜・日曜日に車を置いて福岡に帰る営業車両等もあるようでございます。こうした3日以上駐車をしている車につきまして、送迎するといった方法や、郷ノ浦町漁協側の臨時駐車場にとめていただくことができれば駐車スペースは大きく広がってまいります。

こうしたことを勘案いたしまして、本ターミナルビルの駐車場については、長期駐車の改善を初め市民皆様ほか御利用される皆様の御協力をいただければ、万全とは言えませんが、駐車場の確保はできるものと考え有料にはしないという判断をいたしました。

市民皆様も駐車場を有料化することは望んでおられないと確信するものでございます。調査は現在も進めておりまして、3月までの結果を改めてグラフ化し、議員皆様に御説明することといたしております。

この件につきましては、今後もさらに調査を行い改善に向け取り組みを行ってまいります。市民皆様もどうか一足早く余裕を持った行動と市民皆様の気風であります「結（ゆい）の心、譲り合いの心、思いやりの心」を持って行動いただきますようお願いするものでございます。

駐車場有料化は市民の皆様望んでおらないと申し上げましたが、実は2、3、有料駐車場に賛成する御意見が届きました。その内容は、「有料化されればだれからも文句言われずに堂々とめられる」という本来の目的とは違った意見で有料化してくれとう御意見でございました。

私は、この一連の有料化問題について、本当に考えさせられるものがございました。やはり譲り合いの心、そして思いやりの心、この心をやはりみんなが持って、自分がしておくことについて迷惑がかかるんじゃないかというようなことを今からは持っていかなければと思うわけでございます。私は、そういった心の醸成をするのは、やはり私の責務であると思っておる次第でございます。

今後とも、そのことがまた、そういう気持を持つことが今最も壱岐が望んでおります入り込み客の皆様のおもてなしの心、そしてリピーターを確保する心、確保するためにはこの心が基本であると思っておるところでございます。

次に、人事について申し上げます。

4月1日付人事異動の内示を19日に行いました。合計114名の異動を行ったところでございます。このうち、一般職の新規採用5名については、初めての試みといたしまして、社会人としてのマナーを身につけ市民皆様から信頼される職員となる、そのための第一歩といたしまして、規律、そして協調が求められる消防本部において5日間の研修を行い、その後、長崎において公務員としての基礎を学ぶための初任者研修に参加させることといたしております。

また、家畜診療所部内の組織の強化を図ることを目的に、長崎県獣医師会会長でいらっしゃる竹下正興氏を嘱託任用とすることとしたところでございます。家畜診療所長として任用することにいたしました。市民皆様から信用・信頼され、また市民皆様の負託にこたえるよう職員の適正配置、職員教育に努めてまいりますので、今後も御指導賜りますようお願い申し上げます。

また、新聞報道で御存じの方もいらっしゃるかと存じますが、韓国釜山市の韓日親善協会会長を通じまして、3月5日に韓国国会議員ほか44名の皆様が本市を訪れていただいております。また4月2日は釜山市釜山広域市機張郡の郡守、いわゆる行政区のトップでございますけれども、議長ほかが来島されるということでございます。

この中で、一部報道にある機張郡との姉妹都市締結とかいうお話も機張郡郡守からの直接の話ではございませんけれども、お聞きをしておるところでございます。

私は、多くの皆様が壱岐を訪れていただき交流を深めていただくことは、心から歓迎をするものでありますし、壱岐市にとっても大変ありがたいことであります。ただ、姉妹都市の締結につきましては、官民とも長きにわたりさまざまな交流が行われ、振興を深めていって、その機が熟したその先に姉妹都市というものはあると考えておるところでございます。

いずれにいたしましても、この件につきましては議員各位また民間を含めた各関係期間とも十分に連携をとって対応してまいりますので、御指導いただきますようお願い申し上げるものでございます。

いよいよ新年度がスタートいたします。本議会定例会初日の施政方針において申し上げましたが、平成22年度はさまざまな懸案事項等への道筋をつけないといけない年度でございます。職員一丸となって全力で取り組んでまいりますので、御指導・御協力を賜りますようお願いいたしますとともに、議員各位におかれましては御健勝にて、より一層御活躍されますことを心からお祈り申し上げます閉会のあいさつといたします。

大変ありがとうございました。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

-----・-----・-----

○議長（牧永 護君） 以上をもちまして、平成22年第1回壱岐市議会定例会を閉会いたします

す。

午後 0 時12分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

議 長 牧 永 護

署名議員 瀬戸口和幸

署名議員 市 山 繁

閉会中継続審査 申出書

委員会名	事 件 及 び 理 由
厚生常任委員会	事件 請願 1 号 苓岐市立病院に関する請願 理由 更に慎重な審査を必要とするため

閉会中継続調査 申出書

委員会名	事 件
議会運営委員会	事件 ・ 本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項 期限 ・ 次期定例会招集日前日まで
総務文教 常任委員会	事件 ・ 政策企画課、原の辻プロジェクト室、総務課、財政課、管財課の各所管に関する調査 ・ 税務課の所管に関する調査 ・ 消防本部の所管に関する調査 ・ 教育委員会の所管に関する調査
厚生常任委員会	事件 ・ 市民福祉課、保護課の所管に関する調査 ・ 健康保健課、環境衛生課の所管に関する調査 ・ 苓岐市民病院及びかたばる病院の所管に関する調査
産業建設 常任委員会	事件 ・ 観光商工課、農林課、水産課の所管に関する調査 ・ 建設課、水道課の所管に関する調査